

# 歐州主要国における 知的財産権利行使マニュアル

---

[特許庁委託]

[著者]

Bird & Bird

Bruno Vandermeulen (ベルギー)

Yves Bizollon (フランス)

Felix Rödiger (ドイツ)

Armand Killan (オランダ)

Giovanni Galimberti (イタリア)

Manuel Lobato (スペイン)

Katharine Stephens (イギリス)

[発行]

日本貿易振興機構 デュッセルドルフ事務所

2012年9月発行

本調査における対象法域：

ベルギー\*イングランド・ウェールズ\*フランス\*ドイツ\*オランダ\*イタリア\*スペイン



Bird & Bird

## 目次

<b>概要</b>	8
<b>1. 第1章：調査法域の概要</b>	9
<b>1.1 審判の基本段階、公判期日、平均期限を含む代表的な公判の一般的実施</b>	10
<b>ベルギー</b>	10
公判形式	10
訴訟スケジュール	10
上訴	11
<b>イングランド及びウェールズ</b>	11
特許裁判所：高等法院及び州特許裁判所	11
上訴	17
州特許裁判所	17
<b>フランス</b>	19
公判形式	19
<b>ドイツ</b>	21
特許の公判形式	21
商標の公判形式	24
<b>イタリア</b>	25
公判形式	25
一審	25
抗告	26
破棄院（Corte di Cassazione）への再抗告	26
<b>オランダ</b>	27
公判形式	27
控訴	28
最高裁判所への上告	28
<b>スペイン</b>	29
公判形式	29
スケジュール	30
控訴	31
最高裁判所	32
<b>1.2 中央集権裁判所の管轄権</b>	33
<b>オランダ</b>	33
<b>フランス</b>	33
<b>ベルギー</b>	33
<b>スペイン</b>	33
<b>イングランド及びウェールズ</b>	34
商標、著作権、詐称通用及び意匠権	34
上訴	35
<b>ドイツ</b>	35
特許	35
商標及び意匠	36
<b>イタリア</b>	36
<b>1.3 専門裁判所の管轄権</b>	37
<b>イングランド及びウェールズ</b>	37
<b>ドイツ</b>	37
<b>フランス</b>	37
<b>オランダ</b>	39
<b>イタリア</b>	39
<b>ベルギー</b>	39
<b>スペイン</b>	39
追加コメント（前表中「*」の表示についてを含む）	41
<b>イングランド</b>	41
英國知的財産庁	41
商標登録局	41

著作権審判所	41
不服申立て	41
<b>イタリア</b>	<b>41</b>
スペイン	42
<b>2. 第2章：裁判所の特徴</b>	<b>43</b>
<b>2.1 裁判所における各知的財産権の争点と行使方法</b>	<b>43</b>
<b>ベルギー</b>	<b>43</b>
<b>イングランド及びウェールズ</b>	<b>44</b>
当事者	45
証拠	45
根拠のない脅迫	48
英國知的財産庁の見解	49
<b>フランス</b>	<b>49</b>
1. 知的財産権の不服申立て	50
2. 侵害訴訟	50
<b>ドイツ</b>	<b>50</b>
公判前	50
公判	52
商標及び意匠	53
<b>イタリア</b>	<b>54</b>
法律及び裁判所	54
裁判所における訴訟	54
裁判所での審理	55
商標の異議申立て手続	55
<b>オランダ</b>	<b>55</b>
暫定的差止めの手続	55
本案の審理	56
<b>スペイン</b>	<b>56</b>
裁判所	56
公判前	57
訴訟	57
代理	57
審理	57
当事者適格 (Ius Standi)	57
<b>2.2 裁判官及びその経歴</b>	<b>59</b>
<b>ベルギー</b>	<b>59</b>
<b>イングランド及びウェールズ</b>	<b>59</b>
控訴院及び最高裁判所の裁判官	59
<b>フランス</b>	<b>60</b>
<b>ドイツ</b>	<b>60</b>
特許	60
商標及び意匠	60
<b>イタリア</b>	<b>61</b>
<b>オランダ</b>	<b>61</b>
<b>スペイン</b>	<b>61</b>
<b>2.3 侵害の証拠を得るための発見、「押収」その他の手続</b>	<b>63</b>
<b>ベルギー</b>	<b>63</b>
「記述的押収措置」	63
<b>イングランド及びウェールズ</b>	<b>64</b>
1. 開示	64
2. 実験	66
3. 捜索命令	66
<b>フランス</b>	<b>67</b>
偽造品の押収 («saisie-contrefaçon»)	67
情報に対する権利	69
<b>ドイツ</b>	<b>69</b>

検査の請求	70
適用の実務：「デュッセルドルフモデル」	70
訴訟の過程における特定文書の提出	71
鑑定人	71
商標の事項	72
<b>イタリア</b>	72
<b>オランダ</b>	73
<b>スペイン</b>	74
知的財産に関する個別の法律条項	74
スペイン民事訴訟法：被疑侵害の商業規模	75
<b>2.4 無効の審理と侵害の審理との関係性</b>	76
「統合制度」	76
ドイツの「二元的制度」（バイファーケーション）	77
特許	77
商標及び意匠	78
<b>2.5 救済措置及び執行の手段</b>	79
全調査法域に適用の救済措置及び執行の手段	79
調査対象の各法域における具体的な措置及び追加情報	80
<b>ベルギー</b>	80
損害賠償	81
<b>イングランド及びウェールズ</b>	81
宣言による救済措置	81
執行	82
<b>フランス</b>	83
損害賠償	83
執行	84
<b>ドイツ</b>	84
救済措置の概要	84
差止めによる救済措置	84
侵害製品の除去	85
判決の公示	85
損害賠償	85
執行	86
暫定的差止め	87
<b>イタリア</b>	88
損害賠償	88
中間的措置	89
<b>オランダ</b>	89
暫定的差止め	89
損害賠償	90
<b>スペイン</b>	91
暫定的差止め	91
損害賠償	91
執行	92
<b>2.6 国内裁判所における EPO/OHIM の異議申立て手続の効果</b>	94
<b>ベルギー</b>	94
<b>イングランド及びウェールズ</b>	94
並行審理の停止	94
異議部の審決の効果	96
国内裁判所における OHIM の不服申立て審理の効果	96
<b>フランス</b>	97
<b>ドイツ</b>	98
特許	98
共同体商標	98
<b>イタリア</b>	98
<b>オランダ</b>	98
<b>スペイン</b>	99

<b>3. 第3章：欧洲各国での影響</b>	100
<b>3.1 国境を超えた問題</b>	100
<b>ベルギー</b>	100
<b>イングランド及びウェールズ</b>	102
<b>フランス</b>	104
国境を超えた方式による暫定的差止め	104
国外裁判所で開始されるトルピード訴訟のフランス国内の効果	105
損害賠償法の分配適用	105
<b>ドイツ</b>	105
特許権者が開始する積極的な侵害訴訟	107
侵害者となり得る当事者による非侵害の確認訴訟	109
商標	111
<b>イタリア</b>	111
国境を超えた方式による暫定的差止め	111
イタリアン・トルピード	112
<b>オランダ</b>	112
<b>スペイン</b>	113
<b>3.2 国外の審理を経て得た証拠の使用</b>	114
<b>ベルギー</b>	114
国外の裁判所からもたらされた証拠	114
ベルギーで得られた証拠の国外裁判所での提出	114
<b>イングランド及びウェールズ</b>	114
<b>フランス</b>	115
国外裁判所からもたらされた証拠	115
フランスで得られた証拠の国外裁判所での提出	116
<b>ドイツ</b>	116
特許	117
商標	117
<b>イタリア</b>	117
<b>オランダ</b>	119
<b>スペイン</b>	119
<b>3.3 国外判決の影響及び可用性</b>	121
<b>ベルギー</b>	121
<b>イングランド及びウェールズ</b>	121
<b>フランス</b>	121
欧洲の知的財産庁が下す審決	121
国外裁判官が下す判決	122
<b>ドイツ</b>	123
特許	123
商標	123
国外判決の承認及び執行可能性	123
イタリア	124
<b>オランダ</b>	125
<b>スペイン</b>	125
<b>4. 第4章：費用の比較</b>	126
<b>4.1 費用の裁定及び弁護士費用の償還</b>	126
<b>イングランド及びウェールズ</b>	126
<b>ドイツ</b>	126
<b>フランス</b>	126
<b>オランダ</b>	129
<b>イタリア</b>	129
<b>ベルギー</b>	129
<b>スペイン</b>	129
追加情報（上記表中「*」で示された箇所）	133

<b>5. 第5章：訴訟の提起場所</b>	134
<b>5.1 訴訟を開始する国</b>	134
ベルギー	134
イングランド及びウェールズ	134
フランス	135
ドイツ	135
イタリア	136
オランダ	136
スペイン	137
<b>5.2 特許侵害訴訟を開始する可能性のある裁判所：適切な裁判所の選択、多様な要因の検討</b>	139
ベルギー	139
イングランド及びウェールズ	139
フランス	139
ドイツ	139
イタリア	140
オランダ	140
スペイン	140
<b>5.3 多様な裁判所の利点及び欠点、その国内訴訟規則</b>	141
ベルギー	141
イングランド及びウェールズ	141
フランス	142
ドイツ	142
イタリア	143
オランダ	144
スペイン	145
<b>5.4 裁判所の経験及び審理の速度</b>	147
ベルギー	147
イングランド及びウェールズ	147
フランス	147
本案の審理	147
暫定的差止め	148
ドイツ	148
イタリア	148
オランダ	148
スペイン	149
<b>6. 第6章：仮想事例</b>	150
<b>6.1 EU法律顧問が取り組むべき問題</b>	152
<b>6.2 前提及び推奨事項</b>	154
1. 特許訴訟	154
オランダ	154
ベルギー	155
イングランド及びウェールズ	157
ドイツ	160
他の法域	162
2. 商標の訴訟	163
3. 意匠の訴訟	165

## 概要

本調査報告での重要な主題は、知的財産の所有者が、その権利が単独または複数の欧州法域で侵害されるか、またはその虞が生じる事態に直面した場合に調査すべき事柄である。

訴訟を提起して欧州連合（EU）内で知的財産権を行使する（又はこれについて争う）ことを検討する場合、各国管轄の様々な司法制度に精通していることは、正しい判断を下すために大きな利点となる。知的財産権者が、EU域内で知的財産権に対するものと同等の保護を受けるべき共同体意匠権や共同体商標権（Community Design or Trademark right）を有する場合でも、その権利を行使する方法はEU各国で大幅に異なる場合があることはよく知られている。実体知的財産法の多くは、現在では加盟国間で相当の部分で一致してきてはいるが、現実の訴訟の進行速度、法的救済の種類、訴訟費用、訴訟による潜在的な不利益といった点は、いまだ各国で大幅な相違がある。2004年4月30日施行の欧州知的財産エンフォースメント指令（European Intellectual Property Enforcement Directive）によって部分的には斉一しつつあるものの、依然として大幅な相違点が残っており、欧州で知的財産権執行について判断する際には、この点に留意しなければならない。

本調査報告は、Bird & Bird 内の知的財産グループに所属する、経験豊富な優れた専門家たちにより作成された。報告書作成チームの専門分野と活動規模に基づき、イングランド及びウェールズ（イングランド及びウェールズの裁判所）とドイツの知的財産訴訟制度に重点を置きつつ、ベルギー、フランス、イタリア、ドイツ、イタリア各国の法域も対象としている。便宜上、各国をアルファベット順に説明する。

本調査報告は、欧州の知的財産紛争の過程で直面し得る全ての法的、戦略的課題を網羅するものでも、各国の理論的知識を集約するものでもない。本報告書の拠る所は、欧州域内の裁判所で日常的に知的財産の所有者の代理人を務めている各執筆者の詳細かつ著名な知識である。

ここでは、欧州特許の付与及び執行における国別の制度から提起される多くの戦略的課題について、主に特許の観点からの課題を説明する。有益かつ必要な場合には、商標（国別の商標権又は共同体商標権）や登録意匠（共同体意匠権又は国別の意匠権）の主張時との類似点や相違点に触れる。

## 1. 第1章：調査法域の概要

### 知的財産訴訟における各国法域間の主要相違点<sup>1</sup>

以下の各章では、各法域の公判形式、審判時期、訴訟の最重要段階、上訴の審判の成り立ち等について概要を述べる。

審判制度は各国であらゆる相違点があるものの、全調査対象法域の中で1か国を除き、共通点として挙げられるものが3つあり、以下にそれを述べる。

公判前手続は、法域の多くで存在しないか、極めて限定的である。但し、イングランドとウェールズの裁判所では、裁判所との「進行協議（Case Management Conferences）」を通じて、公判の開示、証人、期日に関する公判前の争点を処理する、という慣行がある。知的財産エンフォースメント指令の施行以来、多くの法域では証拠を得るための「発見手続（discovery proceedings）」を定めているが（「記述的押収措置（saisie description）」）、こうした手続は、本案に対する公判審判には無関係で、本案で終局的に事案の審判を行う裁判官が担当するものでもない。したがって、かかる手続は、本調査報告における「公判前」手続とはならない。

上訴の審判では、多くの法域で初めからやり直す（*de novo*）こととなり、当事者はより経験豊富な上席裁判官の前で、主張の全体について再度争うことができる。ただし、イングランドとウェールズの裁判所に限っては、上訴の審判で争うのは原則として法律上の争点に限定され、新たな事実や証拠の提示は全く認められないか、ごく限定的にしか認められない。この特異性のため、イングランドとウェールズでは、「大陸法（civil law）」での訴訟よりも、法律に対する主張と事実に対する主張を分離して審判することを重視している。

最後に、調査対象国中で、法的有効性に関する審判と権利侵害に関する審判が分担されている唯一の法域として、ドイツがある。他の全法域では、知的財産権の法的有効性と権利侵害は同一の裁判所で同時に審判される。かかる法域では一般に、被告は知的財産権の無効を理由として、その取消しを求めて反訴を提起する。無効取消しの反訴の審判は、侵害の本訴と同時に進行するため、権利侵害と法的有効性の争点が並行的に処理される。このため、被告は、侵害と有効性との間の「絞り込み」の主張を行うことができる。例として、権利が被疑侵害の範囲を包含するのに十分なほど広く解釈される場合に、当該権利の範囲の広さによって、例えば、広義の解釈をすると先行技術の新規性が損なわれる（又は特許が明白な事案）といった具合に、権利は無効となる、等の主張が可能である。

---

<sup>1</sup> 「汎欧州訴訟チェックリスト」の完全版は、

[http://www.twobirds.com/English/News/Articles/Pages/A\\_panEuropean\\_patent\\_litigation\\_checklist.aspx](http://www.twobirds.com/English/News/Articles/Pages/A_panEuropean_patent_litigation_checklist.aspx) を参照のこと。

## 1.1 審判の基本段階、公判期日、平均期限を含む代表的な公判の一般的実施

### ベルギー

#### 公判形式

ベルギーの知的財産公判の形式は、同国の他の商事審判と同様である。公判事項については、訴訟の理由や動機を記した召喚状を通じて提出する。初期の意見聴取では、答弁書の提出及び交換の日程について、この聴取の間に確定される審判の期日に鑑みて合意するために、当事者の訴訟代理人が初出廷する。真の意味での公判前審判は行われないが、必要に応じて、当事者は審理中隨時に裁判所の審判を受けるよう請求することが可能であり、これによって予備的事項に関する命令を得ることができる（審判前に自己の利益を確保するための経過措置を得る等）。

原告には、権利侵害又は無効確認の訴訟を提起するにあたり、主として2つの選択肢がある。本案での通常の審理か、迅速手続訴訟（fast track action）である<sup>2</sup>。迅速手続訴訟には、本案の判決をより短期で得ることが可能な利点があるが、損害賠償を得ることができないという不利益もある。至急の要件では、原告は、通常は数か月かかる暫定的差止めを追加的に請求することが可能である。

全種類の審理で、裁判所が設定した特定の期日に答弁書を提出しなければならない。答弁書には主張及び証拠を記載し、これについて、最長で3~4時間をする口頭審判の間に説明する。例外的に、審判は2回行われる場合がある。

かつてベルギーでは、裁判所が鑑定人を選任するのが一般的であった。鑑定人は、大抵の場合は専門の特許弁理士が務め、特に複雑な特許に関する事項で有効性や侵害に関する争点について裁判所に助言を行った。しかし、知的財産をめぐる状況の変化に伴う鑑定人選任に関する法律の改正により、裁判所には現在、複雑な特許の事項でも自ら対処する傾向とその能力の向上が見られる。証拠は、利用可能な全手段により提出可能である。さらに、当事者は多くの場合に鑑定人を雇って、自らの主張を鑑定人報告書によって立証する。この報告書は、裁判所に追加のガイダンスとして提出される。証人の証言が用いられることは稀である。証人への反対尋問は可能であるが、証人は事前にその証言を書面で提出するとは限らないため、綿密な準備はできない。

#### 訴訟スケジュール

知的財産の侵害訴訟が提起には時効はない。「権利処理（rechtsverwerking）」<sup>3</sup>の概念はベルギー法では認められていないため、早期に審理を開始しない場合でも当事者が権利を放棄したとは見されない。ただし、審理開始より5年以上前に生じた行為に対する特許侵害には損害賠償を請求できない。

ベルギーでの知的財産の訴訟には、当事者（又はその弁護士）が事案の準備をするのに必要なだ

<sup>2</sup> 迅速手続訴訟の提起は、著作権の事案を除いて可能である。

<sup>3</sup> 被疑侵害者を適時に告訴しなかったことによる権利の喪失。

けの時間が費やされる。以前は、未処理事案を抱え込んだ裁判所も見られたが、今日では、審理開始後 12~18 か月で判決に至っている。

アントワープ商事裁判所 (Antwerp Commercial Court) では近年、「ロケット・ドケット (迅速審判, rocket docket)」を採用し、当該裁判所での特許について、審理開始から 11 か月以内に判決に至ることが可能となった。

侵害と損害賠償については通常、1 度の決定で確定するが、当事者は大抵の場合に、損害賠償と侵害の範囲を正確に決するために、鑑定人（監査人）の選任を求める。

## 上訴

上訴裁判所での公判形式は、一審裁判所と同様のものが適用される。ただし、実務上は、こうした上訴の審理は一審の審理よりも多少時間がかかる。

一審の審理で不利な判決を得た当事者は、控訴する権利を常に有している。控訴期限は判決の言渡し日後 1 か月であるが、被告が外国にその登記事務所を有する場合には期間を延長する。

かかる二審の審理は「初めからやり直す」ものであり、当事者は一審の決定のごく限られた部分についても抗告することも可能であるが、新たな主張及び証拠による立証をも伴う事案全体の弁論のやり直しが行われることが多い。

本案における決定、暫定的差止めの決定又は一方的命令 (*ex parte order*) の全てについて、審理事項に関する決定に過ぎない経過措置を除き、抗告が可能である。さらに、事案全体の一審判決が下されていない場合（「一部判決 (partial judgment)」と呼ばれる）でも、控訴は可能である。一部判決に対する控訴の申立てにより、全事項が控訴院 (Appeal Court) に移送される（「権限委譲処理 (devolutieve werking)」）。この場合、当事者は、一審で判決が下されていない部分について訴追する権利を失う。

こうした上訴審理の後に判決が確定するのが原則である。破棄院 (Supreme Court) への上告手続の道は残されているが、判決を未確定とさせる効果はない。さらに、最高裁判所の判断は、法律事項やその適用に関する事実については判断しないため、知的財産の事項には不適切かつ効果が乏しい。ベルギー破棄院の権限はまた、法律上の理由により控訴判決を破棄し（「*casser*」、「*verbreken*」）、再審のため別の控訴院に差し戻すことに限られる。

## イングランド及びウェールズ

### 特許裁判所：高等法院及び州特許裁判所

以下の指針は、イングランド及びウェールズの法律に準拠する審理と手続のみに関わる（また、以下のイングランドの裁判所に関する言及は、イングランドとウェールズの裁判所に関するものである）ことに留意されたい。スコットランド及び北アイルランドには別の裁判所があり、各自独自の規則に従い、民事訴訟規則 (Civil Procedure Rules) には準拠しない。

連合王国最高裁判所 (Supreme Court of the United Kingdom) は、2009 年 10 月 1 日に貴族院に

代わる形で設置された、イングランド及びウェールズでの上訴の終審裁判所である。最高裁判所は現在、イングランド及びウェールズにおける全民事及び刑事事案に関する法律上の全管轄権を有する。貴族院の管轄だった終局の上訴審判及び判決は、2009年7月30日付をもって最高裁判所が下すようになった。

1998年民事訴訟規則（「CPR」）は、1999年4月26日より後にイングランド及びウェールズで開始された訴訟に適用される行政委任立法（Statutory Instrument）である。控訴院（Court of Appeal）、高等法院（High Court）、州裁判所（County Court）の訴訟手続は、このCPRに準拠する（ただし、最高裁判所の訴訟手続については、独自の実施細則（Practice Directions, <http://www.supremecourt.gov.uk/procedures/practice-directions.html> を参照）に準拠する）。CPRは複数の部で構成され、実施細則（「PD's」）が各部に添付されている。知的財産訴訟に関係するのは、特にCPR第63部及び実施細則63であるが、この他の各部も関連している。

代表的な高等法院の特許訴訟における手続段階及び公式スケジュール			
特許の侵害		特許の無効取消し	
段階	時期	段階	無効取消し
訴状 (Claim Form) <sup>4</sup>	交付後 4 か月以内	訴状	交付後 4 か月以内
侵害の明細書	訴状と同時又は 14 日以内	無効の理由	訴状と同時又は 14 日以内
送達の受領通知 <sup>5</sup>	訴状の送達後 14 日	送達の受領通知	訴状の送達後 14 日
抗弁及び反訴、さらに無効の理由 <sup>6</sup>	訴状の送達後 42 日	抗弁	無効の理由の送達後 28 日
第 1 回進行協議 (「CMC」) の申請 <sup>7</sup>	抗弁の送達後 14 日	第 1 回進行協議の申請	抗弁の送達後 14 日
反訴に対する答弁及び抗弁	抗弁及び反訴の送達後 21 日	答弁	抗弁の送達後 21 日
事実自白の通知	反訴に対する答弁及び抗弁の送達後 21 日	事実自白の通知	答弁の送達後 21 日
自白	事実自白の通知の送達後 21 日	自白	事実自白の通知の送達後 21 日
開示	第 1 回 CMC での裁判官の設定どおり	開示	第 1 回 CMC での裁判官の設定どおり
[主たる実験の通知]	[第 1 回 CMC での裁判官の設定どお	[主たる実験の通知]	[第 1 回 CMC での裁判官の設定どお

<sup>4</sup> 訴状が管轄域外から送達される場合には、別の期限を適用。

<sup>5</sup> 訴状が管轄域外から送達される場合には、別の期限を適用。

<sup>6</sup> 訴状が管轄域外から送達される場合、被告が裁判所の管轄権を争う場合、又は抗弁が提出される前に原告が略式裁判を申し立てる場合には、特別規則を適用。

<sup>7</sup> 進行協議又は「指揮の審判 (directive hearing)」とは、裁判官が、事案の進行の仕方に関連して指揮を行い、かつ公判の準備で踏まれる段階のスケジュールを設定する機会である。当事者らは、彼らの間での手続の進行に応じて、提案に同意するよう努めることが推奨される。

	り]		り]
[(実験が関連する事実の) 自白]	[主たる実験の通知後 21 日]	[(調査が関連する事実の) 自白]	[主たる実験の通知後 21 日]
[さらなる CMC]	[第 1 回 CMC での裁判官の設定どおり]	[さらなる CMC]	[第 1 回 CMC での裁判官の設定どおり]
[主たる実験の再現, 実験の通知に対する答弁, 自白及び実験の再現に対する答弁]	[第 1 回 CMC での裁判官の設定どおり]	[主たる実験の再現, 実験の通知に対する答弁, 自白及び実験の再現に対する答弁]	[CMC での裁判官の設定どおり]
鑑定人の氏名の通知	公判の 4 か月前	鑑定人の氏名の通知	公判の 4 か月前
鑑定人報告書及び証人陳述書の交換	公判の 2 か月前	鑑定人報告書及び証人陳述書の交換	公判の 2 か月前
主張の骨子 (Skeleton Arguments)	公判の前 2~3 日	主張の骨子 (Skeleton Arguments)	公判の前 2~3 日
公判	開始の後 9~15 か月	公判	開始の後 9~15 か月
判決	公判の後 2~6 週間	判決	公判の後 2~6 週間

#### 代表的な非特許訴訟における手続段階及び公式スケジュール

	商標権の侵害	商標権の無効取消し	著作権の侵害	意匠権の侵害
段階	時期			
訴状 <sup>8</sup>	交付後 4 か月以内	交付後 4 か月以内	交付の後 4 か月	交付の後 4 か月

<sup>8</sup> 訴状が管轄域外から送達される場合には、別の期限を適用。

請求原因を記載した書面 (Particulars of Claim, 以下「請求の明細書」とす る)	訴状と同時又は 14 日以内	訴状と同時又は 14 日以内	訴状と同時又は 14 日以内	訴状と同時又は 14 日以内
送達の受領通知 <sup>9</sup>	訴状の送達後 14 日	訴状の送達後 14 日	訴状の送達後 14 日	訴状の送達後 14 日
抗弁（及び商標権侵害訴訟 の場合は反訴） <sup>10</sup>	請求の明細書の送達後 28 日	請求の明細書の送達後 28 日	請求の明細書の送達後 28 日	請求の明細書の送達後 28 日、又は英國若しくは共同 体の登録意匠権に対する侵 害の請求では訴状の送達後 42 日
第 1 回進行協議の割当て及 び申請	裁判所による割当て質問表 の送達後少なくとも 14 日	裁判所による割当て質問表 の送達後少なくとも 14 日	裁判所による割当て質問表 の送達後少なくとも 14 日	裁判所による割当て質問表 の送達後少なくとも 14 日
反訴に対する抗弁	反訴の送達後 14 日	適用なし	適用なし	適用なし
答弁	割当て質問表の提出と同時	割当て質問表の提出と同時	割当て質問表の提出と同時	非登録の意匠権の場合は割 当て質問表の提出と同時、 又は英國若しくは共同体の 登録意匠権の場合は抗弁の 送達後 21 日
開示	第 1 回 CMC での裁判官の設 定どおり			

<sup>9</sup> 訴状が管轄域外から送達される場合には、別の期限を適用。

<sup>10</sup> 訴状が管轄域外から送達される場合、被告が裁判所の管轄権を争う場合、又は抗弁が提出される前に原告が略式裁判を申し立てる場合には、特別規則を適用。

[さらなる CMC]	[第 1 回 CMC での裁判官の設定どおり]			
鑑定人の氏名の通知	公判の 4 か月前	公判の 4 か月前	公判の 4 か月前	公判の 4 か月前
鑑定人報告書及び証人陳述書の交換	公判の 2 か月前	公判の 2 か月前	公判の 2 か月前	公判の 2 か月前
主張の骨子	公判の前 2~3 日	公判の前 2~3 日	公判の前 2~3 日	公判の前 2~3 日
公判	開始の後 6~12 か月	開始の後 6~12 か月	開始の後 9~12 か月	開始の後 9~12 か月
判決	公判の後 2~6 週間	公判の後 2~6 週間	公判の後 2~6 週間	公判の後 2~6 週間

イングランドとウェールズの裁判所での審理は、1998年民事訴訟規則及び実施細則に準拠する。大法官部（Chancery Division）での事項には一般的指針は、大法官指針（Chancery Guide）に規定される。特許裁判所（Patents Court）及び州特許裁判所（Patents County Court）での訴訟の審理はまた、特許裁判所指針（Patent Courts Guide）に準拠する。

公判の代表的な時間枠は下記の通りである。ただし、公判期間は裁判所における事案の複雑性に依拠するため、これはいずれも精確なものではない。

特許権事案：3～8日

商標権事案：3～5日

著作権事案：3～5日

意匠権事案：3～5日

上訴

高等法院や州特許裁判所の終局決定後、控訴院に抗告する権利はない。ただし、特許訴訟では、下級審裁判所が抗告の許可を与える場合が多い。一審裁判所が抗告を認めない場合（又は請求しない場合）、抗告申立て当事者には、許可を求めて控訴院に申し立てる権利がある。

控訴院に対する抗告には、2つの重要な側面がある。第一に、例外的な場合を除き、抗告に関する新たな証拠を提示することはできない。第二に、抗告自体は、再審判ではなくむしろ事後的な審査の手段である。それゆえ、裁判官が間違っていることを控訴人が示さない限り、控訴院は一審決定について判断することに原則として消極的である。

控訴院の決定後、最高裁判所に再抗告する権利はない。再抗告の許可は、控訴院か最高裁判所自体のいずれかから得なければならない。知的財産の訴訟では、最高裁判所に対する再抗告の許可是事実上与えられていない。

州特許裁判所

2010年10月、民事訴訟費用についての広範囲に渡る見直しの後に、州特許裁判所（PCC）の改編が実施された。これは、司法へのアクセス費用の適正化が目的である。改編後のPCCは、知的財産紛争のうち、特に訴額の低いものや中小企業間のものを解決する場として機能することを目標にしている。

#### PCCにおける手続

費用対効果分析の原則に全段階で重点的に取り組むことは、PCCに限られたことではないが、PCCでは特にこの点を重視している。高等法院と比較して、積極的な事案進行、全体的な整合性、合理的手続を非常に重視しており、これによって費用を削減している。

例えば、事案の陳述書の意図するところは、事実と、送達をする当事者が依拠する主張、その双方を簡潔に定めることである。すなわち、陳述書には、当事者の法的主張とその証拠の双方を記

載する必要がある。この点について、実施細則は「裁判所は請求について、可能な場合には当事者の事案の陳述書及び口頭による陳述のみに基づいて判断する」と定める。基本的には、開示、証人や鑑定人の証拠、追加的な文書による陳述、主張の骨子を用いない。

したがって、PCC では進行協議とともに事案の陳述書も極めて重視する。裁判所は、証拠採用について広範な裁量を有するが、証拠が(1)「個別かつ特定の争点」に関連し、そして(2)「争点の解決にあたって、その訴額の点から追加で資料を採用する利益が、これを提出し、またこれに対応する費用を正当化するようである、という点を満たすならば」、その限りにおいて、かかる証拠の提出を許可する。

同様に、裁判所が当事者間の真の争点に判断を下すことができるよう修正が認められるが、それには厳格な費用対効果基準を満たさなければならない。暫定的申立ては、可能な限り、書面、電話又はビデオ会議によるべきであり、口頭弁論において直接なされるべきではない。最後に、公判自体は、2 日以内で終わることが望ましい。

#### 費用

PCC の訴訟費用の裁定制度も、新法制にとって不可欠なものである。イングランドの訴訟の一般規則として、敗訴した当事者が勝訴した当事者の費用を支払うという原則は保たれているが、金額の範囲には厳しい上限がある。これは、当事者には訴訟費用の支払い義務を負う可能性があることを、訴訟の開始前に確実に知らしめることを目的とする。

知的財産の訴訟は、一審の債務の審判と、必要な場合は、後続の負債額の審判とに二分される。PCC では、債務の賠償請求の本訴に対する訴訟費用の償還の上限を、最大額 50,000 ポンドと定める。これに続いて負債額の審査がある場合には、その上限を 25,000 ポンドと定める（上限額は本訴も後続の審査とともに、付加価値税 (VAT) の適用がある場合はこれを除いたもの）。これら上限額の例外となるのは、一方の当事者が訴権を濫用した場合や、請求が、先行の審理で裁判所がその有効性を既に認定している特許又は登録意匠の無効取消しに関するものである場合に限られる。費用実施細則 (Costs Practice Direction) には、訴訟の各段階で償還可能な額を定める基準の記載がある（例えば、請求の明細書の段階については、最大額 6,125 ポンドを償還可能である）。

#### 損害賠償

PCC では現在、請求可能な損害賠償額（又は利益の勘定額）の上限が 500,000 ポンドとされ、この点が高等法院との大きな違いである。これ以上の金額を賠償請求するつもりの原告は、訴額を上限額に限定することもできるが、被告は事案を高等法院に移送するよう主張できる。

#### 法廷及び移送

PCC で開始される必要がある訴訟と、高等法院への提起が必須の訴訟とを分ける「明瞭な一線」は存在しない。損害賠償額の上限を除き、各裁判所には請求について審判し、救済を命じる上で対等の管轄権を有する。したがって、個別の請求に対し両法廷のどちらが適切か選択する際、そ

それぞれの目的及び原則を考慮する必要があり、この判断の助けとなるよう指針が交付されている。特に、当事者の規模と経済力は必ず考慮されなければならない。当事者双方が中小企業であって、PCC でしか関連の知的財産について主張したり、抗弁したりできない場合には、PCC が適切な法定である可能性が高い。ただし、一方当事者が大企業である場合には、請求の複雑性や特徴その他の要素を（必要とされる証拠や公判の期間に影響を及ぼす範囲で）考慮すべきである。こうした要素は現在、全ての知的財産の争いで考慮する必要があり、PCC で訴訟が開始されたが、被告が高等法院を適切な法廷と主張する場合には、裁判の移送を申し立てることが可能であって、この逆の場合も同様である。

### PCC の主な特徴

- 合理的な審理によって、可能な限り、PCC は事案の陳述書及び口頭による陳述のみに基づいて請求について判断することができる。
- PCC の事案には通常、標準開示がない。追加の事実又は鑑定人の証拠の提示、反対尋問が自動的に認められることはない。
- 裁判所は公判スケジュールを設定し、公判が 2 日間を越えることが絶対にないよう努める。このため、反対尋問を厳格に管理し、また可能な限り、当事者双方に均等に時間を割り当てる。
- 損害賠償の上限額は 500,000 ポンドに設定されている。
- 償還可能な費用の最大総額は、50,000 ポンド（及び損害賠償額又は利益勘定額についての審判に関しては 25,000 ポンド）を超えない。当事者の不合理な行為に対しては、追加額の裁定を受ける場合がある。費用の償還はさらに限定的で、訴訟の各段階で償還可能な最大額となる。

## フランス

### 公判形式

知的財産の事項に関する公判では、フランスの民事訴訟手続 (Civil Procedure) の通則を順守しなければならない。知的財産権のエンフォースメントに関する 2004 年 4 月 29 日付指令 2004/48/EC に基づき、偽造防止に関する 2007 年 10 月 29 日の法律第 2007-1544 号によって新たに導入された部分は、通常の公判における通常の行為について目新しい内容はない。

したがって、民事手続の一般原則は以下のように適用される。

#### 1. 一般原則

##### 敵対処理の原則

敵対処理の原則が示唆するところ、各当事者は、相手方当事者（複数の場合もある）が対抗して取り上げた事実と法的主張の協議に応じられなければならない。その過程は以下の段階を経る。

(1) 原告はその請求及び関連の証拠を、所定の期限内に被告に通知する。

- (2) 当事者は互いにその請求の概要と証拠の書類を、所定の期限内に交換する（当事者が取り上げる主張及び証拠書類は、審理が終結する前に相手方当事者に送付されなければならない）。
- (3) 証拠を得るために講じられる措置（例として、鑑定人の選任）は、当事者及びその弁護人の立会いのもとで行う。
- (4) 裁判官が機械的に法的主張を取り上げる場合や、事実に法律上の再分類を行う場合には、当事者に事前に通知して、当事者がかかる点について主張を行うことができるようとする。

#### 裁判所における代理人強制の原則

民事事件で一審を管轄する大審裁判所（訴額1万ユーロ超及び特許侵害訴訟を管轄）(the civil First Instance Courts) 及び控訴院（Courts of appeal）では、当事者は、かかる裁判所の管轄地域の弁護士会に登録した弁護士を代理人とする。

代理人強制は、フランス破棄院（French Supreme Court）においても同様である。

フランス破棄院は上訴判決を支持または破棄する点は重要である。さらに、破棄院では事実は審議せず、法律の適用状況を審議の対象とする。

#### 書面による手続の原則

当事者間で交換される主張及び証拠は、全て書面によらなければならない。

審判のみが公開弁論とされ、結審前に当事者間で交換される書面での主張によって範囲を決める。

## 2. 基本段階

**召喚状** (“assignation”)：民事手続を開始する文書であり、原告が自らの権利行使する際の主張を記載する。この文書は、両当事者間で行われる全ての弁論のための前提条件を決定する。原告が記載し、公務員（「執行士 (Huissier)」）が被告に送達する。召喚状に記載された争点が、裁判の対象事項となる。

**準備書面** (“conclusions”)：各当事者がその主張及び関連の証拠書類を提示し、相手方当事者が提出する主張に対して回答する文書。大抵の場合、準備書面は、弁論が終結する前に数回にわたり交換される。

**事前協議** (“audiences de la mise en état”)：裁判長が予定を定める協議又は準備手続裁判官 (“Juge de la mise en état”) による協議であり、準備書面の送付や証拠開示の期日と、当事者が提起する連絡や例外に関する申立ての規則を定める。準備手続裁判官はまた、この協議を通じて審理が合理的な期限内に確実に進行するよう計らう。

**手続の期間調整**：公判の期間は、裁判所や裁判官に適用すべき規則及び実施細則に加え、当事者が提起する主張の量によって調整される。ただし、裁判官は、手続の期間や遅延行為の有無を管理することができる。これは、単に手続の遅延目的で主張を提起する当事者を罰するためである。

手続の期間はまた、知的財産権の内容にも影響される。技術特許ではより長期の調査分析が必要なのに対し、通常は技術上の争点が少ない商標権侵害の疑義については、より早期に判決に至る必要がある。

パリ大審裁判所での提訴手続について、弁護士との協議に関する実施細則が、最近定められた。

- 商標及び意匠の事項について：準備書面（召喚状も含む）の交換は通常2回、その後、召喚状の交付後12~18か月の審尋（pleading audience）が行われる。
- 特許について：準備書面（召喚状も含む）の交換は通常3回、その後、召喚状の交付後18~24か月の審尋が行われる。

**手続の終結**：両当事者間で主張の全てが交換されたときに、準備手続裁判官が宣告する。終結の後は、当事者は新たな主張や証拠を提出することができない。

**最終弁論**：最終弁論は、1名の裁判官か、3名の裁判官で構成される大法廷の面前で行われる。当事者の弁論は、その弁護士により行われる。原告の弁護士が最初に弁論を行い、次に被告の弁護士が弁論を提起する。裁判官（複数の場合もある）は、弁護士に質問を述べるよう指示することができ、当事者に対しても同様である（ただし、当事者の弁論への出席は任意である）。

パリの裁判所では、裁判官は多くの場合、弁護士に「検証による答弁（plead by observations）」を要求する。裁判官のうち1名が事案のファイルを読んで報告書を作成し、これを他の裁判官に伝達して知らしめるが、弁護士は事案の非常に重要な事実や主張のみを要約するよう要求される。

弁論の期日の平均は知的財産権の内容にもよるが、複雑でない商標の事項ならば20分ほどから、特許関連の事項では半日ほどかかることがある。

裁判所の決定は、弁論の後1~3か月で言い渡される。

## ドイツ

### 特許の公判形式

#### 侵害の審理

侵害の審理は、ドイツ民事訴訟法（German Code of Civil Procedure）（*Zivilprozeßordnung, ZPO*）が規定するドイツ民事訴訟規則（German Civil Procedural Rules）に準拠する<sup>11</sup>。訴訟は書面による手続、すなわち侵害の申立てのための事実を記した訴状の提出によって開始される。訴訟費用の予納受領時に、裁判所は、被告への訴状の送達を命じ、さらに早期第1回期日（*früher erster Termin*）又は書面先行手続（*schriftliches Vorverfahren*）のどちらを命じるか決する。EU域内に住所を有していないか、ドイツに資産を持たない当事者が訴状を提出する場合、被告は、ドイツ民事訴訟法第110条に基づき、訴訟費用の償還についての被告のリスクを担保する保証金の預入を、審理の前に要求できる。ただし、この規定は、訴訟費用に関する裁判所の決定の執行が、

---

<sup>11</sup> BGBI. I S. 3202, ber. 2006 S. 431 u. 2007 S. 1781 FNA 310-4 (2005年12月5日改正・公布)

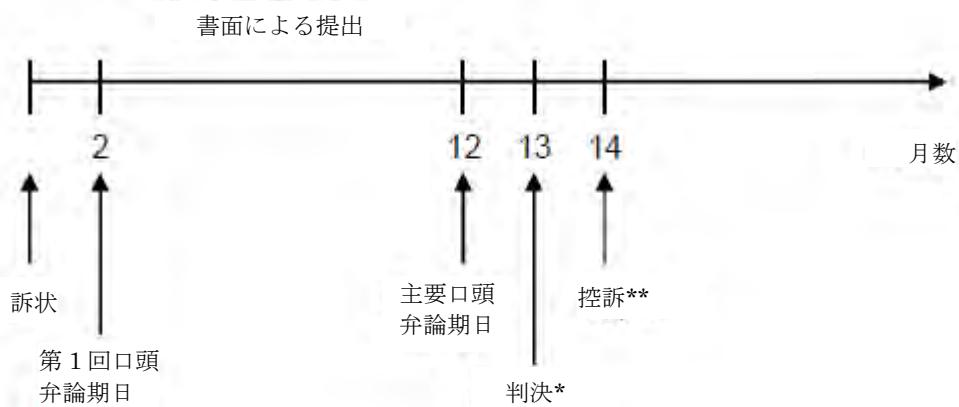
多国国間条約によって確保される場合には、適用されない。（日本等）多くの先進国が該当するが、米国は対象外である。

当事者主義 (*Beibringungsgrundsatz*) によって、裁判所は当事者が提示した事実を評価し、独自の調査は一切行わない。ただし、裁判所は、一定の証拠が必要であると思料する場合、精査すべき争点を整理する決定をする。

審理には地域的な差異があり、一部では、裁判所が事案を事前審査する早期第1回期日を命令することによって審理を開始し、口頭弁論の主要期日を指定し、抗弁の陳述を提出するための期限を設定する傾向がある（例えば、デュッセルドルフ地方裁判所 (Regional Court Düsseldorf)）。これは、他の裁判所（例えば、マンハイム地方裁判所 (Regional Court Mannheim)）のように、主要口頭弁論期日の前に書面先行手続のみを行うことを選ぶのとは対照的である。終局決定では、審理における口頭弁論よりも、当事者による供述書の交換の方がより重視されることは留意すべき点である。

主要口頭弁論期日は通常、訴状の提出から約9~12か月後に行われ、一般に裁判長による裁判所の暫定的心証の説明から始まり、次に当事者の弁論があつて、該当する場合には、裁判所が任命する鑑定人の陳述及び尋問がある。証人による証言はあまり取り上げられない。手続の通則によれば、審尋及び証拠の採用は公開で行われるが、裁判所は、一方当事者にとって慎重に扱うべき事業上の情報が公となることを防ぐ必要がある場合には、当該当事者の請求をもって非公開にできる。審理の終結時に裁判所は、判決を口頭で正式に言い渡す期日 (*Verkündungstermin*) を示す。この期日は通常、主要口頭弁論の約4週間後であり、続いて当事者に決定書が送達される。

#### 例：デュッセルドルフ地方裁判所でのスケジュール



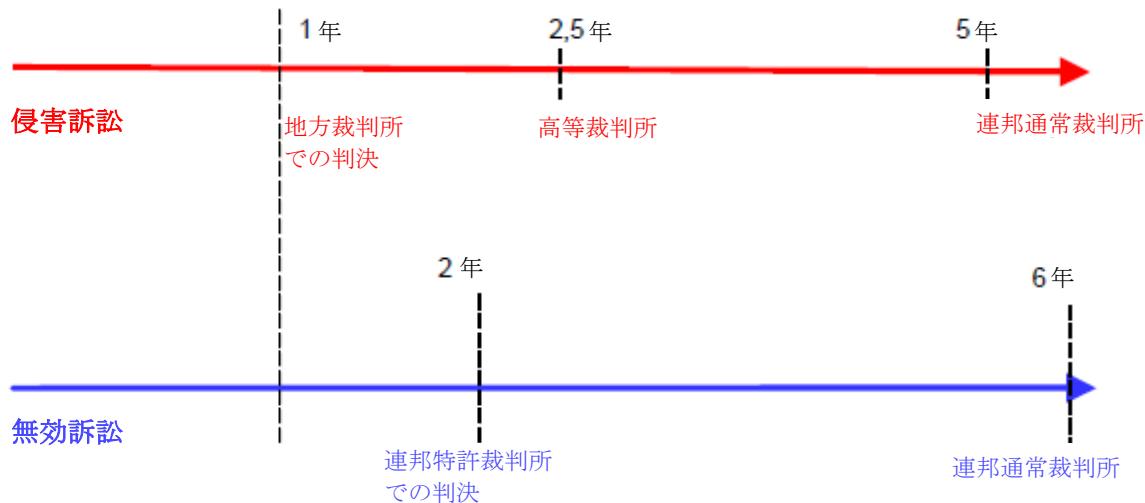
\* 鑑定を伴う場合：さらに6~12か月

\*\* 控訴・抗告の審理：12~18か月

#### 無効取消しの審理

特許に対する不服申立て手続についての無効訴訟では、一審に1年半以上、そして二審に通常はさらに2年半以上かかる。

## 「二元的システム」でのスケジュール



無効取消しの審理の実施と手続は、以下に述べる新たな法律の適用対象となっている。

### 最近の状況：無効取消しの審理の改正

無効取消しの審理の期間を短縮化するため、「特許法の簡略化及び近代化を目的とする法律（Act on the Simplification and Modernisation of Patent Law）」<sup>12</sup>という新法律が2009年10月1日より施行され、審理の合理化が図られている。この法律は、当事者に対し、公判の早期の時点（すなわち、ドイツ連邦特許裁判所(Federal Patent Court)での一審段階）で事案に関連する全事実を提示するよう義務付けている。ここで想定しているのは、事案の全体を連邦通常裁判所で二審として最初から全て精査し直す（鑑定人の見解も含む、事実の調査についての全面的な再検討）というかつての慣行を制限し、二審の役割を一審判決の法律面での再検討に限定することである。連邦通常裁判所で特許事案を担当する第10民事部（10<sup>th</sup> senate）はこれまで、一審の判決に対する当事者の主張に集中するよりもむしろ、事案を最初から扱い直していたため、二審段階での審理の期間は、多くの場合に4年を超えていた。対照的に、現在では一審の段階で、連邦特許裁判所は、口頭弁論の開催前に当事者に対して特許の拒絶理由通知（office action）を行うことが義務付けられる。当事者はここで、事案に関連する事実、さらにそれぞれの当事者にとって有利な決定を得るためにすべきことの通知を受けるものとする。審理期間短縮化のため、連邦特許裁判所はまた、以降は審理の対象とすることが禁じられる追加の主張や証拠を提出する期限を設定できる。その結果、連邦通常裁判所では、事案の法律面の再検討にその判断を集中するものとし、またここで（鑑定人を任命しないこと等によって）審理はより迅速かつ効率的となる。本法立法者の計画通りとなるならば、ドイツでの無効取消しの審理期間には、ドイツ特許法（German Patent Act）第111条他との関連で、新法の精神を同法第83条に導入したことに従い、相当の短縮化が実現する。その一方、特許無効訴訟の当事者に対しては、特に、審理の早期段階において技術上の主張の提出を準備することと、訴訟戦術との相関において、かかる主張の提出は一審の特定時期になされないならば、連邦通常裁判所の段階での提出が禁じられていることも考慮に入

<sup>12</sup> Gesetz zur Vereinfachung und Modernisierung des Patentrechts, BGBl. I p. 2521

れなければならないことから、主張責任の圧力を増加させることとなる。例えば、新法によって、かつて一般的であった「控訴の逃げ道」の利用はより困難となる。なぜならば、修正された特許のクレームの抗弁は、将来的におけるかかる抗弁に対する相手方当事者の承諾や、一審裁判所に提出済みの事実を根拠として新たな申立てをする可能性によって、変わってくるからである。

## 商標の公判形式

### 侵害の審理

商標の事項では、侵害の審理については特許に関するものに極めて類似しているが、期間が多少短くなる。すなわち、通常は6~9か月で一審裁判所（地方裁判所）の判決を得て、さらに12か月で控訴裁判所（その地方裁判所に対して管轄権を有する高等裁判所）の判決を得る。ドイツ連邦通常裁判所（Federal Court of Justice）での審理に至る場合には、さらに約2年を要する。

### 取消し手続

事案によるが、取消し手続は、ドイツ特許商標庁（German Patent and Trademark Office）か（主に、取消し請求が商標法（Trademark Act）第54条(1)の絶対的拒絶理由による取消し手続に基づく場合）、又は地方裁判所（主に、取消し請求が商標法第55条(1)の先の権利を理由とする取消し手続に基づく場合）のいずれかで開始されなければならない。商標の抹消の請求が不使用に基づく場合には、請求の申立人は、ドイツ特許商標庁に対する請求か、又は地方裁判所への提訴か、いずれかを選択できる<sup>13</sup>。

商標の抹消がドイツ特許商標庁に申請された場合、商標の所有者は、抹消請求の通知の送達後2か月以内にこれに異議を申し立てなければならず、さもなければ商標の登録は取り消される<sup>14</sup>。当該所有者が取消しに対して異議を申し立てる場合は、ドイツ特許商標庁は請求の申立人にこれを通知し、取消し請求を裁判所（地方裁判所）に対する提訴をもって行わなければならないことを通知する<sup>15</sup>。したがって、この場合は請求の申立人にとって、先に特許商標庁に対する抹消の申請をしたために約2~3か月が無駄になってしまう。あるいは、特許商標庁は取消しの審決を言い渡すが、これには通常、約6か月を要する。特許商標庁の審決に対する抗告は、連邦特許裁判所に提起しなければならず<sup>16</sup>、これに対する決定は通常、約12か月後に言い渡される。（法律上の問題に関する）再抗告が認められる場合には、連邦通常裁判所での手続にさらに2年を要する。

取消し手続がいずれかの地方裁判所で開始される場合、侵害訴訟と同程度の期間を要する。

---

<sup>13</sup> 商標法第53条(1), 第55条(1)

<sup>14</sup> 商標法第53条(3)

<sup>15</sup> 商標法第53条(4)

<sup>16</sup> 商標法第66条(1)

## イタリア

### 公判形式

イタリアでの審理は、以下の主要 3 原則に準拠する。a) 審理は三審制による（一審の地方裁判所、控訴院、破棄院）。b) 民事訴訟の手続は、主として書面による（これは、当事者による準備書面の交換を特徴とすることを意味するが、法律で審理中の口頭審尋の開催も規定されている）。c) 立証責任は、その主張及び請求をなした各当事者にある (*principio dispositivo*)。即ち、裁判所は、法律の規定によって限定された事案においてしか、職権で (*ex officio*) 証拠を収集することができない。

手続の面では、知的財産に関する審理は、イタリア民事訴訟法 (Italian Code of Civil Procedure (ICCP)) の規定に従う。

### 一審

一般に、イタリアの法的手続は、以下の三段階を特徴とする。

- a) 審理の開始
- b) 証拠調べの段階
- c) 決定の段階

#### 審理の開始

審理は、イタリア民事訴訟法 (ICCP) 第 163 条に従って、召喚状を相手方当事者に送達することをもって開始される。原告は、召喚状には特に以下を記載しなければならない。(1) 事実、(2) 請求の原因、(3) 第 1 回審判日（送達の場所がイタリア国内の場合には通告の日から 90 日、国外の場合には通告の日から 150 日を指定してはならない。）、(4) 被告宛ての、抗弁書を提出するようにとの勧告書。また、召喚状には、被告が反訴の申立てや第三者への連絡を希望する場合には、召喚状に示された審判期日の 20 日前までに抗弁書を提出しなければならない旨の警告を同封する。

#### 証拠調べの段階

この段階の特徴は、審理中の当事者による証拠（書類、証人の請願書、検査など）の提出、次にその証拠の裁判官による評価である。証拠（書類）及び証拠の請願書（証人の請願書、検査、質問書を含む）の提出の期限は、ICCP 第 183 条 VI 項が定める第 3 準備書面である。この期限後にいかなる証拠の提出も認められないが、提出の遅延が自らの不正行為によるものではないことを当事者が立証することができる場合は、この限りでない。証拠が提出されたならば、裁判官は、その証拠能力と事案との関連性の点から当該証拠を評価し、これに応じて審判の期日を定める。特許の審理では、裁判官による裁判所の技術鑑定人の指名（裁判所の技術鑑定段階）が特に重要である。鑑定人の招聘は、実施された特許の有効性、特許による保護と被疑侵害製品による当該特許の侵害の範囲といった、一定の技術上の疑惑に関する鑑定人の見解を得るためにある。見解の提出前に、各当事者は、各自の立場を擁護する技術的準備書面を提出し、それぞれ技術鑑定人

を指名することができる。

### 決定の段階

ICCP 第 189 条によれば、裁判官は、審理が決定を下すことの可能な段階にあると見なした時点で、その事案を合議体（Panel）（知的財産の事項では、3 名の裁判官からなる）に諮り、当事者を招いて、最終的な請求を当該裁判官の面前で申し立てさせるため、特定の審理の日を指定する。この審理で裁判官はまた、最終の準備書面と答弁の準備書面を提出するための条件を当事者に指定する。最終の準備書面でいずれかの当事者が請求した場合には、追加の弁論を許可する合議体の面前での最終の審判を開催できる。

合議体は、最終の答弁の準備書面提出時に定められた期日から 60 日以内に、又は、合議体の面前での口頭審尋が行われる場合には、かかる審尋の期日から 60 日以内に、決定を行うが、この期間は絶対ではない。

合議体は、特に、本案の決定を下すことができる。また、証拠調べ段階の再開が適切であると認めた場合には、かかる段階へ事案を差戻しすることもできる。

第 1 段階の審理には、召喚状の提出の日から決定の日まで、約 2 年半から 3 年半を要し得る。

### 抗告

合議体の決定については、ICCP 第 339 条に従って控訴院に抗告できる。抗告は、合議体の決定が送達された日から 30 日以内に行うか、さもなければ、公告の日から 6 か月以内に送達されなければならない。

### 破棄院（Corte di Cassazione）への再抗告

控訴院の決定は、ICCP 第 360 条の規定により、法律的な理由においてのみ、破棄院（Corte di Cassazione）が判断することができる。再抗告理由には、管轄権を理由とするもの、法律の違反又は誤った適用、決定又は審理の無効や、決定の理由に脱漏があった場合には、その不十分又は矛盾によるもの等が挙げられる。

破棄院への再抗告の申立て期限については、以下のとおりである。

- 控訴院の決定の通告の日から 60 日
- 控訴院の決定の公告の日から 6 か月（通告を受領しなかった場合）

破棄院の決定は、以下のいずれかとなる。

- 抗告の決定を修正する決定、抗告の決定が法律には従っているが、誤った理由に基づくときに下される。この場合、裁判所の権限は、決定を修正することのみに限られる。
- 再抗告を退ける判決（抗告の決定の支持）
- 再抗告を認める判決

破棄院は、再抗告を認めて控訴院の決定を支持しない場合、抗告対象の決定を差し戻すか否かを判断する。

ただし、破棄院は、以下の場合には決定を差し戻すことができない。

- a. 管轄権や権限についての争点を解決するにあたり、破棄院が、抗告の決定を下した裁判官その他の裁判官に、決定を下す管轄権がないと信ずる場合<sup>17</sup>。
- b. 破棄院が、審理が本案では裁判官の面前での申立て又は訴追を受けられないと思料する場合<sup>18</sup>。
- c. 再抗告を認めるにあたり、破棄院は、下級審が審理中に事案根拠と確知した事実に立脚して自らも判断する必要はないとの確信に基づき、本案に基づき決定を下す場合<sup>19</sup>。これは、破棄院は法律的な理由に基づくときにのみ決定を行うことができるとする通則に対する唯一の例外であるため、特に重要である。

上記の他は、全事案について、破棄院は抗告の決定を差し戻す。

## オランダ

### 公判形式

原告が特許の事案で、本案の侵害又は無効取消し訴訟を開始する場合、以下の2つの選択肢がある。

- a) 本案の通常審理
- b) 本案の促進審理 (accelerated proceedings)

他の知的財産の全事案では、本案の通常審理しか提起することができない。

### 本案の通常審理

審理は、被告に召喚状が送達された時点から係属する。召喚状には、裁判所に事案が提出される期日を示さなければならない（管理上の開廷(administrative session)）。原則として、この期日は将来の任意の水曜日とするが、通常は近い日付を選択する。事案を裁判所に提示するのと同時に、原告は、証拠書類も（その時点で入手可能な限りにおいて）提出しなければならない。裁判所は次に、被告に対して、6週間に答弁書及び（被告が提出を希望する場合には）反訴の訴状の提出を許可する。この期間については、原告の同意ややむを得ない理由によって数週間の延長が可能である。反訴の提起がなされた場合には、裁判所は、6週間の当初期間を設け、その期間内に反訴における答弁書が提出されるようにする。上記のとおり、反訴の原告の同意ややむを得ない理由によって、この期間も数週間の延長が可能である。

---

<sup>17</sup> ICCP 第 382 条 3 項

<sup>18</sup> ICCP 第 382 条 3 項

<sup>19</sup> ICCP 第 384 条 2 項

この後に通常、「当事者の直接対面 (personal appearance of parties)」と公式には呼ばれる審理が命じられる。特許の事案では、これは弁護士による依頼人の事案についての口頭弁論になるが、他の知的財産の事案では、かかる審理はむしろ、裁判官が質問を行って事案の事実を確知する調査的な内容となる。

この審理の後、裁判所は、当事者に追加の陳述書や証書の提出を命じるか、又は、判決の期日を設定する。この期日は通常、審理の6~8週間後であるが、延長が可能である。

要約すると、本案の通常審理には通常、判決の言渡しまで1~2年を要する。

### 本案の促進審理

召喚状の交付前に、原告は裁判所に、手続日程表によって、全ての重要な手続の期日を定めるよう請求する必要がある。かかる期日には、召喚状交付の最終期日、事案の提示の期日、答弁書と反訴の訴状（可能性として）の期日、反訴における答弁書の期日、口頭弁論の期日が含まれる。これら期日に対しては、延長は認められない。口頭弁論の後、裁判所は判決の期日を設定するが、これは本案の通常審理について上述したものと同様の手続に従う。

要約すると、本案の促進審理には通常、召喚状の送達の日から判決が下されるまで、8か月から1年半を要する。

### 控訴

いずれの審理の敗訴当事者にも、決定について控訴する権利が常にあるが、控訴では最初から審理がやり直される。正式な控訴では、判決が下された後4週間以内（暫定的差止め）又は3か月以内（本案）に申し立てることが必要だが、この段階で控訴の理由を記載する必要はない。裁判所は、控訴の理由を提出する期限を設けるが（暫定的差止めには4週間、本案には6週間）、数週間の延長が可能である（ただし、相手方当事者から不服の申立てがあった場合には、この限りではない）。裁判所の対応可能日に基づき決定される審理の期日の指定に続き、審理は事案の提示後1年以上後となる可能性がある。さらに、一部の控訴裁判所（Courts of Appeal）（例えば、ハーグ控訴裁判所）では通常、判決の言渡しには非常に時間がかかる。裁判所が事案の提示後、判決の言渡しまで1年半から2年をかけるのは珍しいことではなく、これは暫定的差止めの訴訟に関する場合でも同様である。

### 最高裁判所への上告

オランダでは、控訴裁判所における決定に対して（大部分は）最高裁判所（Supreme Court）に破棄の上告を提起することが可能である。ただし、破棄の上告審理の範囲は限定的である。控訴裁判所とは異なり、最高裁判所では事項の事実については判示せず、法律の疑義に関してのみ判断する。したがって、破棄の上告が認められるのは、最高裁判所が、控訴裁判所による法律（実体法か手続法のいずれか）の判断の誤りを見出した場合にのみである。かかる結論に達した場合、最高裁判所は、事案を別の控訴裁判所に差し戻して、最高裁判所が定めた法律の正しい解釈をもって判決を下させるか、又は自ら終局判決を言い渡す。

## スペイン

### 公判形式<sup>20</sup>

#### A) 請求の申立て

通常の公判は、請求の申立てから開始されるが、特別に至急の理由により請求の申立てが妨げられている場合に限り、主位的請求の審理の開始前に暫定的差止めを請求することができる（以下セクション1.7参照）。原告には、全ての事実、法的主張、証拠の一切（あるいは、この段階で提出が不可能なものがある場合、せめてその旨を記載したもの）の提出が求められる。以降の段階で提示するため、事実、法的主張、証拠を留保しておくことはできない。請求に対する答弁や、結果としての反訴についても同様である（申立ての遅延については、下記Cを参照）。

#### B) 請求に対する答弁及び結果としての反訴

裁判所は、その権限及び管轄権の審査後、請求の審理の開始を認め、かつ被告を召喚して通告の受領後20就業日以内に答弁書を提出するよう命じる。被告が反訴の提起を望む場合には、請求に対する答弁書にその旨を記載する必要がある。反訴は、原告に対してのみではなく、審理に関わる全当事者に向けて提起する必要がある。全当事者は次に、20就業日の期限をもって、それぞれ答弁書を提出する。

#### C) 予審

請求（又は反訴）に対する答弁書の受領後、裁判所は、当事者を召喚して予審に出席させる。これは、規定上は通告の受領後20日以内であるが、現実には、裁判所が設定する実際の予審の期日は、裁判所の事案の審理とその事務量によっては7～15か月後と、相当遅延する傾向がある。

予審は、以下のことを目的とする。

1. 当事者間での合意形成により、裁判所での審理を回避する。
2. 審理開始の妨げとなる争点（各当事者の適格性（*ius standi*）欠如、訴訟が係属中（*lis pendens*）、請求の法的瑕疵等）を審査する。
3. 請求の目的物と事案で争点となっている事実について明確にする。

当事者らは、相手方当事者が掲げる主張に関連する申立ての提出、事案についての法的論拠を異にしない自らの申立てに対する釈明又は修正や、相手方当事者の同意がある場合には付随的訴答書面の追加を行うことが可能である。相手方当事者がこれに同意しない場合でも、裁判所は、かかる新たな訴答書面によっても相手方当事者の抗弁権の行使は妨げられない、と判断することができる。さらに、当事者らは、本訴又は反訴の提起時に知らなかつた事実の申立てができる。

<sup>20</sup> これらの段階は通常手続（ordinary proceedings）と言われ、2000年施行スペイン民事訴訟法（Spanish Civil Procedure Act, SCPA）第249.4条に基づく、知的財産の争点のための一般的な法的手続である。

当事者らはまた、自らの申立てに対する釈明、修正や付隨的訴答書面を支持する証拠（書類や鑑定人の報告書など）も提出できる。

4. 当事者にそれぞれの証拠を提出させる。裁判所は、不正な証拠とともに、争点となっている事実を証明するのに無関係か不用な証拠を却下する。

#### D) 公判

予審に続いて行われるのが公判であり、その中で当事者は、陳述書を提出し、また、証人や鑑定人あるいは他の形式の所定の証拠を、裁判所及び他の当事者に対して提示する。

審理のこの段階では、新たに提出される事実は、予審の後に発生したか、（可能性として）知ったものと見なされる点に注意が必要である。この後、各当事者は、提示したそれぞれの証拠についての法的主張及びその結論を説明する（結論については、裁判所の命令をもって書面による提出も可能である）。

裁判所は、裁判官に提示された主張及び証拠について検討する（ただし、当事者が新たな証拠の検討を請求し、裁判所が独自の判断により、当該証拠の関連性について勘案する場合はこの限りでない）。公判後、裁判所は20日以内にその決定を公表しなければならない（ここでもまた、現実には裁判所は、当該期間を4~8か月延長する可能性がある）。

#### スケジュール

裁判所が手続上の規則で義務付けられた期限を守ることは稀である。裁判所の対応に要する平均期間は、以下のとおりである。

- 相手方当事者の審問を行わない暫定的差止めの場合は、1~2か月。
- 相手方当事者の審問を行う暫定的差止めの場合は、4~6か月。
- 暫定的差止めの抗告の場合は、6か月。
- 一審の場合は、1年半~2年。
- 二審の場合は、1年、1年半、又は2年。
- 最高裁判所への上告の場合は、3~5年。

段階	時期
相手方当事者の審問を行わない暫定的差止め	差止めの申立書の提出後1~2か月
相手方当事者の審問を行う暫定的差止め	差止めの申立書の提出後4~6か月
暫定的差止めの抗告	抗告の申立て後6か月
訴状	暫定的差止めは、主位的請求とともに請求する必要がある。特別に至急の理由があるときは、暫定的差止めを先に請求することは可能であるが、裁判所がこれを許可する決定を下した後20日以内に、主位的請求の本訴を提起しなければ

	ならない。 特許侵害に対する損害賠償請求については、当該請求の申立てから 5 年以上前に発生した行為に対しては、これを行うことができない。
抗弁、無効の理由を伴った反訴	訴状の送達後 20 日
答弁、反訴に対する抗弁	抗弁及び反訴の送達後 20 日
一審判決の取得	約 1 年半～2 年
控訴	一審判決の送達後 20 日、控訴原告は実体的な訴えを申し立てなければならない。
控訴に対する異議申立て	控訴の準備書面の送達後 10 日
二審判決の取得	1～2 年
最高裁判所への上告	控訴判決の送達後 20 日、上告原告は実体的な訴えを申し立てるべきである。
最高裁判所への上告に対する異議申立て	上告の準備書面の送達後 20 日
終局判決の取得	3～5 年

## 控訴

昨年 2011 年 10 月 31 日に成立した新規則に基づき、旧来の申立てに先立つ控訴の告知が廃止され、控訴については、一審判決の通告の後 20 日以内に一審裁判所 (Court of First Instance) に提起する。控訴の準備書面には、控訴についての全主張を記載し、これが相手方当事者に送達されて、次に相手方当事者は、控訴に対する異議申立てを 10 日以内に提起する。以後、異議申立ての趣意書を控訴原告に送達し、控訴原告は、控訴に対する異議と、必要な場合は控訴被告が提出した新たな証拠に関する全ての申立てを 10 日以内に提起する。その後、全書類が県裁判所 (Court of Appeal) に転送される。

控訴では、当事者は手続上の規則や法律上の規定の違反についてしか申し立てることができない。請求可能な証拠は以下の物のみである。

- 一審の段階で誤って拒絶され、かつ、申立て当事者が拒絶に異議を申し立てていたもの。
- 一審で認められたが、控訴原告の責に帰さない理由によって裁判所に取り上げられていなかったもの。
- 一審の審判中で証拠の提出が認められていた期間の開始後に起こった（あるいは開始後にしか知ることができなかつた）関連の事実に関するもの。

県裁判所が審判を行うのは、書類の受領の際、又は、審理が行われる場合（いずれかの当事者が審理を請求して裁判所がその裁量をもってこれを認めるか、証拠調べの目的で審理が必要な場合）

には、審理の後である。控訴の審理の判決は、約6~8か月で下される。

昨年2011年10月31日に成立した新規則に基づき、口頭審理に従って下された判決で、訴額が3,000ユーロを超えないものについて、控訴を提起することは不可能である。

#### 最高裁判所

昨年2011年10月31日に成立した新規則に基づき、旧来の申立てに先立つ上告の告知が廃止され、最高裁判所への上告については、県裁判所の判決の通告の後20日以内に提起されなければならない。上告は、審理過程の訴訟物の解決に適用される法的規則の違反に対するものに制限される。上告可能な判決は、以下のいずれかに限られる。(i) 基本的権利を扱うもの、(ii) 訴額が600,000ユーロ以上の訴訟物に関するもの、(iii) 訴額が600,000ユーロ<sup>21</sup>より低い訴訟物に関するが、a) 最高裁判所の法解釈と相反するか、何らかの点で矛盾するもの、又は b) 2か所以上の県裁判所で相反する判決が下された対象のもの、又は c) (過去5年間で成立した) いずれかの新法を扱うもの。これらの理由については、裁判所は非常に限定的に解釈する。

---

<sup>21</sup> この総額は、2011年10月31日施行の新法で大幅に増額された。旧法の下では、その額は150,000ユーロであった。

## 1.2 中央集権裁判所の管轄権

オランダ	フランス	ベルギー	スペイン
<p>ハーグ地方裁判所 (District Court of The Hague) には、下記の知的財産の事項について専属的管轄権がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 特許及び補完的保護証明書</li> <li>- 種苗育成者権</li> <li>- 共同体商標及び意匠</li> <li>- 半導体製品の集積回路の回路配置</li> <li>- 所定の著作権/著作隣接権の報酬規則</li> </ul> <p>他の全ての知的財産の事案については、19か所の地方裁判所のいずれにも提訴することが可能である。</p>	<p>2008年8月4日付法律第2008-776号及び2010年11月12日付適用法令第2010-1369号による、国家商標及び意匠に対する限定されたフランス裁判所の専属管轄権（9か所の大審裁判所（ボルドー、リール、リヨン、マルセイユ、ナンテール、ナンシー、パリ、レンヌ、ストラスブル、フォール・ド・フランス）及びそれぞれの管轄の控訴院）。</p> <p>特許に対する（2009年10月9日付適用法令第2009-1205号による）、並びに共同体商標（CTM）及び登録共同体意匠（RCD）に対する（2008年6月2日付適用法令第2008-522号による）、パリ裁判所の専属管轄権。</p>	<p>2007年5月の法律に基づき、5か所の中央集権裁判所によって、全ての特許と（ベネルクスの）商標の事項の審理を行う（ブラッセル、アントワーペン、ヘント、モンス、リエージュ）。</p> <p>2005年の法律以降、1か所の共同体の裁判所が、共同体商標及び共同体登録意匠（CRD）の事項の審理を行う（ブラッセル）。</p>	<p>国家の権利に対しては適用しない。CTMとCRDの侵害の本訴、無効確認の反訴、及び非登録共同体意匠の無効確認の本訴に対する中央集権裁判所は、アリカンテ商事裁判所（Alicante Commercial Court）第一法廷（一審まで）及びアリカンテ県裁判所（Alicante Court of Appeals）である。</p> <p>上記の裁判所は引き続き、CTMとCRDの侵害の本訴及び無効確認の反訴について、原告も被告も共同体加盟国内に住居や施設を有していない場合でも、これらに対応する<sup>22</sup>。</p>

<sup>22</sup> この定めは、2009年3月に更新されたCTM理事会規則((CE)207/2000)、及びCRD理事会規則((CE)6/2002)によるものであり、双方とも理事会規則第1891/2006号によつて2006年12月18日に以下の目的で改正された。すなわち、工業意匠の国際登録に関するハーグ協定ジュネーブアクト(the Geneva Act of the Hague Agreement concerning the International Registration of Industrial Designs)への欧州共同体の加盟を発効させ、かつ、欧州共同体への新規加盟国の加盟を発効させるためである。

## イングランド及びウェールズ

知的財産の訴訟は、その殆どが高等法院の大法官部で扱われる<sup>23</sup>。特許裁判所や州特許裁判所<sup>24</sup>に必ずしも属さない事案は、大法官部の裁判官なら誰でも審尋を行うことができる。大法官部の一般法廷は「中央集権型」と見なされている。事案の審尋を行う裁判官は必ずしも知的財産事案の審理経験がないからである。高等法院は、ロンドンの王立裁判所（Royal Courts of Justice）内に置かれている。

ロンドンの高等法院と同様、高等法院の審理は地方登記所（District Registry）でも提起できる。地方登記所は高等法院の一部であって、イングランド及びウェールズの様々な地区に置かれ、バーミンガム、ブリストル、カーナーヴォン、カーディフ、リーズ、リバプール、マンチェスター、モールド、ニューキャッスル・アポン・タイン、プレストンの10か所の大法官部地方登記所が設置されている。ただし、カーナーヴォン、モールド、プレストンの地方登記所には、登録商標と共同体商標に関する管轄権がない。

### 商標、著作権、詐称通用及び意匠権

英国商標法（Trade Marks Act 1994）に基づき、商標、著作権、詐称通用（passing off）、非登録意匠権に関する請求は、以下で開始されなければならない。<sup>25</sup>

(i) 大法官部

(ii) 州特許裁判所

(iii) 大法官部地方登記所がある州裁判所

共同体商標に関する請求は、上記(i)～(iii)に掲げた裁判所、すなわち指定された共同体商標裁判所（Community Trademark Courts）で開始できる<sup>26</sup>。

一審の審判についての代表的な訴訟費用は、以下の範囲となる。

- 著作権の事案では、300,000 ポンド～2,000,000 ポンド
- 商標の事案では、200,000 ポンド～1,000,000 ポンド
- 詐称通用の事案では、200,000 ポンド～1,000,000 ポンド
- 非登録意匠権の事案では、100,000 ポンド～1,000,000 ポンド

上記価額は一般的な指針に過ぎない点に留意されたい。実際の訴訟費用は、全く個々の状況次第であり、上記より大幅に高額又は低額となる可能性がある。

---

<sup>23</sup> 高等法院は6部に分かれており、大法官部は（特に）知的財産を扱う。

<sup>24</sup> 1.3の表を参照のこと。

<sup>25</sup> 全詳細についてはCPR細則63第16項を参照のこと（同一裁判所で開始しなければならない他の事項も含む）。

<sup>26</sup> 2006年共同体商標規則の規則12より。

## 上訴

高等法院からの控訴は、控訴院が扱う。控訴院からの上告は、最高裁判所が扱う。

## ドイツ

ドイツでは管轄権の分担により（二元的システム）、侵害と無効取消しの審理は、別の裁判所で行われる。

## 特許

侵害の審理：特許及び実用新案の事項では、12か所の地方裁判所（*Landgerichte, LG*）で専門部を設けて、特許及び実用新案に係る侵害の審理に専属管轄権を持たせている（このうち最も高い頻度で選択されるのは、デュッセルドルフ、マンハイム、ミュンヘンであり、他にベルリン、ブラウンシュヴァイク、エルフルト、フランクフルト・アム・マイン（実用新案はフランケンタール）、ハンブルク、ライプツィヒ、マグデブルク、ニュルンベルク、ザールブリュッケンがある）<sup>27</sup>。判決については、管轄の高等裁判所（*Oberlandesgericht, OLG*）に控訴が可能で、連邦通常裁判所（*Bundesgerichtshof, BGH*、カールスルーエ）が侵害訴訟の最終審である。

無効確認の審理：ドイツ連邦特許裁判所（*Bundespatentgericht, BpatG*、ミュンヘン）には、特許についての有効性の争点の専属管轄権がある。この裁判所は、欧州特許のドイツ部分及びドイツ特許についての無効取消し訴訟の一審裁判所である。さらに、ドイツ特許商標庁（*Deutsches Patent und Markenamt, DPMA*、ミュンヘン）の審決に対する抗告審でもあり、これは実用新案に係る取消し手続及びドイツ特許に係る異議の審決を扱うものである。連邦通常裁判所は、無効取

<sup>27</sup> 1980年ドイツ特許法第143条(2)、1986年ドイツ実用新案法（German Utility Models Act 1986）（GebrMG）第27条(2)、及び各地方規則と関連して、以下の管轄となる。

1. ベルリン地方裁判所は、ベルリン連邦州（1995年11月20日付法律GVBI. BLN 96, 105）及びブランデンブルク連邦州（1995年12月15日付法律GVBI. BR 95, p. 689, 1995年11月20日付条約GVBI. BLN 96, p. 105, GVBI. BR 95, p. 288）
2. ブラウンシュワイク地方裁判所は、ニーダーザクセン連邦州（1998年1月22日付規則 - ニーダーザクセンGVBI. 98, p. 66）
3. デュッセルドルフ地方裁判所は、ノルトラインウェストファーレン連邦州（1998年1月13日付規則 - GV. NW 98, p. 106）
4. エルフルト地方裁判所は、チューリンゲン連邦州（1995年12月1日付規則GVBI. TH 95, p. 404）
5. フランクフルト（マイン）地方裁判所は、ヘッセン連邦州地方裁判所の区裁判所（1960年8月26日付規則GVBI. 60, p. 175（特許）、1987年8月27日付規則GVBI. 87 I, p. 163（フランケンタール - 実用新案））及びラインラントファルツ連邦州地方裁判所の区裁判所（1950年8月4日付ラインラントファルツ/ヘッセンの条約GVBI. HE 50, p. 251, GVBI. R-P 50, p. 316（特許））
6. ハンブルク地方裁判所は、ブレーメン連邦州、ハンブルク連邦州及びシュレースヴィヒホルシュタイン連邦州（1993年5月18日付法律GBI. BR 93, p. 154, 1993年2月2日付法律GVBI. HH 93, p. 33, 1993年9月27日付法律GBI. SH 93, p. 497, 1993年11月6日付法律GVOBI. M-V 93, p. 919, 1992年11月17日付BR, HH, SH及びM-Vの協定GVBI. HH. 93, p. 33, BIPMZ 95, 236）
7. ライプツィヒ地方裁判所は、ザクセン連邦州（1994年7月14日付規則Sachs. GVBI. 94, p. 1313）
8. マグデブルク地方裁判所は、ザクセンアンハルト連邦州（1995年12月5日付規則GVBI. LSA 95, p. 360）
9. マンハイム地方裁判所は、バーデン・ウルテンベルク連邦州（1998年11月20日付規則GBI. BW 98, p. 680）
10. ミュンヘン地方裁判所第一法廷は、ミュンヘン高等裁判所の区裁判所
11. ニュルンベルク・フルト地方裁判所は、ニュルンベルク高等裁判所及びバンベルク高等裁判所の区裁判所（1988年2月2日付規則第18条 - Bayer. GVBI. 88, p. 6, 9）
12. ザールブリュッケン地方裁判所は、ザールラント連邦州（唯一の地方裁判所のため、規則はなし）

消し訴訟の最終審である。

#### 商標及び意匠

侵害の審理：商標の事項では、21か所の地方裁判所<sup>28</sup>で専門部を設けて、ドイツ商標及び国際登録商標についての侵害の審理に専属管轄権を持たせており、そのうち18か所では、共同体商標にも対応する（このうち人気が高いのは、ハンブルク、デュッセルドルフ、ケルン、ミュンヘン、フランクフルト・アム・マインである）。意匠の事項では、20か所の地方裁判所で専門部を設けて、ドイツ意匠についての侵害の審理に専属管轄権を持たせ、20か所（部分的に異なる）の地方裁判所で共同体意匠についての侵害の審理に専属管轄権を持たせている。控訴は高等裁判所で扱い、連邦通常裁判所が侵害訴訟の最終審である。

無効確認の審理：ドイツ連邦特許裁判所は、ドイツ特許商標庁の審決に対する抗告審であり、これは絶対的拒絶理由に基づく商標に対する取消し手続についてのものである。登録ドイツ意匠に対する取消しの審理には管轄の地方裁判所が対応し、控訴は高等裁判所に申し立てる。無効訴訟についても連邦通常裁判所が最終審である。

#### イタリア

イタリアには、中央集権型の裁判所は存在しない。

---

<sup>28</sup> 商標法第140条(1)（ドイツ商標）、商標法第125e条(1)（共同体商標）、意匠法第52条(1)（ドイツ意匠）、意匠法第63条(1)（共同体意匠）。ドイツの州では地方規則が制定されており、特許の事項の規則に対応して、地方裁判所の管轄を定めている。

### 1.3 専門裁判所の管轄権

イングランド及びウェールズ	ドイツ	フランス
<p>イングランド及びウェールズには、2か所の知的財産専門裁判所がある。</p> <p>1. 特許裁判所（高等法院大法官部の一部）<sup>29</sup></p> <p>2. 州特許裁判所<sup>30</sup></p> <p>双方とも通常はロンドンに置かれる。</p> <p>これらの裁判所は、そこに務める裁判官達が、複雑な技術上の争いの審尋に経験豊富であることから、専門裁判所と見なされる。</p> <p>特許裁判所及び州特許裁判所には、特許及び登録意匠の請求に関する専属的管轄権がある。<sup>31</sup></p> <p>一審の審判についての代表的な訴訟費用は、以下の範囲となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 特許の事案には、400,000 ポンド～3,000,000 ポンド</li> </ul>	<p>地方裁判所や高等裁判所のうち、知的財産の事項のみを扱う裁判所はない。ただし、上述の各中央集権裁判所には、特定類型の知的財産権（特許及び実用新案、商標など）を専門とする経験豊富な裁判官で構成された合議体が、一定数存在する。</p> <p>真の専門の裁判所は、ドイツ連邦特許裁判所のみで、上記の争点についての専属管轄権を有する。</p> <p>特許の事項では、合議体は法律家及び技術者の双方の構成員からなるが、商標及び意匠の事項での合議体は、法律家のみを構成員とする。</p> <p>以上のことから、ドイツ特許商標庁は、専門裁判所と見なし得る。実用新案に係る取消しの手続と、ドイツ特許に係る異議の申立て手続を同庁で扱うからである。</p>	<p>専属管轄権を有する裁判所のうち、パリ裁判所だけが知的財産専門部を持つ（パリ大審裁判所の第3部、パリ控訴院の第5部第1院及び第2院）。</p>

<sup>29</sup> 1981年上級裁判所法（Senior Courts Act 1981）の6(1)

<sup>30</sup> 1988年法律の第287条(1)に基づき州特許裁判所として指定された州裁判所

<sup>31</sup> 全詳細については CPR 第 63.2 条を参照のこと（同一裁判所で開始しなければならない他の事項も含む）。

イングランド及びウェールズ	ドイツ	フランス
<ul style="list-style-type: none"> <li>登録意匠権の事案には、100,000 ポンド ～1,000,000 ポンド</li> </ul> <p>上記の価額は一般的な指針に過ぎない点に留意されたい。実際の訴訟費用は、全く個々の状況次第であり、上記より大幅に高額又は低額となる可能性がある。</p> <p>共同体意匠に関する請求は、特許裁判所又は州特許裁判所で開始できるが、これらは指定された共同体意匠裁判所（Community Design Courts）である（2005年規則集の規則 2(1) 共同体意匠（共同体意匠裁判所の指定）より）。</p> <p><b>上訴</b></p> <p>州特許裁判所及び特許裁判所の双方からの控訴は、控訴院が扱い、控訴院からの上告は、最高裁判所が扱う。</p>		

オランダ	イタリア	ベルギー	スペイン
<p>幾つかの地方裁判所には、知的財産の事項を専門とする裁判官がいる（ハーグ、アムステルダム、アルンヘム、スヘルトーヘンボスの各地方裁判所等）。中でもハーグ地方裁判所の知的財産部は最大の規模を持ち、多くの知的財産の事案に専属管轄権を有する（第1.2節—中央集権裁判所の管轄権を参照のこと）。</p>	<p>現在のところ、バリ、ボローニャ、カターニア、フィレンツェ、ジェノバ、ミラノ、ナポリ、パレルモ、ローマ、トリノ、トリエステ、ベニスの12か所の裁判所が知的財産の事項を専門に扱っている。</p> <p>現況は非常に近い将来に変わる予定である。2012年1月24日付法令第1号は、<u>20の新部署</u>（いわゆる <i>Tribunale delle Imprese</i>、逐語訳で企業裁判所(Court of Enterprises)）の創設を定める。これら裁判所では全ての会社関連の事項に対応し、旧来の知的財産専門部の役割を引き継ぐ。</p> <p>企業裁判所は、アクイラ、ポテンツァ、カタンザーロ、ナポリ、ボローニャ、トリエステ、トレント、ローマ、ジェノバ、ミラノ、ブレシア、アンコーナ、カンポバッソ、トリノ、バリ、カリヤリ、パレルモ、フィレンツェ、ペルージャ、ベニスに置かれる予定である。</p> <p>上記の法令第2条によれば、新専門部署についての規定が有効となるのは、「現行法令を変更する法律の効力発生後180日から開始される審理」（すなわち2012年9月20日の後）に</p>	<p>特許及び（ベネルクス）商標のための（商事）裁判所専門部が、上述の中央集権裁判所にある。</p> <p>ブラッセル商事裁判所 (Brussels Commercial Court) には、2つの共同体裁判所部 (Community Court Chambers) がある（1つは登録共同体意匠(RCD)、もう1つは共同体商標(CTM)）。</p>	<p>知的財産権を取り扱う商事上の争点の専門裁判所がある。バルセロナ県裁判所 (Barcelona Court of Appeals) 第15部、マドリッド県裁判所 (Madrid Court of Appeals) 第28部は、実際に、高度の専門性で知られる。</p> <p>バルセロナ裁判所における判決に限り、知的財産の事項について、司法総合委員会 (Judicial General Board) は2011年12月22日に、以下の裁判所を指定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 特許及び広告：商事裁判所第1、4、5法廷</li> <li>- 商標、工業意匠及び著作権：商事裁判所第2、8法廷</li> <li>- 不正競争及び独占禁止：商事裁判所第3、7法廷</li> </ul> <p>CTMとCRD（共同体登録意匠）の</p>

オランダ	イタリア	ベルギー	スペイン
	<p>限る。</p> <p>つまり、上記期日までは、上述した 12 か所ある「旧来の」知的財産事項の専門部が管轄裁判所であり続ける。</p> <p><b><u>UIBM と国家商標適用に対する異議申立て手続</u></b></p> <p>Ufficio Italiano Brevetti e Marchi (UIBM) とは、イタリア特許商標庁のことである。</p> <p>異議申立て手続が実施されるようになった点は、最近のイタリアにおける極めて重要な改革と言える。これは 2011 年 5 月 11 日付省令により導入・発効したが、それまでは、2010 年 1 月 31 日付省令及び政令第 30/2005 号（知的財産法 (Intellectual Property Code)）で公的に定められ、規制されているだけであった。</p> <p>異議申立て手続は、1. 国家商標出願の登録、 2. 国際登録 (WIPO・世界知的所有権機関) のイタリアへの拡張登録、に対して申請できる。</p> <p>異議申立て手続は UIBM に申請する（第 2.1 節参照）。</p>		<p>侵害の本訴、無効確認の反訴、非登録共同体意匠の無効確認の本訴のための専門裁判所として、アリカンテ商事裁判所第 1 法廷(一審まで)及びアリカンテ県裁判所がある。*</p>

追加コメント（前表中「\*」の表示についてを含む）

## イギリス

### 英國知的財産庁

特許の侵害及び無効取消しの審理については知的財産庁（Intellectual Property Office）が審決できるが、差止めを命ずることはできないため、実際の審決は稀である。救済措置は、損害賠償の宣言及び裁定に限られる。

### 商標登録局

商標の許可に対する異議申立てや、商標登録について争うための（侵害の手続きを除く）商標の手続は、商標登録局（Trademarks Registry）で開始できる。侵害の訴訟審理が高等法院で既に開始されている場合には、これに関連する無効取消しの審理は、高等法院で開始されなければならない。

### 著作権審判所

著作権審判所（Copyright Tribunal）（1988年著作権、意匠及び特許法（Copyright, Designs and Patents Act 1988）に基づき設立）は独立団体である。その主要機能として、団体著作権の実施許諾（collective copyright licensing）の分野での多様な争いを解決することが挙げられる。その審判の審決については、高等法院への不服申立てが可能であるが、法的観点に対するものに限られる。

### 不服申立て

知的財産庁長官（Comptroller General of Patents, Trademarks and Designs）、商標登録官、意匠登録官の審決については、下記の定めに従い不服申立てができる。

- CPR 第 63 部 16 条(2)に基づき、特許の不服申立ては高等法院のみが扱い、州特許裁判所には提起できない。
- 商標の不服申立ては、全て大法官部の担当となり、特許裁判所には提起できない（CPR 第 63 部 16 条(2)）。
- 登録意匠の不服申立ては、登録意匠不服申立審判所（Registered Designs Appeal Tribunal）が扱い、特許裁判官 1 名が審判にあたる。CPR や PD は、この不服申立てには適用されない（1949 年英國意匠法（Registered Designs Act 1949）第 28 条）。

## イタリア

知的財産事項の専門部を有する裁判所の権限は、以下の地域上の基準に基づく。

1. 全ての知的財産事項の管轄区域について、バリ、レッチエ、ターラント、ポテンツァの控訴院の地区は、バリ裁判所の専門部が所管する。

2. 全ての知的財産事項の管轄区域について、ボローニャ、アンコーナの控訴院の地区は、ボローニャ裁判所の専門部が所管する。
3. 全ての知的財産事項の管轄区域について、カターニア、メッシーナ、レッジョ・カラブリア、カタンザーロの控訴院の地区は、カターニア裁判所の専門部が所管する。
4. 全ての知的財産事項の管轄区域について、フィレンツェ、ペルージャの控訴院の地区は、フィレンツェ裁判所の専門部が所管する。
5. 全ての知的財産事項の管轄区域について、ジェノバの控訴院の地区は、ジェノバ裁判所の専門部が所管する。
6. 全ての知的財産事項の管轄区域について、ミラノ、ブレシアの控訴院の地区は、ミラノ裁判所の専門部が所管する。
7. 全ての知的財産事項の管轄区域について、ナポリ、サレルノ、カンポバッソの控訴院の地区は、ナポリ裁判所の専門部が所管する。
8. 全ての知的財産事項の管轄区域について、パレルモ、カルタニッセッタの控訴院の地区は、パレルモ裁判所の専門部が所管する。
9. 全ての知的財産事項の管轄区域について、ローマ、ラクイラ、カリヤリ、サッサリの控訴院の地区は、ローマ裁判所の専門部が所管する。
10. 全ての知的財産事項の管轄区域について、トリノの控訴院の地区は、トリノ裁判所の専門部が所管する。
11. 全ての知的財産事項の管轄区域について、トリエステの控訴院の地区は、トリエステ裁判所の専門部が所管する。
12. 全ての知的財産事項の管轄区域について、ベニス、トレント、ボルツァーノの控訴院の地区は、ベニス裁判所の専門部が所管する。

## スペイン

(前表の「\*」について) これらの裁判所は引き続き、CTM 及び CRD の侵害の本訴及び無効確認の反訴について、原告も被告も共同体加盟国内に住居や施設を有していない場合でも、これら反訴に対応する。この定めは、2009 年 3 月に更新された共同体商標理事会規則 (CTM Council Regulation) ((CE) 207/2000)，及び共同体登録意匠理事会規則 (CRD Council Regulation) ((CE) 6/2002) によるものであり、双方とも理事会規則第 1891/2006 号によって 2006 年 12 月 18 日に以下の目的で改正された。これは、工業意匠の国際登録に関するヘーグ協定ジュネーブアクト (the Geneva Act of the Hague Agreement concerning the International Registration of Industrial Designs) への欧州共同体の加盟を発効させ、かつ、欧州共同体への新規加盟国の加盟を発効させるためである。

## 2. 第2章：裁判所の特徴

### 2.1 裁判所における各知的財産権の争点と行使方法

#### ベルギー

##### 裁判所

ベルギーにおける知的財産の状況が 2007 年に広範な再編を見て以降、知的財産権（特許、補完的保護証明書 (SPC)，共同体商標 (CTM)，登録共同体意匠 (RCD)，ベネルクス商標，ベネルクス意匠，地理的表示 (geographical indications)，半導体についての各権利）は、商事裁判所での法的審理を経なければ、これを行使できない。ただし、一部の小規模な著作権の事案（非商業団体が提起するものか、上限額 1,860 ユーロを超えないもの）ならば、民事裁判所 (Civil Courts) でも審理できる。

ベルギーでは 5 か所の裁判所が、ベネルクス（国家）商標の事項、全ての特許及び SPC の請求、地理的表示の事項、そして半導体に関する権利の争点について、審理の管轄権を持つ。これらの裁判所はアントワープ、ヘント、ブラッセル、リエージュ、モンスに所在し、それぞれに控訴院もある。共同体の権利（商標又は意匠のいずれか）については、ブラッセル商事裁判所内に設けられた共同体裁判所 (Community Right Court) が専属的に審理を行う。

##### 訴訟

上記裁判所の中で、以下の 4 類型の審理を行うことが可能である。暫定的差止めの審理、本案審理、「迅速手続」の審理、被疑侵害製品の記述的押収措置を求める一方的命令である。

第一に、暫定的差止めの審理の請求は、その事項に緊急を要し、かつ、一見して (*prima facie*) 侵害がある場合には、申立て可能である。決定については通常、ごく短期間で得ることができる（事案の複雑さに応じて、数日、数週間から 2~3 か月かかることがある）。

第二に、上記の商事裁判所は本案の審理に判決を下す。知的財産権の侵害や無効取消しの訴訟は、かかる裁判所に本訴か反訴のいずれの形式でも提起できる。すなわち、ベルギーの法律には「分担 (bifurcation)」制度が存在しない。無効取消しの本訴は、取消しに法的利益を有する（被疑侵害者、権利の自由な取扱いを望む競争者、先行権利の所有者、等）誰もが提起でき、また、被疑侵害者が、非侵害の宣言を求めて知的財産権の所有者を提訴することもできる。ただし、この場合は、侵害に関する真正な争点の存在を証明できることが条件となる。

第三に、商事裁判所の 1 つの部では、「迅速手続審理」と称される手段で差止めを命じることが可能であり、当該手続は 2~3 か月で完了される。こうした審理は緊急を要すると見なされるため、知的財産の所有者は、請求された差止めの緊急性を明示的に立証する必要はない。中間判決の審理では緊急性の立証の要求水準が高く、迅速手続審理によって、結果として（暫定的というよりも）終局差止めが得られるであろうという事実から、「迅速手続訴訟」は、知的財産の侵害に対する差止めを迅速に得ることを希望する知的財産の所有者にとって、好適な手段となってきた（後日、罰金、撤回、判決の公表を伴う）。ただし、知的財産権の無効取消しについては、迅速手続訴

訟は提起できない。

最後に、第一にいわゆる「記述的押収措置」を求める一方的命令を得て、知的財産の侵害が存在する証拠を発見しその範囲を確定するため、第二に一方的差止めを得て、被疑侵害製品を「凍結」させるため、商事裁判所に対して処置を求めることができる。

差止めや裁判所の命令があれば、判決を守らなければ自動的に支払い期が到来する罰金("astreintes")によって、被告が（撤回の証書の送付等）特定の行為の実施を順守するよう保証できる。かかる罰金を含む判決は他のEU加盟国でも容易に執行可能で承認されているため、被告がベルギー国外のEU域内のはずれかに所在する場合、この手段は特に有効である。

## イングランド及びウェールズ

イングランド及びウェールズでは、知的財産権の保護については、主に以下の法律に依拠する。

- 改正 1977 年英国特許法(Patents Act 1977) (「PA 1977」)<sup>32</sup>, 1973 年欧州特許条約(European Patent Convention 1973) (EPC 1973) を反映するもの
- 改正 1988 年著作権、意匠及び特許法 (CDPA 1988)<sup>33</sup>
- 改正 1994 年英國商標法<sup>34</sup>
- 改正 1949 年英國意匠法 (RDA 1949)<sup>35</sup>

知的財産権の所有者はその権利を侵害、利用、その他悪用しようとする者に対して、各種の法律の規定に従って訴訟を提起できる。イングランド及びウェールズには、制定法よりむしろ判例法に基づく訴訟もあり、これには詐称通用（非登録商標の保護のため）や、秘密情報の濫用、悪意の虚偽、営業上の名誉棄損に対する訴訟も含まれる。

知的財産の侵害訴訟は、「分割公判 (split trial)」方式で進められ、その第 1 段階は法的責任の

---

<sup>32</sup> 1977 年英国特許法は、特に以下の規定を通じて改正されてきた。

2004 年規制改革（特許）命令 (Regulatory Reform (Patents) Order 2004), 2004 年英国特許法 (Patents Act 2004), 2005 年医薬（市販承認等）改正規則 (Medicines (Marketing Authorisations etc.) Amendment Regulations 2005), 2006 年知的財産（執行等）規則 (Intellectual Property (Enforcement, etc.) Regulations 2006), 2007 年特許（強制実施権及び補完的保護証）規則 (Patents (Compulsory Licensing and Supplementary Protection Certificates) Regulations 2007), 2007 年法律事務法 (Legal Services Act 2007)。

<sup>33</sup> 1988 年著作権、意匠及び特許法は、特に以下の規定を通じて改正されてきた。2001 年登録意匠規則 (Registered Designs Regulations 2001) (SI 2001/3949), 2002 年著作権等及び商標（犯罪と執行）法 (Copyright, etc. and Trademarks (Offences and Enforcement) Act 2002), 2002 年著作権（視覚障害者）法 (Copyright (Visually Impaired Persons) Act 2002), 2003 年著作権及び関連権利規則 (Copyright and Related Rights Regulations 2003) (SI 2003/2498), 2006 年実演（人格権等）規則 (Performances (Moral Rights etc.) Regulations 2006), 2006 年知的財産（執行等）規則。

<sup>34</sup> 1994 年英國商標法は、特に以下の規定を通じて改正されてきた。2004 年商標（使用の証明等）規則 (Trade Marks (Proof of Use, etc.) Regulations 2004) (SI 2004/946, 2004 年 5 月 5 日), 2004 年商標（欧州共同体を指定する国際登録等）規則 (Trade Marks (International Registrations Designating the European Community, etc.) Regulations 2004) (SI 2004/2332, 2004 年 10 月 1 日), 2005 年重大組織犯罪及び警察法 (Serious Organised Crime and Police Act 2005) (2005 年 4 月 19 日), 2006 年知的財産（執行等）規則 (SI 2006/1028, 2006 年 4 月 29 日)。

<sup>35</sup> 1949 年英國意匠法は、特に以下の規定を通じて改正されてきた。

1988 年著作権、意匠及び特許法, 2001 年登録意匠規則, 2003 年登録意匠規則, 2006 年規制改革命令 2003。

争点に関連し、第2段階は金銭上の救済額に関する。この2段階手続構造により、金銭上の救済の請求において、実際には特許が侵害されていなかったり、無効であったりする可能性がある場合、費用の無駄を確実に防ぐことができる。実務上、法的責任の争点に決定が下されると、金銭上の救済額を決定する審理は、大抵の場合は公判なしで結審する。

#### 当事者

侵害訴訟では、通常、原告は権利の所有者であり、被告は被疑侵害者である。

侵害訴訟はまた、以下の手段でも開始できる。

#### 特許

特許の専用実施権者は、特許所有者と同様の権利を有することから、その実施権が特許庁に登録されているかどうかに問わらず、実施権が定められた日から救済を求める訴訟を開始できる。ただし、実施権の日から6ヶ月以内に専用実施権を登録していない場合には、当該実施権者は、実施権による費用や経費の償還を請求できない。

#### 商標

商標の専用実施権者は、実施権の許諾後に生じた事項についての定めがなされているならば、訴訟を開始できる。専用実施権者の権利は、商標所有者と同様であり、所有者以外の誰に対してもその権利は行使され得る。実施権に別途の定めがない限り、実施権者が商標の所有者に侵害訴訟の開始を求めていたにも問わらず、所有者が2ヶ月以内にこれを提起しない場合には、実施権者は、自身の名義でかかる訴訟を開始できる。この場合、商標所有者は、原告又は被告として、その訴訟に参加しなければならない。

実施権者は、その実施権が登録されているかどうかに問わらず、訴訟を開始できるが、実施権が定められた日から6ヶ月以内にこれを登録していない場合には、実施権による費用や経費の償還を請求できない。

#### 著作権

著作権の専用実施権者は、実施権の許諾後に生じた事項について、著作権所有者と同様の権利を有し、救済を求めることから、訴訟を開始できる。専用実施権者の権利は、著作権所有者と同様であり、所有者以外の誰に対してもその権利は行使され得る。

#### 意匠権

意匠権の専用実施権者は、実施権の許諾後に生じた事項について、意匠権所有者と同様の権利を有し、救済を求めることから、訴訟を開始できる。

#### 証拠

代表的な知的財産の事案において公判で提示し得る実証的証拠の類型を、以下の表に要約する。

権利	特許	商標	著作権	意匠
	発明者がどのように発明を 思い付くに至ったか	商標の性質、その使用の範 囲	著作権の対象の著作物が創 作された状況	訴訟の対象の意匠が創作さ れた状況
	申立てのあった発明の先使 用の性質、その範囲	商標の一般的な認知度	被疑侵害著作物が創作され た状況	訴訟の対象の意匠が創作さ れた当日に既存の意匠
実証的証拠	特許の優先日の前後に被告 又は第三者が行っている実 施	被疑侵害記号の使用が實際 に、又は質問表への答弁で、 一般市民にもたらした混乱	所有権を巡る争点の場合、 著作権対象の著作物の創作者 と、その著作物の後の所 有者との関係	所有権を巡る争点の場合、 訴訟対象の意匠の創作者 と、訴訟対象の意匠の後の 所有者との関係
	被疑侵害行為への被告の関 与度	被疑侵害行為への被告の関 与度	被告が著作権の通告をされ た範囲（二次侵害が申し立 てられている場合） 被疑侵害行為への被告の関 与度	被疑侵害意匠が創作され た状況  被疑侵害行為への被告の関 与度

知的財産訴訟では、鑑定証拠が事案の結果に重要な影響を及ぼすパターンが多い。鑑定人の役割とは、公正かつ公平に裁判所に助力することである。様々な知的財産権のために公判で提示される鑑定証拠には、一般に以下の種類がある。

権利	特許	商標	著作権	意匠
鑑定証拠	特許又は引用された先行技術で使用された技術の科学用語又は技術用語の意味	調査が計画された態様と、その調査の結果から導き出すことができる結果	被疑侵害著作物が、著作権の対象の著作物の実質的な複製である範囲	意匠が新規であって陳腐ではないか、独自の特徴を有する範囲（問題となる権利の内容に相応）
	特許の優先日における技術分野の最先端知識及び常識	一定の製品やサービスについて説明するための、仕様上の用語の用い方		被疑侵害意匠が訴訟対象の意匠の実質的な複製であるか、訴訟対象の意匠に知識のあるユーザーに全体として異なった印象を与えない範囲（当の権利による）
	請求対象の発明と被疑侵害との技術上の差異 引用された先行技術と請求対象の発明との技術上の差異			

鑑定人の役割には、請求の解釈や、有効性又は侵害の争点の評価（該当する場合）等は含まれない。これらは裁判所に委ねられる事項である。

事実の証人の宣誓書及び主たる証拠を定める鑑定人の報告書はそれぞれ、通常は公判の2か月前に交換される。次に証人及び鑑定人は、それぞれの宣誓書を検証し、その内容について相手方当事者の反対尋問を受けることができるよう、公判に出廷する。

#### 根拠のない脅迫

イングランド及びウェールズでは、特許、商標、意匠の権利侵害の訴訟の提起には、他者への脅迫と見なされるリスクが存在する<sup>36</sup>。そのような脅迫で権利を侵害された者は（被脅迫者であるか否かに関わらず）、かかる脅迫者に対して訴訟を提起できる。脅迫の訴訟で認められた救済措置には、脅迫が不当である旨の宣言、脅迫の継続を阻止する差止めや、派生的損害を被った場合の損害賠償が挙げられる。

根拠のない脅迫は、明示、暗示を問わないが、脅迫の構成要素については客観的に検証される。裁判所は、その発言によって、合理的な範囲の発言の受け手に脅威が伝わったかどうかについて判断する。特定の受け手や発言者の考え方は、問題とはならない。合理的な範囲の受け手とは、全ての周囲の事情について知識を有していて、かかる発言を受けた相手として営業上の背景を持つ種類の人物と言えよう。交渉により解決すべき真正な争点がない場合、かかる脅迫を「権利を害さないもの」と規定しただけでは、根拠のない脅迫と判断されることを免れない。<sup>37</sup>

ただし、知的財産権についての事実情報の单なる供与、主要な侵害者の身元を見つけ出すことのみを目的とした調査、かかる調査目的での知的財産権についての主張をそれぞれ行うことでは、提訴が可能な脅迫とはならない。しかしながら、かかる事実や調査の主張を行うときは、裁判所が暗示的な脅迫と見なす可能性があるような行為を不注意に起こさないよう、注意が必要である。

脅迫の訴えに対し、権利の所有者は、脅迫に以下のような正当な理由があることを証明することで抗弁できる。すなわち、その審理において脅迫の対象となった行為が、当該権利の登録は無効とは見なされない限り、権利の侵害を現在構成するか、過去において構成したと考えられることである。

根拠のない脅迫の規定は、知的財産権の所有者が、例えば真の争点が製品の製造者にあるときに、被疑侵害製品の小売業者や潜在的な顧客に対して圧力をかけるのを防ぐことを目的とする。ただし、その脅迫が以下の活動を行う「主要侵害者」に関連する場合、脅迫の訴訟は提起できない。

- 特許に関する活動：処分のために製品を製造、輸入すること、（特許対象の）方法を使用すること。<sup>38</sup>
- 商標に関する活動：商品やその包装に標章を付すこと、標章が付されている商品を輸入

<sup>36</sup> 1970年英国特許法第70条、1994年英國商標法第21条、1988年著作権、意匠及び特許法第253条

<sup>37</sup> Kooltrade Ltd 対 XTS Ltd 事件（2001年）IP & T 116

<sup>38</sup> 1970年英国特許法第70条(4)

すること、標章の下でサービスを提供すること。<sup>39</sup>

- 登録意匠に関する活動：何らかのものを製造、輸入すること。<sup>40</sup>

#### UK IPO（英国知的財産庁）の見解

特許侵害訴訟の第一段階として、英國知的財産庁 (United Kingdom Intellectual Property Office) (「UK IPO」) から見解を得て、提訴するかどうかの判断について助力を乞うことが挙げられる。UK IPO では、侵害や有効性の質問について、新規性又は進歩性の争点の考察に限り、拘束力のない見解を述べることができる<sup>41</sup>。見解の手続については、(改正) 1977 年英國特許法及び 2007 年英國特許規則の法規定に準拠する。

見解は提出書面に基づき、見解の請求が申し立てられたときは、イングランド及びウェールズ知的財産庁は、全ての利害関係人にこれを通知する。請求は、UK IPO のウェブサイトにも掲載され、これには誰でも異議を申し立てられる。次に、特許審査官が全ての提出物について判断し、係争中の事項に関する見解書を交付する。この見解書は利害関係人に送付され、かつウェブサイトで公開される。

下された見解に当事者が同意できない場合、見解を争う通常の方法として、裁判所か特許庁のいずれかでの別訴訟の提起が挙げられる。ただし、特別な事情により、特許の所有者は、否定的見解を押し付けられ、その意見が誤りであると信じていても、異議を申し立てることができない場合がある。そこで、こうした事情下では、見解の再審理の手続を利用することができる。

いかなる英國特許又はイングランド及びウェールズを指定する歐州特許についても、その侵害や有効性に関する見解を請求することは誰にでも可能である。見解を得るための費用は 200 英国ポンド、期間は 3 か月以内である。

#### フランス

偽造防止に関する 2007 年 10 月 29 日の法律第 2007-1544 号<sup>42</sup>に基づく、知的財産につながる事項の管轄権の調整に加えて、管轄権を有する大審裁判所 («Tribunaux de Grande Instance») の数は限定されている (第 1.2 節を参照のこと)。

旧来の制度下では、商事裁判所 (Commercial Court) が、企業が関与する著作権と意匠の訴訟に管轄権を有していた。商事裁判所の管轄権は、2007 年 10 月 29 日付法律によって大審裁判所に移管された。

一般に、裁判所での知的財産権を巡る争いには、以下の 2 つの形式がある。(1) 権利の所有者に不服を申し立てるための提訴。(2) 知的財産権の有効性に関する、侵害訴訟の反訴の形式による不

---

<sup>39</sup> 1994 年英國商標法第 21 条(1)

<sup>40</sup> 1949 年英國意匠法第 26 条(2A) 及び 1988 年著作権、意匠及び特許法第 253 条(3)

<sup>41</sup> 1977 年英國特許法第 74A 条

<sup>42</sup> (知的財産権のエンフォースメントに関する 2004 年 4 月 29 日指令 2004/48/EC をフランスの法律に移行する)

不服申立て。この場合、フランス国家知的財産権の無効取消し訴訟と侵害は同一裁判所で扱う。

## 1. 知的財産権の不服申立て

知的財産の有効性やその存在について不服を申し立てる手段は、複数存在する。

商標に関しては、商標がその登録後 5 年間、真に使用されていない場合、「法的利益」を有しさえすれば、誰でもこれに対する全体又は部分的な無効取消し訴訟を提起する権利を持つ（フランス知的財産法第 L714 条 5）。

先行権利の所有者や法的利益を有するその他個人又は団体も、（拒絶の絶対的理由又は相対的理由のいずれかに基づく）商標又は意匠の全体又は部分的取消しを請求する訴訟を、管轄の大審裁判所に提起する権利を持つ。検察官もかかる訴訟を提起できる（第 L714 条 3 及び L512 条 4）。

特許に関しては、第三者が裁判所に訴訟を提起して、その者が使用を希望する発明が、許諾されている特許を侵害するものではない旨の非侵害の宣言を得ることができる（第 L615 条 9）。

## 2. 侵害訴訟

この訴訟とは、登録又は許諾知的財産権（特許、意匠、商標など）の所有者又は知的財産権の出願者が、その権利を誰かが侵害していると考えるときに、民事又は刑事いずれかの裁判権に基づいて提起するものである。当該訴訟は、権利の所有者がその実施権者から訴訟を提起するよう通知を受けていたにも関わらず、これを行わなかった場合には、実施許諾契約に相反する規定がない限り、専用実施権者が提起することもできる。

殆どの侵害訴訟で被告が用いる典型的な防御方法に、反訴の提起がある。これは、被疑知的財産権の取消し又は無効化が目的である。したがって、裁判官は最初に知的財産権の有効性について判決し、これを取消し又は無効としない場合には、次に侵害の事項に関する判決を下す。

## ドイツ

### 公判前

ドイツでの特許権の執行は、管轄権を有する 12 か所の地方裁判所のいずれかで即時に訴訟を開始することに自動的につながる訳ではない。警告状（*Schutzrechtsverwarnung*）の交付や、あるいは誤りがあった場合に法的責任を負うことを避けるために、被疑侵害者がその発明を使用する権利の釈明の請求（*Berechtigungsanfrage*）によって、裁判外解決を通じて迅速な救済措置を得ることが可能である。救済措置は、侵害者による排除措置宣言（cease and desist declaration）の形式で行われるため、多くの場合に訴訟に先んじる。

ただし、こうした公判前の措置には以下の 3 つのリスクがある。

#### (i) 損害賠償請求

被疑侵害者は、送付された警告状が不当な場合、損害賠償を求めて送付者に訴訟を提起できる。特許庁が許諾の過程で、一定の関連先行技術の知識を見落としていた場合等がこれに該当する（連

邦通常裁判所, GRUR 2006, 219 - Detektionseinrichtung II 事件参照)。

#### (ii) 保護状 (*Schutzschrift*) の寄託

被疑侵害者は、保護状 (*Schutzschrift*) を予備的答弁として管轄の裁判所に寄託し、請求に根拠がない理由を説明できる。これにより、原告が侵害者に対する暫定的差止めを得ることが困難になる（特に一方的、つまり口頭審理を事前に開催することのない差止め命令の場合）。これは、裁判所が保護状を考慮するよう法的に拘束されていない場合も同様である。保護状は、制定法ではなく、確立された判例法に準拠するが、一方的差止めの適用に対する防御方法として、一般に受け入れられている。特許の所有者が裁判所での手続を開始していないとしても、被疑侵害者は、各知的財産権の所有者が申立てを行うことが予想される裁判所に保護状を提出することで、暫定的差止めの審理において自らの非侵害や権利の無効性の弁論を提起することが可能な場合がある。それと同時に、保護状には、事前に当事者の審尋を行わない一方的差止めの適用を退けるように、との申出も記載できる。この場合、保護状は、その他正式な手続上の準備書面として扱われる。保護状の提出を受けた裁判所は、保護状の受理を専門登録簿に記録する。この登録簿は、ほとんどのドイツの裁判所が、かかる目的で保存している。一方的差止めの申立てがなされると、裁判所事務官は、その特定の事案に関連して保護状が存在するかどうか確認し（同時に電子登録簿も確認する、表 2.8 参照）、裁判所で検討するために裁判官に手渡される。しかし、実際は依然として、裁判官が保護状を全く考慮しないか、暫定的差止めの請求が申し立てられていないのに、その可能性のある原告に裁判所が保護状を送付してしまうという、一定のリスクがある。いずれにせよ、保護状に記載された侵害や無効取消しの弁論の論拠が薄弱な場合には、保護状では一方的暫定的差止め命令が下されるリスクを回避できることに留意すべきである。裁判所は通常、保護状の提出後 6 か月で登録簿からこれを削除する。

#### (iii) 非侵害の確認の訴訟 (declaratory action)

被疑侵害者は、自身で非侵害の認定を求めて訴訟を提起できる。その旨の訴状がドイツの裁判所に提出されても、侵害訴訟の手続を開始することは依然可能であるが、被疑侵害者は手続を遅延させることができ。その方法とは、欧州共同体域内の別の裁判所を選んで提訴することであり、これはかかる裁判所もまた侵害に関する決定を下す裁判権を有することに起因する（いわゆる「トルピード戦略 (torpedo)」）。後述の場合、ドイツの裁判所は手続を停止し、国外での訴訟手続の結果を待って、その後に自らの決定を下さなければならない。イタリアやベルギーの裁判所（最も頻繁に「トルピード戦略」の戦場に選ばれる）の決定によるこの実務の濫用を制限する部分的な努力は存在し、また、国外での手続は、訴訟を実施する上でその請求を区別しなければならず、非侵害の弁論に制限されるというのも事実である。それにも関わらず、欧州特許の被疑侵害者はなお、特許の訴訟手続が遅いことで知られている裁判管轄で、否定的な確認の判決を求める訴訟を提起できる。その影響で、ドイツの裁判所は、特許の有効性が審査されるまで、理事会規則 (EC) 44/2001（ブリュッセル規則 (Brussels Regulation)）第 27 条に従って停止の命令をしなければならない。これについてはさらに、下記第 3.1 節を条件とする。

## 公判

特許の事項において、ドイツの制度では侵害と無効取消しの訴訟を厳格に分けている（分担管轄）。その詳細については下記第 2.4 節で説明する。

### 地方裁判所での侵害の審理

特許侵害の訴状は、文書の形式で、管轄権のある一審裁判所のうちの 1 つに提出しなければならない。訴状は弁護士が提出しなければならないが、これは弁理士しか当事者の代理人になり得ない無効取消しの手続とは対照的である。侵害訴訟での裁判所の合議体は、技術を専門としない裁判官のみによって構成される。

侵害が全国的に広がっている場合（そうである場合が多い）、原告は、管轄権を有する地方裁判所のうち 1 つを選択できる。ただし、かかる裁判の経験は裁判所によって異なり、特にデュッセルドルフ地方裁判所はこれまでに特許案件で名声を得ている。これが、同裁判所がドイツで行われる公判のほとんどを扱う裁判所として選ばれる理由である。

一般に、侵害訴訟の公判の回数は、無効取消しのものよりも少なく、これによって、無効訴訟の結果を待つ侵害者に大きな圧力をかけることができる。こうした圧力は、特許所有者が暫定的差止めを得て、被疑侵害者に本案に基づく審理が終了するまで発明の使用を行わせない場合、より大きく感じられるかもしれない。

地方裁判所の判決に対しては、管轄の高等裁判所へ控訴（*Berufung*）できる。高等裁判所には、特許と実用新案の事項に経験を有する（法律専門）裁判官 3 名からなる部局（Senate）がある。

高等裁判所の判決に対しては、法律上の理由（*Revision*）に限り、連邦通常裁判所へ上告できる。ただし、上告は、高等裁判所の判決中で許可されなければならず、特許法の裁判権の展開において、その事案が一般的な重要性を有することが、通常は許可の要件となる。高等裁判所が連邦通常裁判所への上告を許可していない場合、上告の許可（*leave to appeal*）の請求を提出できる（*Nichtzulassungsbeschwerde*）。高等裁判所は上告を殆ど許可しないため、上告の許可の請求は、被告が判決の受入れを望まない場合の通常の手続の過程である。連邦通常裁判所は、明確に規定された特別な事情においてのみ、上告の許可の請求を認める。その結果、二審を超えて連邦通常裁判所の審理に進む事案は少数に留まる。

侵害訴訟の審理における決定には、原告と被告（当事者間（*inter partes*））に対する効果しかない。

判決は、勝訴当事者の申立てによっての執行できる。これは特に、侵害及び破棄の請求の関連事案に該当する。その一方、判決が定めるのは、侵害者が損害賠償の支払いを行う義務のみであり、特許権者に与えられる損害賠償の範囲については定めない。侵害者が、特許権者が下記第 2.5 節に示す計算に従って算出した額を支払わない場合には、新たな公判（「*Höheverfahren*」）を開催し、専ら損害賠償請求の妥当性について検討する。

### 無効取消しの審理

ドイツの無効訴訟は、特許の期間中に、誰でも、連邦特許裁判所に無効取消しの請求をすることで開始できる。無効訴訟は、(1) 欧州特許中のドイツ特許部分、又は(2) ドイツ特許に対して提起できる。前者で問題となるのは、欧州特許庁 (European Patent Office) になされる異議申立ての手続と対比した効果である。ここで異議申立て人は、欧州特許の全ての国内部分について争う。無効訴訟の原告は、その審決に対する特別の利益を証明する必要はない。いずれにせよ実際には、無効訴訟は主に被疑侵害者によって、無効取消しの異議が解決されるまで侵害訴訟の審理の停止を命じさせる申立てと同時に開始される。したがって、特許所有者は、侵害訴訟の審理の開始前でも、特許の評価をし、防御戦略を策定して無効訴訟に備えるのが賢明である。

ドイツ特許に対するドイツでの異議申立ては、ドイツ特許商標庁に、特許の付与後 3 か月以内に行う。

実用新案については、誰もが、ドイツ特許商標庁に取消しの手続を申請することで争うことができる。それでもなお実用新案では、特許の事項の手続に反して、侵害者もまた、侵害訴訟の審理の主位的な抗弁として、無効取消しの争点を直接に主張できる。これは、実用新案権では手続の分離が緩和されているからであり、当該権利は単に登録される権利であって、その許諾の手続で試験されることがない、ということを考慮に入れている。

異議申立てをなし得る限り（ドイツ特許では付与後 3 か月、欧州特許では付与後 9 か月）、又は異議申立てが係属している限り、ドイツ特許に対する無効訴訟は認められない（ドイツ特許法第 81 条(2)）。ドイツの無効訴訟が許容されない場合とは、連邦通常裁判所によれば、少なくとも、EPC（欧州特許条約）第 100 条の異議申立ての理由と同一である無効の理由に基づく場合である<sup>43</sup>。

連邦特許裁判所の判決については、連邦通常裁判所に上告可能であり、これは無効訴訟の二審かつ終局審となる。

無効取消しの審理での審決には、対世効 (*erga omnes*) がある。したがって、無効訴訟の終局判決は、係属中の侵害の手続全てに一般的に影響を及ぼし、結果として、訴訟において特許の無効が宣言されたときには、その本案で侵害の請求は棄却される。

## 商標及び意匠

商標の事項では、その審理は特許の事項のものと類似するが、以下については多少の差異がある。

### 侵害の審理

商標侵害の審理では、管轄権を有する地方裁判所は主に、侵害行為が行われたか、行われる地に定められる<sup>44</sup>。侵害行為がドイツ国内全体で行われたか、行われている場合（特に、（国外のウェブサイトを含む）インターネットを通じて）、一定の条件下で<sup>45</sup>、原告は、商標又は意匠の事項にそれぞれ管轄権を有する地方裁判所のいずれかを選択できる。侵害の請求で最も高名な裁判所は、

<sup>43</sup> 連邦通常裁判所、GRUR 2005, 967 - Strahlungssteuerung 事件。

<sup>44</sup> 民事訴訟法第 32 条

<sup>45</sup> 連邦通常裁判所、GRUR 2005, 431 - HOTEL MARITIME 事件。

ハンブルグ地方裁判所であり、被侵害当事者の権利を有利とする若干の傾向が見られるとされる。商標の専用実施権者であっても、商標の所有者が同意しない限り、侵害の可能性のある者に対して侵害訴訟の手続を開始する権利はない<sup>46</sup>。その一方、意匠の専用実施権者は、侵害訴訟の手続を行うよう意匠権の所有者に請求した後合理的な期間内に、当該所有者が自らこれを開始しなかつた場合には、かかる手続を開始できる<sup>47</sup>。

### 取消し手続

商標の事項では、取消しの法的措置は、絶対的拒絶理由の存在に基づく場合、ドイツ特許商標庁に申請しなければならないが（その審決の抗告は連邦特許裁判所に、再抗告の場合は連邦通常裁判所になされる）、先行権利の存在に基づく場合、管轄の地方裁判所に提訴しなければならない（その判決の控訴は高等裁判所に、上告の場合は連邦通常裁判所になされる）。商標の抹消の請求については、商標の登録日後 5 年間継続して使用されなかったときに不使用を理由としてこれを行う場合、請求の申立人は、上記の方法のうち 1 つを選択できる。

意匠の事項では、取消し訴訟は、管轄権を有する地方裁判所にしか提起できない<sup>48</sup>。地方裁判所の判決に対する控訴は、高等裁判所に提起されなければならない（上告の場合は連邦通常裁判所になされる）。

## イタリア

### 法律及び裁判所

イタリアでは、知的財産権（特許、商標、意匠）は、2005 年 2 月 10 日付政令第 30 号（以下、IPC）によって規制される。

著作権は 1941 年 4 月 22 日法律第 633 号によって規制される。

UIBM に対する商標の異議申立てを除き（下記参照）、全ての知的財産権は裁判所で執行されなければならない。現在イタリアには、知的財産の事項に専属的管轄権を有する 12 の専門部があり、バリ、ボローニャ、カターニア、フィレンツェ、ジェノバ、ミラノ、ナポリ、パレルモ、ローマ、トリノ、トリエステ、ベニスの各裁判所に存在する。各裁判所の権限は、地域的基準に従って決せられる。

上記の状況は近い将来に変わる予定である。最近の 2012 年 1 月 24 日付法令第 1 号は、20 の新部署（いわゆる *Tribunale delle Imprese*：企業裁判所）の創設を定めており、企業関係の全案件と、前述の知的財産専門部の役割を引き継ぐ予定である。第 1.3 節を参照願いたい。

### 裁判所における訴訟

以下に示すような各種形式の訴訟を、上述の専門部（及び企業裁判所）で開始できる。

<sup>46</sup> 商標法（Trademark Act）第 30 条(3)

<sup>47</sup> 意匠法（Design Act）第 31 条(3) [2]

<sup>48</sup> 意匠法第 33 条(2)

- a) 確認の訴訟：特定の事情を申し立てている当事者間の不確定要素を取り除くことを目的とすし、特に、無効確認の訴訟、非侵害確認の訴訟、侵害確認の訴訟、特許性を確知するための訴訟等が対象となる。
- b) 紛弾の訴訟（condemnation actions）：侵害が確知された時点で、法律が定める制裁の適用を通じて侵害者を糾弾することを目的とする。
- c) 経過措置の訴訟（interim measure actions）：侵害者が侵害製品をさらに商品化することを防ぐ暫定的差止めや押収といった、予防措置の適用を目的とし、本案に基づく審理の前又はその係属中に開始できる。

#### 裁判所での審理

知的財産の事項の審理は、イタリア民事訴訟法によって規制される。審理についての記述は、第1.1節及び第2.2節を参照のこと。

#### 商標の異議申立て手続

最近の2011年5月11日付省令で、商標の許諾に異議を申し立てる商標の手続は、イタリア特許商標庁（Ufficio Italiano Brevetti e Marchi）で実施されている。これは裁判所での無効取消しの訴訟の代替手段であり、行政上の措置である。

異議申立ての手続は、i. 国内出願の、ii. 國際登録のイタリア部分に限られ、i. イタリア商標公報（Italian Bulletin of Trademarks）での国内出願の公表、ii. WIPO公報（Gazette）での公表からそれぞれ3か月以内に申請されなければならない。

手続は、以下の理由の異議申立てに限られる。

- a) 同一又は類似の製品への同一又は類似商標の登録に対するもの（イタリア知的財産法第12条）。
- b) 同意を得ない人の肖像の登録に対するもの、その人の名称以外の個人名称の登録で、それを使用することで当該個人名称を記載する権利を有する人の評判、信用、品位を貶める場合にその登録を求めるものに対するもの、著名な商標（著名人の名称、有名なイベントやショールの名称など）の登録に対するもの（イタリア知的財産法第8条）。

異議申立ての手続は、i. 2011年5月1日以降に申請、公告されたイタリア商標出願、ii. 2011年7月以降にWIPO公報に広告されたイタリアを対象とする国際登録、に対してのみ申請できる。

（異議申立ての承認又は拒絶のいずれかである）審決は、その連絡から3か月以内に抗告できる。

異議申立てが拒絶された場合でも、裁判所に無効取消しの訴訟を提起することを妨げない。

#### オランダ

##### 暫定的差止めの手続

オランダでは、比較的短期間で侵害当事者に対して効果的な措置を講じるため、暫定的差止めの

手続を開始できる。裁判所が暫定的差止めを認める際に使用する基準は、以下のとおりである。

- (1) 緊急性：大半の場合、これは難しい問題ではない。例えば、継続的な侵害の場合、暫定的差止めを審議する裁判官は一般的に、知的財産の所有者が最初の（被疑）侵害行為の後に迅速に行動を起こさなかったとしても、緊急性を前提に判断する。
- (2) 少なくとも、侵害の現実的な脅威を示さなければならぬ。
- (3) 侵害の信ぴょう性。つまり、知的財産の所有者は、製品分析書等の証拠を提出して、その製品が訴えの対象の権利の範囲に該当することを示さなければならない。

一般に、暫定的差止めの訴訟では事案の本案が考慮されることが知られている。裁判所は、特許が有効であるかどうか、また侵害されているかどうかの評価をする本案の判決を予測する。無視できない深刻なおそれがある場合には、訴えの対象の権利は無効確認の訴訟（又は欧州特許庁(EPO)若しくは欧州共同体商標意匠庁(OHIM)での異議申立て手続）を維持できず、暫定的差止めは認められない。ただし、その権利を暫定的差止めの審理で無効とすることはできない。

さらに、オランダで認められる暫定的差止めについては、実際の侵害は必要とされない点に特徴がある。したがって、暫定的差止めを審議する裁判官が、侵害の虞があると結論すれば、暫定的差止めについて裁定することが可能である。

暫定的差止めが認められる場合には、知的財産の所有者は常に、裁判所が定める期限内に本案の審理を申し立てるべきであり、そうしなければ、被告が暫定的差止めを覆すリスクにさらされる。

#### 本案の審理

本案の審理では、裁判所は事案の全般的評価を行い、判決を下す。控訴がなされなければ、これが当事者間での終局判決となる。本案の審理では、関連の知的財産権の有効性について争い、無効取消しとし得る。さらに、こうした審理には、緊急性の要件はない。

#### スペイン

##### 裁判所

2004年9月1日より施行の8/2003基本法(Organic Act)による司法権基本法(Judicial Power Organic Act)の修正を受けて、商業裁判所が導入された。商業裁判所は、当初計40か所が指定され、商業上の争点に特化して、スペインの知的財産権に対応している。2009年2月13日には15か所の新たな商業裁判所が、167/2009勅令(Royal Decree)により指定された(第2.2節を参照のこと)。バルセロナの裁判所については、さらなる組織の専門化が導入された。

さらに、アリカンテ商事裁判所の第1法廷(一審)及びアリカンテ県裁判所は、スペインのCTM(共同体商標)及びCRD(共同体登録意匠)の裁判所として、それぞれ一審と二審に指定された。これら裁判所は、上記の2003/8基本法でも指定されている(第2.2節を参照)。

## 公判前

通常は、侵害の請求を申し立てる前に、侵害者に警告状を送付する。これは穩便な解決のためだけでなく、一定の侵害訴訟で損害賠償を得るための法的要件を満たすためでもある（一般に、法的責任は事実から生ずる）。

## 訴訟

商事裁判所は、無効取消しの請求、侵害の請求、反訴により行われる無効取消し訴訟への対応に管轄権を持つ。また、中間差止めの手続の請求、発見及び偽造品押収（*saisie-contrefaçon*）の訴訟の請求についても、本案の結果として提起される法的措置に対する管轄権を持つ関係から対応する。

以下に代表的な訴訟を挙げる。

- 1) 知的財産権について争う訴訟。
- 2) 侵害訴訟。一般に、被疑侵害者が主張されている知的財産権の有効性を争う場合に、反訴に従って提起される。

この他、非侵害の確認の訴訟も考えられる。これは一般的ではないが、侵害者が、結果として提起される侵害訴訟の不利益まで時間を稼ぐために提起する場合がある。

## 代理

請求は、裁判所事務弁護士（Court Solicitor）又は弁護士（Attorney-at-Court, 「Procurador」）が権利所有者を代理して申し立てなければならない。スペインでは、出廷はこの（裁判所の連絡係的な働きをする）事務弁護士を通じてなされなければならない。

このため、公証人の面前で与えられる全権委任状を、請求とともに最初の書面として提出されなければならない。全権委任状が、ハーグ条約加盟の外国で付与された場合には、その加盟国のアポスティーユ（Apostille）と当該書面のスペイン語への宣誓翻訳書が必要となる。権限移譲も、出廷して（*apud acta*）行う手続により可能である。

## 審理

知的財産権の訴訟は、2000年施行スペイン民事訴訟法（Spanish Civil Procedure Act (SCPA)）第249.4条により、「通常手続（Ordinary Proceedings）」に従う。

## 当事者適格（*Ius Standi*）

### 1) 知的財産権

一般に、誰でも知的財産権に対して、無効確認の訴訟を提起できる。かかる無効取消しは、権利の所有者に対して申し立てられ、かつ、全ての（最終的）登録実施権者に対し、全員が審理に参加できるよう告知される必要がある。

## 2) 侵害訴訟

### 1. スペイン商標, 意匠, 特許

侵害訴訟を提起することができるのは、許諾された登録知的財産権の所有者又は専用実施権者のいずれかである（両者間で別段の合意がある場合を除く）。実施権者が法的手続に進む場合、所有者に対し、当該手続に参入することを可能とさせる目的で、その意図を告知しなければならない。

通常実施権者（non exclusive licensee）が法的手続を提起できるのは、所有者との明示的な合意に基づき、実施許諾された知的財産権に関するのみである。ただし、法律の規定によって、通常実施権者が確実に通知した後3か月間に所有者が侵害に対する行動を起こさない場合には、実施権者は対応する訴訟を提起できる。この期間中、通常実施権者は、中間差止めを（その通知の証明とともに）請求し、知的財産権を深刻な損害から守る権利も持つ。

### 2. 著作権

著作権法（Copyright Act）に規定されるとおり、侵害訴訟を提起することができるのは、著作権の所有者及び専用実施権者である。

## 2.2 裁判官及びその経歴

### ベルギー

ベルギーの裁判所は一般に、事項の帰属について専門化を嫌う傾向があるものの、実際には、商事裁判所内の専門部が知的財産の事案を一任されている。商事裁判所の部は、職業裁判官 1 名のと非専門裁判官 2 名からなる。後者は、その特定の経済又は産業上の経験や会計上の技能によって選出される。彼らは裁判所に恒久的には在席しないことから、その決定は審理の後直ちに行われる。このため、事案の口頭弁論は特に重要である。

職業裁判官には特定の技術的な経歴はなく、知的財産の事項を扱うための特別な訓練を受けてはいないが、「知的財産」部員は、多様な知的財産の事項を取扱った豊富な経験を持つ。部員の中には、元々知的財産を扱っていた法律家もいて、こうした審理の背景にある論理を理解している。

その結果、裁判所鑑定人が任命される事案は減少の傾向にある。裁判官自身が、当事者が提出した弁論や技術報告書に基づき、知的財産権及び侵害を分析するからである。このことはまた、従来は慎重だった裁判官による事案への取り組みに変化を与えた。現在では、裁判所の多くは審理や口頭審尋（いわゆる「双方向討論」）においてより能動的な役割を果たしており、論拠の十分な判決を下す。

### イングランド及びウェールズ

特許裁判所及び州特許裁判所は両方とも専門裁判官を有する専門裁判所である。ロンドンに置かれた各専門特許裁判所の裁判官のうち少なくとも 1 名は、裁判官に任命される前、専門知的財産弁護士として開業していた人物であり、特許訴訟に長年の経験を有している。

大法官部の裁判所には、主として高等法院の裁判官が配属される。これには少なくとも 10 年間の法廷弁護士の経験が不可欠であり、大法官の推薦で国王が任命する。

### 控訴院及び最高裁判所の裁判官

控訴院に控訴される特許の事案では通常、3 名の裁判官が審判にあたり、うち 1 名が専門特許裁判官である。現在の控訴院の専門特許裁判官は Jacob 判事である。実務上、Jacob 判事が特許の事案を審尋しなくなるのは、別の専門特許裁判官が後任となった場合のみである（後任は、引退した控訴院の特許裁判官か、現在の最高裁判所特許裁判官のいずれかとなる可能性が高い）。Jacob 判事は通常、他の知的財産の控訴院の事案について審尋するが、そうでない場合もある。かかる状況下では、後任に専門知的財産裁判官が充てられる保証はない。

現在の最高裁判所の専門特許裁判官は、Walker 判事と Neuberger 判事である。最高裁判所に上告される事案では通常、5 名の裁判官が審判にあたる。通常は、特許事案の指名裁判官として、Walker 判事か Neuberger 判事のいずれかが参加する。両判事はまた、通常は他の知的財産の上告事案についても審尋する。

## フランス

フランスの大審裁判所の裁判官は職業裁判官であり、国立司法学院（National School of Judges）の卒業生から任命される。元弁護士ではない。

彼らには法律的な経験があるが、特定の商業、技術又は財務分野の技能はない。

パリ大審裁判所とパリ控訴院にある知的財産事項に特化した専門部では、裁判官は、専属的に対応する専門事項に関連した知的財産の争点に、具体的な専門知識を有している。

## ドイツ

### 特許

#### 侵害の審理

特許の事項では、地方裁判所の部は、高等裁判所の部局と同様に、特許及び実用新案の事項に実際の経験を有する職業裁判官 3 名の法廷で構成される。裁判官は法律的な経験を有し、通常は技術上の教育を受けていないが、技術的な知識と経験を有している。これは、その職務上得たものに加えて、常に同一の裁判官が技術的な事項に対応できるようにする、という方法で体系化された、事案の裁判所内の割当てによるものである。上告審の判決は、技術上の事項も専門とする職業裁判官 5 名からなる連邦通常裁判所の第 10 民事部によって下される。

#### 無効の手続

ドイツ特許庁（German Patent Office）の無効部局は、職業裁判官 2 名（うち 1 名が裁判長を務める）及び技術的構成員 3 名からなる。後者は大抵の場合、ドイツ特許庁の審査官だった者か、その他技術知識を有する者である（ドイツ特許法第 26 条参照）。彼らは通常は科学技術の大学学位を有しているが、対応する特定の事案の観点から特定の訓練を受けることが不可欠という訳ではない。抗告については、連邦通常裁判所の第 10 民事部が決定を下す。当該部は、技術的事項も専門とする職業裁判官 5 名で構成される。

### 商標及び意匠

#### 侵害の審理

商標及び意匠の事項では、事案には通常、管轄権を有する地方裁判所の民事部のうちの 1 部署が対応する。当該部は通常、これらの知的財産権に関する広範な経験を有する職業裁判官 3 名（裁判長を含む）からなる。ただし、各事案は、原告が請求の原因（訴状）で請求すれば、いわゆる「商事部」（Kammer für Handelsachen, KfH）が対応する。同様に、被告が事項に関する審尋を受ける前に送致の申請を提出すれば、事案は商事部に送致される（裁判所法（Courts Constitution Act; Gerichtsverfassungsgesetz, GVG）第 95 条(1)4 号 c, 第 96 条(1), 第 101 条(1)）。商事部は、裁判長として地方裁判所の裁判官 1 名と、名誉職裁判官 2 名（「商事裁判官」[Handelsrichter]）

からなり，全員が平等な投票権を持つ<sup>49</sup>。

高等裁判所の部局は，地方裁判所の判決に対する控訴について判決を下すが，職業裁判官 1 名のみからなり（裁判長を含む 3 名が通例で，1 名の事案は稀である，裁判所法第 122 条(1)），通常は商標や意匠の事項に経験豊富な裁判官が充てられる。

連邦通常裁判所では，第 1 民事部 (*1. Zivilsenat*) が，商標及び意匠の事項に関する高等裁判所の判決に対する上告を扱う権限を有する。当該部は，非常に経験豊富な職業裁判官 5 名（裁判長を含む）からなる。

### 無効取消しの審理

連邦特許裁判所には商標の事項に対応する 9 の控訴部があり，各部は法律裁判官 3 名からなる。いずれかの地方裁判所が扱った商標及び意匠に対する無効取消しの審理の場合には，商標及び意匠についての侵害の審理に関して上述したとおり，これと同一の規則が適用される。

### イタリア

2003 年 6 月の政令第 168 号の第 2 条に従って，知的財産事項の専門部は，かかる事項に特定の能力を有する，少なくとも 6 名の裁判官から構成される。

2003 年 6 月の政令第 168 号の第 3 条に従って，（至近の将来に，企業裁判所となる）専門部は，共同体，国際及び国家の商標，特許，新品種，意匠及びひな形，著作権，並びに知的財産権の保護を妨げる不正競争行為に関する係争に権限を有する。

将来は企業裁判所には広範な管轄権が与えられ，上記の特定の知的財産権と関連事項のみでなく，競争法 (competition law)，会社に関する論争，当事者間及び当事者と会社間などといった他の争点までも扱う見込みである（2012 年 1 月 24 日付法令第 1 号）。

### オランダ

暫定的差止めの手続については，常に裁判官 1 名で扱うが，本案の審理は，裁判官 1 名か，3 名の裁判官からなる合議体のいずれかで対応される。特許の侵害又は無効取消しの訴訟では，常に裁判官 3 名による合議体である。

一部の地方裁判所では，知的財産の事案は知的財産専門の裁判官が扱う。ハーグ地方裁判所では，裁判官は特に特許及び共同体商標の事案について専属管轄を有するが，同裁判所には知的財産の事案のみを扱う裁判官 6 名の他，知的財産の事案を定期的に扱う裁判官数名が存在する。事案によっては，所外裁判官が登用される（代理裁判官，例えば弁理士）。技術的経験がある裁判官は一部だが，一般に高い水準にある。オランダの特許判例法は，同国内外で高く評価されている。

### スペイン

スペインでは，商事上の争点に特化した商事裁判所として一審裁判所計 55 か所が指定され，知的

---

<sup>49</sup> 裁判所法第 105 条(1), (2)。

財産権に対応する<sup>50</sup>。商事裁判所及び県裁判所の裁判官には通常、商事上の争点に関わる一般的経歴と知的財産法の一般知識があるが、実際の各裁判官の経験には余り期待できない。ただし、バルセロナ県裁判所第15部及びマドリッド県裁判所第28部は、高度に専門化されていて、知的財産に関する複雑な争点に関する深い知識があることで知られている。最近のバルセロナ裁判所の専門化で、知的財産権に関する裁判官が貴重な経験を積むことが期待される。

アリカンテー審裁判所の第1商事法廷及びアリカンテ県裁判所の第8部には、CTM（共同体商標）及びCRD（共同体登録意匠）に関する請求が集約されていることから、両裁判所には知的財産権の知識をさらに深めることが期待される。

アリカンテ県裁判所では、今後も、CTM及びCRDの侵害訴訟の請求と、原告も被告も共同体加盟国に住居や施設を有さない場合の無効確認の反訴に対応する<sup>51</sup>。

---

<sup>50</sup> 40か所の商事裁判所が、2003年7月9日成立、2004年9月1日施行の8/2003基本法によって導入された。2009年2月13日には、15か所の新たな商事裁判所が、167/2009勅令によって指定された。

<sup>51</sup> CTM理事会規則(CE)207/200による(2009年3月更新、及びCRD理事会規則(CE)6/2002、双方とも理事会規則1891/2006によって2006年12月18日に改正。かかる理事会規則は、工業意匠の国際登録に係るヘーグ協定ジュネーブアクト(Geneva Act of the Hague Agreement concerning the international registration of industrial designs)への欧州共同体の加盟を発効させ、かつ、欧州共同体への新加盟国の加盟を発効させるもの)。

## 2.3 侵害の証拠を得るための発見、「押収」その他の手続

### ベルギー

#### 「記述的押収措置」

長い間、ベルギーの法律は、知的財産の侵害の証拠を収集する特定の手段を定めていた。これを記述的押収措置又は偽造品押収措置（「*saisie-description*」又は「*saisie-contrefaçon*」）という。2007年5月10日付の知的財産執行の司法面に関する法律を通じて、ベルギーの立法者は記述的押収措置を充実させた。

措置の手続の本質は変わっていないが、立法者はこの措置に、ベルギー裁判所法典（Belgian Judicial Code）の1章を充て、旧制度下の経験を基に規則を詳細化した。記述的押収措置は従来どおり、証拠の側面（偽造の可能性のある物品の記述及びその範囲）と損害の救済措置の側面との両面を対象とする。新規定導入の目的は、(1)記述的措置を許諾する条件及び効果的な押収の手段をより詳細に特定すること、(2)措置の適用範囲を（ノウハウの権利を除く）より多くの知的財産権に拡大すること、(3)被押収当事者から得るノウハウの秘密保持を強調すること、(4)措置の手続を改善すること、この4つである。

一方的な（*ex parte*）請求によって、有効な権利に加え、被疑侵害者による侵害についての合理的な嫌疑の疎明があった場合、知的財産権の所有者は、裁判所に対して、被疑侵害の記述措置を進める独立した鑑定人の指名を請求できる。請求当事者は、鑑定人の条件を裁判所に示唆することができる。鑑定人は多くの場合、専門分野の科学者、大学教授、弁理士であり、その技術的な経験によって被疑侵害についての関連情報の記述措置を行うことが可能な人物である。

鑑定人には、被疑侵害者の所有の施設内に立ち入り、偽造品の関連証拠（その物品の量、製造元、仕向け先といった技術的特徴・特性）を収集する権利がある。記述的押収措置は物品そのものに対して、又は侵害を立証するか、これに関連する「いかなる文書、計画、計算、文書形式その他の書面」に対しても実施し得る。したがって、鑑定人には、被疑侵害者の経理、銀行取引、財務や商事上の文書を点検する権限もある。記述的押収措置の終了時に、鑑定人は報告書を作成し、裁判所と各当事者に提出するが、被疑侵害に決定を下すことは差し控えなければならない。その独立した活動が裁判所に優先するリスクを避けるため、鑑定人の報告書は単なる「記述」に限定し、被疑侵害者の専有情報（ノウハウや商業上の秘密情報）は除外する必要がある。

記述的押収措置は差止めの措置を通じ、証拠の提出、証拠の保全、そして特許権者が専有する権利を保護することができる。かかる追加の一方的措置については、主張される権利が一見して有効であり、侵害が一見して成立していて、当該措置が関与する利益の観点から合理的に正当化されるならば、裁判所はこれを命ずることができる。緊急性の要件は、かかる一方的救済措置には必要とされない。裁判所は、差止めによる救済措置を命じる前に、まず被告の審尋を行うことで、手続のこの部分での「予期せぬ効果」を抑えることができる。

請求当事者は、鑑定人の報告書の提出日から30日以内に、事案の本案の訴訟手続を開始しなければならず、さもなければ当該報告書は無効となる。ベルギー破棄院の判決が転機となり、記述的

押収措置に関する法律が変更され、報告書をベルギー又は国外いずれかでの法的手続で利用することが可能な旨、明確に規定された。他に重要な点として、請求当事者は、国外の知的財産権に基づいてもこうした措置の申し立てが可能なことが挙げられる。

他方で、被疑侵害者には、記述的押収措置に対する異議申立てを（当事者間手続であっても、押収措置を許可したのと同一の裁判官に）提出する権利がある。

## イングランド及びウェールズ

### 1. 開示

開示（以前は「発見」と称された）について、イングランドの裁判所規則は、文書が存在するか、存在していたことの開陳と定義する。知的財産訴訟の一般規則では、訴訟当事者は、標準開示（Standard Disclosure）の義務を当然に有し、その支配下にある以下の文書全てを開示するよう求められる。

- (a) 当事者が自らの事案の裏付けとして依拠する文書
- (b) その事案に悪影響を及ぼす文書
- (c) 相手方当事者の事案の裏付けとなるか、悪影響を及ぼす文書

開示は「検査」とは異なり、その過程で開示文書が、相手方当事者が実際に入手できるようにされる事はない。ただし、実務の便宜上、文書のリストアップと作成を両用した方法も、通常「開示」と称される。

### 特許の事案における標準開示の制限

特許訴訟では、以下の種類の文書は、裁判所が特別に命じない限り、標準開示から免除される。

- 特許の有効性の争点に関する文書で、その特許の優先日として請求されている日付の前後2年以上のもの。
- 侵害の争点に関する文書で、被告が、被疑侵害製品又は方法の顕著な特徴を詳述した、その製品又は方法の記述を送達することを選択している場合。
- 発明の商業上の成功的争点に関する文書で、原告が、発明に従って製造された製品の詳細、特許製品の売上高、過去の同等製品の売上高、特許製品及び過去の同等製品双方の広告宣伝費用を詳述した、商業上の成功的別表（Schedule of Commercial Success）を送達している場合。

いずれかの当事者が、追加の開示が必要であると見なす場合には、一定の文書、文書の種類、特定の争点事項に関する文書について、具体的な開示を後日裁判所に申し立てることができる。

開示における「文書」とは何か。

「文書」の意味は、紙面上に制限されず、何らかの記述の情報が記録された媒体にも及ぶ。した

がって、コンピューターに保存された何らかの情報、オーディオやビデオのテープ又はディスク、電子メールのファイル、サーバーに保存された文書、バックアップシステム、「削除」されている文書、メタデータ等を含む。

文書の開示義務は、訴訟の終結まで継続する。このため、追加で開示すべき文書が確認されるか、その場所が見つけ出されたら、相手方当事者への開示が不可欠となる。これは、主要リストの送達期限が経過している場合には、追補リストの送達で達成される。いずれかの当事者が、正式な事実の自白によって係争中の争点を狭める場合には、これに従って開示の範囲も狭まる。争点が係争の対象でなくなった場合には、開示の対処は必要ない。

### **当事者の支配下にある文書に限った開示義務**

開示義務が及ぶのは、当事者の支配下にあるか、そうであった文書に限られる。この目的で、当事者が文書をその支配下においているか、おいていた、とは以下のいずれかの場合をいう。

- (a) 当事者が文書を物理的に所有するか、所有していた場合。
- (b) 当事者が文書を所有する権利を有するか、有していた場合。
- (c) 当事者が文書を検査又は複写する権利を有するか、有していた場合。

当事者が企業体である場合、関連会社等の所有文書がここでの支配の定義に該当するかどうか判断する上で、個別の事情を検討する必要がある。

### **検査が留保され得る文書**

関連を有するとしても、「特権のある」文書（当事者とその顧問弁護士間で交わされた秘密往復文書や、訴訟のために作成された秘密文書で、当事者、その顧問弁護士、及び証人や鑑定人となる可能性のある者との間で交わされたもの等）については、文書リスト中の大まかな記載で十分であり、実際に開示する必要はない。いずれかの当事者による開示が不十分に見える場合には、裁判所は、特定の種類の文書の開示を命じることが可能である。

開示文書の受領者には、当該文書が開示される訴訟のためのみにこれを使用する義務が課せられる。この義務について、当事者は、秘密情報、技術情報や商業上の情報に対して十分な保護を与えていない、と見なすかもしれない。当事者間の合意又は裁判所の指示によって、特定の種類の秘密文書の開示を、保守義務を有する団体に属する人に限ることが可能である。これには、英国の弁護士や弁理士、当事者独自の鑑定人等が該当する。

**商標**：商標の侵害及び詐称通用の訴訟では一般的に、両当事者の調査により、銘柄の認知度や一般市民による混同等の事項を実証する。裁判所は、裁判所の審理での調査証拠の使用について、一定の基本原則を策定している。調査結果に依拠する際に必要な条件の1つとして、依拠を予定している当事者による全文書（返答用紙原本等）の開示が不可欠である。かかる文書には、調査結果の元となったデータに加えて全ての他の調査結果が記載されていなければならない。

### **検索の義務**

各当事者は、文書の「合理的な検索」を実施する義務を負う。「全体的な整合性」の最優先原則が開示の過程に適用される。事案の全体的な公平性に寄与するのでない限り、いかなる措置も講じるよう命令されることはない。これは、開示及びその後の検査に関連する過度な尽力、資源、費用を避けることを意図している。

### 開示の手続

各当事者は、「文書のリスト (List of Documents)」と呼ばれる文書を作成する。これは、家事が必要な全文書を、個別の文書ごとにか、場合によってはカテゴリーごとに、リストアップしたものである。文書のリストは、以下の3部分で構成される。

- (a) 当事者の支配下にある文書で、相手方当事者による検査に対して異議が申し立てられていないもの。
- (b) 当事者の支配下にある文書で、検査に異議が申し立てられているもの（例えば、法的に特権のある文書—通常、個別の文書単位ではなく、種類ごとに分類される）。
- (c) かつて当事者の支配下にあったが、もはやそうではない文書（発信済み往復文書の原本や、通常の事業の過程で破棄された文書等）。

### 非開示の結果

当事者が文書の開示や文書の検査の許可をしない場合、裁判所が承認しない限り、かかる当事者は公判で証拠としてその文書に依拠できない。かかる文書が開示陳述書 (Disclosure Statement) に反して留保された場合、法廷侮辱にあたる。

## 2. 実験

公判で、実験から得た証拠に依拠することを望む当事者は、主たる実験の通知 (Notice of Experiments in Chief) を送達して相手方当事者に実験の再現を検査する機会を与えていない限り、かかる証拠に依拠することができない。当該通知には、実験内容及び実験が立証しようとする事実を明記する。通知を送達された当事者は、送達後21日以内に、通知が立証しようとした事実の自白をするか否かについて、陳述しなければならない。事実の自白がなされない場合、当該証拠に依拠することを望む当事者は次に、裁判所に追加指示を出すよう申し立てなければならない。通常はこの追加指示により、相手方当事者の立会いの下での実験の再現や、相手方当事者が、実験の通知に対する答弁 (Notice of Experiments in Reply) を通達する機会について、定める。

## 3. 検索命令

裁判所はまた、証拠を保全する権限も有し<sup>52</sup>、原告の申立てによって、一方的な検索命令<sup>53</sup>を下す場合がある。それは、原告が、文書の引渡し又は保全の命令では、被告が裁判所の命令に反して

---

<sup>52</sup> 1997年英国民事訴訟法第7条(1)。

<sup>53</sup> かつては、Anton Piller命令として知られていた。

文書を破棄するのを阻止する上で十分ではないと信じる場合である。

知的財産の訴訟では概して、検索命令によって、原告が被告の所有する施設内に立ち入り、原告が主張する知的財産権の被疑侵害の証拠である文書その他の物品を持ち去ることが認められる。

検索命令は、以下の必須条件<sup>54</sup>を満たす場合に限り、許諾される。

- (1) 極めて搖るぎない、一見して申立人に有利な事案でなければならない。
- (2) 潜在的又は実際の損害が、申立人にとって極めて深刻でなければならない。
- (3) 証拠によって、被告が自らに不利な事項を所有していて、現実的な可能性としてかかる事項が、通知がなされたならば破棄されるであろうことが明白でなければならない。

また、対抗手段も用意されており、検索命令を実施する当事者は以下を確実にする必要がある。

- 検索命令が実施されるときには、独立した事務弁護士が立ち会うこと。
- 命令について被告に説明されており、被告にその事務弁護士に連絡する機会が与えられていること。
- 被告は、検索命令が不適切に得られたと考える場合、自由にかかる命令を放棄できること。

実際には、この種の命令は、準刑事事件（商標権侵害を伴う事案等）を除き、稀にしか利用されない。それは、検索の実施時に、上記で概説した厳格な対抗手段が比較的容易に破られるからである。検索命令の条件に違反する場合には、検索命令を通じて得られた証拠が、裁判所で認められない可能性があるため、絶対に必要ではない限り、検索命令の申立てはしない方が賢明である。

## フランス

フランスにおける民事訴訟手続の規則の下では、侵害の証拠はいかなる手段（事実、証拠、仮定など）によっても取得し得る。ただし、フランス知的財産法 (French Intellectual Property Code) は特定の手段を定める。

### 偽造品の押収 («saisie-contrefaçon»)

偽造品の押収は証拠手続きの措置であり、元来はフランス知的財産法に固有であったが、現在では欧州全国に拡大した。この措置は、知的財産の所有者が、いずれかの審判の本案において、被疑侵害行為の証拠を得ることを認めている。

これは証拠を得る上で、非敵対的な方法である。被告は押収が行われるまで、これに気付くことがないからである。

それでもなお、この押収は防御の権利を尊重し、必要な対抗手段を提供しなければならない。かかる対抗手段には、訴訟が取り消されるか、措置の申立人の権利が侵害されていないとされた場

---

<sup>54</sup> 控訴院によって、*Anton Piller KG 対 Manufacturing Processes Ltd* 事件 (1976 年 Ch. 55) で承認された。

合に被告の不利益を補償するための、担保の提供が含まれる。

押収は執行官が、管轄の裁判所の許可を得た上で、権利所有者の弁護士の請求に従って実施する。裁判所は、執行官が、申立人が指名した鑑定人の助力を得ることを許可できる。

以下の新規の要素が、2007年10月29日付法律及びその適用令によってもたらされた。<sup>55</sup>

- (1) 2008年6月27日付適用令第2008-624号の規定によって、押収を許可する管轄権を有する裁判所は、事案の本案の審尋を行う裁判所である（押収が行われる地の裁判所ではない）。
- (2) 新たな草案の規定によって、「侵害訴訟を提起する権利を有する誰もが、偽造品の押収を実施する権利を有する」（上述の新たな起草項目）。

したがって、専用実施権者は自ら、使用の権利を有する知的財産権に関わらず、偽造品の押収を請求できる。これは、その実施許諾契約がいまだ、国内商標登録簿、国内意匠登録簿又は国内特許登録簿（National Register of Trademarks, Designs or Patents）に記載されていない場合でも、侵害者がこの実施許諾について知つていれば、同様である。

- (3) この措置について立法が及ぶ範囲は、偽造製品の生産、製造又は流通に使用される全機器及び全計器、並びにこうした行為に関連する全文書（経理、商用、広告の文書を含む）であり、この規定によって、偽造製品の普及の範囲について評価がなされる。
- (4) 2008年6月27日付適用令第2008-624号は、原告が押収に続いて本案の訴訟を提起しなければならない期限を延長して20就業日又は31暦日とし、この間に提訴がなければ押収は取り消されて無効とされる。押収の取消しは、被告が要求した場合にしか公表されない。

留意すべき点として、2004年4月29日付指令2004/48/ECに記載された条件は、申立人が「その請求を裏付けるため合理的に入手可能な証拠」である点を証明しなければならないため、フランスの法律に導入されなかったことが挙げられる。申立人はその知的財産権か、この権利の使用を許可する実施許諾契約の存在のみを証明すればよいが、申立人が侵害の存在を申し立てるに至つ

---

<sup>55</sup> 第L521条1（意匠）、第L615条5（特許）及び第L716条7（商標）は現在、以下のとおり規定する。

「侵害訴訟を提起する権利を有する何人も、いかなる地においても、いかなる執行官によっても、申立人が指名する専門家の助力を得て、申立てに対して権限を有する大審裁判所が発する命令に基づき、被疑偽造商品又はサービス及び何らかの関連を有する文書について、その見本の採取を伴い又は伴わずに、詳細な記述又は押収の手続に進む権利を有する。」

裁判所は、同一の目的で、製品の製造若しくは流通、又は被疑偽造者に対するサービスの提供に使用される原料及び手段の押収を命じることができる。

裁判所は、侵害訴訟が後に根拠がないとの判決を下された場合又は押収が取り消されて無効となった場合に、被告が被る不利益を確実に補償するために、申立人による担保の提供を条件として、かかる措置の執行を命じることができる。

申立人が民事上又は刑事上の手続を通じて、法令の定める期間内に、本案の訴訟を提起しなかった場合、記述を含む押収の全体が、被告の請求に応じて、その請求の正当化を行うことなく、また請求され得るいかなる損害賠償の権利も妨げることなく、取り消されて無効となる。」

た要素及び端緒の詳細な説明を提示しなければならない。裁判官は、理論上はかかる「偽造品の押収 (*saisie-contrefaçon*)」を権利所有者に対して拒絶できない。ただし実際には、被疑侵害の暫定的又は部分的証拠を提示することは重要である。

#### 情報に対する権利

2007年10月29日付法律がもたらした別の意義深い進化として、侵害の公判中に、権利所有者が被った損失・損害を証明するため必要な情報を被告から得る道が開けたことが挙げられる。

この法律の導入前は、民事訴訟法 (Civil Procedure Code) の処分のみが、裁判官が証拠の連絡、調達及び提出に必要な権利の全てを行使する権利を定めていたが、かかる処分はほとんど利用されず、知的財産の公判に適用されることもなかった。

この新たな権利は「情報に対する権利」と称され、同一の条文で第L521条5(意匠)、第L615条5-2(特許)及び第L716条7-1に定められている。<sup>56</sup>

この権利の目的とは、偽造の連鎖を可能な限り追跡し、かかる侵害に関与する全ての者（売主から製造元まで）の身元を発見することである。

こうした新規の処分によって、原告は、侵害の範囲について評価するために、侵害者の人脈のみならず、商業情報や財務情報も入手できる。

審理中に原告の請求に応じて、裁判所は情報の提出を命令し、違反には罰則を科することができます。これは、評価や損害賠償の支払いを遅延させかねない法律上の監査に代わる手段と言える。

パリの裁判所では、原告が裁判所に訴訟を提起する前に押収の実施許可を請求しない際には、かかる措置の命令を拒絶する傾向にある点には注意を要する。これは、情報に対する権利の目的が、原告による注意義務の懈怠を補うことではないためである。

#### ドイツ

商標の手続とは異なり、特許侵害の証明には多くの場合、詳細情報の取得が要求され、侵害者の事業を理解するまでの手がかりとされる。裁判所は、当事者が提示したとおりの事実を評価し、その裁量では調査に着手せず、侵害の立証責任は原則として特許所有者に課されることから、証拠の提出は常に、勝訴のために極めて重要な要因である。

---

<sup>56</sup> 「請求があった場合には、民事裁判権の命令によって、終局的には罰則の下に、申立人の権利を侵害する偽造品の原産地及び流通ネットワークを断定し、かつ、被告、偽造製品を所有しているか、侵害活動に利用されるサービスを提供していることが分かつたいすれかの者、又はかかる製品を生産、製造若しくは流通か、かかるサービスの提供に関与していると報告があつたいすれかの者が保有する文書又は情報の全てを提出させることができる。かかる文書又は情報の提供は、合法的な障害が何らない場合に限り命じることができる。求められる文書又は情報は、以下に関連するものである。a) 製品及びサービスの生産元、製造元、流通元、仕入先その他の過去の所有者に加え、卸売業者及び小売業者の氏名及び住所、b) 当の製品又はサービスで実現される生産、市販、納品、受領又は注文数量及び価格。」

## 検査の請求

2008 年に「知的所有権に関する権利の執行を改善するための法律 (Act on Improving the Enforcement of Intellectual Property Rights)」が、欧州共同体エンフォースメント指令 2004/48/EC の実施手段として導入された現在では、特許権者は新たに制定されたドイツ特許法第 140c 条を援用できる。この法規定は、侵害の十分な嫌疑があるときに、検査及び文書の提出を請求することを認めている。同規定では、英国や英米系の法域で知られているものに類似する発見等の手続や、ベルギー・フランス系の「偽造品の押収」的取組みを定めるものではないにも関わらず、特許の所有者は、侵害の十分な可能性を示すことを条件に、被疑手段や特定文書の生産の検査を請求できる。

検査の請求は、係属中の侵害訴訟の過程で、又は別の訴訟の形式による公判前措置<sup>57</sup>（通常は暫定的差止め請求と併合して請求可能）として、申し立てることが可能である。

原告は、論理的蓋然性の範囲で、その特許が侵害されていることを示さなければならぬ。つまり、原告は、高い確率で特許が侵害されている可能性を示す具体的な状況を提示しなければならない。さらに原告は、その主張を証明するためには検査が必要であることを示さなければならない。このため、原告は、以前に用いたインターネット上の調査、広告用材料、サンプル購入その他の手段は効果がなかったことを十分に主張しなければならない。商業規模での侵害が論理的蓋然性の範囲で認められるならば、検査の請求で提示する範囲はさらに、銀行取引、財務その他の商業上の文書までに広がる。ただし、この情報の請求も全体的な均衡の原則は無視できない。

特許所有者は、後に請求の根拠がないと判明した場合、文書の開示や検査によって発生した全損害（生産の一時停止によるもの等）について責任を負う、という点にも注意が必要である。

検査の請求の手続について、この救済措置の実際的な適用方法である「デュッセルドルフモデル (Düsseldorfer Model)」との関連で説明する。

### 適用の実務：「デュッセルドルフモデル」

デュッセルドルフ裁判所の実務を通じ、特許所有者による証拠収集に効果的な法的手続を確立する目的で「デュッセルドルフモデル」が発展してきた。これは、ドイツ民事訴訟法第 485 条に基づく、証拠の保全を執行するための暫定的差止めを伴う個々の証拠の訴訟と組み合わせたものである。かかる暫定的差止めについては、現行のドイツ特許法第 140c 条(3)にも反映されており、特許所有者は、被疑侵害者に対する情報の請求について、暫定的差止めによって隨時（継続中の緊急性を証明する必要なく）これを執行できると定められている。

実際には、申立人自身が、単独の証拠審査を管轄の侵害を扱う裁判所に申請し、さらに被疑侵害者を不意打ちするため、対応する暫定的な一方的差止めの請求を申請する。かかる差止めは通常、その影響が重大な故に、相手方当事者の口頭審理を行った後でしか認められないことから、裁判所はこの方法により、（申立人の申し出に鑑み適切な範囲に限り）裁判所が任命した鑑定人と特許

<sup>57</sup> ドイツ民事訴訟法第 485 条他「selbständiges Beweissicherungsverfahren」参照。

所有者の代理人とで、被疑侵害手段を調査するよう命令できる運用を確立してきた。調査を行う両者は、その依頼人や特許所有者を含むいかなる者に対しても情報を開示しない旨、宣誓しなければならない。裁判所はまた、特別な事案において保護を保証するよう適切な措置を講ずるよう命令することもできる。これには、抜け道の策定（redacting passages）、第三者（例として代理人や技術上の鑑定人で、依頼人に機密情報を開示しない旨を宣誓しなければならぬ者）のみに対する開示等の事案が該当する。被疑侵害者が裁判所の検査命令に異議を申し立てた場合には、裁判所は別の検査命令を発しなければならない。かかる検査命令は、適切な場合には、裁判所執行官の助力を得て執行され、執行官は必要に応じて警察の援助が得られる。

鑑定人は報告書を裁判所に提出し、次にその報告書を守秘義務条項に基づき宣誓した者、すなわち原告の代理人にも送付する。報告書の結論のみであれば守秘義務の一部ではないため、依頼人に開示できる<sup>58</sup>。その後、裁判所は、鑑定人が報告書を当事者に引き渡すことの是非と（文書の一部削除による）公開範囲の限定内容を決定する。決定の際は、報告書に秘密情報が含まれているか、特許侵害を強調しているか、等の点が基準となる<sup>59</sup>。

この手続には、後に本訴訟に至った場合の結果が、主要審理を直ちに開始した場合に比べ、迅速かつ費用面でより効率的に予測できる利点がある。

#### 訴訟の過程における特定文書の提出

ドイツ特許法第140c条に限らず、原告は、ドイツ民事訴訟法第142条及び144条によって、係属中の侵害訴訟の過程で裁判所が特定の文書の提出を命じるよう、請求できる<sup>60</sup>。同条は、立証責任を負う当事者が証拠の通常規則を「打ち破る」ための手続上の手段について定める。特定文書の提出請求は、裁判所の裁量によっても命令できる。

#### 鑑定人

当事者が鑑定人の採用を宣言することは、侵害と非侵害のいずれを証明する目的でも、訴訟過程のどの段階でも可能である。当事者の鑑定人の見解は一般に、当事者が一方的に提出した他の証拠よりも大きな影響を持っているとは見なされない。裁判所もまた、当事者らの鑑定人による証拠提出が不十分だと判断する場合には、裁判所の鑑定人を訴訟のどの段階でも任命する裁量権を持つ。裁判所が複雑な事案に鑑定人を任命する場合は通常、当事者からの提案や合意をも得ることを認める。同様に、鑑定人の費用については、大体の場合に相互で合意する。一方、私的鑑定人の見解に対する費用と異なり、裁判所が任命した鑑定人の費用は、敗訴当事者に償還させることができる。

鑑定人（通常は、大学教授や弁護士等、関連技術分野に特別な技能を有する人物）は通常、その報告を書面で提供し、次いで鑑定人の立会いの下に行われる可能性のある口頭審理に先立って、当

<sup>58</sup> デュッセルドルフ高等裁判所 InstGE 10, 198 -zeitversetztes Fernsehen 事件参照。

<sup>59</sup> デュッセルドルフ高等裁判所 InstGE 10, 198 -zeitversetztes Fernsehen 事件、デュッセルドルフ地方裁判所 InstGE 6, 189 - Walzen-Formgebungsmachine I 事件参照。

<sup>60</sup> 連邦通常裁判所、GRUR 2006, 962 - Restschadenstoffentfernung 事件。

事者らに提出する。実務上、鑑定人の見解は、事案の結果に重大な影響力を持つ。裁判所は、鑑定人の知見から逸脱した決定を下したり、第二の鑑定人を任命したりすることに、極めて消極的だからである。ただし、鑑定人の助力により、裁判所が自ら、その技術分野に精通した関係者の観点を把握した上で事案（特に特許の請求）を評価する義務は、最近の連邦通常裁判所の決定が再確認したとおり<sup>61</sup>、免除されない。鑑定人の任命傾向は、裁判所及び審級によって異なるが、一般には、一審段階よりも高等裁判所での控訴段階の方が鑑定人を頻繁に任命しており、デュッセルドルフ裁判所よりもミュンヘン裁判所の方が鑑定人の助言に依拠することが多い。

無効取消し審理の改革後、上訴審としての連邦通常裁判所では、例外的な事案を除き、原則として鑑定人を任命していない。現状では連邦特許裁判所も依然、裁判所による鑑定人の任命を極力避ける「旧」実務が続いている。このため、両裁判所は審理の迅速化に貢献しているとも言えるが、技術上の疑義で、技術分野に精通した人物のより深い洞察が必要な場合、この実務では問題も生じる。そこで当事者は、すくなくとも自らの鑑定人見解書を提出するのが、多くの場合に賢明であると言える。

#### 商標の事項

商標の事項では、ウェブサイトの印刷物や画面コピーが、証明手段として普及している。原告が画面コピー等を取得できる以前に発生した侵害は、Internet Archive の「Wayback Machine」(<http://archive.org/>) を用いて証明できる。

#### イタリア

2005年2月10日付政令第30号（イタリア知的財産法）の規定によって、知的財産権（特許や商標など）の所有者には侵害の証拠を収集することが許される措置がある。かかる措置は「記述（Descrizione）」と称され、2010年8月13日付政令第131号で実施された重要な変更（特に手続上のもの）の対象となっている。「記述」の申立ては、現行ではイタリア知的財産法第129条で（押収とともに）規制されるが<sup>62</sup>、管轄の裁判所に向けて<sup>63</sup>、被疑侵害者の所有施設にある侵害の

<sup>61</sup> 連邦通常裁判所、GRUR 2007, 410 -Kettenradanordnung 事件、連邦通常裁判所、GRUR 2008, 779 -Mehrgangnabe 事件、連邦通常裁判所、GRUR 2010, 410 -Insassenschutzsystemsteuereinheit 事件参照。

<sup>62</sup> 2010年8月1日付法令第131号の発効前は、「記述」はイタリア知的財産法第128条によって規制されていた。現行では表記の法第129条によって規制されるが、そこには以下が記されている。

1. 工業所有権の所有者は、その権利を侵害している商品の一部又は全部に加え、かかる商品の生産に採用された手段及び被疑侵害に係る証拠とその範囲について、これらの記述若しくは押収、又は押収及びこれに優先する記述の措置を請求することができる。秘密情報の保護を確保することができる適切な措置を採用する。
2. 裁判官は、各当事者の主張を聴取し、必要に応じて情報の概要を収集した後、命令を下し、また具体的な指示により、第1項の対象の見本を収集することを認める許可を与える。特別に緊急の場合、特に遅延により権利所有者に回復困難な損害が生じる虞がある場合、又は相手方当事者の招集が記述又は押収の命令の執行に弊害をもたらす虞がある場合には、裁判官は、かかる請求について、自主的な命令（motivated decree）をもって決定する。
3. 刑事司法で必要な場合を除き、知的財産権の侵害が発見された対象について、それが国家の領域で開催された、公式又は公的に認識された展示会の範囲内にあるか、当該展示会の運送中である場合には、記述以外に、押収の措置を定めることはできない。
4. 記述及び押収の手続は、イタリア民事訴訟法に矛盾せず、その権威を失墜するものでない場合には、暫

要素及び証拠の全ての記述を許可するよう請求する申立てとしてなされなければならない。

この命令を得るために、権利所有者は裁判所に以下を論証する必要がある。

(1) 執行される知的財産権が有効である見込み、及び侵害の見込み (*fumus boni iuris*)。

(2) 侵害の証拠を取得する目的で請求措置を得るための緊急性の要件、これは後に本案の審理で用いられるが、その他において求められることはない (*periculum in mora*)。

記述の手続での緊急性は、大抵の場合、この法的手段を通じなければ侵害製品の証拠の発見が極めて困難である、という事実に見出される。

記述の措置はまた、相手方当事者が措置の実施を妨げるリスクがあるとき（相手方当事者が記述の手続の申立てについて知ることになった場合に、証拠を隠す等）には、一方的にも（相手方当事者への事前通知なしで）得ることができると言う点は、強調しておくべきであろう。

許可が下りると、記述は執行官により、また必要ならば技術鑑定人の助力を得て実施される。

執行官は、被疑侵害手段及び関連の証拠が置かれた施設に直接立ち寄って、関連の文書も収集する一方、侵害製品（又は生産方法、見本、カタログ）を記述して報告書を起草する。

記述の措置が一旦許可された場合、関連規定により、収集される秘密情報の秘密性及びその保護を確保するための措置も講じられる。

更に、2010年8月13日付政令第131号での新規定として、押収を許可する（又は許可しない）決定については、現在は当事者への連絡から15日以内に上訴できる点が重要である。

押収を実施する当事者は、裁判官が認めた期間内、又はこれがない場合には、21就業日若しくは31暦日（どちらか短い期間）内に、本案の訴訟を開始する義務を負う。

この期限内に訴訟が開始されない場合には、措置は無効となり、関連の収集された証拠は、後に本案が訴訟に発展しても、完全な証拠と見なされない。

## オランダ

オランダの法制度には、公判前の発見の措置は含まれないが、訴訟前の証拠押収は可能である。知的財産の侵害の場合（又はその虞がある場合）、オランダ民事訴訟法典 (Dutch Code of Civil Procedure) 「DCCP」第1019b条(1)に基づき、裁判所は、侵害についての証拠を押収する許可を与える。これは、知的財産のエンフォースメント指令の直接的な実施である。当事者は、相手方当事者がかかる許可を求める予想する場合には、保護状を提出し、その中でかかる許可は拒絶

---

定的差止め手続についての当該法律の規則によって規制される。記述の確認、変更、無効取消し、及び記述と併合して、又は別途請求された暫定的措置について可能性のある許可に関する目的で、裁判官は、記述の結果を評価するため、当該記述について思料する審尋を設定する。

<sup>63</sup> 2010年8月1日付法令第131号の発効前は、関連の申立ては、裁判所長官 (President of the Court) に宛てなされる必要があった。

すべきであること、又は自身の審尋を事前に行うべきことを主張できる。(ハーグ地方裁判所等)オランダの裁判所の一部では、こうした保護状を受理するが、その他では受け付けない。

ただし、裁判所は、秘密情報の保護が確保されない場合には、申立人からの証拠に基づく押収の請求を拒絶すべきである。これは実務上、裁判所は当該請求を拒絶するか、より一般的には文書の秘密保持を守るべき十分な手段を提供するよう命令するか、いずれかの方法を取ることができることを意味する。通常これは、裁判所が侵害と押収資料の利用について引き続き検討する前に、押収された情報が独立第三者又は民事法上の公証人に預けられることを意味する。

代替手段として、知的財産所有者は、裁判所が被疑侵害当事者に対して、特に単独又は複数の特定文書を提出するよう命じることも、(係属中の訴訟又は別の法的手続として)請求できる。この手段については、裁判所が DCCP 第 843a 条(文書の展示)に基づいて評価する。申立人は、事案に適法な利益を有することが証明できる場合、裁判所に対して、相手方当事者に侵害の証拠となり得る特定文書の提出を命じるよう請求できる。一般実務上 DCCP 第 843(a)条は、証拠に基づき押収された文書を利用する際に適用される。

DCCP 第 843(a)条に対する他の代替手段として、知的財産所有者は関係文書の秘密保持のため、裁判所に対し、鑑定人を任命して、かかる文書内の情報についての複数の疑義に関する見解を提出するよう命じることも申し立てできる(この時点では、該当文書は、いまだ相手方当事者が所有しているか、押収後ならば保管者が保有している)。裁判所はまた、かかる情報が申立人に開示されないように命令する場合もある。

## スペイン

知的財産権の侵害の事案では特に、本訴訟に先立って証拠を得るための手続は、以下の 2 つの法規定で定めている。

- a) 知的財産に関する個別の法律条項 (Specific intellectual property codified law)
- b) スペイン民事訴訟法：被疑侵害の商業規模

### 知的財産に関する個別の法律条項

1986 年のスペイン欧州経済共同体加盟議定書 (Adherence Treaty of Spain to the EEC) (議定書第 8 号) に従って、スペインは偽造品の押収請求を導入し、原告に課された立証責任を擁護することが求められた。この手続は、スペイン特許法 (Spanish Patent Act) (1986 年 3 月 20 日法律第 11/1986 号、以下 SPA) 第 129 条から第 132 条をもって 1986 年にスペインの法律に組み込まれ、商標法 (Trademarks Act), 意匠法 (Design Act) の双方に関連規定がある。

SPA に定められた偽造品の押収 (*saisie-contrefaçon*) 請求によって、原告は裁判所に対し、相手方当事者の支配下にある事実について、これら事実の知識が、さらなる法的手続の開始と、書面での立証に不可欠であることを条件として、かかる事実の確認を許可する命令を発するよう請求できる。

この手続によって原告は、将来の侵害の民事請求を裏付けるために必要となる証拠を裁判所に提

供するために、被告の所有施設を検査することができる点が重要である。

この差止めによる救済措置は、以下の 3 つを必要条件とする。

- i. 原告には、請求を申し立てる権利がなければならない。すなわち、原告は特許の所有者又は登録実施権者でなければならない。
- ii. これによって侵害が生じていることを原告が推測できる証拠がなければならない。
- iii. 原告には、差止めによる救済措置の結果として被告に生じ得るいかなる損害についても、これをてん補する保証金を提供する準備がなければならない。

原告は次に、偽造品の押収措置の終了日の後 2 か月以内に、請求を申し立てなければならない。

#### スペイン民事訴訟法：被疑侵害の商業規模

SCPA 第 256 条以降は 2006 年 6 月に、知的財産権のエンフォースメントに関する指令 2004/48/EC の帰結として改正され、原告となる見込みの当事者が、被告となる見込みの当事者の商業情報や供述書を利用することを認める新たな手続を導入した。この手続は、知的財産権の商業規模での被疑侵害である場合に、かかる知的財産権との関連で侵害訴訟の請求を準備する目的で行うものである。情報の範囲は、知的財産の不正使用の関与者の氏名から、合理的な範囲の経理情報、規制情報、商業情報の開示（ここで同法は、一見して有利な証拠を要求する）にまで及ぶ。従来から情報取得のための手續は存在したが（上記 a) を参照のこと）、改正によって、知的財産の事案について取得されるべき情報が特定された。かかる手続きは引き続き有効である。

手続の申立人は、手続が被告となる見込みの当事者に与え得る結果的な費用及び損害をてん補する保証金を提供しなければならない。この手続の終了後 1 か月の期間に申立人が訴訟を提起せず、そのことについて裁判官が正当性を認めない場合、当該保証金は没収される。

この手続を実施できる管轄権を有する裁判所とは、将来の訴訟に対応する管轄の裁判所であり、自らの裁量で実施を拒絶することもできる。裁判所が手続を許可する場合、申立人は、通知の受領から 3 日以内に保証金を供託するよう要求される。

こうした措置は秘密であるため、この手続で得た情報は、侵害者に対する訴訟の中でのみ使用が認められ、いかなる第三者にも開示できない。

召喚を受けた当事者は、通知の交付後 5 日以内に異議申立ての準備書面を提出する権利がある。この場合、裁判所は、請求された訴訟の適法性を決する意見聴取のため、両当事者を召喚する。

被告となる見込みの当事者が協力を拒否する場合、裁判所は、適切な訴訟参加命令を与える。

スペイン特許法と異なり、SCPA には申立人が裁判所に訴訟を提起できる期間の定めはない。

## 2.4 無効の審理と侵害の審理との関係性

### 「統合制度」

本調査の対象となった欧州のほぼすべての国、すなわち、ベルギー、イングランド及びウェールズ、フランス、イタリア、オランダ、スペインでは、有効性と侵害の主張は、同時に、同一裁判所によって、同一の審理の中で扱われる。無効取消しと侵害の訴訟が、個別に2か所の異なる裁判所に提起されたとしても、単一裁判所での統合審理で争われる場合が多い。審理が同一の訴訟物（知的財産権）で結ばれており、決定の矛盾を避けたいという配慮ゆえの措置である。

侵害訴訟が提起される場合、被告は、知的財産権が無効であることを根拠とする、権利の無効取消しの反訴を提起することが一般的である。あるいは逆に、無効取消しの手続が裁判所で開始されている場合に、知的財産権の所有者は通常、侵害に対する請求の方法で対抗する。例外的事情として、反訴の判決が本案の請求に対する判決より著しく遅延する場合や、（ベルギー等）一部の国においてのみ、2つの訴訟を個別に審理する。

かかる「統合審理」では、裁判所はまず、侵害の疑義に関する決定に先立って、知的財産権の有効性を評価する。これによって被告は、有効性と侵害との間に「絞り込み」の主張を割り込ませ、かつ知的財産権の範囲が真の実態まで確実に縮小されるよう図ることができる。あるいは逆に、権利の保護範囲が、被疑侵害を包含するために（過度に）広く解釈される場合、この広義性によって、その請求に先行技術の観点から新規性や進歩性が失われ、当該権利を無効化してしまう可能性がある。

ベルギーでは、本訴訟は「通常の」審理の方式により、裁判官3名の合議体で行われるが、「迅速手続」の審理は裁判官1名の面前で行われるため、「通常の」逆の順序となる。いわゆる「迅速手続」の審理を行う裁判所は現在、（費用対）効果と推定の緊急性という2つの異なる理由において、最初に侵害の有無について審査する。何らの侵害も見出せない場合、「差止め（cessation）」の請求は、主張される知的財産権の有効性の審査なしに却下される。<sup>64</sup>侵害が成立したときにのみ、裁判所は、侵害の拠り所となっている権利の有効性を争う反訴を審査する。この独特な管轄権の「分担」方法は、「迅速手続の審理」の目標が「迅速な」差止め命令を発することであるということに起因し、それゆえ知的財産の有効性を体系的に評価することは、そこに明白な理由がない限り、裁判所の権限の範囲外であると見なされる。かかる論拠によって、知的財産権の所有者は、最初に侵害についての議論で優位に立った後でその知的財産権がリスクを負うため、重要な戦略上の利点を獲得できる。ただし、こうした審理であっても、有効性についても侵害についてもその判決は、同一の裁判所が言い渡すのであるから、被疑侵害者はなお（「通常の」審理のみにおいて）、絞り込みの主張を行うことが可能である。

---

<sup>64</sup> Pres. ブラッセル商事裁判所 2008年10月9日（MaxCard 対 Master Card 事件）（IRDI 2009年第129号）、Pres. August ヘント商事裁判所 2009年8月7日（Machinefabriek Bollegraaf 対 Stora Enso & Wagenveld B.V. 事件）（未発刊）。

## ドイツの「二元的制度」(バイファーケーション)

### 特許

ドイツでは、有効性と侵害の審理は其々が異なる裁判所で行われる。侵害の争点は、一審の12の異なる管轄を有する裁判所のうちの1か所で評価されるが、事実上、デュッセルドルフ地方裁判所が主となっており、欧州で審理される特許侵害の全事案の50%以上がここで審査される。一方、有効性についてはドイツ特許商標庁（欧州特許については欧州特許庁）、及びミュンヘンのドイツ連邦特許裁判所で検証される。

分担制度のため、侵害の審理中は、被告による特許の無効性についての主張は審尋されない。したがって、無効の反訴は防御方法ではない。ただし、被告が無効取消しの手続を申請する際、侵害を扱う裁判所は、特許無効が宣言されると確信する場合には、停止を命じ得る。実際には、こういった事案は殆どない。被告は、侵害を扱う裁判所が納得するような先行技術の証拠を提示して、停止を命じさせる必要があるからである。かかる証拠とは、新規性を損なわせるものであって、特許の付与手続において考慮されておらず、かつ付与する余地を与える得ないようなものである。進歩性の欠如といったさらなる無効事由や訴訟物の追加も考えられるが、それらでは停止命令に裁判所が同意することは難しい。

侵害を扱う裁判所は一般に、無効について並行して行われている訴訟の影響は受けない上、原則として、特許が付与されることを前提に訴訟を進行しなければならない。ただし、侵害の審理に先立って被告が開始した異議申立て又は無効取消しの手続の過程で、原告がその特許の保護範囲を制限するよう宣言しているか（自主制限(*self-restraint*)）、またこの自主制限が、特許が修正された様式でも維持された理由である場合、厳格な審理の分離の例外として、裁判所には配慮が求められる。特許が終局的に無効の宣言を受けたときは、侵害の請求は、被告自身の特許に対する攻撃が認められたのか、第三者によるものかに問わらず、棄却される（宣言の対世効(*erga omnes effect*)）。無効の宣言が侵害の終局判決を受けた後に発される場合には、被告は、特許が（該当の場合には部分的に）無効性を考慮した新たな公判での無効手続の回復請求を申し立てることができる。

実用新案の事項では、審理間の分離はあまり厳格でない。実用新案は単に登録される権利だからであり、特許と異なり、許諾手続の過程で特許庁による評価を受けることはなく、したがって、有効の強い推定を得ることはできない。この理由から、被疑侵害者は、侵害を扱う裁判所にも実用新案の有効性の有無を評価させるため、侵害の審理であっても、実用新案の無効の異議を申し立て得る。このため、被告はドイツ特許庁で別の取消しの手続を開始する義務を負わない。原告には、侵害の審理で制限の請求を申し立てることも可能で、この場合は同一の制限をドイツ特許商標庁に申し立てる必要はない<sup>65</sup>。ただし、侵害を扱う裁判所が、実用新案は無効と見なされるべきとのえた場合、その決定は、侵害の審理の当事者にのみ効果を有する（当事者間の(*inter partes*)効果）。これは、実用新案が特許庁から無効の宣言を受けたときの対世効（universal

<sup>65</sup> 連邦通常裁判所、GRUR 2003, 867 - Momentanpol 事件。

effect (*erga omnes*)）と相対する。

無効の審理と侵害の審理との関係を暫定的差止めとの関連で扱う裁判所の決定も存在する、という点には注意が必要である。「Olanzapin」事件で、デュッセルドルフ高等裁判所は、連邦特許裁判所が特許を無効取消しとした後に暫定的差止めを許可したが、これは例外的事件であり、侵害を扱う裁判官は、判決の根拠となった証拠に誤りがない限り、連邦特許裁判所の意見を無視すべきではない旨も明確にした<sup>66</sup>。連邦特許裁判所の決定は、連邦通常裁判所への抗告に対する決定によって、後に無効取消しとされた。

デュッセルドルフ高等裁判所はさらに「Kleinleistungsschalter」事件において、異議申立ての手続又は無効取消しの訴訟が実際に提起された場合に限り、口頭審理の期日の前に、被告に時間的余裕がないのではない限り、無効の争点は暫定的差止めの手続で考慮される、との考えを示した<sup>67</sup>。ただし、その場合でも被告は、その無効取消しの主張を述べ、いずれ無効取消しの点で攻撃を開始する旨正式に表明する必要がある。

さらに、デュッセルドルフ高等裁判所は「Inhalator」事件において、原告が異議申立ての審決の後に暫定的差止め請求を申し立てることで、緊急性の要件の充足が脅かされる危険を避け得る、との考えを示した<sup>68</sup>。したがって、緊急性は、既に係属中の本訴訟がその前に停止されていたという事実にも関わらず有効性を肯定する決定が与えられた後であっても成立し得る。

#### 商標及び意匠

商標の事項では、無効の審理と侵害の審理との関係は、特許の事項と同等である。

意匠の事項では、無効の審理と侵害の審理との関係は、実用新案の事項と同等である。被告は原告の意匠の無効を請求することができるが、意匠の無効の宣言を得る目的での反訴の提起と<sup>69</sup>、又は無効の抗弁の提出<sup>70</sup>、いずれの手段も利用できる。

---

<sup>66</sup> GRUR 2008, 1077 -Olanzapin 事件。

<sup>67</sup> デュッセルドルフ高等裁判所, InstGE 7, 147 -Kleinleistungsschalter 事件。

<sup>68</sup> デュッセルドルフ高等裁判所, InstGE 10, 124 -Inhalator 事件。

<sup>69</sup> ドイツ意匠関連では、民事訴訟法第 33 条(1)、共同体意匠関連では、理事会規則[EC] No 6/2002 第 85 条(1), (2)

<sup>70</sup> 共同体意匠関連では、理事会規則[EC] No 6/2002 第 85 条(1), (3)

## 2.5 救済措置及び執行の手段

### 全調査法域に適用の救済措置及び執行の手段

各 EU 法域内の当事者に与えられる救済措置及び執行の手段について、知的財産権の保護強化を目的とする EC 指令 2004/48（エンフォースメント指令）によって、大掛かりな調整が行われた。

この調整の結果、以下の救済措置及び執行手段が、本調査の全対象法域で利用可能となっている。

#### 原告が勝訴した場合、判決には以下の内容が記される。

1. 侵害の認定（善意の場合も含む）。
2. （侵害者及び仲介者に対する）終局的差止めによる知的財産権のさらなる侵害の抑止。
3. 損害賠償（及び、後に特許が付与される出版特許の出願の主題を使用したことに対する、合理的な補償）。損害額が算出される方式及び時期については、以降で国別に記載する。
4. 押収した目的物及び手段の原告への引渡し。
5. 原告の請求に基づく回収（押収）による、商業上の経路から製造又は侵害の製品及び手段の除去。
6. 被告の費用による侵害商品の確実な除去又は破棄、これには当該製品を創造・製造するため使用された原料及び機器を含む。
7. 侵害製品の原産地及び販売経路についての情報の開示。
8. 被告の費用による、新聞やオンライン媒体上での判決の公表及び流布。
9. 原告の費用の査定：イングランド及びウェールズでは、これは短期の公判前手続を通じて行われる。他の国では、判決自体に訴訟代理人の費用に対する補償（殆どの場合に部分的なもの）の命令が含まれる。ただし、こうした費用の額は、本調査の対象法域内で大きく異なる。

#### 原告が（知的財産権が無効であると判明したため、又は侵害がなかったため、あるいはその双方の理由で）敗訴した場合、判決には通常、以下の内容が記される。

1. 登録された権利に関しては当該権利の無効取消し、権利が無効であると判明した場合には国家登録簿での無効取消しの公表、又は非侵害の認定。
2. 被告の費用の査定。この場合も、こうした費用の額は、本調査の対象法域内で大きく異なる。

#### 原告が敗訴し、かつ暫定的差止めがそれ以前に許可されていた場合。

1. 中間差止めの解消又は中止。
2. 本調査の対象国において、救済の請求は本訴で後に拒絶される一方、暫定的差止めが課されていた被告に与えられる損害賠償の有無及びその授与には、実務上統一的な方法はない。イ

ングランド及びウェールズでは、原告は、暫定的差止めが認められる前提条件として、被告に相互保障を与えなければならない。他国のはほとんどでは（ベルギーを除く、下記参照）、暫定的差止めを執行する知的財産所有者は、本訴訟の結果が異なるときには、損害賠償に対する厳格責任に従う。

#### 調査対象の各法域における具体的な措置及び追加情報

##### ベルギー

差止め（さらなる侵害行為の停止命令）や（回収や顧客への書状の送付、販売経路についての情報提供、判決の公表等）特定の履行の様式で措置を取ることができる。裁判官には、特許の差止めを拒絶又は許可する裁量権はない。特許の侵害が一旦成立し、侵害が確実に終わった保証がない場合、差止め命令が出される。

差止めの措置は一般的に、相手方当事者への違約金の支払い阻止を伴う。これによって、侵害者が裁判所の決定に（全く）従わない場合には、執行の訴訟が提起できる。違約金は、抑止機能として十分な程度に高額な必要があるが、その実際の額は、事案の事実と侵害の範囲に左右され、裁判所の裁量で決せられる。請求によって、こうした措置について、保証金を伴うか、伴わないかを問わず、判決の送達後直ちに執行可能とするよう命じることができる。いまだ終局ではない一審の判決が勝訴当事者によって執行される場合、かかる当事者は、当該一審判決が控訴で逆転される場合、かかる早急な執行に起因する損害賠償の責任を負う。

暫定的差止めは、以下のときに許められる。(i) 求められる救済に緊急性があること、(ii) 一見して有効な知的財産権が存在すること、(iii) 一見して侵害が成立していること。緊急性の要件は、2007年11月までは極めて柔軟性に解釈されていたが、これ以降は「迅速手続」訴訟が利用可能となり、終局的差止めを、暫定的差止めがかつて許可されていたのとほぼ同等の期限内に得ることが可能となった。この改善の結果、緊急性の基準はより厳格となり、原告には、「迅速手続訴訟」では同様の期限内に同様の救済が得られないことを論証しなければならない可能性が生じた。

一見して有効な知的財産権については、権利が欧州特許庁（EPO）（特許）又は欧州共同体商標意匠庁（OHIM）（商標又は意匠）の事前審査後に付与されたものであるときは、その要件を満たしている。一見した侵害の要件は、暫定的差止めを扱う裁判官が決定を下すべき時点で入手可能な証拠に基づき決定される。他の法域での実務に反し、この一見の要件によっては、裁判官は下される本案判決を予測する義務を負わない。裁判官の評価は、本案判決の評価から全く独立したものである。暫定的差止めを得て執行した後、本訴訟で敗訴することとなる知的財産権所有者の法的責任を決する際、これが特に重要となる。

エンフォースメント指令第9条とは、被告が暫定的差止めの状態に置かれ、後に何ら侵害がなかったか、知的財産権の無効性が判明した場合に、被告が補償を受ける可能性を与えることを加盟国に義務付けるものであるが、ベルギーの法律では、同条文の施行後であっても、原告は、被告に対して暫定的差止めを執行し、その請求が後に本訴訟で棄却されても、自動的に責任を問われ

ることはない。この場合、原告が暫定的差止めの執行時に不法行為を働いたことを証明しなければならないのは、むしろ被告である<sup>71</sup>。かかる立証は困難なことから、暫定的差止めを執行する知的財産所有者の責任は、ベルギーでは事実上極めて限定的であることは従来通りである。

### 損害賠償

賠償は、召喚状に先立って5年以内に生じた損害が対象となる（損害額の決定に、鑑定人の指名が必要な場合がある）。知的財産権所有者は、理論上は侵害に起因する全損害について償還を受けることが可能であるが、これは事実上達成困難である。

知的財産の所有者（及び実施権者）の実損については、かかる実損の立証が困難な場合には衡平な（*ex aequo*）決定の前提と、原告が提出した証明の前提のいずれかによって、償還を受けることができる。損害額は次に、逸失利益（*lucrum cessans* (*lost profits*)）及び派生損害（*damnum emergens*）（知的財産権の評判及び排他性の損失）に基づき算出される。

悪意の侵害の事案においてのみ、原告には、侵害者が得た利益の裁定額を得る権利がある。こうした利益の額は、裁判所の指名した監査人が、侵害者の帳簿を検査して算出する。

### イングランド及びウェールズ

判決書は通常、公判終了後数週間で下されるが、正確な時期は、事案の複雑性及び裁判官のその後の積極性に左右される。判決で、裁判所は有効性及び侵害に関するその結論の理由を説明する。判決が下されると、通常はさらに短期の審問が行われ、判決を踏まえて裁判所が下すべき命令の条件を決定する。

上述した救済措置に加えて、イングランド及びウェールズでは、原告が勝訴した場合、命令には以下の内容が含まれる。

1. 損害に関する照会状又は被告の利益の計算書（原告の選択による）
2. 争点となった有効性の証明書

### 宣言による救済措置

イングランドの裁判所では、訴訟当事者は裁判所に対して、判決前に公判での争点についての宣言を交付するよう請求できる。現行の宣言による救済措置の根拠は、民事訴訟規則第40.20部であり、その記述には、「裁判所は、何らかのその他救済措置の請求の可否について拘束力のある宣言をなし得る」とある。この裁判権に関する制限は一般に、判例法によって定められてきた。かかる宣言は、当の訴訟当事者らを拘束する。裁判所は、かかる救済措置を与えるかどうかについての裁量を有する。判例法では、仮説に基づいた疑義に関する宣言を交付する用意が裁判所になく、かかる宣言に実務上の効果があり、かつ有用な目的を果たすと考えられる場合にのみ、宣言

---

<sup>71</sup> ただし、法的責任は、原告が特許侵害（PI）判決を執行し、後に全く同じ特許侵害の審理で不服申立てにより取り消される場合には、結果として生じ得る。

が交付される<sup>72</sup>ことを明確に述べている。2000 年に控訴院が明示したところによると、裁判所には、何ら他の請求がなされていなくとも、肯定的、否定的、いずれの宣言をも交付する裁判権がある。発布は裁量権の 1 つであったが、裁判権ではない。

特許の関連でも、非侵害の宣言を求める法的根拠がある。1977 年英國特許法第 71 条は裁判所に対し、一定の状況下で非侵害の宣言をなす権限を付与している。かかる状況とは、宣言を求める者が特許権者に対し書面によって、その行為が特許を侵害しない旨の確認を請求したものの、特許権者に拒絶又は無視された場合である。否定的な宣言に対する法的権利は、著作権、意匠及び特許法には記載されていないが、正当性を認めた裁判所がかかる宣言を行うことを妨げない<sup>73</sup>。

特許訴訟の分野では、2 つの新たな形式の宣言が近年に交付されている。不必須の宣言（特定の特許が規格の実施に必須ではないこと）<sup>74</sup>及び出願人の製品が自明であったことの宣言である<sup>75</sup>。

不必須の宣言は、電気通信規格との関連で適用されている。電気通信業界では、広範な製造業者による共同作業を通じて製造されるハードウェアが必要とされている。業界規格が発達したのはこのためである。規格維持団体が必要とするのは通常、その規格の機能に必須である特許のいかなる所有者も、公正、合理的かつ差別的でない条件の規格の下で運営を行う他の電気通信事業運営者に対して、全必須特許に実施を許諾することである。通常は、必須特許の所有者は、規格団体による審査を受けずに、特許が規格に対して必須であることを自ら宣言することができる。電気通信事業運営者が、必須と登録されている特許が実際には不必須であると確信し、関連ライセンス料の支払いを望まない場合に、当該運営者は不必須の宣言の適用を要求できる。

自明性の宣言は、特許の出願をした（が、その特許がいまだ付与されておらず、したがって、侵害訴訟が提起できない）原告となる見込みの当事者が、出願中の特許に対する侵害を主張した際、特許の侵害訴訟の被告となる見込みの当事者にとって有用である、いかなる侵害訴訟も開始前に挫折させるために、被告となる見込みの当事者は裁判所に対して、関連の製品又は方法が、原告となる見込みの当事者による出願中の特許の優先日の時点で自明であることの宣言を、申し立てることができる。

## 執行

2004 年 4 月 29 日付欧洲議会及び欧洲理事会 (European Parliament and of the Council) の知的財産権のエンフォースメントに関する指令 2004/48/EC (エンフォースメント指令) は、EU 加盟国内の知的財産権の執行における大きな差異を除去するために導入された。その際には、かかる差異が国内市場の適正な機能に悪影響を及ぼしていることが理由とされた。エンフォースメント指令によるかかる差異の除去に取り組むため、知的財産の保護のレベルに関する最低基準が導入された。

---

<sup>72</sup> Nokia Corporation 対 InterDigital Technology Corporation 事件[2007] EWHC 3077 (Pat)。

<sup>73</sup> Point Solutions Ltd 対 Focus Business Solutions Ltd & Anr 事件[2005] EWHC 3096 (Ch)。

<sup>74</sup> Nokia Corporation 対 InterDigital Technology Corporation 事件[2005] EWCA (Civ) 614 and at FN18。

<sup>75</sup> Arrow Generics Ltd 対 Merck & Co. Inc 事件[2007] EWHC 1900 (Pat)。

エンフォースメント指令の導入に先立ち、英国の法律では既に、一部の他の法域と比較して高度なレベルの保護を知的財産に与えていたため、同指令は英國の法律に、大きな影響を与えたかった。例を挙げると、指令第 6 条（相手方当事者の支配下にある証拠の提供義務）は開示及び発見についてイングランドの規則に、指令第 7 条（証拠保全のための措置について）は押収命令についてイングランドの規則に、また、指令第 9 条（暫定的措置及び予防措置について）も中間差止めについてイングランドの広範かつ柔軟な規則に、それぞれ潜在していた。英國の法律に対する不可欠な変更は、2006 年知的財産（執行等）規則（Intellectual Property (Enforcement, etc) Regulations 2006）（SI 2006 第 1028 号）によって施行された。この SI（行政委任立法）は、主に一部の矛盾を解決するために導入されたものである。一例として、SI 規則 3 によるエンフォースメント指令第 13 条の施行が挙げられる。これによって英國の法律では、被告が知的財産の事項に関連する実際の知識又は帰属知識（imputed knowledge）に欠く場合に（利益の償還ではなく）損害が認められることがないよう変更された。

差止めに対する違反は刑事上の事項であり、イングランド及びウェールズの裁判所で慎重に扱われる。裁判所は厳格な法的責任の検証を適用し、侵害違反の有無を決する。これは、差止めを受けた者（injunctee）が、その行為が差止めに違反すると実際に信じていなくても、裁判所が事実上の差止めの違反があったと判定する場合には、かかる者の行為は法廷侮辱罪となる、ということを意味している<sup>76</sup>。法廷侮辱罪に対しては、個人には 2 年以下の収監又は 2,500 ポンド以下の罰金を科す場合がある。<sup>77</sup>収監については、差止めに違反した被告会社の個人役員に対しても科す場合がある。<sup>78</sup>

法廷侮辱罪のほか、差止めを執行する他の主要な方法に、仮差押え（seuestration）（財産の差押え）がある。<sup>79</sup>仮差押え令状が発行されると、裁判所は捜査官を任命して、差止めを受けた者の財務管理や差止めの違反に対する罰金の徴収を行わせる。会社はその従業員の行為に代位責任を負う場合がある点が注意を要する。<sup>80</sup>

## フランス

現行の救済及び執行の措置は、偽造防止に関する 2007 年 10 月 29 日の法律により導入された。

### 損害賠償

偽造防止に関する 2007 年 10 月 29 日の法律<sup>81</sup>は、損害賠償額の算出に新たな手段を導入した。ただし、裁判官は、原告が被った損害額を査定する際、被害当事者に生じた逸失利益を含む負の経済的影響、侵害者が得た利益、侵害によって権利所有者に生じた倫理上の損害を考慮に入れなけ

<sup>76</sup> Typre Manufactureres' Conference Ltd の Re Molage Conference Group による協定 [1996] 1 WLR 1137.

<sup>77</sup> 1981 年裁判所侮辱法（Contempt of Court Act 1981）第 14 条

<sup>78</sup> ツバル国法務長官対 Philatelic Distribution Corp Ltd 事件[1990] 2 All ER 216。

<sup>79</sup> 最高裁判所規則（Rules of the Supreme Court (RSC)）Ord 45, r5(1)を参照のこと。その他のあまり一般的でない、差止めの違反に対する執行に用いられる方法については、RSC Ord 45 を参照願いたい。

<sup>80</sup> 生コンクリートの供給について（Re Supply of Ready Mixed Concrete）（第 2 号）[1994] 3 WLR 1249.

<sup>81</sup> （意匠について第 L521 条 7, 特許について第 L615 条 7, 商標について L716 条 14）。

ればならない。

こうした損害額を確定する基準の目的は、懲罰的損害賠償金のフランス法への導入ではなく、客観的基準を設けることにあり、権利所有者が被った逸失利益だけでなく、倫理上の損失（評判やイメージの損傷）や侵害者がなした利益も考慮に入れる<sup>82</sup>。

権利の所有者が、上記に掲載した方法によって被った損害額を査定することができない場合、あるいは自らの知的財産権を利用しない場合、侵害者自らが侵害した権利の使用許可を請求していたならば、権利の所有者は裁判官に対して、所定の権利使用料の額以上の一時金を支払うよう請求できる<sup>83</sup>。

## 執行

宣告した制裁措置の執行を確実にするため、裁判官は、罰金を科して制裁措置を命じ得る（「astreinte」）。裁判官は罰金額、それが発効する期限、適用条件について定める。

## ドイツ

### 救済措置の概要

訴訟中の特許の範囲に従って、特許の所有者は、上記に掲載した措置に加えて以下を要求できる。

- 損害賠償の支払い義務の宣言
- 侵害行為及び収益の計算報告

### 差止めによる救済措置

原告の差止め請求の法的根拠は、ドイツ特許法第139条(1)であり、以下の2つの要件を規定する。  
(i) 最初の又は繰り返しの行為による危険、(ii) 特許の侵害的使用。これら要件が満たされると、裁判所は差止めを許可するが、そこに裁量権はない。差止めの請求には何らの過失も必要ない<sup>84</sup>。

ドイツ特許法では、終局的差止めと暫定的差止めとを区別しておらず、したがって、全ての差止め命令が、裁判所によって破棄されるか、あるいは特許が満了するか、無効と分かるときまで、終局的である。それでも原告は、例えば見本市の期間など、仮の限定的差止めを請求できる。

裁判所には、差止めを認めるかどうかについて裁量権がないため、特許を利用する以外に他に事業がない会社（「特許ゴロ」）に対する差止めも認める<sup>85</sup>。ただし、差止めの執行に対する（暫定的）救済措置を得る可能性（例えば、上訴裁判所の決定があるまでの執行の停止）は、個人の事案の

---

<sup>82</sup> 損害補填額は、ブランドイメージの毀損、流通網の途絶、製品のコモディティ化等の補償の重大要素を考慮すると、補償全額を上回る場合がある。

<sup>83</sup> (意匠について第L521条7、特許について第L615条7、商標についてL716条14)。

<sup>84</sup> 最初の侵害行為は、殆どがさらなる侵害の虞を示唆していると見なされ、実際上、侵害者が契約上の違約金を含む取消し不能の排除宣言を約束しない限り取り除かれない。

<sup>85</sup> マンハイム地方裁判所 InstGE 11, p.9 - UMTS-fahiges Mobiltelefon 事件参照。

方が高い。<sup>86</sup>

## 侵害製品の除去

侵害者がその侵害の全影響を除去する義務の一部として、原告は、侵害者が販売経路から侵害製品を回収するか、回収するために真摯に全力で取り組むことも請求できる。かかる製品は、ドイツ国内で侵害者の占有下になければならない。当該製品は、原告がその訴状で請求していれば破棄されるが、裁判所は、破棄が侵害の状況の観点から不相応でない場合にしか、この請求を認めない。かかる場合の侵害の状況の一例として、過失及び経済的側面（例として、製品から侵害している機能を終局的に除去することに対する現行の代替手段）の程度が挙げられる。

## 判決の公示

特許事項の判決の公示は、欧州エンフォースメント指令 2004/48/EC の実施として 2008 年にドイツ特許法に導入された<sup>87</sup>。ただし、公示の請求が認められるのは、原告が特に公示を重視する、従って実務上は影響の少ない例外的な事案に限られる。

## 損害賠償

上述のとおり、特許の侵害訴訟は、それが損害賠償に関するものである限り、分担される。したがって、差止め請求に関する裁判所の決定を迅速化させるため、原告は通常、侵害訴訟において裁判所に対し、被告に計算報告をし、かつその損害賠償の支払い義務を宣言する命令の発行のみを請求する。原告による計算報告の請求により、実損額を算出するのに必要な全ての情報を被告は確実に提供することとなる。被告が支払うべき実損額については、次に被告が開始する別の訴訟で決せられる（「Höheverfahren」）。

一般的かつ原則的に、差止め請求に反して、損害賠償とは、侵害行為が故意又は過失によって行われたときにのみ支払われるべきものである。ただし、要求されるいき値は比較的低い<sup>88</sup>。

ドイツでは、特許や商標の所有者は、以下の 3 つのいずれかに基づきその損害賠償額を算出する。  
(i) 侵害の結果として被った逸失利益、(ii) 侵害者の利益、(iii) 「実施許諾の類推（license-analogy）」の適用。これは、当事者間で合意したと仮定した合理的な実施使用料を適用するものである<sup>89</sup>。

---

<sup>86</sup> カールスルーエ高等裁判所、GRUR-RR 2010, 120 - Patentverwertungsgesellschaft 事件参照。

<sup>87</sup> この規則について言及したことで知られる判決は存在しない。判決の公表は、ドイツ特許法第 140e 条に従って、比例の見地に従い、懲罰的措置とは見なされないため、この規則は、将来に対する侵害の継続的な影響を除去するため裁判所の決定を公にする必要がある少数の事案に限定的に適用されると推測される。

<sup>88</sup> 関連技術分野で働く人々は、例えば新規特許の公表を管理することによって、他者の権利についての知識を持つことが不可欠であると見なされる。

<sup>89</sup> 原告には、3 つの中から任意の方法を選んで損害賠償額を算出することが許されており、審理の最終段階で希望の計算方法を選択することができる。原告はまた、損害賠償請求に関する終局判決に至るまで計算方法を変えることも出来る（連邦通常裁判所、GRUR 2008, 93 ? Zerkleinerungsvorrichtung 事件）。実際には、実施許諾の類推か、侵害者の利益が主に適用されるのは、特許の所有者にとって、発生した実損額を請求する上で必要な侵害に由来する損失のみの金額を（特に、機密データを開示しないで）証明するのは困難な場合が多いからである。原告は、侵害者に代わって原告自身が受注していたであろうことを立証しなければならず（因果

侵害者の利益は、総売上から費用を減じた額として算出されるが、近年のドイツの判例法では、侵害者の総売上高から控除可能な費用の種類の決定における問題を重視している<sup>90</sup>。

## 執行

本案の訴訟における一審の決定については、仮執行の条件で、原告が保証金を提供したならば（銀行保証又は現金供託）、送達の後直ちに執行することができる。かかる保証金は、相手方当事者に損害が生じるリスクを反映している。原告が供託する保証金は、一般的に係争物の価値に基づき裁判所が定める。ただし、原告は、一審の決定が控訴審で却下された場合には、執行に起因する損害賠償の責任を負う<sup>91</sup>。

対照的に、控訴による高等裁判所の二審の決定は、保証金の払込みや厳格責任の対象となることなく執行可能である。それでも裁判所は通常、被告に対して、係争物の価値に従って定まる保証金を払い込む（実務上、一般的には銀行保証）ことによって、執行を回避する権利を許諾する。ただし、原告がそのとき同額の保証金を提供すれば、やはり執行が認められる。

被告が差止めに違反する場合には、裁判所は、違反1件につき250,000ユーロ以下の懲戒的な罰金を付与するか、さらに（可能性は極小だが）侵害者（各担当責任者）に実刑判決を下すことも可能である。

本案の判決に関連して、損害賠償請求は、損害賠償の支払い義務を定めるのみで、正確な支払い額を特定しないことから、直ちに執行可能とはならない。実際の損害賠償は、原告が算出した金額を被告が自発的に支払わない場合に、二審の公判で裁定される。計算報告及び販売経路に関する情報提供の義務は、判決に定められた、請求を受けた侵害が行われた日の特定のデータを提示したときにのみ果たされる。これによって、原告はその損害賠償額を確実に計算することができる。情報の提供が不十分だった場合、原告は、被告に対する25,000ユーロ以下の懲戒金を申立てて、被告が完全な計算報告を行うよう強制できる。原告に、情報が不十分だと信ずる理由がある場合には、情報の正確性についての宣誓供述書を請求できる。

---

関係の要件），これは市場に競争相手がいる場合には特に困難である。それに対し、実施許諾の類推は、損害賠償額を算出するのに最も容易な方法である。ただし、一般的な実施使用料率が市場に存在することが条件となる。ここでは従って、両当事者が侵害について十分に理解していたならば、最初の侵害行為発生前に合理的に合意していたであろう内容が決定的な要因となる。更に、実施使用料は侵害が発生していた期間の総売上高及び実施使用料に利息を加えた金額に基づいて算出される。計算は懲罰的見地の影響を受けないが、被侵害特許の重要性、「現実の」実施許諾と比較した費用節減、特許所有者の（独占的様相の）市場における地位等の一定の要因は考慮される。

<sup>90</sup> （連邦通常裁判所、GRUR 2001, 329 - Gemeinkostenanteil 事件）。連邦通常裁判所はその決定において、経費の分担金（Share of Overheads）は、かかる費用が直接的に侵害製品につながっている範囲においてのみ、侵害者の総売上高から控除することができる旨示した。この範囲に該当するのは、例えば、特許の侵害製品の製造に関連する費用で、それと同時に事業の一般経費の一部とはならない費用である。この登録意匠の侵害事件の決定は、デュッセルドルフ高等裁判所が、特許事件に同様に適用した（デュッセルドルフ高等裁判所、InstGE 5, 251 - Lifter 事件参照）。当該裁判所はさらにこの事件で、侵害者の収益が特許侵害に基づく範囲の見積額によって判決しなければならない旨を示した。この収益のみが原告に提供されるべきであり、かかる判示の結果として、損害賠償の請求は大幅に減少する可能性がある。

<sup>91</sup> 厳格責任（すなわち、いかなる過失も問題としない）と強制的な保証金の支払いの必要性を理由として、実際には、勝訴当事者は大抵の場合に、一審判決の執行に躊躇する。

敗訴当事者は、判決の執行の仮停止を申し立てることができる<sup>92</sup>。裁判所は、以下のいずれかの場合に限り、かかる停止を許可する。(i) 一審判決が一見して間違っている場合、又は(ii) 被告が、執行にあたって取り戻すことのできない損害を被るような例外的事情を示すことが可能な場合。かかる停止の許可は、実際には極めて稀である<sup>93</sup>。

管轄権の分担により、侵害訴訟の終局判決の執行は、(並行する)無効取消し訴訟の判決から独立している<sup>94</sup>。ただし、特許が後に連邦通常裁判所によって無効の宣告を受ける場合には、被告は、さらなる執行の訴訟に対する訴状を提出できる。さらに、被告には、補償の訴状を提出して侵害の補償の訴訟を提起し、事案を最初から再検討する方法もある。

ブラッセル規則に従って、ドイツで下された判決は、各国の指定裁判所又は管轄官庁<sup>95</sup>での執行可能性の宣言の手続きに従い、欧州の全加盟国で執行可能である。

#### 暫定的差止め

暫定的差止めの一般的な適用についての上述の項に加えて、本項では特にドイツ固有の事情に触れる。

差止め請求は、販売経路の開示請求<sup>96</sup>と同様、実務上は多くの場合に、暫定的差止めの方式で執行される。特許権者は、製品が上市するまで待つ必要はなく、侵害の急迫した虞の証拠に基づき、地方裁判所に暫定的差止めの申立てをすることができる。かかる証拠には、市場への提供が近いことを示す文書、例えば市場参入前の薬剤のリストなどがある<sup>97</sup>。

上記のとおり、特許の所有者が提示不可欠なのは、妥当な期間内に(ドイツでは通常、1~2か月)差止めによる救済措置の申立てをした、という相当な理由であるが、これは常に個別の事案の事情に左右される<sup>98</sup>。緊急性の期間は、特許が最近になって異議申立ての手続中に確認された場合には、改めて起算され得る。この場合、緊急性の期間は各決定の日から改めて開始される<sup>99</sup>。

<sup>92</sup> ドイツ民事訴訟法第712条、719条、707条参照。

<sup>93</sup> 裁判所は、被告が攻撃対象の製品の製造の停止や、工場の閉鎖をしなければならない場合は、例外的事情というよりむしろ、執行の一般的な帰結であると判断した(連邦通常裁判所、GRUR 2000, 862 - Spannvorrichtung事件)。さらに、従業員の一時解雇は十分ではない(デュッセルドルフ高等裁判所、GRUR 1979, 188, 189 - Flachdachablaufe事件)。カールスルーエ高等裁判所は近年、特許を利用しただけの会社に関係する事案で、執行の停止を命令している。これは、控訴には成功の見込みがあり、執行によって被告に深刻な損害が生じ得ることと同時に、原告自体はいまだ上市していない点を思料したことを論拠とする(カールスルーエ高等裁判所、GRUR-RR 2010, 120 - Patentverwertungsgesellschaft事件)。さらに最近下された決定でデュッセルドルフ高等裁判所は、一審裁判所が事件に決定的な、必須の法的見地を軽視したと判示して、停止の請求を認めた(デュッセルドルフ高等裁判所、GRUR 2010, 122 - プリペイド式電話通話事件)。

<sup>94</sup> これを理由として、並行する無効取消し訴訟で特許の有効性が審査される前でさえ、執行が可能なのである。

<sup>95</sup> ブラッセル規則別紙2に掲載されたとおり。

<sup>96</sup> ドイツ特許法第140b条参照。

<sup>97</sup> 連邦通常裁判所、GRUR 2007, 221 - Simvastatin事件参照。

<sup>98</sup> ハンブルグ高等裁判所、GRUR-RR 2008, 366 - 製造の簡略化(Simplify your production)事件、デュッセルドルフ高等裁判所、2012年7月5日判決、docket I 2 U12/12(未公表)参照。後者の事件では、ドイツの関連会社の(最初の)活動に対して、スペイン母国での同一製品について、インターネットを通じて既に数か月もドイツ国内に提供していたことを論拠として、緊急性を否定した。

<sup>99</sup> デュッセルドルフ高等裁判所、InstGE 10, 124 - Inhalator事件。

ドイツの裁判所は、あまり複雑でない事案（特に技術的に複雑でないもの）で暫定的差止めを発することができる。これは、特許の侵害が自明であり、特許の有効性が合理的な疑いなく保証されている場合に該当する。<sup>100</sup>後者の暫定的差止めの審理に関する特許の有効性保証の問題については、第2.4節で再び説明する。

敗訴当事者は、高等裁判所への判決の送達後1か月以内に上告できるが、上告には停止の効力はなく、差止めは引き続き、直ちに執行可能な状態にある。

暫定的差止めを執行する特許の所有者は、本訴訟における一審判決の暫定的差止めの執行に適用されたものと同様の損害賠償に対する厳格責任のリスクを負う。

破棄の請求を確実にするため、特許の所有者はまた、侵害製品の中間差押えの申立てにより、侵害製品の市場参入を防ぐか、あるいは既に流通している製品を除去できる（かかる製品が最終的な買主にいまだ引き渡されていないことを条件とする。引渡し済み製品については、私的使用の特権が対抗して、事後は特許所有者のあらゆる権利を排除することが可能となる）。

## イタリア

イタリアでは、知的財産権（特許や商標等）の侵害を宣言する決定により、侵害者に対して複数の制裁措置が与えられる。

かかる制裁措置については、2005年2月10日付政令第30号<sup>101</sup>にその定めがある。

IPC第124条は、最も「望ましい」救済措置である終局的差止め<sup>102</sup>に加え、侵害商品の確実な回収及び破棄について（上述のとおり）定める。ただし、かかる措置は、国家経済に損害が生じると考えられる場合には、認められない。

## 損害賠償

IPC第125条の記述では、知的財産の事項における損害賠償は、民法（Civil Code）が定める規則を条件とする。したがって、権利の所有者は、以下を全て行うことが不可欠である。

- (1) 損害の存在の立証<sup>103</sup>
- (2) 当該損害が侵害行為の直接の結果であることの立証
- (3) 当該損害が侵害者の故意で引き起こされたか、過失によるものであることの立証<sup>104</sup>

IPC第125条もまた、損害の数量化の基準について定める。

---

<sup>100</sup> デュッセルドルフ高等裁判所、InstGE 12, 114 - Harnkatheterset 事件。

<sup>101</sup> イタリア知的財産法：IPC、一部の規定はEC指令2004/48（エンフォースメント指令）を実施する2006年3月の政令第16号、第140により改正されている。

<sup>102</sup> 差止めをもって、裁判官は、後に確知されるいかなる違反又は無視、及び規定の条件の履行のいかなる遅延に対しても支払われるべき金額を確定し得る。

<sup>103</sup> 判例法によれば、知的財産の事項におけるかかる損害は、侵害行為によって生じると推定される。

<sup>104</sup> 特許及び商標の事項における過失には、侵害者が特許商標登録簿を閲覧できたはずであり、これによって、侵害行為を犯す前に知的財産権の存在に気付くことができたであろう、といった状況が含まれ得る。

損害については、逸失利益、侵害者が得た利益や、倫理上の損失といった非経済的な側面も含む、権利所有者に関する否定的な影響等、全ての関連事情に基づき決定しなければならない。

損害について決するのが困難か複雑である場合には、裁判官が衡平法を適用して補償を決定できる。この場合、裁判官が決定する逸失利益の価値は、侵害者が権利所有者に支払っていたであろう実施使用料より低くてはならない。

#### 中間的措置

知的財産権の所有者にはまた、暫定的差止め、侵害製品又は方法の差押えといった中間的措置も認められる場合がある。

暫定的差止めや差押えは双方とも、権利所有者が（侵害を確知するための）本案の審理中に損害を被るのを防ぎ、かつ侵害製品のさらなる製造や商業化を阻止することが目的である<sup>105</sup>。

現在では、IPC 第 131 条も、知的財産権の侵害が既に起こってしまった場合だけではなく、切迫した侵害を防ぐため、暫定的差止めを利用することを定めている。

かかる中間的措置が認められるためには、以下の条件を満たすことが必要である。

- a) 知的財産権が有効な可能性が高く、侵害の見込みがあること (*fumus boni iuris*)、及び
- b) 侵害者の不法な侵害活動に起因する、切迫かつ回復不能な損害の虞による救済措置の緊急性 (*periculum in mora*)。

許可と同時に、裁判官は、権利所有者に課される保証金又はかかる措置を課すことも出来る。中間的措置を許可又は拒絶する命令に対しては、その通知の受領日から 15 日以内に抗告できる。

#### オランダ

知的財産の所有者は、（暫定的差止めと本案の審理の双方で）侵害及び是正の範囲の特定を請求できる。裁定された請求の違反は、損害賠償請求を除き、罰金総額の支払いにつながる（「dwangsom」）。

#### 暫定的差止め

暫定的差止めの一般的な適用についての上述の項に加えて、本項では特にオランダ固有の事情に触れる。

オランダの裁判所が暫定的差止めを認める際の基準は、以下のとおりである。

- (1) 緊急性：大半の場合、これは大きな問題ではない。例えば、継続的な侵害の場合、暫定的差止めを審議する裁判官は一般的に、知的財産の所有者が最初の（被疑）侵害行為の後に迅速に行動を起こさなかったとしても、緊急性を前提と見なす。

---

<sup>105</sup> 双方の中間的措置については、管轄の裁判所にその請求を申し立てる必要があり、また、本案の審理の前又はその間に申し立て得る。

## (2) 侵害の現実的な脅威

(3) 侵害の信ぴょう性。つまり、知的財産所有者は、製品の分析書等の証拠を提出して、その製品が訴えの対象の権利に含まれることを示さなければならない。

さらに、オランダで認められる暫定的差止めについては、実際の侵害は必要とされない点には注意が必要である。このため、暫定的差止めを審議する裁判官が、侵害の虞があると結論付ける場合には、暫定的差止めを認めることができる。

暫定的差止めの事案における判決は通常、審判の後 2 週間で言い渡される。

暫定的差止めが認められる場合には、知的財産の所有者は、裁判所が定める期限内に本案の審理を申し立てない限り、被告が暫定的差止めを覆すリスクに常にさらされる。

## 損害賠償

オランダの法律により、TRIPS 協定に従って、有効な知的財産権の侵害が成立した場合には、知的財産の所有者及びその実施権者は、一般的に、損害賠償又はかかる者らがそれぞれ被った損害に対する利益の移転及び侵害者が得た利益について、侵害者が知りながら、又は知る合理的な根拠がありながら、侵害活動（加えて費用）に関与した範囲で、（本案の審理においてのみ）これらを受け取ることができる<sup>106</sup>。

一般的に、損害の計算はオランダの法律実務で最も困難な問題の 1 つとされている<sup>107</sup>。最も重要な要素は、知的財産の所有者及びその実施権者に対する実損（または侵害者が達成した実益）である。損害賠償又は利益の移転の主な目的とは、被侵害当事者を、侵害が起こっていなかったときの状態に戻すことである。裁判所は、発生した実損を検討する際、他の領域で被った損害も考慮することがある<sup>108</sup>。

知的財産の所有者（及び/又はその実施権者）は、成立した侵害に関連して損害賠償を求める場合、以下を証明しなければならない。(i) 当該所有者（及び/又はその実施権者）が請求の損害を被ったこと、及び(ii) 侵害と損害（の額）との間に因果関係があること。

さらに、特許の事案では、損害賠償又は利益の移転は、侵害者が知りながら、又は知る合理的な根拠がありながら、侵害活動に関与した場合に特許権者が被った損害にのみ、裁定される<sup>109</sup>。

---

<sup>106</sup> ただし、オランダ最高裁判所で確立された判例法によれば、著作権の事案における権利所有者は、両方を受取る権利はない。商標や意匠については法律自体がそれ程明確ではないものの、一般的に、特許、商標、意匠の事案についても同様と仮定される。知的財産の所有者はどちらかの方法を選ばなければならないが、その際には最終的な金額が大きくなる方を選択する権利を有する。

<sup>107</sup> 大半の侵害事案が損害賠償の審理の設定又は終了に先立って和解に至るのは、おそらくこのことも理由になっている。

<sup>108</sup> 欧州司法裁判所（European Court of Justice）によれば（ECJ, 1976 年 11 月 30 日 Bier 事件）、不法行為（知的財産の侵害など）が起こった場合、損害賠償を目的として、たとえかかる損害が別の欧州加盟国で起こったのであっても、当事者は訴訟を提起し得る。

<sup>109</sup> 侵害者の利益に関連して、侵害訴訟それ自体において、特許権者は被疑侵害者に対し、被疑侵害の結果として侵害者が得た総売上高及び利益の完全な開示を請求することができるため、証拠の提出は、一般的により

## スペイン

### 暫定的差止め

暫定的差止めはスペインの立法に基づき、知的財産権との関連で、終局決定の効果を保証するために認められる。法律によって、侵害活動に対する暫定的差止めの所有者による請求は、2006年6月に発効した法律第19/2006号による切迫した侵害活動と同様に、認められる。同法の範囲は、そのサービスが第三者に使用されて、知的財産権を侵害する仲介者の当事者適格（*ius standi*）に及ぶ<sup>110</sup>。

スペインの暫定的差止めは、（例外的かつ緊急の理由に限り）本案の訴訟の申立てに先行して、あるいは審理と同時にはその過程で請求できる。先行請求の場合、措置の採用後20日以内に申し立てる必要がある。暫定的差止めは職権で（*ex officio*）は課せられない。

一般に、裁判所は、口頭審理における被告の開陳の審尋の後に決定を行う。例外として、暫定的差止めは、一方的に（*inaudita altera parte*）<sup>111</sup>、至急の理由に基づき、5日以内に（実務上は約1か月）、認める場合がある。

原告は、暫定的差止めを得るために、以下の3つの一般的要件を満たさなければならない。（i）遅延により権利が危険にさらされること（*periculum in mora*）<sup>112</sup>、（ii）一見して有利な事案であること（*fumus boni iuris*）<sup>113</sup>、（iii）保証金を供託して、被告に対するいかなる損害の虞にも応じること<sup>114</sup>。

特許の請求には、第4の前提条件がある。暫定的差止めの申立て時に特許が利用されていたこと、又はかかる利用に関連して真剣かつ効果的な準備が、スペイン国内又は別のWTO加盟国内で始められていたことの証拠である。さらに、この利用は国家的要求を十分に満たす必要がある。

### 損害賠償

知的財産権についての損害賠償に関する規則は、知的財産権のエンフォースメントのための指令2004/48/ECを実施する、6月5日の法律第19/2006号によって修正された<sup>115</sup>。

スペイン商標法2001年12月7日第17/2001号（STA）第43条、SPA第66～67条、スペイン意匠法2003年7月7日第20/2003号（SDA）第55条の規定により、損害賠償は以下の内容を含む。

---

容易である。

<sup>110</sup> SPA（スペイン特許法）には請求可能な以下の措置の例が記載されている。（i）即時性を示す合理的な証拠があることを条件とする、侵害訴訟の停止又はその禁止、（ii）その製造に決定的（専属的）な商品及び方法の留置及び寄託、及び（iii）結果的損害賠償及び公的登録簿内の適切な登録注釈の強化。

<sup>111</sup> 被告による介入を伴わず、かつ原告が提示した法的知見と事実に基づき。

<sup>112</sup> 申立人は、予防措置が適用されない場合には、自らに有利な判決の発効が遅延または妨害される可能性を正当化できなければならない。

<sup>113</sup> 原告は、有効かつ執行可能な知的財産権を占有しており、侵害が存在することを一見して、正当化しなければならない。特許の章では、原告の立場を裏付ける鑑定人報告書が一般に必須である。

<sup>114</sup> 裁判所は、事情に応じて増額することができる。

<sup>115</sup> この損害賠償のための新たな規制は、2006年6月7日に発効した。

- i) 侵害の結果として被った損失
- ii) 権利所有者が、侵害の結果として得なかった利益
- iii) 権利所有者が、損害の結果として被るであろう不名誉
- iv) 侵害の合理的な証明を得るために投資した費用

損害を計算する際、裁判官は、以下の基準のいずれかに依拠することができる。

- a. 経済上の悪影響。権利の所有者が、侵害が起らなかつたら得たであろう利益、及び該当する場合には、侵害によって権利の所有者に生じた倫理上の損害、又は
- b. 実施使用料、又は侵害者が係争中の知的財産権の使用に許諾を求めていたなら支払われるべきだった手数料の金額。

知的財産権の侵害には客観的な責任が伴うため、裁判所は、知的財産権の侵害が特許権者の損害をもたらす場合に「自明の規則 (*res ipsa rule*)」を適用してきた<sup>116</sup>。

特定の損害賠償については、請求により確知される（一定額の方法、又はかかる額を得るための基準の設定のいずれかによる）必要があり、後の段階まで引き延ばされるべきではない<sup>117</sup>。

また、請求可能な損害は、請求の申立て日の前 5 年間で被った損害に限られる点を考慮することが重要である<sup>118</sup>。

侵害者が侵害行為の停止を宣告された場合、STA 第 44 条及び SDA 第 55 条(6)は、侵害者が侵害行為を停止しない期間 1 日につき 600 ユーロ以上の罰金の支払いを見越す。

## 執行

SCPA (スペイン民事訴訟法) の規定には、スペイン又は他国の裁判所が発布した差止めの執行の手続がある<sup>119</sup>。スペインの裁判所による差止め命令については、執行の手続は、一審を扱う裁判所（一般的には、被告の居住地又は損害の発生地の法廷である）への請求申し立てで開始される<sup>120</sup>。

スペイン又は海外の裁判所が、終局的ではない決定で発する仮の差止めを執行する可能性について

<sup>116</sup> この点で、2005 年 12 月 1 日最高裁判所判決は、侵害者の売り上げは全て特許権者の損失であるとの前提で、特許権者が損失を証明する必要はないとしている。自明の規則はさらに、被告がかつて知的財産権及び侵害の警告を受けたか、被告の故意又は過失（商標の事案では、これが有名な場合も同様）が証明される場合に適用される。さらにその規定では、商標に関して、裁判所が侵害を主張する場合、商標の所有者は当然に損害賠償の権利を有し、その額は侵害期間中の侵害者の総売上高の 1%である。これによって、権利所有者がさらなる損害の証拠に基づき、より多額の賠償を受けることは妨げられない。

<sup>117</sup> ただし、近年の商標分野の法理論では、有利な決定後に別の請求を申し立てることで損害賠償を請求する可能性を否定していない。

<sup>118</sup> SPA 第 71 条、STA 第 45 条、SDA 第 57 条。

<sup>119</sup> スペインで適用可能だが、適用可能な国際条約や共同体規則の特殊性も考慮に入る。

<sup>120</sup> 海外の被告が関与するときは、スペインの裁判所は、国際条約や共同体規則の使用により海外の裁判所の協力を求めて、執行を達成する。

ても規定されているが、これは抗告が可能である<sup>121</sup>。

一般に、敗訴当事者が判決に従わないときは、以下のとおりとなる。

- (1) 金銭上の判決である場合、裁判所は、敗訴当事者の現行及び将来の商品の必要な部分に対する差押えに着手し、判決を執行する。
- (2) 敗訴当事者が宣言を公表しなければならない場合、宣言は確定期間内に行われなければならぬ。
- (3) 判決の登記又は公告の場合、登記又は公告を行う費用は被告が支払う。
- (4) 作為義務又は不作為義務については、罰金を通じてこれを課す場合の手段が法律で定められている。特に、商標及び意匠については、立法の定めによって裁判所は、被告に対する侵害停止の命令時に、こうした種類の罰金を科す。罰金は、侵害継続中の1日につき600ユーロ以上でなければならない。<sup>122</sup>
- (5) 原告は、判決の不履行による費用及び損害の裁定を請求できる。

---

<sup>121</sup> この手続は、特に以下の場合には利用できない。(1)知的財産権の無効取消し又は期間満了についての法的宣言、(2)海外の終局的でない決定、ただし、対応する国際条約や共同体規則が明示的に仮の執行を見込んでいる場合は、この限りでない。

<sup>122</sup> 法廷侮辱罪は犯罪ではない（公務員を除く）ため、刑事上の制裁は、被宣告当事者が確実に宣告に従うようにさせるためには不適切である。

## 2.6 国内裁判所における EPO/OHIM の異議申立て手続の効果

### ベルギー

一般に、EPO や OHIM の手続や審決は高い権威を持つので、ベルギーの裁判所でも配慮される。ただし、これらの行政手続きは、同国内の侵害又は無効取消しの問題に適応させられていない。そのため、裁判所の裁量次第で、異議申立ての手続の結果の観点から審理を停止するか否かが決せられる。ベルギーの裁判所は常に、異議申立ての手続の結果に拘泥せず、国内訴訟で当事者らから提出された弁論の観点から、自ら主張される権利の有効性について評価する。

ベルギーの裁判所は、係属中の異議申立て、及び暫定的措置の目的のためだけに、付与された権原の有効性に「一見して」の仮定を適用する。裁判所は、特許には公的機関が付与した正式な権原があると認めるが故に、その手続に不服を申し立てるべきではないとしている。この論拠は、EPO の審査実務はベルギーの裁判官を納得させるのに十分な権威を持ち、EPO が新規性及び進歩性に関する実質的な審査を行った上で付与した特許は真剣に考慮する必要がある、という事実を重視する。さらに、EPO の異議部（Opposition Division）での一審としての異議申立て手続中に特許が取り消された場合でさえ、EPO での抗告の申立ては、ベルギーの裁判所が最初に付与された特許に基づき暫定的差止めを命令するのに十分である。これは、EPC（欧州特許条約）第 106.1 条の定めで、かかる審決に対する抗告には、「停止の効果」があることによる。したがって、暫定的差止めのために元の権原は存続し、特許は EPO の終局的審決がこれを破棄するまで、執行可能であり続ける。この理論は近年、ベルギー破棄院が確認している。<sup>123</sup>

### イングランド及びウェールズ

#### 並行審理の停止

イングランドの裁判所では、EPO の異議申立て手続が係属中であっても、特許の主張又は取消しを認める（本案の審理又は暫定的差止めの手続のいずれか）。また、裁判所は EPO 手続の進行中に中間的救済措置を与えることに好意的である、と示唆する裁判官もいる<sup>124</sup>。

国内裁判所と EPO での並行審理の可能性は、EPO 設立の根拠である EPC の法的処置の中に内在している。第三者が EPO への欧州特許の異議申し立てに並行して、同一特許に対して国内裁判所で無効取消し訴訟を開始する場合、国内裁判所（イングランドを含む）はその裁量権を行使して、以下のいずれかの対応を取る。

- EPO の異議申立て手続の結果を待つため、国内訴訟を停止する。
- 無効取消し訴訟の進行を許可し、EPO の手続の結果は待たない。

<sup>123</sup> Hof van Cassatie, 2012 年 1 月 5 日、また以下も参考のこと。アントワープ控訴院、1990 年 6 月 25 日 (Improver 対 Remington 事件) Ing. Cons. 1991, 249, ブラッセル控訴院、2004 年 6 月 14 日 (Synthon 対 SKB 事件) IRDI, 2005, 67, アントワープ控訴院、2003 年 3 月 29 日 (Fort Koffiebranderij 対 Sara Lee 事件) IRDI 2003, 256, アントワープ控訴院、2007 年 4 月 27 日 (Praxair 対 ATM 事件) IRDI 2007, 248, Kristof Roox のコメント付。

<sup>124</sup> Unilever Plc 対 Frisia NV 事件 [2000] FSR 708.

推定によれば、EP0の手続が進行中は、審理の重複と認定の矛盾が起こる可能性のため、停止が認められるべきである。ただし、裁判所はまず、「司法の利益」の所在を検討するため、この推定は不十分と見なされている。英国の裁判所の一般的態度としては、停止を認める判断は、司法の最善の利益によるものである（通常は、EP0の審決が下される期間の長さが検討される）。

歴史的に見て、イングランドの裁判所は、異議申立ての結果が出るまでの国内訴訟の停止に消極的である。この消極性の主な理由の1つに、EP0が終局的審決に至るまで、長期を要することが挙げられる。イングランドの控訴院<sup>125</sup>は近年、特許裁判所の裁判官に対する重要なガイダンスを定めた。これは、特許の有効性が争点となっているイングランドの訴訟について、同一の特許に関わる欧州特許庁（EP0）での異議申立ての結果が出るまで停止すべきか否か判断する基準に触れている。控訴院では、時期と商業上の確実性が、停止の適否を決する最重要点であると明言した上で、一審の裁判官が実際に判断する上での若干の指針として、以下を定めている。

1. 停止を命じる裁量権は極めて広範であり、当事者間の正義の均衡を達するために、その特定の事案に関連する全事情に注意を払いつつ、これ行使する必要がある。
2. 裁量権は、控訴院ではなく、特許裁判所に属する。控訴院には、法律上の原則に従い、全ての関連状況のみを検討した結果の一審判決について、これを妨げる正当性はない。
3. EPC及び1977年英國特許法のいずれにも、国内裁判所での審理の停止について、当然にも裁量的にもかかる停止に関する明示の規定はないものの、裁量権の行使に関する背景及び条件を定める。
4. EP0が付与した特許の有効性を争う審理が重複する可能性が、EPCが確立したシステムに内在する。
5. 現状では、通常は他のいかなる要因よりも裁量権に大きく影響する要素がある。それは、国内裁判所及びEP0におけるそれぞれの審理が、係争中の特許の有効性の争点について、ある程度確実な見通しを得て、全体像が現れるまでに要する期間の長さである。審理の停止が認められた場合、その期間は、一般に、裁量権において最も重要な要因である。両当事者の法的利益と公益の双方によって、特許の付与によって与えられた独占的権利の有効性と、公の登録簿上の専属的財産権の有無を取り巻く不確実さが解消されている。特許裁判所での無効取消し訴訟の判決も、不確実さの一部を解消するであろう。特許裁判所でのこの決定が、EP0での手続よりも著しく早くなる可能性があるならば、通常は、特許裁判所の審理の停止を拒否する適正な裁量権行使する。かかる審理によって、公益及び両当事者の法的利益にある確実さをもたらす決定に進むことができる。
6. 特許裁判所による、自身とEP0との間の法的手続きの重複のみで特許裁判所での審理の停止の根拠となるという推定は、EPCのシステムが並行審理を認めている以上、正当化する根拠がない。

---

<sup>125</sup> Glaxo Group Limited 対 Genentech Inc. and Biogen Idec Inc. 事件[2008] EWCA Civ 23, 2008年1月31日。

7. 特許裁判所の裁判官には、一部の商業上の確実性に、英国の訴訟の方が EPO よりも格段に早期の期日において達するであろう証拠があれば、国内審理の停止を拒絶する権利がある。
8. 停止に逆らう相応の理由を有する商業当事者による主張に、より重点を置くべきである。通常は、当事者がその利益についての最善の裁判官である。有効性の早期解決に対する商業上の必要性は何らないという競合他社・者の主張については、問題視する必要がある。
9. 個別の事案では、審理の重複による追加費用、審理開始の順番等、その他の事情も正義の均衡に影響する場合がある。ただし、通常は、他の関連要因は、何らかの形で一定程度の商業的確実性を早期に達成することより重要性が低い。

つまり、EPO が終局審決に達する期間の長さが原因で、イングランドの事案では、停止が認められる可能性は低い。

#### 異議部の審決の効果

イングランド及びウェールズの裁判所では一般に、その決定が EPO の判断と確実に合致するよう努める。EPO での判断や過去の英国の判例との矛盾がある場合に限り、裁判所は EPO のかつての認定、特に審判部（Board of Appeal）及び拡大審判部（Enlarged Board of Appeal）の判断から離れる可能性がある。

主要審理において、イングランドの裁判所が本案で検討する異議部の審決の範囲は、（抗告に關係なく）異議部の審決の根拠に左右される可能性が高い。それが法律の事項に関するものか、鑑定人証拠を必要としない争点である場合には、裁判所は異議部の審決を検討する可能性が高い。ただし、これは鑑定人証拠が、審決に多くの注意を払う可能性が低いと見なされる（例えば、自明性や解釈の点から）場合のことである。裁判所は、鑑定人証拠の審理を行う立場についての理解がより深いからである。

特許訴訟における暫定的差止めの審理では、原告が重大な争点の存在を明らかにしたのちは、事案の本案の重要性は低くなる。利便性の均衡点、即ち当事者同士が置かれた現状の維持という点が検討対象となる（*American Cyanamid Co 対 Ethicon Ltd 事件*、大法官部を参照のこと）。

#### 国内裁判所における OHIM の不服申立て審理の効果

OHIM での異議申立て手続が、英國知的財産庁での関連手続の停止という結果をもたらす可能性がある。これは以下のような場合に起こることがある。

- 共同体商標（「CTM」）出願は、異議申立て手続と類似標章の英國商標に出願する第三者を条件とする。CTM の出願人は、自らの（対抗する）CTM 出願に基づき、英國商標の異議を申し立てる。かかる事情下では、英國知的財産庁は、OHIM での異議申立て手続が終了するまで、英國商標の付与及び異議申立ての手続を停止する可能性が高い。

共同体商標に関する EC 理事会規則 207/2009/EC 第 104 条は、CTM の侵害又は無効取消し訴訟が、最初に共同体商標裁判所（「CTM 裁判所」）のうち 1 か所（これには CTM 裁判所と指定されている

英國国内裁判所を含む)で開始されているか、CTMの無効取消し又は無効の宣言の申立てが既にOHIMになされている場合、別のCTM裁判所でのいかなる関連訴訟も、「審理を継続する特別の事由」<sup>126</sup>、<sup>127</sup>が示されない限り、停止されるべき旨を定めている点は、留意すべきである。

さらに、OHIMの手続は、審理が国内裁判所で始まっている場合に一定の事情で停止され得る。CTMの無効取消し又は無効の宣言の申立ての意見聴取時には、意見聴取を継続する特別の事由がない限り、OHIMは、CTM裁判所での反訴の理由でCTMの有効性が既に争点となっている手続を停止する<sup>128</sup>。

## フランス

大審裁判所で取り消された知的財産権の出願に対する不服申立てが係属中である場合、当事者は、国内特許庁やEPO、OHIMが異議に関する審決を下すまで、審理の停止を裁判官が許可するよう請求できる。

ただし、停止は必須ではない。すなわち、裁判官は、それが「正当な司法行政」の利益にあると考えない場合には、停止命令の請求を却下できる。この背景にある基本原則とは、裁判所は、審理にあたり合理的であるよう努めるが故に、決定の矛盾のリスクと、審理に容認しがたい遅延が発生するリスクを両方とも考慮しなければならない、というものである。

ただし、特に以下の場合には、いずれも停止が必須である。

- 異議を条件とする商標の出願（国内特許庁又はOHIMになされたもの）<sup>129</sup>
- EPOの異議を条件とする欧州特許<sup>130</sup>、欧州特許と同一の発明を対象とし、同一の優先日であるフランスの特許に基づき、侵害訴訟が裁判所に提起されるとき。

EPOの異議は、拒絶により欧州特許のフランス指定がフランス特許に代替する限りにおいて、かかるフランス特許に必ず影響する<sup>131</sup>。

この前提で、原告には、欧州特許を侵害訴訟が係属中のフランス特許に置き換える権利がある。

上記の状況では、いずれも裁判官が異議の通知を受け、かつ当事者が審理の停止を裁判官に請求しない場合、裁判官は当然に停止を命じる点に留意すべきである。

---

<sup>126</sup> 何が「特別の事由」を構成するかについての争点は、*Kitfix Swallow Group Ltd 対 Great Gizmos Ltd*事件で思料された。この事件で、この争点は原則的に、国内裁判所が決する事項であるとの意見が出された。

<sup>127</sup> EC理事会規則 207/2009/EC 第 104 条(1)

<sup>128</sup> EC理事会規則 207/2009/EC 第 104 条(2)

<sup>129</sup> 1991年1月4日法律第91-7号に起因する第L716条2

<sup>130</sup> 1994年2月5日法律第94-102号に起因する第L614条15

<sup>131</sup> 第L614条13

## ドイツ

### 特許

EPO の審決が侵害訴訟に与える影響は、上記第 2.4 節で詳述した「分担制度」にも及ぶ。つまり、侵害を扱う裁判所は一般に、異議申立て手続には影響されず、付与されたとおりの特許に基づき進行しなければならないが、特許が無効の宣言をされる可能性が高いことを認めた場合には、侵害訴訟の停止を命じ得る。

それでもなお、侵害を扱う裁判所は、EPO の審決における声明が、特許の請求の解釈のために技術上関連のある声明であると見なし得る<sup>132</sup>。

権利の所有者が、同時に侵害訴訟の原告でもあって、被告が開始した異議申立ての過程で、当該侵害訴訟での自らの特許の保護範囲を限定する旨宣言し、この自主制限が、後に当該特許が修正された形式で維持される理由である場合には、原告は、自らの宣言に拘束される<sup>133</sup>。

さらに、特許が EPO による部分だけ維持される場合、侵害を扱う裁判所は、修正された特許の明細書が公表されるまで、修正された特許の解釈をするために、EPO の審決の論拠を用いる<sup>134</sup>。

### 共同体商標

無効又は異議申立ての手続が OHIM にて係属中であり、かつ侵害訴訟を扱うドイツの裁判所が係争中の商標の取消しを予期する場合、かかる裁判所は審理を停止し、OHIM の手続の結果を待つ可能性がある<sup>135</sup>。

## イタリア

イタリアでは、EPO 又は OHIM での異議申立て時の訴訟停止について、具体的な規定はない。

EPO 及び OHIM の異議申立てについては、国内裁判所は一般的な観点から、これらは別個の行政手続であり、通常の裁判所の審理とは異なる、と見なしている。

職権で (*ex officio*) の審理の停止は、裁判官の判断で決せられる。裁判官はまた、当事者からの併合の請求によって、3か月間の審理の停止も命じ得る。

## オランダ

同一の特許又は商標との関連で異議申立てが係属中である場合、裁判所審理の停止の適否については、裁判所の裁量権次第である。裁判所は、異議申立て手続の結果に重きを置く傾向があるものの、通常は異議申立て手続の審決に拘束されるとは考えていない。したがって、裁判所が係争

<sup>132</sup> 連邦通常裁判所、GRUR 1998, 895 -Regenbecken 事件参照。

<sup>133</sup> 連邦通常裁判所、GRUR 1993, 886 -Weichvorrichtung I 事件、連邦通常裁判所、Mitt. 1997, 364 - Weichvorrichtung II 事件

<sup>134</sup> 連邦通常裁判所、GRUR 2007, 778 - Ziehmaschinenzugeinheit 事件

<sup>135</sup> 民事訴訟法第 148 条

中の特許又は商標の有効性についてその見解を述べることは、異議申立て手続の終了前であっても、通常はない。ただし、裁判所はまた、審理の停止を決定することもできる。この場合、その期間は、一番の異議申立て手続の継続期間中か、異議申立ての確定審決が下されるまでのいずれかとなる。ただし、近年の特許の事案で、専属的管轄権を有するハーグ裁判所の判示では、審理を停止する場合、確定審決が言い渡されるまでの異議申立て手続全体の期間とするのが現在の方針であるとしている。

## スペイン

新たな規定は全く実施されていない。裁判所は欧州特許、共同体商標又は意匠について、EPO や OHIM に異議申立て手続が存在していても、一見して有効の法律上の推定を適用する。近年裁判所は、数件の特許事案で、EPO で開かれる異議申立て手続の観点から、係争中の特許が無効と見なされる可能性に鑑み、暫定的差止めの請求を却下した。

## 第3章：欧州各国での影響

### 3.1 国境を超えた問題

#### ベルギー

商標権に関しては、1971年以降、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグは統一「ベネルクス」商標制度を採用し、これら3か国を通じた単一の商標ファイルシステム・登録システムを定めている点が重要である。これは、この地域でベネルクス商標の争いに判決を下す権限を有する各国内裁判所には、商標の差し押さえが適切ならば、この地域全体のベネルクス商標を取り消す管轄権があることを意味している。

それでもこの統一システムに関わらず、20年以上もかけて、ベネルクス司法裁判所(Benelux Court of Justice)（商標に関するベネルクス条約(Treaty on Benelux Trademarks)の解釈について判断するため設立された）は、1994年6月13日付「Renault」事件の決定を通じて、以下について確認した。すなわち、ベネルクス内でいずれかの国内裁判所が発した商標侵害の差止め命令には、ベネルクス領域全体を通じて国境を超えた当然の効力がある。これは、その裁判所に、被告の「本拠地の裁判所」又は侵害の発生地の裁判所として管轄権があるかどうかに関わりない。<sup>136</sup>したがって、この国境を超えた管轄権の規則によって、共同体商標規則(Community Trademark Regulation, CTMR)及び共同体意匠規則(Community Design Regulation, CDR)の規定以上の目的が達せられる。両規則では、国境を超えた管轄権は、被告がその本拠地の裁判所で提訴されるときにしか与えられないからである。

また、「Renault」事件決定におけるベネルクス司法裁判所の判示によると、国内裁判所は、状況に応じてその差止めをベネルクス部分に制限できるが、その際は理由を説明しなければならない。かかる裁量権はCTMRにもCDRにも規定されておらず、ベルギーの裁判所でもCTMRに関する争いで適用されたことはない。

特許権に関する限り、ベルギーの裁判所では、国境を超えた管轄権を認める決定を数件下している一方、これを完全に否定した判決も存在する。以下にその展開の過程を簡潔に説明する。<sup>137</sup>

ベルギーの裁判所では、従来から綿密な定義に該当する状況でのみ国境を超えた特許の差止め命令を発してきており、この方針は今後も続くと思われる。この運用は元々、オランダの「略式手続(kort geding)」による国境を超えた差止めと、欧州特許は異議申立て手続の係属の有無を問わず、一見して有効であるという推定に基づいている<sup>138</sup>。最初にベルギーで国境を超えた差止め命令が交付されたのは1999年初頭であるが、両当事者がベルギーに籍を置き、単に「ベルギーの」差止めであっても効果は同じだったであろうことから、文献上は注目されてこなかった。<sup>139</sup>同年9

<sup>136</sup> ベネルクス司法裁判所(Renault 対 Reynolds 事件) 1994年6月13日, A 93/1 及び A 93/2。

<sup>137</sup> この過程の詳細については、下記を参照のこと。

[http://www.twobirds.com/English/News/Articles/Pages/2005/Crossborder\\_patent\\_litigation\\_in\\_Belgium.aspx](http://www.twobirds.com/English/News/Articles/Pages/2005/Crossborder_patent_litigation_in_Belgium.aspx)

<sup>138</sup> Pres. ブラッセル地方裁判所 2001年9月14日(Colgate 対 Unilever 事件) /RD/ 2002, 239。

<sup>139</sup> アントワープ控訴院、1999年10月18日, IRDI. 2002, 292。

月 3 日にベルギー破棄院が、後に文献上に記載されたところの「国境を超えた押収」、すなわち、ベルギーの特許を必要としない、ベルギーにおける「記述的押収措置」の措置を認めている。ただしこの場合、本訴訟が EU 域内のいずれかの管轄のある裁判所で開始されることを条件とする。次に 2001 年 9 月 14 日、ブラッセルの第一審の裁判所が最初の「真の」国境を超えた決定を下した。これは、欧州中に拠点を持つ企業グループである Uniliver が暫定的差止め命令を受けたものである。<sup>140</sup>2005 年には同じベルギーの第一審裁判所が、ブラッセルの見本市で自社製品を展示していたインドとパキスタンの一連のジェネリック医薬品メーカーに対して、国境を超えた差止め命令を発した。<sup>141</sup>さらに欧州司法裁判所 (European Court of Justice) が特許の争いにおける国境を超えた管轄権の論拠について、2006 年 7 月 13 日付 GAT 対 LuK 事件及び Roche 対 Primus 事件で自ら下した画期的な判決での原則に基づきこれを拒絶した後であったのに、アントワープ控訴院は 2007 年 4 月 25 日、新たな国境を超えた差止め命令を発した。この国境を超えた差止めでは、米国に本拠を構える会社とそのベルギーの関連会社が、ある特許を得たガスボンベの提供・販売を欧州の指定各国全域で行うことを中止させ、かかるボンベのベルギー国内での製造について、欧州特許の指定各国以外に対する輸出・販売目的に限って許可した。<sup>142</sup>欧州司法裁判所が特許の事項において国境を超えた差止めを拒絶した後にかかる言渡しがなされた点は極めて意外であるが、これは国境を超えた差止めが、場合により認められるばかりか、国内法に基づく純粋に「局所的な」差止め命令がもたらす厳しい結果が現実的に世界的影響を与えることを考えると、より適切ですらあることを明示するものである。欧州特許の全指定国での特許装置の発売及び販売を自肅させる（だけの）命令により、ベルギーの被告とその米国の親会社には、かかる装置をベルギー国内で製造し、その運送を手配して、米国、日本その他の欧州以外の諸国で販売する自由が残されたのである。

「ベルギーのトルピード戦略」の実践についても、国外特許の侵害（の不存在）の審査をすべきか否かについて、興味深い決定がベルギーの裁判所から発せられている。<sup>143</sup>この争点に関する答えについては、ベルギーの裁判所での決定後何年も経過してから、欧州司法裁判所も画期的な判決として著名な 2006 年 7 月 13 日の GAT 対 LuK 事件及び Roche 対 Primus 事件で、同一の結論に達している。2001 年 2 月 21 日のその決定で、<sup>144</sup>ブラッセル控訴院は「ベルギーのトルピード戦略」に引導を渡した。すなわち、国外の特許所有者及びその様々な子会社に対する国境を超えた非侵害の宣言の請求について、 Brussels Convention 第 6 条 1 項（共同被告）及び第 5 条 3 項（侵害の発生地）を根拠としてこれを却下したのである。ブラッセル控訴院では、同

<sup>140</sup> Pres. ブラッセル地方裁判所 2001 年 9 月 14 日 (Colgate 対 Unilever 事件) IRDI 2002, 239.

<sup>141</sup> Pres. ブラッセル地方裁判所 2005 年 3 月 25 日 (Altana Pharma 事件) IRDI 2005, 302, Kristof Roox 裁判官の意見あり。

<sup>142</sup> アントワープ控訴院、2007 年 4 月 25 日 (Praxair 対 ATMI 事件) IRDI 2007, 248, Kristof Roox 裁判官の意見あり。

<sup>143</sup> 「ベルギーのトルピード戦略」訴訟とは、被疑侵害者が、（進行が遅い）ベルギーの裁判所に対し国境を超えた非侵害の宣言を求めるることにより、より効果的な法域で提訴する見込みの特許権者に対抗する手段である。この訴訟が、別の一より効果的な法域で既に提訴していた特許権者に対して提起された際、その別の法域の裁判所は、訴訟係属中の国際原則に基づき、ベルギーの裁判所が終局決定を下すまで、その審理を停止せざるを得なくなつた。

<sup>144</sup> ブラッセル控訴院、2001 年 2 月 20 日 (Roche 対 Glaxo 事件) IRDI 2002, 248, Steven Cattoor 裁判官の意見あり。

条約第2条の適用による「本拠地の裁判所」に対する国境を超えた管轄権の有無の疑義について対応する必要はなかったが、国境を超えた訴訟での国内特許の各請求には、互いに何ら関連がないという事実を強調した。欧州特許は付与後でも各国内特許を「束ねる」に過ぎず、その侵害及び有効性については異なる国内法に準拠するためである。これと全く同じ主張を欧州司法裁判所が5年後に繰り返している。<sup>145</sup>

## イングランド及びウェールズ

原則として国境を超えた暫定的差止めを得ることは可能であるが、実際にはイングランドの裁判所は、登録知的財産権に関する事案ではいかなる国境を超えた救済措置も認めることに消極的である。

イングランドの裁判所の意見では<sup>146</sup>、知的財産権の有効性及び侵害に関する法律は、EU及びEPO各国で同一又は類似であり得るが、暫定的差止めによる救済措置やかかる差止めに必要な証拠は各国間で異なり、イングランドの裁判所が、差止めが別法域での適切性を確信するのは困難である。

GAT 対 LuK 事件<sup>147</sup>以前は、特許についての国境を超えた救済措置に関するイングランドの裁判所の態度は、一般的に、特許の侵害及び有効性の争点は密接な相互関係を持つので、司法上は同一争点として扱うべきである、というものだった。英国以外の欧州特許の有効性が別の EU 法域で争点となった場合、英国の裁判所は、「主に」有効性に関する問題では管轄権を主張できなかつたが、これは、英国の裁判所はその英国以外の欧州特許に関する侵害の請求の管轄権を主張できないということであった。したがって事実上、英国の裁判所には、侵害と有効性の争点を分ける用意がなかった。こうした態度は GAT 対 LuK 事件でも確認されている。

国内商標及び意匠権の関連で、全欧的差止めは、プラッセル規則の規定が商標と特許の侵害の審理に等しく適用されるという事実にも関わらず、侵害訴訟では殆ど認められていない。全欧的対処が見られないことにはいくつか理由があるが、主因として、登録意匠権の侵害の争いに営利的性質があることと、特許のための EPO のような、国内権利のための中央集権的許諾団体がないことが挙げられる。

CTM 及び CDR に関連して、全欧的差止めが認められるのは、被告が居所を置く国家での請求の提起という事情がある場合のみである。侵害行為に基づき請求が提起される場合、裁判所には、被告の行為に関連する国内管轄権しかない。したがって、全欧的暫定的差止めは、管轄権を有する

<sup>145</sup> Roche 対 Primus 事件、欧州司法裁判所 2006 年 7 月 13 日、C-539/3 第 30 段以降。「ミュンヘン条約第 64 条(3)により明らかな通り、いかなる欧州特許の侵害訴訟も、その特許が付与された各国で有効な関連国内法の観点から審査されなければならない。更に、複数の締約国の複数の裁判所において、かかる締約各国で付与された欧州特許に関し、その領域における被疑行為に関してかかる国家に居所を有する被告に対して侵害訴訟が提起される場合、関係各裁判所が下す決定間のいかなる相違も、同じ法的状況においては生じ得ない。いかなる決定の相違も、従つて、矛盾とは見なしえない。こうした状況下で[...]その国家で犯された行為について、多様な締約国で設立されたある会社に対して各訴訟が提起された場合に、かかる関連性は同一欧州特許の各侵害訴訟間には成立し得ないことは明白である。」

<sup>146</sup> Chiron Corporation and Others 対 Organon Teknika Limited 事件 [1995 年] FSR 325.

<sup>147</sup> [2006 年] FSR 45。

裁判所から、実質的な争いに関連して、居住地の規則（あるいは当事者間の明示又はみなしの合意）に基づいてのみ、取得可能なのである。

特許や商標と異なり、著作権は非登録の知的財産権である。*Lucasfilm Ltd & Others対Ainsworth & Another事件*<sup>148</sup>で最高裁判所は、イングランドの裁判所がイングランドに居住する者に対する、欧州連合以外の国で犯された、その国の著作権法に反する侵害についての請求に、管轄権を行使し得るか検討した。その判示で、被告に対する対人管轄権（*in personam jurisdiction*）の根拠があることを条件として、イングランドの裁判所はかかる管轄権を行使し得るとした。

イングランドの裁判所で全歐的差止めを執行することは可能である（救済措置については第2.5節参照のこと）。ただし、差止めの違反行為がイングランド又はウェールズ以外で行われる場合には押収命令等の執行は困難であろう。かかる場合は、差止めを許諾した国の裁判所ではなく、当該差止めの執行を要請された、差止めの違反があった国の裁判所が、執行裁判所となる。このことは特に以下のような例の場合に問題となり得る。すなわち、コモンローの国（イングランド及びウェールズ）によって、差止め命令がその刑罰を刑事上の法廷侮辱罪とするものに下され、かつその差止めに対する違反が、異なる民事上の罰則を有する民法典の国で行われる場合である。ただし、現在までのところ、全歐的差止めに対する違反はない。したがって、執行には理論上の困難が存在するが、かかる差止めの違反はどの裁判所も問題視する可能性が高い。

CTMRやCDRに基づく差止めが1か国、あるいは一部の国に制限されることはない。CTMR及びCDRの管轄権に関する国境を超えた規則はイングランド及びウェールズで順守され、共同体意匠の裁判所としてのイングランドの裁判所は、欧州共同体内のいずれの国での侵害訴訟に対してその管轄権を行使しており、*Mattel Inc対Woolbro (Distributors) Limited事件*<sup>149</sup>では、侵害に対する全歐的差止め命令を交付している。本事件は、Mattel社の新シリーズの人形についての非登録共同体意匠に対する侵害に関係するものであった。

イングランドの裁判所は一般に、トルピード戦略の訴訟に有利な侵害の手続の停止には消極的である。裁判所は、規則第27条に基づく申立てに關し、その手續が同一当事者間のものであるかどうか、また、第28条に基づく手續の関連が及ぶ範囲と矛盾した決定のリスクについて、慎重に検討する。知的財産の事案では、手續が、停止が必要なほど十分な関連を有していることの立証が困難であるため、かかるトルピード戦略の停止は、事実によって決せられることが多い。近年の事案である*Cooper Tire対Shell事件*<sup>150</sup>（商事裁判所の決定）及び*The Trademark Licensing Company 対Leofelis事件*<sup>151</sup>の2件で、裁判所は、「イタリアのトルピード戦略」の訴訟に有利な停止の手続を認めなかった。ただし、裁判所は、トルピード戦略それ自体を訴権の濫用として否定はしない<sup>152</sup>。

---

<sup>148</sup> [2011年] UKSC 39。

<sup>149</sup> 2003年10月24日付。

<sup>150</sup> [2009年] EWHC 2609。

<sup>151</sup> [2009年] EWHC 3285。

<sup>152</sup> *Research in Motion UK Limited対Visto Corporation事件*[2008年] EWHC 3026。

*Shevill 対 Presse Alliance*事件<sup>153</sup>は、 ブラッセル条約（現行のブラッセル規則）に基づく欧州司法裁判所の判決であり、 名誉棄損の事案で大法官部からの付託に対するものである。*Shevill*事件が定めた原則では、 規則第2条に基づく訴訟、 すなわち被告がその居所を有する法域で提訴される場合、 裁判所は、 損害が発生した法域の全てに対して損害賠償を認めることができる。ただし、 訴訟が規則第5条(3)に基づく場合、 すなわち有害な事由が発生したか、 その虞がある国家で被告を提訴する場合には、 損害（の一部）が発生した国家の裁判所は、 その国家で発生した損害についての損害賠償しか認めることができない。*Shevill*事件の原則は、 管轄権が規則第2条よりむしろ第5条(3)に基づく場合には、 知的財産の侵害の事案に等しく適用される、 という仮定が常に援用される。ただし、 そのことが検討されたイギリンドの判例法は全く記憶にないが、 それも意外なことではない。知的財産の侵害訴訟は「分割公判」方式で進められるからであり、 その第1段階が法的責任の争点を、 第2段階が金銭上の救済額を扱う。したがって、 ほとんどの審級で当事者間の合意による和解に達するため、 損害賠償に関する事案はわずかである。

## フランス

### 国境を超えた方式による暫定的差止め

かかる暫定的差止めは、 共同体商標及び意匠に関する事項で、 共同体商標に関する 1993 年 12 月 20 日付理事会規則(EC) No. 40/94 の規則 93 及び 94、 共同体意匠に関する 2001 年 12 月 12 日付理事会規則(EC) No. 6/2002 の規則 82 及び 83 に従い、 可能である。

欧州司法裁判所は、 欧州特許の国境を超えた執行にとって不利な判決を下したが<sup>154</sup>、 この事項に関するフランスの判例法はない。ただし、 フランスの裁判官はかかる措置を認めることに消極的だと思われる。

CTMR や CDR に基づく差止めについては、 フランスの裁判官は 1 か国、 あるいは一部の国に制限する可能性が高い。

非登録共同体意匠に関する略式手続では<sup>155</sup>、 フランスの裁判官は差止めをフランス国内の領域に制限した。侵害行為がフランス国内領域で行われた点を考慮したことである（また、 本案の訴訟が同時に、 全欧州国家で差止めを得ることを目的として、 イギリンド及びウェールズで開始されたことが特定されていた）。

より CTM に特化したパリ控訴院による決定では<sup>156</sup>、 国境を超えた差止め命令は、 原告が差止めを請求する各国の関連国内法規を伝達することを条件とする。これは、 かかる差止め命令がそれぞれの国内法に基づき確実に実行できるようにするためである。この事案では、 (原告が国内法規を提出しなかった限りにおいて) 差止め請求は却下されたが、 本来は限定的だった筈である。

<sup>153</sup> [1995 年] 2 AC 18。

<sup>154</sup> 欧州司法裁判所 - GAT 対 LuK 事件及び Roche 対 Primus 事件を参照のこと。

<sup>155</sup> エヴリー商事裁判所 - Procter & Gamble Company 対 SAS Reckitt Benckiser France 事件 2006 年 4 月 5 日。

<sup>156</sup> 2008 年 9 月 24 日、 PIBD 2008 年第 884 III 635 号。

## 国外裁判所で開始されるトルピード戦略訴訟のフランス国内の効果

フランスの裁判所は、トルピード戦略の訴訟を不正と見なして却下する<sup>157</sup>。また、フランス国内で開始された侵害に対する手続の停止も、侵害の手続とトルピード戦略の訴訟は同一の法的根拠を理由としないことに鑑み、却下する。

この争点に関する近年の判例法は記憶にない。ただし、我々の観点では、欧州司法裁判所の判例法<sup>158</sup>は、フランスの裁判所による訴訟の法的根拠の論理づけに疑義が生じない限りにおいて、フランスでの上記の解決策に反するものではない。

## 損害賠償法の分配適用

欧州司法裁判所が Shevill 対 Press Alliance 事件で示した損害賠償法の分配適用 (distributive application of damage law) は、国境を超えた著作権侵害に関する事案で、フランス破棄院によって確認された<sup>159</sup>。

この原則はまた、他の知的財産権に関する事項にも適用される<sup>160</sup>。

商標、意匠、特許に関するもので、本原則を適用して「本拠地の被告」に対して損害賠償の裁定を認める事案は記憶にない。

ただし、パリ控訴院が、著作権の事案（我々の観点では他の知的財産権にも適用される）で、関与した多数の被告のうち、の1者・社がフランスに籍を置き、他は全て国外であったものに関して下した決定<sup>161</sup>によれば、裁判所は、フランスで設立されたフランスの被告に対して損害賠償の裁定を認める管轄権を有するが、他国で設立された被告に対する他国で生じた損害に対しては管轄権がない。

## ドイツ

国境を超えた特許の争いについては、積極的、消極的、いずれの側面からも考察することができる。積極的な面として、特許権者は（ドイツ等の）国内裁判所の1つで、別のEU加盟国で有効な特許に関し、あるいはより一般的には、1つの欧州特許のうちのいくつかの国別の部分について、差止めを請求できる。消極的な面としては、侵害者となり得る当事者が、裁判所に否定的な確認訴訟（いわゆる「トルピード戦略」）を申し立てて、1つの欧州特許のうちのいくつかの国別部分について非侵害の宣言を請求する可能性がある。

したがって、国境を超えた方式によって、被疑侵害者が別のEU法域で否定的な確認宣言の申立てを行っていたとしても、依然として暫定的差止めは命令可能である。特許が発効している別の欧

<sup>157</sup> パリ大審裁判所、2000年4月28日、the General Hospital 対 Bracco 事件 - 2001年3月9日、Scherrer 対 Fadis 事件。

<sup>158</sup> Gasset 対 Misat 事件 2003年12月9日及び GAT 対 LuK 事件。

<sup>159</sup> 破棄院 1997年7月16日事件第 95-17163 号。

<sup>160</sup> 特に破棄院 2009年3月25日事件第 08-14119 号。

<sup>161</sup> 2008年11月21日、PIBD 889 III 792。

州法域で係属中の申立ては、ドイツの裁判所での本案の訴訟を妨げるだけである。欧州特許の所有者はしたがって、相手方当事者が別の欧州の裁判所で否定的な確認宣言を申し立てているときでも、暫定的差止めを請求できる。ただし、暫定的差止めは、特許の所有者が相当の期間、侵害について知っていた（侵害が1か月以上知られているのが原則だが、個別事案の複雑さにもよる）が、暫定的差止めの申立てをしていなかったときには、緊急性を欠くとして認められない可能性がある。否定的な確認宣言の申立ては、緊急性を新たに成立させるものとは見なされないからである<sup>162</sup>。

いずれの場合でも一般的に、各原告は、ドイツの裁判所が関与する事案において、ドイツ以外の国で、国外から特許を保護する裁判所命令を求める。

EU 加盟国様々な国内裁判所では1990年代に、国境を超えた訴訟の適否について、異なる判例法が発展した。例えば、オランダの裁判所が侵害活動の地をより重視した一方、ドイツの裁判所では、被告が1か国以上における侵害についてその居所の地で提訴された場合に、積極的に国境を超えた訴訟を認めた。かかる国外からの特許の国内部分の侵害について判断するため、ドイツの裁判所は関連の国内特許法を適用しなければならず、その結果、ドイツ法下では上記第2.4節で概説したドイツの「分担制度」が認めていない、無効取消しの異議を許可することとなりかねない。そのような有効性に関するいかなる（当事者間だけではなく対世効を伴う等の）決定も<sup>163</sup>、特許が登録された国の専属的管轄権に常に限定される点には注意が必要である。

2006年7月13日に欧州司法裁判所（ECJ）は、ブラッセル条約第16条4項及び第6条1項に対処する2つの決定を下した。最初の「GAT 対 LuK」事件でのECJの決定とは、「ブラッセル条約第16条4項は以下のように解釈されるべきである。すなわち、本条項で定める専属的管轄権の規則は、事案の提起が、訴訟、異議の答弁、いずれの形式による場合でも、特許の登録又は有効性に関する全ての審理に關係する」<sup>164</sup>。第2の「Roche 対 Primus」事件でのECJの決定は、ブラッセル条約第6条1項は、およそ関連性を見出しがたい複数事案に対する管轄権を認めるが、単一の国家裁判所において、複数の国外会社を1社の現地国内会社と共に提訴することには許可していない、とした。ECJはこのことによって、オランダの裁判所が適用した、オランダの「巣の中のクモの原理（Spider-in-the-web doctrine）」を棄却した。

GAT 対 LuK 事件決定と、侵害と無効取消しとの訴訟分離（分担制度）というドイツ（及びオーストリア）特有の問題との関連については、今もなお疑問が残る。これは、当該決定が、フランス、イタリア、イングランドのような、無効取消しの防御方法を別訴訟で、又は侵害訴訟における單なる異議として提起できる国々についてのみ言及しているためである。ECJは単に、一定の欧州特許の国内部分に対する無効取消し訴訟について確認しただけであり、これは当該特許が登録された法域においてのみ認められている。ECJによれば、かかる無効取消しの抗弁が侵害の審理の中でなされても、ドイツで要求されるように専ら無効取消し訴訟として提起されても、差異はな

<sup>162</sup> デュッセルドルフ地方裁判所、4a 0 162/01、GRUR Int. 2002、157 参照。

<sup>163</sup> 民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する2000年12月22日の理事会規則（EC）44/2001（以下、「ブラッセル条約」）の第22条4項。

<sup>164</sup> C-4/03。

い。したがって、GAT 対 LuK 事件の決定は主として、ドイツ以外の加盟国からの特許について生じる争いに適用される。ただし、GAT 対 LuK 事件は、国外の裁判所での訴訟中に無効取消しの抗弁が提出され次第、かかる訴訟はその根拠を失うため終了させられなければならないことを明示している。これは、かかる国外裁判所には有効性の事項に関する判決を行う権限がない、という事実による。

ドイツの侵害訴訟では、停止の可能性についての疑義でない限り、有効性は争点ではないという事実によって、ドイツの侵害の審理とは、GAT 対 LuK 事件の観点での「特許の有効性に関する」審理であるのか、ということが問題となる。当然ながら、ドイツの侵害を扱う裁判官は、別の無効取消しの訴訟か、異議申立てが国外で提起されるときには、有効性の疑義に対処しなければならない。したがって、ブラッセル条約第 22 条 4 項は広義に解釈し、侵害訴訟は、無効取消しに対する異議申立てが提起されるときのみならず、被告が無効取消しによる停止を請求するときにも認められなくなる必要があるものとならなければならない、と言える。

以下では、特許の所有者が提起する積極的な侵害訴訟と、侵害者となり得る当事者が提起する消極的な確認訴訟を例に、ドイツの裁判所の国境を超えた管轄権の問題を取り上げる。

#### 特許権者が開始する積極的な侵害訴訟

ドイツの裁判所が国境を超えた管轄権を持つことについての疑義は、ドイツの裁判所に広域の事案についての国際管轄権があるのかを問うことで判断される。したがって、下記では管轄権についてのブラッセル条約の関連条項に目を向け、GAT 対 LuK 事件以後における、各条項の適用とドイツの裁判所による事案の取扱いについて検討する。

##### a) 居所の地 — ブラッセル条約第 2 条 1 項

ブラッセル条約第 2 条 1 項の定めでは、EU 加盟国に居所を有する人物又は会社は、その加盟国の裁判所で提訴されるものとする。その結果、ドイツの会社は例えば、ドイツ特許又は欧州特許のドイツ部分の侵害だけでなく、欧州特許のフランスやオランダの部分、又は加盟国のうちの 1 か国で発行された国外特許の侵害についても提訴され得る。

ドイツの裁判所は、前述の国外特許を発行した加盟国の実体法 (foreign material law) に基づき、侵害の疑義及び結果としての法律上の帰結について決しなければならない。このため裁判所には、国外の法律に関する法律専門家の見解を求める必要が生じる場合がある。ただし、裁判所は、イングランド及びウェールズ、フランス、オランダ等の一部法域に対し、かかる国外の法律によって、侵害の疑義及びその結果について決定する権限を持つ場合もある<sup>165</sup>。

裁判所は次に、訴訟が国外特許に基づいていて、かつ国外の法律が特許の有効性の争点を異議申立ての形式で提起することを認めていた場合、その帰結を判断しなければならない。GAT 対 LuK 事件での ECJ の判示によれば、ドイツの訴訟は、無効取消しの防御方法が一旦提起されると、ブラッセル条約第 16 条 4 項により、それが別の反訴であるか、異議の答弁であるかの形式を問わず、

---

<sup>165</sup> デュッセルドルフ地方裁判所、InstGE 1, 261 - Schwungrad 事件。

認められなくなる。ドイツの侵害訴訟は、ブラッセル条約に国外裁判所への送致といった別の法律上の帰結の定めがないため、認められないものとして棄却される必要がある。国外の特許が無効取消し訴訟により国外の加盟国で攻撃を受け、かつ無効取消しの抗弁がドイツの侵害訴訟で提出されない場合に限り、ドイツの裁判所は、国外の無効取消し訴訟に対する決定が下されるまで、侵害の審理の停止を命じることができる。

ブラッセル条約第 16 条 4 項によるドイツの侵害訴訟の棄却による法律上の帰結は、同条約第 24 条のために暫定的差止めの手続の事案には適用されない。この条項の規定によれば、加盟国の裁判所は、別の加盟国の裁判所が管轄権を持つ場合でも、暫定的な措置を適用できる。ただし、GAT 対 LuK 事件後、この争点に関する判例法で確認されたものはない。暫定的差止めの手続は全体として、本案の審理を統括することが可能であるとも考え得る。したがって、本案の審理が国外の裁判所の専属的管轄権のために認められないものであるから、暫定的差止めの手続についても同様でなければならない。かかる事案の被告はこの争点を提起すべきである。

こうした事情から、近年のデュッセルドルフ地方裁判所による「Eingriffskatheter」事件<sup>166</sup>の決定は、強調される必要がある。本件の原告は、特許の侵害、とりわけ欧州特許のドイツ部分について、ベルギーで被告を提訴していた。ベルギーでの審理における原告の陳述によれば、原告は、欧州特許のドイツ部分の侵害について、請求を放棄しようとした後に、欧州特許のドイツ部分の侵害について、ドイツの裁判所に新たな侵害訴訟を提起した。当該地方裁判所の判示では、原告は、ドイツで侵害訴訟を提起する権利を実質的には放棄していないが、ベルギーの決定の表現（文言）が示すところでは、原告はドイツにおける特許侵害についてのその権利を放棄しているため、ブラッセル条約第 33 条にも定められている、既判力（res judicata）の原理が適用される。

#### b) 不法行為又は準不法行為が発生したか、その虞のある地 — ブラッセル条約第 5 条 3 項

ブラッセル条約第 5 条 3 項の定めにより、裁判所の管轄権は、有害な事由が発生したか、その虞のある地にある。被告の居所の管轄権とは対照的に、ブラッセル条約第 2 条 1 項により、国外特許又は欧州特許の国外部分の侵害についての請求は、この規定に基づかない可能性がある。

非侵害に対して申し立てられた確認訴訟、例えば「ドイツのトルピード戦略」について、裁判所の判示では、この特別な管轄権は、原告による不法行為の発生の不存在の宣言により、当初からは与えられない<sup>167</sup>。デュッセルドルフの裁判所又は最高裁判所が、この見解に従うかは疑わしい。

国際管轄権を確立するには、被告の侵害請求で十分であり、これは後に主要審理で裁判所が評価する。したがって、原告は、管轄権確立のため、かかる事実を申し立てるようにしてきた。一例として、マンハイム地方裁判所は、原告がフランスに居所を有し、同じくフランスに居所を有する顧客に、間接的な特許侵害の対象となる装置を引き渡したという事案について決定を行った際、国際管轄権を欠くとして棄却した。取引がフランスで行われたため、ドイツでの間接侵害を立証

<sup>166</sup> デュッセルドルフ地方裁判所、InstGE 11, 44。

<sup>167</sup> ミュンヘン高等裁判所、InstGE 2, 61 - Leit- und Informationssystem II 事件、デュッセルドルフ高等裁判所では終局決定とならなかった 2005 年 5 月 12 日付決定 docket no. I-2 U 67/03。

することが可能な状況が何ら存在しないからである<sup>168</sup>。ただし、特許の間接侵害となり得る部分の引渡しについては、ドイツで発生する特許の間接侵害行為への関与となり得る。この場合、一定の部分が、ドイツで特許を直接侵害するためにこれを使用する消費者に引き渡されると、引き渡した者は特許の寄与侵害の責任を負う<sup>169</sup>。

c) 複数の被告 — ブラッセル条約第 6 条 1 項

ブラッセル条約第 6 条 1 項の定めは、複数の被告に対する、その被告のうち 1 名または 1 社が居所を有する加盟国の裁判所での提訴を可能とする。ただし、請求が密接に関連し、故に共に審尋、判断することが適切であることを条件とする。この規定がオランダの「巣の中のクモの原理」の根拠である。この管轄権はまた、密接な関係が確認された場合に限られる。例を挙げると、ドイツの流通会社が、欧州特許のドイツ部分とフランス部分の特許侵害となる製品のフランスの製造業者と共に提訴される場合、この管轄権は欧州特許のドイツ部分についてのみ成立し、フランス部分については成立しない。ドイツの流通会社が製造業者の侵害行為に加担していたことを証明できる場合には、違った結果になる可能性がある。国際管轄権の成立は、事実状況によるところが大きいということが分かる。

d) 被告が管轄権を争わない場合 — ブラッセル条約第 24 条

専属管轄権が何ら存在しない状況下、例えばブラッセル条約第 22 条 4 項では、ドイツの裁判所は、被告が管轄権について争わない場合には、被告の出廷を通じて国際管轄権を定めることが可能である（ブラッセル条約第 24 条）。この管轄権の確立方法は、特にデュッセルドルフ地方裁判所での審理で思料される。上述第 2.1 節のとおり、デュッセルドルフ地方裁判所は、訴状提出後数週間での第 1 回簡易口頭審理の手続を確立した。これはやや正式な口頭審理ではあるが、被告はこの審尋で一定の抗弁を提出し、これを後から提起することの禁止を回避しなければならない。ここで提起すべき防御方法の 1 つが、国際管轄権を争うことなのである<sup>170</sup>。

**侵害者となり得る当事者による非侵害の確認訴訟**

かかる訴訟は、侵害者となり得る当事者が提出する、典型的なトルピード戦略的防御方法である。この点について、以下のとおり 3 つの主な争点が挙げられる。

a) 訴訟の係属中 — ブラッセル条約第 27 条

ブラッセル条約第 27 条の記述では、同一当事者間の同一原因による加盟国の裁判所での訴訟の提起があった場合、別の加盟国にある二つ目の裁判所は、最初の裁判所がその管轄権を確立するまで自らの審理を停止しなければならない。このトルピード戦略の遮断効果に対しては、以下に検討するとおり、いくつかの制限が考えられる。

(1) ブラッセル条約第 27 条の「訴訟の同一原因」という語句の制限解釈。ただし、ECJ はこの語

---

<sup>168</sup> マンハイム地方裁判所, InstGE 5, 167—Luftdruck-Kontrollvorrichtung 事件。

<sup>169</sup> マンハイム地方裁判所, InstGE 6, 9—Kondensator für Klimaanlage 事件。

<sup>170</sup> デュッセルドルフ地方裁判所, InstGE 9, 18 – Beleghalter für Scheibenbremsen 事件。

句を広義に解釈している。

(2) 防御方法の濫用が問題となるのは、非確認宣言の訴訟の原告は、法的救済措置の濫用により、特許権者側の、ある加盟国での非常に時間のかかる手続を利用した訴訟の申立てを阻止できるからである。この主張は ECJ によって、「Gasser」事件及び「Turner」事件の決定で退けられた<sup>171</sup>ものの、デュッセルドルフの裁判所でもこの防御方法の濫用を取り上げている。デュッセルドルフ地方裁判所の判示では、後から申し立てた侵害訴訟の被告は、濫用を理由として、ブラッセル条約第 27 条に基づく主張の提出を禁じられる。これは、被告が先に、明らかに管轄権のない加盟国の裁判所に訴訟を提起して、1 番目の裁判所での手続を継続していなかつたか、あるいは、事案の進行が遅いために 2 番目の審理を停止すると原告の権利が阻害されるからであった<sup>172</sup>。別の事案では、同裁判所は審理の停止について、費用が嵩むだけであるとして認めなかった<sup>173</sup>。したがって、今後の第 27 条による停止の請求に対して、同地方裁判所は先例を調査し防御方法の濫用に言及する可能性はあると思われる。

確認訴訟の被告として、トルピード戦略の形式で、特許権者には以下の選択肢がある。

- (1) 防御方法の濫用の主張（上記のとおり）。
- (2) 当当事者の変更。これは事実上、欧洲特許の実施権の許諾又は特許の移転による、第三者への譲渡を意味する。ブラッセル条約第 27 条の要件は、同一当事者間の係属中の審理であるため、第三者が提起する侵害訴訟は、この規定の範囲外と見なされ得る。選択肢には以下の 3 つがある。
  - (i) 第三者に対する通常実施権の許諾。ただし、自身が所有しない権利に関する通常実施権者の請求であるため、デュッセルドルフ地方裁判所はこの事案について、特許所有者が自らのために提訴する状況と区別しなかった<sup>174</sup>。後続の上訴が後に取り下げられたため、この問題には終局的な決定が下されていない<sup>175</sup>。
  - (ii) 専用実施権の許諾。これは文献上さまざまな形で論じられている<sup>176</sup>。
  - (iii) 第三者に対する特許の移転。この第三の方法をとるデュッセルドルフ地方裁判所の最近の判決は、当事者と訴訟原因の非同一性を指摘している<sup>177</sup>。
- (3) 侵害に対する暫定的差止めの手続の申立て。これについては、ブラッセル条約第 31 条により有効な手段と認められた。同条項により、暫定的措置について、別の加盟国の裁判所がその

<sup>171</sup> RIW 2004, 289 - Gasser 事件, RIW 2004, 533 - Turner 事件。

<sup>172</sup> InstGE 3, 8, 14 - Cholesterintest 事件。

<sup>173</sup> InstGE 3, 153, 185 - WC-Erfrischer 事件。

<sup>174</sup> デュッセルドルフ地方裁判所, GRUR Int. 1998, 804 - Impfstoff 事件。

<sup>175</sup> デュッセルドルフ高等裁判所, GRUR Int. 2000, 776 - Impfstoff III 事件。

<sup>176</sup> Grabinski, GRUR Int. 2004, 199, 210: 実施権者と特許所有者が同一当事者の場合, Pits, GRUR Int. 2001, 32, 34: 異なる当事者間の場合, を参照。

<sup>177</sup> デュッセルドルフ地方裁判所, InstGE 9, 246 - Voraminiertes mehrschichtiges Band 事件。

事項の後続審について管轄権を有する場合でも利用可能とされる<sup>178</sup>。この方法を試みた最近の例は存在しないと思われる。また、暫定的差止めでは、ブラッセル条約第27条に阻まれてしまふ本案の訴訟と比べても、法的救済の範囲が広がるわけではないとの議論もある。

## 商標

CTMR 第103条(2)によれば、共同体商標及び共同体意匠に基づく差止め命令については、第97条(1~4項)に基づき管轄権を有する共同体商標裁判所が、国境を超えた効果を持つ許可を与えることができる。被告がEU加盟国内に居所か施設を有する場合、この加盟国の共同体商標裁判所が国境を超えた差止めの管轄権を有し<sup>179</sup>、被告が加盟国のいずれにも居所も施設も有さない場合には、原告が居所又は施設を有する加盟国の共同体商標裁判所の管轄権に服する<sup>180</sup>。

差止めが単に、将来の侵害のリスクに備えて請求される場合、すなわち、実侵害はいまだ何ら生じていないが、被申立人が被疑侵害商標又は意匠を出願したか、登録したという事実からリスクが推測される場合には、差止めの範囲は、出願又は登録が行われた国のみに限られる。例えば、リスクがドイツ国内のみに存在するようである場合、そこが、被申立人が侵害に当たる象徴又は意匠を登録した地であるならば、そのために差止めはドイツ連邦共和国の領域に限られる。

一般的に、ドイツの裁判所は、その独自の基準に従ってドイツの法律を適用するため、別の法域で既に認められた知的財産の保護は考慮に入れない。ただし、ドイツの裁判所は、別の法域でのその知的財産に対する保護の許可を正当化するため提出された法的主張には関心を持ち、かかる主張がドイツ裁判所の事案でも説得力を持つか、入念に調査する。

CTMR 第104条(1)によって、非侵害の確認宣言のための訴訟を申し立てることで始まる「トルピード戦略」は、審理の停止の根拠とはならない。

## イタリア

### 国境を超えた方式による暫定的差止め

イタリアでは、一般的な観点から国境を超えた暫定的差止めが認められているものの、かかる措置が広く採られてきたわけではない。

イタリアの共同企業体 (Italian Consortium) による暫定的差止めの申立てに対して、1998年4月22日にボルツァーノの裁判所の命令によって国境を超えた差止めが認められている<sup>181</sup>。この申立てはアルト・アディジエ地方のスペック（香草風味のハム）の販売促進の目的で、「Speck dell' Alto Adige」の地理的表示を保護するために、イタリア、ドイツ、オーストリアで、かかる地理的表示を自社のスペックに違法に使用している会社に対してなされたものである。ボルツ

<sup>178</sup> デュッセルドルフ地方裁判所、GRUR Int. 2002, 157, 160 - HIV Immunoassay 事件。

<sup>179</sup> CTMR 第103条(2), 97条(1)

<sup>180</sup> CTMR 第103条(2), 97条(2)

<sup>181</sup> 事件 : Consorzio per la promozione dello speck dell' Alto Adige 対 Christianell GmbH, Handle Tyrol GmbH, Lidl Italia

アーノの裁判所は暫定的差止めを認め、保護対象の地理的表示「*Speck dell' Alto Adige*」を付したスペックに関連して、かかる会社がこれを製造したり、ドイツ、イタリア、オーストリアで他の商業活動に関与したりできないようにした。

別の国境を超えた暫定的差止めの事案では、あるイタリアの会社に帰属する共同体商標「*Roncato*」が問題となっている。ベニスの裁判所は2009年1月22日付命令によって、イタリアに登記した事務所を有する被疑侵害者が、スペインの商標を使用できないようにした<sup>182</sup>。

#### イタリアのトルピード戦略

「トルピード戦略」は基本的に、消極的な確認訴訟であり、特許の被疑侵害者がイタリアの裁判所で、欧州特許の局所部分及び国外部分についての非侵害の宣言を請求する訴訟を開始するものである。

被疑侵害者（又はさらに、その所有者や専用実施権者による特許侵害の虞がある会社）は、トルピード戦略の消極的確認訴訟を開始することで、一部法域（特にイタリア）における手続の長期化という性質を利用し、その国の裁判所に、特許のイタリア及び国外部分双方に対する侵害の欠如の決定を下すよう請求する。

したがって、（イタリアの）裁判所は本案で、特許の国外部分についても（非）侵害を確知するよう拘束されるため、国外の裁判所は、イタリアの本案の審理が係属中である限り、本案で同一の争点（侵害）について決することができなくなる。

この訴訟の主な管轄権に関する根拠は、ブラッセル条約第2条、第5条3項、第21条であり、現行のEC規則44/01第2条、第5条3項、第6条1項、第27条である。

裁判所は現在、特許の国外部分の管轄権を否定する傾向にあることは指摘しておかなければならない。欧州特許は各国内特許の集約であるため、イタリアの裁判官は前述の特許の国外部分に関する決定をしない可能性がある<sup>183</sup>。

ただし、管轄権の欠如に関する（恐らく否定的な）決定を得るには時間がかかるものの、結果としてかかる期間（約1～2年間）は国外訴訟の遮断効果が得られる可能性がある。

#### オランダ

国境を超えた暫定的差止めは可能ではあるが、欧州の判例法（GAT 対 LuK 事件、Roche 対 Primus 事件）の帰結として、特許の事案で認められることは極めて限定的である。それでもなお、オランダの暫定的差止めを扱う裁判官による数件の事案での判示では、管轄権がブラッセル条約第2条に基づく場合、暫定的差止めの特許の訴訟に関し、有効性の立証の抗弁が提出されるとしても、国境を超えた差止め命令を認めることができるとある。ただし、Solvay 対 Honeywell 事件での

<sup>182</sup> 未刊決定。「Diritto Processuale della Proprieta Industriale ed Intellettuale」、Massimo Scuffi, Giuffre Editore, 204ページを参照のこと。

<sup>183</sup> BL Macchine Automatiche 対 Wiendmoller 事件での破棄院の決定、ミラノの裁判所の2007年8月GADI no. 5165/2007も参照のこと。

ハーグ地方裁判所からの照会に対する司法裁判所の回答次第で、この方針が見直される可能性がある。司法裁判所がさらに説明を行うまでは、特許事案での国境を超えた暫定的差止めは、従来どおりオランダの被告に対して（のみ）認められる。さらに、GAT 対 LuK 事件及び Roche 対 Primus 事件の後、EU 圏外を本拠とする国外の被告に対し、ドイツの被告と共にドイツの裁判所にその手続を提起して、差止めを得る可能性については、いまだ決定を見ていない。

こうした状況のもとでも、侵害製品がオランダで製造されているという立証だけで、侵害がオランダ以外でも発生していることを立証しなければ、国境を超えた差止めは認められない可能性が極めて高い。他方、侵害製品が、有効な特許が存在する別の国に輸送又は売却されることが明白な場合には、国境を超えた救済措置について考慮しなければならない。

無効の主張が何ら提起されない場合、国境を超えた差止めはまた、本案の審理でも認められる。さらに、無効の主張が国外の特許について提起される場合、地方裁判所は通常、有効性に関する国外裁判所の判決が言い渡されるまで、審理を停止する。

オランダの裁判所は、前述の欧州特許の判例法が他の知的財産の事案に直接の影響を及ぼすかという点について、未だに判断を下していない。いずれにせよ、国境を超えた暫定的差止めをオランダの被告に対して求めることは、他の知的財産の事案でも同様に可能である。

共同体商標及び意匠について、オランダの裁判所には、オランダの被告に対して国境を超えた差止め命令を下す管轄権があり、裁判所がかかる命令を下した事案の判例は多い。

## スペイン

スペインでは、国境を超えた訴訟についての法的判断例がない。ただし、スペインの裁判所は国外の知的財産権に関して、2006年7月13日のGAT 対 LuK 事件（事件第 C-4/03号）及び Roche 対 Primus 事件（事件第 C-539/03号）の原理に従い、侵害又は無効確認訴訟では判決を下さないだろうと推測される。

### 3.2 国外の審理を経て得た証拠の使用

#### ベルギー

##### 国外の裁判所からもたらされた証拠

国外の審理を経て得た証拠の使用に関する限り、ベルギーの証拠の規則及び民事手続では、国外の審理を経て得た証拠を認めるために何ら形式的な要件はない。

その結果、実務上は各当事者が、並行して進行する国外の訴訟での判決（の一部）、国外の鑑定人の報告書、国外の裁判所での証人の陳述等に言及するのが一般的である。

##### ベルギーで得られた証拠の国外裁判所での提出

「記述的押収措置 (*saisie description*)」の手続に関する限り、ベルギー破棄院は 1999 年 9 月、「国境を超えた記述的押収措置」と一部で称されるものを認める、画期的な決定を言い渡した<sup>184</sup>。ベルギーの特許はもはや必要とされず、当該手続が国外特許の所有者に利用可能とされたことを理由とする。既述の通り、ブラッセル条約第 24 条（現行の 2001 年 12 月 22 日付規則 44/2001 第 31 条）により、主要審理が別の加盟国で実施されなければならない場合でも、裁判官には暫定的措置を発する裁判権が与えられるという事実から、国外特許の所有者が来て、自らの国外の知的財産権の証拠をベルギーで捜索することは、好意的に受け取られた。裁判所は、ベルギーでの発見の結果はベルギー裁判所専用ではなく、「輸出」されて国外裁判所の審理で使用されるのは望ましい、と極めて明快に述べた。ベルギー国内で主要審理を開く必要さえ全くない。<sup>185</sup>

ベルギー破棄院の決定はこのように、国外の知的財産の所有者に対して、欧州のいずれかで許諾された知的財産権の侵害の証拠をベルギーで発見できるという合理的な疑いが存在する場合、隨時ベルギーの「記述的押収措置」を利用し、かつその証拠を他の国内裁判所での侵害の審理で使用するために「輸出」する方法を明確にした。

ただし、かかる「記述的押収措置」の手続におけるベルギーの裁判官の権限はベルギー国内に限られる。したがって、ベルギーの裁判所がベルギー国外地の捜索を命じることはできない。

#### イングランド及びウェールズ

イングランドの裁判所は国外裁判所からの証拠に依拠することができるが、1995 年民事証拠法 (Civil Evidence Act 1995) に従うことを条件とする。同法は、伝聞証拠の提示を申請する当事者に対し、審理の他方当事者（複数の場合も含む）への通知を義務付けている。証拠とは、通常は供述書の様式による事実や見解の記載、証人陳述書又は鑑定人報告書である。訴答書面等は証拠ではない。

イングランドの裁判官は、法的結論に関する自白の影響を受けないが、1995 年民事証拠法の順守

<sup>184</sup> ベルギー破棄院、1999 年 9 月 3 日、(Sanac) *Pas.* 1999, I, 433; *Arr. Hof van Cassatilie*, 1999, 433。

<sup>185</sup> 主要審理を開始する前に、被疑侵害の単なる「記述的押収措置」を行う必要はない。ただし、記述的押収措置が実際の押収措置（例えば、商品全体の固定化）を伴う場合には、申立人はベルギーの本案の審理を開始する必要がある。

を条件に、事実に関する自白には依拠できる。

証人陳述書に関する一般原則は CPR (民事訴訟規則) 第 32 部に定める。証人陳述書は、証人又は裁判所による別途の合意がなされるか、公開で行われる審判で既に証拠として提示されていない限り、それが送達された審理のためにしか使用できない。また、かかる文書の使用の制限を命じる裁判所の権限に服する。

鑑定人の報告書は、交換された直後から、国外審理も含めて、本来の提示対象の審理以外の目的で使用できる。これは、開示文書はそれを開示する当事者に帰属させる通常の開示文書の扱い（下記参照）とは異なる。通常の開示文書とは異なり、鑑定人の報告書は鑑定人を依頼した当事者には帰属しない。これは、鑑定人が裁判所に対して最優先の義務を負い<sup>186</sup>、その報告書は審理のいかなる当事者でもなく裁判所宛てに提出する<sup>187</sup>ためである。

開示文書に関する一般原則は CPR 第 31 部に定められ、文書が開示された相手方当事者は当該文書について、下記のいずれかの場合を除き、これが開示された審理のためにしか使用できない。

- (a) 既に行われた公開審判において、文書が裁判所に対して、又は裁判所によって読まれているか、言及されている場合。
- (b) 裁判所が許可した場合。
- (c) 文書を開示した当事者及び当該文書が帰属する当事者が同意する場合。

したがって、一度文書が公開法廷で読まれた後ならば、いかなる目的にも使用可能である（国外での手続を含む）。ただし、公開で既に行われた審判において、文書が裁判所に対して、又は裁判所によって読まれているか、言及されている場合であっても、開示された文書の使用の制限又は禁止命令を下す裁判所の権限に服する。提出された文書が審判の前に裁判所によって読まれているかどうかについては、判断がより困難となる。捜索押収命令に基づく開示は、上記に定められたその他の手続における開示の使用の制限の対象となり、かかる制限は当該文書が公開法廷で既に依拠されているか、裁判所の（極めて稀な）命令がない限り、解除されない（CPR 第 31 部を一般に参照のこと）。訴訟前の発見手続にも同様の規則が適用される。

## フランス

### 国外裁判所からもたらされた証拠

フランス知的財産法によれば、侵害の証拠は法的見解や供述書の提出による他、どのような手段で得ても構わない。かかる証拠を国外裁判所からの持ち込む場合は、以下の条件が満たされるものとする。(i) 書類はフランス語に翻訳する（翻訳に相手方当事者が異議を申し立てない限り、翻訳の宣誓は必要ない）、(ii) 供述書や国外裁判所に提出される（特に欧州各国から提供された）書類等の文書の様式には、公的認証又はアポスティーユが必要となる。

---

<sup>186</sup> CPR 第 35.3 部

<sup>187</sup> CPR 実施細則 34 第 2.1 項

証拠は自由であるため、かかる書類はフランスで得られた他の証拠と同様の価値を有する。

ただし、フランス民事訴訟規則（French Civil Rules of Procedure）（特に第 141 条）に従って、フランスの裁判官は、（発見が適用される手続で証拠申請される秘密情報等）正当な障害が生じる場合には、かかる証拠書類を却下できる。

#### フランスで得られた証拠の国外裁判所での提出

「偽造品の押収(saisie-contrefacon)」は、かかる措置を命じる裁判権を有する裁判所によって、フランスで認められる。かかる裁判所とは、本案で事案の審尋を行う裁判所である（さもなければ、「偽造品の押収」措置は無効とされる）。

実際にフランスでは、国外裁判所で証拠を提出する目的で（フランスでの提訴の根拠に用いない限り）「偽造品の押収」を実施できる。ただし、この場合、かかる証拠を提出する当事者には、以下の 2 つのリスクがある。(i) 「偽造品の押収」措置の無効（「偽造品の押収」措置の有効性に関し、国外裁判所でフランスの規則について説明をする必要があるため）、及び(ii) この「偽造品の押収」に関連する損害賠償請求、である。

フランスの法律の下では、証拠の共有に関する制限規定は何ら存在しない。証拠の共有とは、フランスの裁判所で当初に提出された証拠を、後に国外の審理で提出することである。

#### ドイツ

ドイツの手続法の下では、以下の 5 つの様式の証拠が存在する。(i) 裁判所による検査 (Augenschein)，(ii) 証人による証拠 (Zeugenbeweis)，(iii) 鑑定人による証拠 (Sachverständigenbeweis)，(iv) 文書による証拠 (Urkundenbeweis)，及び(v) 当事者の尋問 (Parteivernehmung) である。米国の「ディスカバリー」は前記のいずれにも該当しないとされ、ドイツの手続法で承認される証拠の様式とは見なされず、したがって認められない。その他、フランスの「偽造品の押収」やイギリスの「Anton Piller 命令」のような証拠収集の手続にも同様の原理が適用される。かかる手続は特に、特許の事項において確立されている。

ただし、国外の審理を経て得られた証拠は、以下の場合には一般的に、ドイツの裁判所に承認される。即ち、上述の証拠様式のいずれかに適合し、かつ、ドイツ民事訴訟法の規定に従い、証拠入手に関するドイツの基準に準拠することが事案ごとに確認され、かつ、相手方当事者の手続上の権利に関してドイツの判例法に従っている場合である。

このため、別の法域で提出された証拠が、ドイツ憲法 (German Constitution; *Grundgesetz, GG*) が認めた基本的権利を侵害する方法で得られた場合、ドイツの裁判所はこれを採用しない。

一般原則として、知的財産の訴訟において、国外裁判所で得られるか使用される証拠は、ドイツの基準に合わせて変換されなければならない。一部の書類は、ドイツの基準を満たしていない場合に証明力が劣るとされる。

例えば、宣誓供述書は、民事訴訟法第294条の観点から、宣誓書に代わる確約 (*Versicherung an*

*Eides statt*) には相当しない。宣誓供述書は通常、刑法 (Criminal Code; *Strafgesetzbuch, StGB*) 第156条の観点から、かかる確約を執行管理する権限を有するドイツの公的機関で作成されていないからである。この場合、権限を有するドイツの公的機関で作成された別の確約が必要になる。

通常の裁判所、連邦特許裁判所、ドイツ商標特許庁の言語はドイツ語であるため、書類は通常はドイツ語に翻訳されなければならない<sup>188</sup>。

## 特許

上記に挙げた条件下では、フランスや他のベルギー、イタリア等一部の欧州諸国でも認められた「偽造品の押収」の過程で得られた証拠については、原告が、申立てを立証する手段としてドイツの侵害訴訟に持ち込み得る。被告はこれに対抗して、抗弁又は証拠を提起し、裁判所を逆に納得させなければならない。ただし、米国の「ディスカバリー」に類似の状況で、「押収」自体の結果は証拠として用いることができない。したがって該当の場合、フランス、ベルギー、イタリア等での証拠の収集は、民事および商事に関する海外における証拠の収集に関するハーグ条約 (Hague Convention on Taking of Evidence Abroad in Civil or Commercial Matters)<sup>189</sup>の原理に従って新たに実施されなければならない。いわゆる Anton Pillar 命令に従ってイングランド及びウェールズで得られた証拠も同様である。

## 商標

ドイツ商標特許庁は、英語、フランス語、イタリア語、スペイン語の書類を何らドイツ語へ翻訳せずに承認し得るが、これは実際には稀で、通常は弁護士や特許弁理士の認証を受けるか、宣誓した翻訳者が作成する翻訳文が要求される<sup>190</sup>。英語、フランス語、イタリア語、スペイン語以外の他のいずれかの外国語による書類の場合には、前記の措置をその書類の受領から 1 か月以内に行うことが義務付けられる<sup>191</sup>。

通常の裁判所での審理では、連邦特許裁判所と同様に、宣誓した翻訳者が作成した翻訳文の要求の有無は裁判所の裁量次第である<sup>192</sup>。いずれにせよ、いかなる書類も、少なくとも簡潔な翻訳文を伴って提出することが望ましい。文書が審理の結果を大きく左右する（し得る）場合には、公式の翻訳文を提出する必要がある。

## イタリア

イタリアでは、国外の並行する審理で収集された証拠の申請は、特に、欧州特許や国際商標といった国際的な知的財産権の国内部分に関連する事案では、かなり一般的である。

当事者は一般に、各自の立場や請求を実証するのに有用又は関連があるとされる、あらゆる様式

<sup>188</sup> 裁判所構成法 (Courts Constitution Act) 第 184 条、商標法第 93 条。

<sup>189</sup> *Haager Übereinkommen vom 18. 3. 1970 über die Beweisaufnahme im Ausland in Zivil- und Handelsachen, HÜ*

<sup>190</sup> 商標規則第 16 条 [3]

<sup>191</sup> 商標規則第 16 条 [2]

<sup>192</sup> 民事訴訟法第 142 条 [3]、商標法第 82 条 [1]

の文書や証拠を申請する。

当事者は、供述書、宣言書、裁判所の鑑定人による見解書等の形式で、並行する審理で提出された証拠を申請することができる。これは簡易な写しによって認められる。裁判官や相手方当事者の関連文書の内容理解を助けるため、イタリア語の翻訳文が一般的には文書に添付される。

法的手続で翻訳文を提出する義務を定めた法律は存在しない。ICCP（イタリア民事訴訟法）第122条は、「手続全体がイタリア語で実施されなければならない」としている。判例法では、かかる義務は限定的であって単に公判の活動（審尋、提出すべき準備書面、裁判官による支給、事案の訴訟記録など）のみであり、書類にまで及ばないとされ、さらに「当事者は、文書の言語が英語のように世界的に知られるものでない限り、翻訳文を提出する義務を負う」とも述べている。上述の観点から、常に翻訳文を提出することが賢明と言える。特に、日本語、中国語、ロシア語、ヒンディー語といった、異なる字母の文字を使用する言語で書かれた書類や証拠については必要である。事実、特に特許の事項で、日本の特許は関係の翻訳を付して先行技術として頻繁に申請される。

書類その他の書面による証拠はまた、その真正や出所が争われる場合がある。公認、認証、アポスティーユといった形式的手続は、完全な証拠と見なされ、書類の「証拠上の価値」を高める。（当事者自身のものと認めた署名宣言書等）当事者が自身のものと認める書類も、完全な証拠と見なされる。こうした書類に対する異議申し立ては、「偽造の不服申立て (*querela di falso*)」と言われる、虚偽文書を確知を目的とする特別な手続の手段でしか認められない。公認や認証等を受けていない、あるいは当事者が自身のものと認めしない書面によるその他の証拠は、裁判官が自由に評価する。

外国人証人の意見聴取が必要な場合には、裁判官は翻訳者を指名することができる。かかる翻訳者は、忠実にその職務を遂行するため、宣誓をしなければならない。

イタリアの裁判所に申請された証拠が、国外の裁判所に提出されるべきもので、発見の手続で収集されていた場合、かかる申請には深刻な支障が生じ得る。

上記で指摘したとおり、発見 (*descrizione*) は証拠の収集を目的とする手続であり、イタリアで申し立てられるべき本案の訴訟で使用される。IPC(2005年2月10日付政令第30号)第129~130条によれば、この証拠は非開示であり、裁判官の命令によって秘密に保たれる。裁判官は、かかる秘匿性を保証する最適な措置も指定する。裁判官のみが、事案ごとの方式で、「押収された証拠」について決定する権限を持ち、当事者の意見や希望を考慮した上で、証拠の開示の適否を決する。イタリア国外での公判でかかる証拠を秘密裏に取得するためには、国外の司法当局がイタリアの裁判所に、公式に要請しなければならない可能性が非常に高い。

対照的に、イタリア特許商標庁に申請すべき商標の登録に対する異議申立て手続（近年2011年5月の省令第11号をもって実施）では、申立てはイタリア語でなされなければならず、国外の書類や証拠を添付する場合もイタリア語への翻訳が必要である。これに従わない書類は受理されない。

## オランダ

オランダの訴訟では、各当事者はどのような証拠でも提起できる。他の法域でいずれかの当事者が使用した証拠や、並行する訴訟に関する（手続上の）書類も証拠として認められる。一般的な例として、当事者が英国の訴訟と同じ鑑定人をオランダの訴訟でも依頼する場合には、相手方当事者はオランダの訴訟で反対尋問書の写しを提出する。外国での正式な発見で得た証拠の場合は、その国の審理上の制限のために、かかる証拠資料に依拠することが困難な場合もある。（外国裁判所の命令、又は契約のいずれかにより）オランダの弁護士が正式に「秘密クラブ（confidentiality club）」の一員となることも、一つの方法である。

さらに、かかる証拠の提出様式は、言語も含め、その証拠に依拠する当事者次第である。ハーグ地方裁判所は、英語、フランス語、ドイツ語の書類に翻訳を公式には要求しない。これらの言語は欧州特許庁の公式言語であり、裁判官が、特許の訴訟当事者はかかる言語を理解すべきであると述べたとされているからである。ただし、実際にどの裁判所に対しても（ほぼ）翻訳提出が不要なのは英語の書類のみで、他の言語による書類には通常、翻訳文が提出される（ハーグ地方裁判所への提出時も同様である）。

当事者が、オランダの審理で別の法域で主張した内容と矛盾する陳述を行っても、正式にはかかる当事者に不利な証拠とはされない。ただし、通常はその当事者の信用性は低下する。

さらに、基本原理として、オランダには、当事者がオランダの審理から国外裁判所に証拠を提出することに関する制限は何ら存在しない。ただし、一部の、特にオランダ民事訴訟法典第29条に由来する例外は見られる。いずれかの当事者の請求により、裁判所は、秘密の争点が存在する等の場合に、特定の事案での審尋を非公開で行うか、特定の者だけが出廷することを命じ得る。かかる場合には、裁判所は一般非公開の判決のみを言い渡す。当事者はまた、審理中に起こった何事についても、いかなる第三者とも議論しないように命じられる。加えて、いずれの当事者も（更に）裁判所に対して、審理からいかなる他のデータも第三者に開示しないよう命じることを求め得る。

最後に、外国での侵害にのみ関連するものを含む国外の審理で使用するための証拠を得る目的で、オランダで証拠に基づく押収を行うこともあり得る、ということを示す判例法は存在する、という点を指摘しておく。

## スペイン

欧州特許について、鑑定人の報告書やEPOの包袋等、国外裁判所での並行する審理やEPOで使用される証拠は特に比較的頻繁に提案される。EPO及び国外裁判所における特許の有効性や特許侵害についての審決・決定を証拠として申請することも一般的である（かかる審決・決定が通常、スペインの裁判所の決定に及ぼす影響については、第3.3節を参照のこと）。

明瞭な写しは証拠の有効な手段であること、又、公認（ハーグ・アポスティーユによるか、他の手段によるかのいずれか）によって相手方当事者が文書の真正について争うのを避けることが必要な場合があることは、留意が必要である。一定の書類。すなわち、国外で下された判決や決定、

又は並行する審理で使用される証拠物件その他の証拠書類（証人の陳述書から生じる記録情報も含む）については真性は争われない。ただし、この証拠書類の価値は、並行する審理で与えられるものとは必ずしも同じではない。例えば、宣誓供述書には、相手方当事者が調査することができる証人供述書よりも低い価値しかない。

書類が外国語による場合、スペイン語に翻訳されなければならない。相手方当事者が翻訳の忠実性及び正確性を争う場合に限り、宣誓翻訳書が提出されなければならない。宣誓翻訳書が当初提出されたものと本質的に全く同一である場合、翻訳について争った当事者は、その費用を負担しなければならない。

国外の証人や鑑定人を使用する場合、簡易的な翻訳者（公式の翻訳者である必要はない）が必要な場合があるが、かかる翻訳者は忠実に翻訳することを宣誓しなければならない。

EPO に提出された訴答書面及び他国の審理での申立てに関する出願経過禁反言 (*venire contra factum proprium non valet*) については通常、裁判所の判断材料とされる。例えば、当事者がその欧州特許の部分的無効を国外 EPC (欧州特許条約) 法域で認められた場合、裁判所は恐らく、これをかかる当事者に対して適用する。

発見の訴訟を通じて得た証拠は秘密であり、知的財産の訴訟を遂行のためにのみこれを使用できる。法律では、発見の訴訟を認める管轄権を有する裁判所とは、将来の請求が申し立てられるべき裁判所であると定めている。したがって、前述の規則は、結果として生じる情報を国外での申立てに使用することは可能である、と解釈できる。加えて、法律は明示的に前述の証拠書類に対する守秘義務を課しており、別の被告に対する訴訟の提起は、かかる義務の違反となり得る。

### 3.3 国外判決の影響及び可用性

#### ベルギー

国外判決の影響及び可用性に関する限り、ベルギーの裁判所は頻繁に、並行する審理の判決に言及する。ただし、ベルギーの裁判所は、その決定が国外判決に影響されたとの言明はおろか印象すら与えないように留意している。

ベルギーの並行審理での判決前に下された国外判決は、新たな審尋の提起につながる「新事実」とは見なされない。ただし、いずれの当事者も一方的にその判決を裁判所に提出し、検討するよう要請できるため、国外判決が新たな審尋を生じさせたり、終局決定で重要な役割を果たしたりする場合がある。

他方、CJEU（欧州連合司法裁判所）の決定を除き、ベルギーの裁判所は、（インターネット上で入手可能でも）公判中に提出されなかった国外判決について、決して自発的に言及しない。

欧州（特にベルギー、ドイツ、フランス、オランダ、イングランド及びウェールズ）の専門特許裁判官は互いに旧知であり、相互に連絡を取り合っている。殆どの特許裁判官は半年ごとの EPO 特許裁判官会議に出席する。直近では、EPO は欧州特許弁理士協会（European Patent Lawyers Association）との共同で、裁判官及び法曹の会議をベニスで主催した。

#### イングランド及びウェールズ

イングランドの裁判官は国外判決の知識を求め自国の事案に援用することに前向きではあるが、これを踏襲しなければならないとは決して考えていない。このことは Jacob 裁判官が *Dr Reddy's Laboratories* 対 *Eli Lilly and Company Limited* 事件<sup>193</sup>で明示した。本件では、多数の法域（米国、カナダ、チェコ共和国、フィンランド、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、中国、ハンガリー）での該当の特許に係る決定が複数まとめられて、裁判所に提出されたものの、判決はこれを有益とせず、別の国家裁判所の決定による制約は受けない、と判断した。この見解に従えば、同一の法律を適用する国内裁判所でも証拠が異なるならば異なる結論に達する可能性がある。ただし、裁判所は、ドイツの裁判所と同じ結論に達したことについて、欧州の他の裁判所でも概ね同一の結論に達する事例として捉え、満足している。

イングランド及びウェールズの裁判官は通常、並行する審理を認識しており、かかる審理の関連性に着目するならば、公判期間中に下された審理の国外判決を精査して、自らの判決を下す可能性が高い。ただし、イングランドの裁判所にかかる決定を提示する正式な手続きは存在しない。

#### フランス

##### 欧州の知的財産庁が下す審決

フランスの裁判官は、CTM（共同体商標）や RCD（登録共同体意匠）の事案の OHIM の審決に拘束

---

<sup>193</sup> [2009 年] EWCA Civ 1362.

される。

EP0 の審判部による審決についても、フランスの裁判官は同様に慎重に検討し、大きな影響を受ける一方、適切と判断すれば、かかる審決から逸脱することも辞さない。

#### 国外裁判官が下す判決

フランスの裁判所に対して国外の判例法を提出することはフランスでは一般的である。ただし、国境を超えた事案はこの限りでない（これらは滅多にフランスの裁判所に提起されない）。

したがって、下記を除き、フランスの裁判官が自らの判決の根拠として国外の判決から引用を行った多くの判決については、本稿では触れない。

- 2008年1月9日に下された判決で<sup>194</sup>、パリ大審裁判所は、同一の欧州特許に関する同一当事者間の先の判決で、ドイツとイングランド及びウェールズで下されたものに明示的に言及し、ドイツの判決を退けイングランド及びウェールズの判決理由の一部を採用した。
- Procter & Gamble 事件では（第3.1節参照）、イングランドの判決はフランスでの判決時には入手不可能であったにも関わらず、フランスの裁判官は、イングランドでの判決の影響を受けたことを明言した。
- 全欧的事案で言い渡された第一審判決で<sup>195</sup>、裁判官がは、国外判決は法的議論を豊かにするためには非常に有益であるが、フランスの裁判権を拘束するものではないと指摘した。

また、L'Oréal 対 eBay 事件で留意すべきは<sup>196</sup>、裁判官が同一事件で先行するベルギーの決定に明示的には言及しなかったという事実にも関わらず、実際にはかかる決定を考慮した（あるいは、少なくとも「心理的な」影響を受けた）可能性が相当高いという点であろう。

いずれの事案でも、フランスの裁判官は国外決定はもちろん、国内決定にも自発的には言及していない。

フランスの判例法及び実務を見ると、フランスの裁判官は、国外決定が審査討議の再開の理由に相当するとは考えていないと思われる（再開は審理の終結から最終口頭弁論までの間、特別の場合でも終局判決の直前までしか請求することができない、と明示されている）。

再開については、当事者のいずれも請求する可能性があり、裁判官の自由な裁量で決定される。裁判官は、審理の終結以降で、重大な原因が出現したと判断する場合にのみ、再開を命じる。本稿の観点では、国外決定は再開のための「重大な原因」とは見なされない（対照的に、欧州連合司法裁判所の決定は重大な原因とされ得る）。

---

<sup>194</sup> Document security system 対 European Central Bank 事件。

<sup>195</sup> パリ大審裁判所、2010年9月28日、PIBD 930-III-815。

<sup>196</sup> パリ大審裁判所、2009年5月13日。

## ドイツ

### 特許

特許の事項では、裁判官が裁判所の論拠として国外決定に言及することは例外的とはいえない、特に、欧州特許庁の審決の解釈が問題とされている場合の、整合化の想定影響との関連で<sup>197</sup>、あるいは一般論的として国外裁判所が発展させた技術分野についての成果を取り上げる手段としては<sup>198</sup>、普通に行われている。ただし、これは既述の事実が国内事案の先例となることにはいかなる意味でも直結するわけではなく<sup>199</sup>、したがって、外国の判例法の提出による請求の維持は、むしろ限定的効果しか伴わない手段と見なされる。さらに裁判所は（特に第一審段階）、法廷言語がドイツ語であるため、ドイツ語に翻訳されない文書は通常は取り上げない。

裁判官が、事案ごとにフランスやイタリアの裁判官とドイツの事案の結果について相談するとまで表現すれば、これは行き過ぎであろう。この点、特許法はいまだに国内の問題とされている。ただし、欧州的視点からの一般的傾向として、近年の発展により、侵害及び有効性についての決定には一定の整合性への指向性が指摘できる。これはドイツの裁判所、特に連邦通常裁判所と、欧州の同等裁判所との緊密な関係の成果である。この傾向はまた、近年の連邦通常裁判所の決定において、EPO や欧州特許条約加盟の国外裁判所による決定との関連でも確認された<sup>200</sup>。

### 商標

商標の事項における国外判決は、ドイツの裁判所の審理にほとんど何ら影響を及ぼさない。ドイツの裁判所が国外裁判所の決定を引用することは、ほぼない。事案はドイツの法律に従って判断されなければならないため、通常は無関係だからである。ただし、裁判官は、国外での決定が根拠とした法的主張について、慎重に調査し、自身が判断を下す事案への適否を慎重に検討する。

ドイツの裁判官は、他の法域の裁判官と連絡を取ることも稀である。これは主に、かかる裁判官の見解はいずれにせよ、（ドイツの）法律を適用する上で影響しないからである。

### 国外判決の承認及び執行可能性

ドイツ国内での国外判決の承認及び執行は、主としてブラッセル I 規則 (EuGVVO)<sup>201</sup>に準拠する。同規則の定めによって、EU 域内の判決の要件、手続、承認、執行は一様に規制される。EuGVVO 第 33 条 1 項によれば、国外判決は特別な追加の手続を行う必要なく、ドイツで直接に承認される。

<sup>197</sup> 連邦通常裁判所, GRUR 2009, 382 [29] - Olanzapin 事件参照。

<sup>198</sup> 連邦通常裁判所, GRUR 2002, 519, 522 - Schneidmesser II 事件、連邦通常裁判所, GRUR 2008, 145 - Stahlblech 事件 [26] 参照。

<sup>199</sup> Meier-Beck, 2007 年度特許及び実用新案法のドイツ連邦通常裁判所による司法実務 (The Judicial Practice of the German Federal Supreme Court on Patent and Utility Model Law in 2007), IIC 2009, 434 参照。

<sup>200</sup> 連邦通常裁判所, GRUR 2010, 950 - Walzenformgebungsmaschine 事件、連邦通常裁判所, GRUR 2011, 125 - Wiedergabe topografischer 事件

<sup>201</sup> Verordnung über die gerichtliche Zuständigkeit und die Anerkennung und Vollstreckung von Entscheidungen in Zivil- und Handelsachen, 2000 年 12 月 22 日付理事会規則 No. 44/2001 (2001 年 1 月 16 日付官報 L12 号 1 ページ, 2001 年 11 月 24 日付 ABI. L307 号 28 ページ)

ただし、例外として、相手方当事者が決定に先立って審尋を受けていない場合、かかる規定は適用されない。これは、特に暫定的差止めが一方的に下される場合、すなわち被告が出廷する審尋を先立って行わない場合には、かかる差止めをドイツで執行できない可能性がある理由である。国外の審決は、EuGVVO 第 39 条に従って、原告の申立てにより、ドイツの管轄官庁が執行可能を宣言しなければならない。

あるいは、判決をブラッセル規則の他の加盟国の 1 つで執行すべき場合、原告は、当該他の加盟国の各管轄裁判所又は官庁に対して、ドイツの判決の執行可能の布告を申し立てなければならない。したがってブラッセル規則により、ドイツの判決は、ブラッセル規則別紙 2 に記載の各指定裁判所又は管轄官庁による執行可能の布告を条件として、全欧洲加盟国で執行可能である。

#### イタリア

イタリアでは、裁判所は EPO 及び UAMI (Ufficio per l'Armonizzazione nel Mercato Interno、欧洲共同体商標意匠庁(OHIM)) による特許、商標、意匠の終局的無効の確認の審決に拘束される。

司法裁判所によって並行審理で言い渡される国外の決定は、一般的にイタリアの訴訟当事者が自らの立場を強調するためにこれを申し立てる他、特に欧洲特許のイタリア部分に関する特許訴訟や国際商標のイタリア部分の訴訟で取り上げられる。かかる決定は、いかなる事案においてもこれに拘束されない裁判官によって評価され、考慮される。

裁判官は、暫定的差止め及び押収の申立てといった中間的措置の手続に関しては、異なる対応を取る。かかる措置を得るため、申立人は一見して有利な事案 (*fumus boni iuris*) であることを証明しなければならず、これは、執行し得る知的財産権と侵害の双方の可能性の存在による。他国で執行し得る知的財産権の有効性を確認宣言する (EPO 審決を含む) 国外の決定や侵害の存在は、一見して有利な事案の可能性を示唆する<sup>202</sup>。

別の法域での並行する事案の決定は、イタリアに係属中の事案があってもその審査討議の再開の理由とはならない。

イタリアの裁判官による国外決定を引用又は言及の点では、全体として、裁判官が重要な国外決定を読み、関連性が認められるものを引用するのは一般的になりつつあると言える。特に特許の事項及び共同体商標の事案が多い。

裁判官に加えて、弁護士にとっても国外の決定について、自らの請求を裏付けるためにその訴状や陳述書、準備書面の中で引用すること一般的となってきた。この傾向は、裁判官が外国の法律に対する興味を増すことにつながると考えられる。

---

<sup>202</sup> モンツア裁判所、1994 年 6 月 12 日。フィレンツェ裁判所、2006 年 11 月 27 日 GADI 第 5119 号、トリノ裁判所、2003 年 4 月 24 日 GADI 第 4568 号、ミラノ裁判所、1997 年 3 月 22 日 Riv. Dir. Ind. 1998, II, 302 も参照のこと。

## オランダ

オランダの裁判所は通常、同一の訴訟物に関する国外決定に自らが拘束されるとは判断しない。ただし、特に欧州内での整合性の観点から、裁判所は多くの場合に国外裁判所の判決内容を重視し、自らの判決にも引用する。オランダの裁判所では、国外の決定に同意しない理由の説明を行うことも一般的である。ハーグ地方裁判所が再三述べている通り、特許の訴訟では、同様の事案について決定を下している国外（特にイングランド及びウェールズとドイツ）の裁判所に連絡を求めることが多い。

いかなる事案においても、国外の判決を入手可能な場合、かかる判決の利害関係人は通常、これをドイツの審理で提起する。ただし、かかる判決が公判の後、判決が下される前に入手可能となつた場合には、利害関係人は相手方当事者の同意なく、これを裁判所に提出することができない。

## スペイン

スペインの裁判所は再三にわたり、並行審理の同一訴訟物に関する国外の判決に拘束されない旨宣言している。特許の事案においてマドリッド県裁判所（第 28 部）が宣言したところでは<sup>203</sup>、国外裁判官に付された権限及び地位に関わらず、その下した国外の判決は単に例証的な役割しか果たさず、スペインの裁判所で扱う事案においては、各当事者が主張する事実及び法的知見、並びに申請された証拠に基づいて判決が下される。この *waterproof* の原理に従って、スペインの裁判所では、例えば、国外の並行審理（トルピード戦略のような訴訟）が終局判決、又は判決の根拠となる判断に達するまで自らの審理を停止することはほとんどない。

これは但し、当事者が国外の法的手続やその決定について言及することを、特に法律の整合性が見られる分野に関して、妨げるものではない。実際に、欧州特許に関わる手続では一般的な実務である。かかる証拠を申請する当事者には、裁判所が、他の法域と自らの両法域で下される判決間の事実上及び法律上の類似点を確実に認めまで、大変な努力が要求される。

---

<sup>203</sup> 判決第 122/2008 号、2008 年第 16 卷

## 4. 第4章：費用の比較

### 4.1 費用の裁定及び弁護士費用の償還

	イングランド及びウェールズ	ドイツ	フランス
費用の裁定	<p>費用については、事案の終結時に、他の全事項の後で扱われる。一般原則では、事案の敗訴当事者が勝訴当事者の費用を支払う。これには、弁護士費用、鑑定人の費用、その他の訴訟に係る直接的費用が含まれる。</p> <p>ただし、一般原則は更に他の以下の規則に従う。裁判所は、関連の事情を全て考慮した上で、全ての費用について裁定する必要がある。裁判所は、審理中の当事者の行為、当事者が事案について全面的または部分的な証明に成功したか、そして事案の解決に向けた何らかの努力がなされていたか、等の点を配慮しなければならない。</p> <p>こうした観点から、裁判所は、費用の裁定について、争点方式により対処してきた。全体の勝訴当事者が裁判所での公判で、一部の争点でのみその申立てが認められた場合、(他の事</p>	<p>裁判所の費用は、裁判所費用法 (Court Fees Act; <i>Gerichtskostengesetz, GKG</i>)<sup>204</sup>に従って算出される。計算は訴訟物の価値に基づくが、危険にさらされた当事者の利益（原告の逸失利益、侵害の経済上の影響、特許の存続期間等）を反映した裁判所の裁量に従うことを条件とする。事案の結果によって、当事者が負担すべき裁判所費用の内容及び範囲が決定される。暫定的差止めの手続についても同様である。*</p>	<p>フランス民事訴訟法（1976年1月1日発効）第696条に従って、訴訟費用は敗訴当事者が負担する。ただし、裁判官が、他方当事者がその全額又は一部を負担すると決する場合はこの限りでない。</p> <p>訴訟費用には、以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 裁判所事務官室又は税務管理当局が徴収する費用、税、政府機関印税又は報酬</li> <li>(ii) 法律又は国際的な取決めによって必要とされた場合、書類の翻訳費用</li> <li>(iii) 証人手当</li> <li>(iv) 鑑定人費用</li> <li>(v) 固定額支払金</li> <li>(vi) 公務員報酬、「偽造品の押収」措置の経</li> </ul>

<sup>204</sup> BGBI. I p. 718, 2004年5月5日に改正・公布。

	イングランド及びウェールズ	ドイツ	フランス
	<p>情が何も無ければ) 費用の裁定にこの部分性が反映される可能性が高い。</p> <p>同様の原理は、中間的措置の申立て（審理の過程でなされる命令に対する申立て）にも適用される。</p>		<p>費及び費用</p> <p>(vii) 規則の範囲での弁護士費用、最終弁論の費用</p> <p>(viii) 国外での手続過程を通知するため支払った費用</p> <p>(ix) 裁判所の要請に従って国外で実施されるべき調査命令により必要とされた通訳及び翻訳費用。2001年5月28日付理事会規則(EC)第1206/2001号、民事及び商事の事項での証拠の収集における加盟国裁判所間の協力に関する規則に準じる。</p> <p>費用に関して、フランスの裁判所は支払うべき額を評価せず、当事者がこれを計算する。</p> <p>困難が生じた場合には、当事者は管轄裁判所の事務官に訴訟費用額の査定を要請する。</p>
弁護士費用の	費用は標準方式又は補償方式のいずれかで評価し、通常は標準方式による。どちらの方式	弁護士費用（特許弁理士費用も同様）は、連邦弁護士報酬法（Federal Attorney	フランス民事訴訟法（1991年12月の適用法令第91-1266号）第700条に従い、裁判官は

	イングランド及びウェールズ	ドイツ	フランス
償還	<p>でも、裁判所は「非合理的に発生したか、非合理的な額の費用」は認めない。CPR 第 44.4 条(1)。</p> <p>標準方式では、裁判所は以下の費用のみ認める。</p> <p>「争点となっている事項に比例する費用。費用が合理的に発生したか、又はその額が合理的かつ比例しているかについてのいかなる疑義も、支払い当事者に有利に決定される。」CPR 第 44.4 条(2)。</p> <p>比例については、単に償還される損害賠償額だけでなく、訴訟に含まれる争点を背景として考察されなければならない。判断要因については、CPR 第 44.5 条(3)に定める。</p> <p>補償方式では、裁判所は以下の方針に従う。</p> <p>「費用が合理的に発生したか、又はその額が合理的かについて生じ得るいかなる疑義も、費用の受領当事者に有利に解決される。」CPR</p>	<p>Remuneration Act: <i>Rechtsanwaltsvergütungsgesetz, RVG</i><sup>205</sup> に従って、訴訟物の価値を根拠として算出される。その額は、一方の当事者の請求によって、第一審の裁判所により定められる。法律の定める額を超えて合意されたいかなる弁護士費用も償還されない。事案の結果によって、当事者自らが負担すべき額か否か、負担範囲、及び相手方当事者の弁護士費用についてが決まる。裁判所費用、当事者の弁護士費用の法定額の双方について、敗訴当事者が負担する。暫定的差止めの手続についても同様である。</p>	<p>一方の当事者に訴訟費用を負担するよう命じ、相手方当事者の弁護士費用を支払わせる。その額は裁判所の自由な裁量によって、平衡性及び支払いを命じられた当事者の財務状況を考慮に入れて定められる。</p> <p>ただし、裁判所は、同様の考慮に基づく理由から、何らの償還も裁定しない場合がある。</p> <p>多くの事案では、極めて少額の弁護士費用の実費のみが勝訴当事者に対して裁定される。</p> <p>ただし近年、知的財産の事案に関し、特にパリの裁判所で額の上昇傾向が見られる。</p> <p>知的財産の事案では、裁判所の裁定額は、商標又は意匠の事案（通常は 5,000 ユーロから 30,000 ユーロの間で変化）よりも、特許の事案の方が大きくなる（近年の裁定額は 300,000 ユーロ）。</p>

<sup>205</sup> BGBI. I p. 718, 788, 2004 年 5 月 5 日に改正・公布。

	イングランド及びウェールズ	ドイツ	フランス	
	<p>第 44.4 条(3)。</p> <p>規則はかなり明確であり、CPR 第 44.5 条(1)で繰り返されるとおり、補償方式の費用は、必ずしも比例していなくてよい。</p> <p>補償方式で下される費用に関する命令は、比較的まれである。通常は、支払い当事者の側の（裁判所の命令の不順守等）非難に値する行為が実証された場合に下される。</p> <p>合意がない場合には、裁判所が自ら費用を評価し、支払いを命ずる。経験則では、評価を受けた当事者は、訴訟の実費の 65~85% の償還を受ける可能性が高い。</p> <p>敗訴した被告による上訴手続の開始は、上訴係属中の裁判所による費用評価の停止にはつながらない。ただし、当事者間の合意で停止することはできる。これは一般的な実務で、通常は、合意又は裁判所の命令に拠る費用の支払い額に基づく。</p>			
費用の	オランダ	イタリア	ベルギー	スペイン
	明白な勝訴当事者が存在する場	知的財産の事案における費用の	ベルギー民事訴訟法 (Belgian	費用は以下の当事者が負担する。

	オランダ	イタリア	ベルギー	スペイン
裁定	合には、裁判所は、この点について多少の裁量を有するとはいえた一般的に、敗訴当事者に勝訴当事者の費用を支払うよう命じる。一定の範囲で両当事者の主張が認められる場合、裁判所が双方の費用を補償することがある。	裁定及び弁護士費用の償還は、民事訴訟法の規定による。この法律は、1940年10月28日勅令第1443号により制定され、1942年4月21日に公式に発効した。  イタリア民事訴訟法第91条に従って、事案を決する裁判所が、弁護士費用と共に、費用の支払いを敗訴当事者に命じる。その額は一般に、発生した実際の費用及び経費に一致しない。イタリア民事訴訟法第92条に従って、裁判所はまた、その費用を不適切かつ過分と見なす場合には、発生した費用の除外を決することもある。裁判所はまた、「重大かつ特別な事由」がある場合に、各当事者が自らの費用（及び弁護士費用）を負担するよう、決することもある。	Civil Procedure Code) 第 1017 条に従って、事案の終結時に、裁判官が敗訴当事者に対して、訴訟の費用を負担するよう命じる（鑑定人費用、裁判所費用及び経費、登録費用、弁護士費用等）。	(i) 敗訴当事者（その事案の申立て全体が裁判所に認められなかった当事者）  (ii) 請求を取り下げた原告（被告の同意はない）  (iii) 被告（請求に対する答弁の後に審理を放棄し、法的観点から事案が疑いなく放棄された場合）  費用には、勝訴当事者の弁護士費用、印紙代、鑑定人費用、他の雑事項（翻訳費用、機会費用等）が含まれる。
弁護士費用の償還	知的財産に関連しない事案では、多くの場合、勝訴当事者に裁定される費用は弁護士費用に無関係	上記参照のこと。	2007年以降、ベルギー民事訴訟法第1022条の定めによって、勝訴当事者には限定期的な弁護士費	勝訴当事者は、請求の訴訟物の経済価値の3分の1しか償還を受けられない。経済価値が定まってい

	オランダ	イタリア	ベルギー	スペイン
	<p>な（実額の一部にしかならないことが多い）固定額である。</p> <p>ただし、知的財産のエンフォースメント指令の実施以降、知的財産の事項では変化があった。かかる事案では、裁判所は現在、敗訴当事者に対して勝訴当事者の合理的かつ比例的な費用を支払うよう命じる。これには、（合理的な）弁護士費用が含まれる。</p> <p>知的財産の事案では、特許の事案を除いて、合理的かつ比例的な費用の指針となる、いわゆる目安料金表（indication tariffs）がある（事案の複雑さ、及び暫定的措置の手続又は本案の審理の提起の有無によって、6,000～25,000ユーロの間で変化）。これはあくまで目安に過ぎず、特に敗訴当事者が（十分に）主張をしていなかった場合には、より高額の裁定がなされ得る。</p>		<p>用が補償される。基本額があり、これは訴訟の金銭上の利益を基に定められる。裁判官は下記の基準に基づき、この基本額を離れ、(82.50 ユーロから 33,000 ユーロの間の) 絶対的下限と上限の間で、実際の金額を定める。</p> <p>(i) 敗訴当事者の財務見通し  (ii) 事案の複雑さ  (iii) 審理における不合理な側面</p>	<p>ない（一般的に知的財産権に関する）請求については、法律の定めによる（裁判所が同意する場合）固定額の 18,000 ユーロである。<sup>3</sup> 分の 1 制限規則には、以下の 2 つの例外がある。</p> <p>(i) 弁護士が税又は公的価格（すなわち検察官）の対象となるときは、敗訴当事者は（弁護士費用に関する限り）該当の税又は公的価格を支払わなければならない、  (ii) 裁判所が敗訴当事者にとって不正な訴訟だと見なす場合。</p> <p>実際には、弁護士費用は地方の法曹規則（Bar Rules）によって算出され、これは平均的弁護士費用より極めて低額である。</p>

	オランダ	イタリア	ベルギー	スペイン
	<p>特許の事案には、何ら目安料金表はなく、裁定される費用は、例外的事案では 500,000 ユーロにまで上昇し得る。多くの特許の事案では、裁定される費用は 100,000 ユーロから 250,000 ユーロの間である。さらに、多くの事案で、合理的かつ比例的な額について、判決の言渡し前に、当事者間で合意する。地方裁判所では通常、かかる合意について、費用の支払い命令の決定内容として認める。</p>			

追加情報（上記表中「\*」で示された箇所）

## ドイツ

\* 特許侵害訴訟<sup>1</sup>

訴訟物の価値	250,000 ユーロ	500,000 ユーロ	1,000,000 ユーロ	5,000,000 ユーロ
費用リスク <sup>3</sup> (第一審)	18,000 ユーロ <sup>2</sup>	27,000 ユーロ	40,000 ユーロ	150,000 ユーロ
費用リスク(第二審)	21,000 ユーロ	32,000 ユーロ	48,000 ユーロ	165,000 ユーロ
費用リスク(終局審)	28,000 ユーロ	42,000 ユーロ	62,000 ユーロ	230,000 ユーロ

\* 無効取消し訴訟(特許)

訴訟物の価値	1,000,000 ユーロ	5,000,000 ユーロ	10,000,000 ユーロ
費用リスク <sup>3</sup> (第一審)	46,000 ユーロ	156,000 ユーロ	300,000 ユーロ
費用リスク(第二審)	54,000 ユーロ	191,000 ユーロ	365,000 ユーロ

<sup>1</sup> 商標の事項では、ほとんどの事案で弁理士を必要としないため、費用は非常に低くなる。

<sup>2</sup> 全額について、付加価値税(VAT, value-added tax)除外。全額について概算である。

<sup>3</sup> 敗訴当事者から勝訴当事者に対して償還されるべき費用、裁判所費用及び(法律上の)弁護士及び特許弁理士双方に対する法定費用を含む。敗訴当事者が支払うべき、自らの弁護士費用は含まれていない。実際には、費用の合意が一般的であることから、弁護士の費用は法定額から除外し得る。裁判所が任命する技術鑑定人の費用、出張旅費、翻訳費用等の追加費用も発生し得る。

## 第5章：訴訟の提起場所

### 5.1 訴訟を開始する国

#### ベルギー

複数の管轄がある事情下では、証拠収集や仮差止めといった暫定的措置が要求されるときには、ベルギーの裁判所は「第一撃」訴訟の場所として望ましい。欧州の中心という独自の立地のため、ベルギーには欧州の流通センターが極めて多く置かれている。一方的、迅速かつ安価な「記述的押収措置」の手続は、知的財産の所有者が、侵害の証拠だけでなく侵害の発生地及び仕向地の情報についても迅速に得ることができる適切な手段である。一旦この証拠が得られれば、他の法域でも自由にこれを使用することができる。

EU域外の被告（製造業者や販売を組織だって行う会社）がベルギーの代理店や卸売業者と共に提訴するという条件が満たされれば、ベルギーの裁判所には、さらに国境を超えた暫定的差止めを命ずる準備がある。<sup>206</sup>

#### イングランド及びウェールズ

イングランドの裁判所には知的財産法の専門裁判官があり、特許の事案には技術的に適任である。判決は、完全な理由を付されて適時に下されるために、欧州の他の法域でも尊重されている。

他の欧州の法域とは異なり、文書による開示が要求される。開示の規則とは、一般的に当事者が関連のある書類を開示するよう求められるというもので、これはかかる書類がその事案を害するものであっても適用される。これによって、方法の請求項や先使用の事例等、他の手段では入手不可能だった有益な情報が提供される。ただし、裁判所は開示を出来る限り制限しようとする。特許に関連して、特許の有効性が争点となっているいかなる事由に関する開示も、最先の請求があつた優先日の前2年から起算して、その優先日から2年後までの4年の期間内に成立した書類に限られる<sup>207</sup>。被告は、開示に代わって製品及び工程の記述を提供することも可能であり<sup>208</sup>、こちらの方が時間と費用の節減になる。訴訟前の開示も一定の場合には利用可能である。イングランド及びウェールズでは捜索押収命令の発行が可能であるが、実務上は稀にしか用いられない（第2.3節を参照のこと）。

イングランドの裁判所では、証人と鑑定人の双方への反対尋問が認められているので、複雑な技術上又は事実上の争点がある場合には有益である。当事者が依頼する鑑定人は、最優先義務として裁判所を補助するため、客觀性を保つことができる。開示や鑑定人の反対尋問が認められているため、鑑定人は通常、その見解の提出により慎重となる。鑑定人はかかる見解のために公開の法廷で抗弁を行う必要があることを知っているからである。

イングランドの裁判所の高度な専門知識と、その厳密な調査力により、イングランドは重大で複

<sup>206</sup> 本調査報告の第3節を参照のこと。

<sup>207</sup> 実施細則63、第6.1項(2)

<sup>208</sup> 実施細則63、第6.1項(1)

雑な争いを提起するのに魅力的な法域となっている。

## フランス

フランスでの審理の開始には、一般的に以下の利点がある。

1. 証拠のための最良の手段：「偽造品の押収」は低費用、迅速かつ容易な証拠取得手段である。さらに、（原告が自ら、登録又は出願された権利の所有者であるか、専用実施権者であることを明確に実証できれば）ほぼ自動的に許諾される。一旦許諾されれば、原告には見本や書類のみならず、製造や流通の手段、材料も押収する権利がある。
2. 審理の期間が合理的である：本案の判決は第一審で1.5～2年以内に、控訴の判決はさらに12～18か月で得ることができる。
3. 1か所の裁判所、1回の公判：
  - パリの裁判所には特許の事項に対する専属的管轄権がある。
  - パリの裁判所にはまた、CTM 又は RCD が関わる侵害の事案に対する専属的管轄権もある。
4. 損害賠償の計算に関する新規則（2007年10月の新法より）によって、原告が被った損失のみならず、侵害者の利益の一部も償還可能である。
5. 低費用：フランスの審理の費用は通常、他国より低額であり、その還付により満足が得られる（特に特許の事案）。ただし、費用の裏付け書類を裁判官に提出することを条件とする。

## ドイツ

欧州での訴訟戦略を策定する際に考慮すべき重要な問題には、関連裁判所の専門知識、審理の期間、（被告が無効の主張の審尋を受けたかどうかの質問等）特定の手続上の規則、暫定的差止めによる救済措置の可用性、裁判所の言語、費用等がある。概して言えば、特許の行使により大きな経済的利益が得られる欧州諸国での数か国にまたがる訴訟は、被告に大きな圧力をかける戦略として有効である。例として、多様な国内システムを使用して、上記第2.3節に定める条件に基づき国境を超えた規模で使用し得る証拠を獲得すること等が挙げられる。つまり、特許の事案で裁判の場所にドイツを選択することは非常に賢明である。

経済上の理由に加えて、特許訴訟の実績が豊富なことも大切な要因である。ドイツの裁判所は伝統的に、欧州の特許事案で最多の決定を行っている（欧州で提訴される全事案の50%がデュッセルドルフの裁判所で扱われる）。この事実は、特許事項におけるドイツ法域の重要性を明証している。特に、欧州特許の法域間の整合性を拡大させる目的という観点から、多くの事案で、ドイツの公判の結果が侵害者による決定に重大な影響を及ぼし、そしてドイツでの判決を得た被告は、さらなる敗訴のリスクを負うよりも、他の欧州特許各国での争いについて和解することに納得する可能性が高い。さらにまた戦略上の重要点として、侵害が最大の経済的影響を及ぼす国で法的手続を提起することが挙げられ、これは大抵の場合にドイツの市場である。最後に、関連各国での侵害者又は顧客との事業上の関係に訴訟が影響を及ぼす可能性があること等を考慮に入れなければならない。こうした条件下では、多くの場合、侵害者に対抗するために、国外侵害者を直接

にドイツの裁判所で提訴可能であっても、他の欧州各国と並行して法的手続を取ることが賢明である。ただし、欧州司法裁判所による GAT 対 LuK 事件での判示（第 3.1 節参照）の関係で、国境を超えた訴訟は事実上不可能となりつつあるため、現在は推奨できない。

## イタリア

第 1.3 節で説明したとおり、イタリアの知的財産の事項には現在、12 か所の裁判所に設置された 12 の専門部が、かかる訴訟に専属管轄権を持って対応する。

2012 年 1 月 24 日付法令第 1 号の発効をもって、かかる事項は新規の「企業裁判所 (*Tribunali delle Imprese*)」(Courts of the enterprises) が扱う予定である。

上記に関わらず、侵害訴訟については、侵害製品又は方法を扱う流通機構に属するいかなる運営者（製造業者、代理店、卸売業者等）に対しても提起できる。

コモンローの法域とは異なり、イタリアでは、各当事者がその請求及び主張について完全な立証責任を負う。したがって、開示の義務は存在しない。つまり、各当事者は、その立場を裏付けるために好ましいと思料する書類のみを選択、提出し、自らに不利な書類は除外することが認められている。

当事者は、法的手続の最初の証書に付して、直ちに全ての証拠を提出する必要はなく、後日の期限が与えられる。

さらに特許の事項では、証拠の段階は一般に、裁判所の技術鑑定人の段階を特徴とする。かかる段階の特殊性には、当事者の技術鑑定人が裁判所の技術鑑定人と協力して、技術的な準備書面を提出及び交換すること、また、法律が定める当事者の証拠申請期間の経過後でも、請求を裏付ける新たな書類や他の証拠の申請が許されることが挙げられる。イタリアには「審理中の技術的審理」があり、イタリアの特許訴訟を技術的に高度なものにしている点は度々指摘されている。

## オランダ

第一に、被告がオランダに本拠を有する場合、特許の審理で無効の抗弁が提起されるとしても（実際には常にそうされるが）、国境を超えた暫定的差止めを得ることが当面はなお可能である。これによって、汎欧州の侵害に対して適切な（第一）段階を確保できる。これは欧州連合に本拠を持たない被告にも適用可能で、この場合はオランダの裁判所にオランダの被告とともに提訴する（第 3.1 節参照）。

さらに、特に特許以外の他の知的財産の事案で、裁判所の判示では、エンフォースメント指令の実施以降、事案の事情が正当化するならば（特に緊急の行動が必要ならば）、裁判所は、相手方当事者の審尋を伴わない一方的な救済措置を下すことに積極的である。

加えて、オランダでは効果的な保全措置を容易に得られる。第 2.3 節で証拠に基づく押収の可能性について説明したが、侵害製品の一方的な判決前差押え（又は凍結）命令も請求できる。これが認められれば、知的財産の所有者は侵害行為が裁判所の定める期限内（通常は 8~14 日間、一

一般的な最大期間は 30 日) に開始されたことを条件として、侵害製品を差押えることができる。

別の非常に効果的な手段として、とりわけ国境を超えた侵害の事案では、国境での留置の方法による知的財産権の執行がある。EU 反海賊行為規則 (EU Anti Piracy Regulation) 1383/2003 は税関に対し、(保税倉庫での管理中を含む) 運送の過程にある侵害を構成し得る製品について、かかる侵害の疑いで留置することを認めている。これは侵害当事者がオランダに居所を有していないとも可能である。税関は、自発的に当該製品を留置する他、知的財産の所有者の申立てにより、申告された商品がかかる侵害を構成し得る商品を確実に監視できるよう、一般命令を(一方的に) 下す場合もある。

オランダ税関は、かかる知的財産の執行に非常に積極的であり、欧州の国境管理当局の中で最も効果を上げていることが知られている。欧州の主要(空)港である、ロッテルダム港とスキポール空港にある税関事務所には、知的財産の執行専門チームがある。一般に、税関では、偽造品と「通常の」侵害を構成し得る商品との区別をしない。

税関は自発的な行為によって 3 就業日間の留置を行い、知的財産の所有者が、侵害を構成し得る商品に対する措置を取るよう税関に申立てを行うことができるようとする。かかる申立ての後、税関は 10 就業日間(さらに 10 就業日間は延長可能)の留置を行うことができる。申立てに従った措置を行うときには、留置期間は 10 就業日である(さらに 10 就業日間は延長可能)。

税関は、知的財産の所有者又は税関への申立人に対して、発見された全ての商品、その性質及び出自、保管者の身元(倉庫管理者又は運送業者)、荷送人及び/又は荷受人を通知し、下記に定める特許権者の法的措置が円滑に進行するようとする。

留置期間内に、知的財産の所有者は侵害訴訟を提起しなければならない。かかる状況下での訴訟は様々なケースが考えられる。まず、規則第 11 条の定めによって、侵害当事者が警告状を受領した後に反対をしない場合には、侵害商品を破棄する機会が与えられる。反対があった場合には、知的財産の所有者は、裁判所での侵害訴訟の提起か、民事判決前差押え命令(civil prejudgment seizure order)の申立てのいずれかを行う。留置期間内に民事判決前差押え命令を得るか、侵害訴訟を開始するときは、商品は、侵害訴訟での確定判決まで、差押え又は留置されたままとなる。ただし、暫定的救済措置の訴訟を開始して、民事判決前差押えを解除することは可能である。

## スペイン

スペインには、同国で侵害行為が起きるか、侵害者が居所を有するときは、知的財産の侵害訴訟に対する管轄権がある。(スペインが製品の最大市場でない等) スペインで最初の決定をする特別な商業上の利益がない場合には、より専門化的かつ処理が迅速な他の(英独等)裁判所を利用可能ならば、スペインでの訴訟開始は得策ではない。スペインでの審理は通常は長く(第 1.1 節参照)、バルセロナ県裁判所第 15 部、マドリッド県裁判所第 28 部、並びにスペインの CTM 及び CRD 以外の裁判所には知的財産権についての深い知識がない。

また、アリカンテにある CTM 及び CRD のためのスペインの裁判所(第 1.3 節、第 2.2 節を参照)は、原告も被告も共同体加盟国内に居所や施設を持たない場合に、CTM 及び CRD の侵害の訴訟や

無効確認の反訴に対応する専属的な裁判所である<sup>209</sup>。

国境を超えた訴訟についての法的判断例はない。ただし、スペインの裁判所は国外の知的財産権に関して、欧州司法裁判所による GAT 対 LuK 事件（事件第 C-4/03 号）及び Roche 対 Primus 事件（事件第 C-539/03 号）の原理に従い、侵害又は無効確認訴訟では判決を下さないことが予測される。

---

<sup>209</sup> 2006 年 12 月 18 日に理事会規則第 1891/2006 号によって改正、2009 年 3 月に更新された CTM 理事会規則 (CE) 207/200、及び CRD 理事会規則 (CE) 6/2002。

## 5.2 特許侵害訴訟を開始する可能性のある裁判所：適切な裁判所の選択、多様な要因の検討

### ベルギー

相対的な速さや専門性を別として、ベルギーの知的財産の法律家の間では現在アントワープの裁判所が全般的に好まれているが（下記第5.3節も参照のこと）、ベルギーで知的財産の争いを提起する裁判所を選択する際、言語が重要な役割を果たす場合がある。

アントワープやゲントの裁判所は主にオランダ語で業務を行うが、モンスやリエージュでは主にフランス語で行う。（特許権者又は無効取消し訴訟の被告がベルギーに居所を有さない場合等）ブラッセルの裁判所に管轄権が成立し得る場合、原告には、審理をフランス語で開始するか、オランダ語によるかの選択肢がある。これには、以下の観点から大きな相違がある。すなわち、オランダ語が手続言語である場合には、裁判所では英語の書類に翻訳を必要としない一方、フランス語で事案の指揮がなされる場合には、全ての各外国語の書類にフランス語訳が要求され、これによって訴訟の（償還不能な部分の）費用が増加する。

### イングランド及びウェールズ

イングランドの制度下では、訴訟に最適な裁判所を決する上で、特に問題とされる知的財産権の種類により、様々な要因を考慮する必要がある。第1.2、1.3節に記載したとおり、多様な権利に対して訴訟を提起し得る異なる裁判所がある。

特許事件は大抵が特許裁判所に提訴されるが、代替的に州特許裁判所で扱う場合も増えつつある。

知的財産庁から小額で入手可能な、侵害や有効性についての見解は、裁判所に行く前に争いを解決するのに役立つ、貴重な手段となり得る点にも留意すべきである。

### フランス

特許について、可能な選択肢は存在せず、パリの裁判所が専属的管轄権を有する。

### ドイツ

第1.2節で説明したとおり、特許の事項での侵害訴訟は、管轄の地方裁判所のうち1か所でこれを開始することが可能であるが、侵害がドイツ全域に及ぶことを条件とし、通常はこれに該当する。殆どの事案では最も経験豊富な法廷としてデュッセルドルフ地方裁判所が選択される。その他、依頼人の会社の所在地やその他実務上の配慮によって、侵害訴訟ではマンハイムやミュンヘンも人気が高い。これ以外では、ハンブルグでは事案増加によりごく最近に第2特許部が設立されたが、残りの裁判所は、特許の侵害訴訟には殆ど利用されないため、その面での評価が確立されていない。

商標の事項では、ハンブルグ地方裁判所が商標の所有者に広く選ばれている。侵害が近い将来に生じるかどうかの審査が、あまり厳格でないという評価のためである。

## イタリア

知的財産の事項を扱う全裁判所は全て同様の実績を持つが、従来からミラノ、トリノ、ベニスの裁判所が最も有能かつ確実であると、知的財産の運営者たちに認識されている。

## オランダ

多くの知的財産の争いについて、ハーグ地方裁判所に専属的管轄権がある（第1.2節参照）。かかる争いで（著作権侵害やベネルクス商標又は意匠権の侵害等）専属的管轄権がない場合、被告が居所を有する地方の裁判所か、侵害の発生地の裁判所のいずれかで提訴されるが、後者では、侵害が複数の地域で生じる場合、原告に「法廷地あさり」をする機会を与えててしまう。この点において、第1.3節で強調した、専門裁判官を有する裁判所のうち1か所で訴訟を開始することが適切と考えられる。

## スペイン

知的財産権の侵害訴訟を開始するのに最適なのは、マドリッドとバルセロナの商事裁判所である。両裁判所（及び該当地域の県裁判所）は、知的財産訴訟の分野で具体的な専門知識があることを実証してきたからである（第1.3節参照）。近年の一部の裁判官の専門化（第1.3節参照）や、マドリッドの裁判所に比した、バルセロナの裁判所の迅速さを前提とすると、現在では恐らくバルセロナの裁判所で侵害訴訟を開始する方が適当と認められる。これらの裁判所のいずれかに請求を申し立てるための基準は、侵害者の居所のある地、又は侵害行為が行われているか影響を及ぼす地域が、それぞれマドリッドとバルセロナにあることである。マドリッドとバルセロナはスペイン最大の市場なので、後者の地域は実証しやすい。

## 5.3 多様な裁判所の利点及び欠点、その国内訴訟規則

### ベルギー

最近のベルギーの知的財産訴訟制度の主な長所は、侵害や商品の出自の証拠を「記述的押収措置」の手続を通じて容易かつ低額で収集できることにある。記述のとおり、この証拠は後続の国外手続で、ベルギー国内で本案の審理が開始されていなくても使用できる。別の利点は、「迅速手続」の審理の相対的な速さと効率性で、かかる審理で知的財産の所有者は、数か月以内に、終局的かつ直ちに執行可能な差止め命令を得ることができる。この場合、当該知的財産の侵害が最初に成立していれば、その知的財産権の有効性が審査されるリスクを負うことはない。これは、本調査報告で度々説明している、有効性と侵害の争点に関する独特な「分担」のためである。

ベルギーでの訴訟費用は、他国に比して低額であるが、弁護士費用の償還額も相対的に低い（上限額 33,000 ユーロ）。このため、原告は、勝訴の自信が無い限り、相手方当事者の訴訟費用全額を支払うことになる危険は避ける筈である。一方、良心的でない被告にとっては、原告の訴訟費用増大のみを狙う複雑怪奇な主張を持ち出す機会が与えられ、しかもその訴訟費用全額を償還させられる危険は冒さずに済むことを意味する。

ベルギーの国土は小規模なため、一部の近隣国に比して、高額の損害賠償や裁定費用を求める裁判の場所としては不適切である。また、訴訟を指揮するための弁護士費用を全額償還されることも期待できない。さらに、かかる損害倍総額や費用は「通常の」審理を通じてしか得られず、その審理は長期に及ぶ場合がある（第一審の終結までに 1.5~2 年）。したがって、最適なのは「迅速手続」訴訟であり、この場合には通常、差止めをほんの数か月で得ることができる。以上の特徴がベルギーの「迅速手続」訴訟を独特で好ましいものにしている。

### イングランド及びウェールズ

イングランド及びウェールズでの手続は、比較的迅速である。必要に応じて、公判の審尋全体を 12 か月で実施し、上訴の許可も直ちに得ることが可能である。このため殆どの事案が 2 年以内に終結に至る。また、被告には十分な勝訴の見込みがないことを原告が具体的に述べができる状況ならば、略式裁判の申立てを行うことも可能である。この場合、審判は、訴状交付から 6 か月以内に行われる。略式裁判は、特許侵害の事案では有効性や侵害の争点の複雑性のために通常は行われないが、他の知的財産権については利用される。

侵害と有効性について同時に審尋が行われるため、矛盾した主張を行うことは不可能であり、また、侵害又は有効性の搾り込みの主張（第 2.4 節参照）を行う可能性も広がる。これは権利の所有者に不利に、被疑侵害者にとって有利に働く。

知的財産侵害の虞に関する法律の規定は、イングランドの知的財産訴訟に特有であるが、他国では他に不当な脅威に対する保護の法律が存在する場合がある。

並行して EPO の異議申立ての手続がある場合、イングランドの裁判所は通常、司法裁量権を行使して、イングランドでの訴訟の審理停止を避ける（第 2.6 節参照）。したがって、審理の停止に抵

抗することを望む当事者には、イングランドは適切な法域である。

シングラントの裁判所で可能な確認宣言による救済措置の新規かつ革新的な形式は（第 2.6 節参照），訴訟当事者となり得る者に好ましいかどうか、という点は検討に値する。

イングランドの裁判所での訴訟は、他の欧州法域に比して高額な場合がある。ただし、金額を比較する際は、有効性と侵害について同時に審尋し、実務上の目的から上訴には 1 審級しかないため、本案の終局決定を 2 年以内に得ることが可能な点に注意しなければならない。

イングランドは、その経済規模のために、欧州域内で経済的に重要性な法域と見なされる。特に、医薬品産業は重要である（イングランド及びウェールズには多くの大手医薬品会社が本社や大規模な事業所を置いている）。同じ理由で、携帯電話等の産業でもイングランドの裁判所は重視されている。

## フランス

フランスには知的財産訴訟を扱う場所として以下の利点がある。

- 知的財産を扱う裁判官は、高度に専門化されていて、知的財産の事項に専念する。
- 訴訟審理の費用は相対的に高額ではなく、特に裁判所費用は基本的に不要である。
- 時間枠が極めて合理的である。
- 権利の所有者は強力な手段を利用できる。特に、(1)偽造品の押収は、フランス法下で長い間認められてきた措置であり、侵害の現実と範囲についての証拠保全に、最も有効な手段である。また、(2)文書の提出規則によって、侵害者の人脈の確認や財務情報を収集できる。
- 近年の傾向である、費用及び法的費用（弁護士費用）の償還の分担によって、権利の所有者は、実体のないものであっても、訴訟の提起及び指揮に生じた費用の相当部分の償還を受けることができる。
- 侵害を肯定する知見に従って、権利の所有者は侵害者に対して、事実上自動的に終局的差止め命令を得る。極めて多くの場合に、違反時に罰金が科される。

## ドイツ

分担制度のもたらすドイツの侵害訴訟の大きな利点の 1 つに、特に差止めによる救済措置を、相対的に短期間で得られることがある（通常は第一審段階の主要審理に 1 年以内）。これは、被告による無効の主張の審尋が行われないためであり、したがって、有効性の争点は審理から極力排除される。さらに、ドイツの裁判官は、その法律及び技術の事項双方での経験と、事案の徹底的な評価で知られている。その上、ドイツでの審理の費用は他の欧州各国に比して相対的に低額なことも重要である。特に、相手方当事者の弁護士費用（弁護士費用法（Lawyers Fees Act）に定められた範囲でしか償還を受けることができない）によって生じる費用のリスクという観点から、ドイツのシステムには、審理の費用リスクを予測する面で大きな利点がある。原則として、並行する侵害の審理に対抗して無効取消し訴訟が申し立てられる場合でも、侵害についての決定は、無効取消し審理の決定より早く送達される。このことは、侵害者に対して、その無効取消し訴訟の見込みが全くないものではなくても、侵害の争いの和解を希望させる効果が一般的にある。

さらに、ドイツでの特許の争いは現在、主な侵害を扱う裁判所の間で興味深い競争に直面している。欧州の特許事項に統一管轄権をもたらすこととなる、計画中の EU 特許 (EU-Patent) 及びその中央集権裁判所制度について、EU 特許の事案を扱うよう指名される国内裁判所の決定が近づいているからである。現在の計画では、ドイツの侵害を扱う管轄を有する 12 か所の裁判所のうち、指名されるのは 3 か所乃至 4 か所にすぎない。殆どの裁判所はあまり影響はないが、最大の 4 か所の裁判所（デュッセルドルフ、マンハイム、ミュンヘン、ハンブルグ）は「依頼人」を得るために、扱い事案数の増加を通じて地位を向上させるよう競っている。その魅力を増すため最も重要な基準は、審理の一層の迅速化であり、これは特許権者の利益になる。

一般的な損害賠償は特許の所有者に生じた実損の補償に必要な範囲の裁定に限られる（米国で知られる懲罰的損害賠償とは異なる）という事実は、ドイツにおける訴訟の軽微な欠点ではあるが、侵害者に不当な恩恵を与えることは避けられる。損害賠償の計算には常に事案個別の事情（過失の程度、侵害者の利益等）が考慮されるため、侵害者に対しては許可を受けた実施権者とは異なる扱いをすることができるからである。

上記は、全て商標及び意匠にも適用される。

## イタリア

イタリアでの訴訟の提起には、多くの利点が伴う。特にイタリアでの訴訟は他の欧州法域に比して低額である。

さらに、無効と侵害の事案では、以下の事情下では同一裁判所に提訴できる。

1. 無効訴訟が知的財産権に対して提起されるとき、当該知的財産権の所有者は、侵害の反訴を提起できる。
2. 侵害訴訟が提起されるとき、被疑侵害者は、執行された知的財産権に対して侵害訴訟を提起できる（これが一般的である）。

かかる制度は、下記の具体的な利益をもたらす。

1. 費用及び経費の点での利益。当事者が 2 つの異なる訴訟を開始する義務を負わないため。
2. 手続の点での利益。他の法域のために裁判所が審理を停止する必要がないため。

イタリアでは、暫定的差止めや差押えといった中間的措置にも利点が生じ得る。かかる措置は下記のように交付され得るからである。

1. 一方的に（すなわち、通知なしに）、又は
2. 本案の審理以前又は審理中に。

かかる措置を得るために必要な緊急性の要件 (*periculum in mora*) について、イタリアの裁判所は比較的厳密に評価する。裁判所の法律では、侵害の事項では、緊急性は侵害行為に内在するため、常にその要件は満たされる、とされる一方、他の判例法は、知的財産権の所有者が侵害に一定期間、気付いていながら、その権利の保護を何ら開始しなかったとき、緊急性を認めていない。この侵害の容認期間は比較的長く、6 か月以上 2 年までであることから、イタリアでは知的財産

権の所有者が一定期間、侵害を容認していても、中間的措置を受けることができると言える。

さらに、暫定的差止め及び差押え命令を得るのに必要な期間は比較的短く、特に商標及び意匠の争点で、裁判官が、裁判所の技術段階を設定する必要がない場合は短くなる。期間は2週間から1.5ヶ月と考えられる。中間的措置を許可する規定については不服を申し立てが可能である。不服申立ての手続は1~1.5ヶ月続く。

その上、本案の審理中、当事者は最初の準備書面に付して、直ちにその請求を裏付ける証拠及び主張の全てを提出する義務を負わず、手続期間中の一定の時点まで見直しが認められる。

欠点としては、他の法域（イングランド及びウェールズなど）とは異なり、特許の事項では裁判官は能力は高いものの技術的な知識を持たず、一般に裁判所の技術鑑定人の支援が必要なことが挙げられる。裁判官は裁判所の技術鑑定人の見解に（拘束はされないものの）依拠して決定を下すことが一般的である。

イタリアは審理の遅い国として知られ、例えば、第一審の本案の判決を得るには2.5~3年かかる。ただし、戦略的理由から審理の遅滞を求める当事者にとってはこの遅さは利点となり得る。

他には、2011年5月11日付省令により実施された、イタリア特許商標庁に申し立てられるべき商標登録に対する異議申立て手続にも利点がある。

利点とは以下のとおりである。

- 司法当局での無効取消し訴訟に比して、少額の費用。
- 司法当局での侵害訴訟の提起及び暫定的差止めの申立てを妨げない。
- 拒絶の場合には、司法当局での無効取消し訴訟の提起が可能である。

欠点は以下のとおりである。

- 異議申立ては、2つの異議の事由に限られる。

商標の登録及び出願以外の方法で、特徴的な記号を規制することはできない。

## オランダ

オランダの裁判所の利点は以下のとおりである。

1. 優秀な専門の裁判官があり、複雑な特許の審理の扱いに必要な技術知識を備えている。
2. 暫定的救済措置の手続と、進行した特許の審理の二つが、相対的に短期間で判決を得るために効果的な手段として存在する。
3. 一部の事案で、オランダの裁判所には国境を超えた管轄権があり、国境を超えた差止め命令を下す。
4. ハーグ地方裁判所では、当事者が提出した鑑定人の見解に重きを置く傾向があるが、「現地の鑑定人」を見つける必要はない。国外の鑑定人も同様に尊重されるからである。

5. ハーグ地方裁判所の決定は、欧州の特許裁判所の中で最も高く評価される。
6. 侵害の審理結果が知られる前の、証拠や侵害商品の保全に効果的な方法がある。
7. 審理の勝訴当事者には、特許審理費用の完全な償還を受けられる。
8. オランダ税関による国境での留置は、国境を超えた取引で流通している商品を市場から確実に排除する上で効果的な方法である。

オランダの裁判所の欠点は以下のとおりである。

1. 特許審理の高水準な裁判所としての成功と、エンフォースメント指令の実施以降行ってきた職務の拡大（証拠に基づく押収その他の一方的請求）のために、現在ハーグ地方裁判所の負荷が課題となり、本案の判決が度々遅延している。同裁判所は、これを近い将来に克服するべく様々な選択肢を探っている、と度々主張している。
2. ハーグ控訴裁判所の決定水準が一定せず、改善が望まれる。

## スペイン

スペインの裁判所の利点は以下のとおりである。

1. スペイン国内の予防的措置を、本案の訴訟前に請求できる。
2. 申立人が緊急の事由の存在か、審尋によって請求された措置の効果が補償されることを証明する場合の、一方的なものを含む予防的措置の可能性（第 2.5 節参照）。
3. 発見及び偽造品の押収による迅速かつ効果的な手続をもって、本案の訴訟の前に、侵害の証拠を得て、かつ商業情報及び被告となる見込みの当事者の宣誓を利用する（第 2.3 節参照）。
4. 損害賠償についての自明の規則の適用（第 2.5 節参照）。

スペインの裁判所の欠点は以下のとおりである。

1. 審理が遅い（第 1.1 節参照）。
2. バルセロナ県裁判所第 15 部、マドリッド県裁判所第 28 部、並びにスペインの CTM 及び CRD を除き、商事裁判所の知的財産権の知識が不十分である。
3. 特許の事案について、スペインの裁判所は技術上の知識も、特別な支援制度も持っていない<sup>210</sup>。スペインの手続上の規則によって、当事者は鑑定人による援助を受けることができ、鑑定人は当事者自らが指名するか、請求があれば裁判所の鑑定人から任命する。裁判所が任命した鑑定人の報告書は当然に、当事者の鑑定人が作成したものより客觀性があると見なされる。ただし、当事者の鑑定人は専門知識があり、裁判所が任命した鑑定人より適切な経歴を持つ（これは裁判所にとって重要な判断材料となることが多い）ことが一般的なため、その意見が考慮されない訳ではない。

---

<sup>210</sup> 裁判所がスペイン特許商標庁（Spanish PTO）に技術的援助を求めるとの規定が、特に代替措置も講じずに 2006 年に部分的に廃止されて依頼、この傾向が顕著になった。

4. 十分に証拠に基づくか、事実から (*ex re ipsa*) 生じない限り、損害賠償を得ることが困難である。スペインの裁判所が一攫千金の夢に与することは稀である。

## 5.4 裁判所の経験及び審理の速度

### ベルギー

知的財産の訴訟に管轄権を有する 5 か所の中央集権裁判所のうち、アントワープ商事裁判所は過去 3 年間、かつて知的財産担当弁護士だった専門裁判官による「ロケット・ドケット（迅速審判）」を行うことでベルギーではよく知られて気きた。同裁判所では、召喚から本案の手続の判決までの期間が、（ベルギーの被告の場合）時には短い場合で 11 か月である。一方、「迅速手続」訴訟の審理では通常、直ちに執行可能な判決（及び上訴の係属）を数か月以内に送達できる。他の裁判所には、あまり専門性がなく、裁判官も毎年変化する。

「迅速手続」の審理の導入により、緊急の暫定的差止めの審理が不要とされる。双方の類型の訴訟が同一の裁判官に提起されるため、「迅速手続」が可能な場合には、暫定的差止めの請求を拒絶する傾向にある。暫定的救済措置の訴訟は、数週間で完結されなければならないが、迅速手続訴訟には終結まで数か月を要する。

「通常の」審理は、訴訟費用を上回る損害額が償還される可能性が高い場合以外には推奨されない。こうした場合とは、侵害製品が多量であるか、悪意を実証できるときに限られる。どのような場合でも、通常審理は、知的財産権の所有者を有効性に対する攻撃の危険に常時さらし、侵害に対する評価なしに知的財産の権原の無効取消しという結果になり得ることから、適切ではない。

2007 年のベルギーの手続法の改革以降、鑑定人の指名が激減し、裁判所は、鑑定人の意見を求めるうことなく、直接に判決を下す傾向にある。このことは、召喚から判決までの期間を平均 1~1.5 年へと、著しく短縮した。

上訴の審理は一般に、終結まで 1~2 年であるが、暫定的措置の審理はこの限りでなく、事案の緊急性を実証できる場合、控訴院には、時には数か月で処理する準備がある。

### イングランド及びウェールズ

イングランドの裁判所には、知的財産法専門家の裁判官があり、特許の事案を扱う技術的な知識がある。必要に応じて、公判の審尋全体を 12 か月で完了することができ、上訴の許可も直ちに得ることが可能である。したがって、殆どの事案が 2 年未満で終結に至る。

ロンドンの高等法院及び特許裁判所が専属的に管轄するため、法廷を選択する余地は無い。

### フランス

#### 本案の審理

請求の根拠となる権利に応じて、本案の審理は以下の期間続く。

1. 第一審の審理：12 か月（例えば、「明白な」商標の事案）から 24 か月（複雑な特許の事案）の間 — 本案で認められた「迅速手続」の審理は 3~4 か月
2. 控訴の審理：さらに 12~18 か月

### 3. フランス破棄院での審理：1～2年

#### 暫定的差止め

暫定的差止め命令は、4～8週間以内に得ることができる。一方的命令ならば、その請求が裁判官に示された当日に得られる。暫定的差止めが得られたならば、本案の審理が原告によって、暫定的差止めを許容する決定の日から20就業日又は31暦日のいずれか長い方の期間以内に、開始されなければならない。

暫定的差止めの判決や一方的命令の控訴・抗告は、かかる決定の通知の日から15日以内に申し立てられなければならない。控訴・抗告によっては、執行可能は延期されない。かかる場合の控訴の審理は、3～5ヶ月かかる場合がある。

#### ドイツ

欧州中で提起される特許の事案数の多さから、ドイツの裁判所、特にデュッセルドルフの裁判所、次いでマンハイム及びミュンヘンの裁判所では、特許訴訟の豊富な経験を通じて、「等価による侵害（infringement-by-equivalence）」の原理等、ある種の問題については、ある程度は事案結果が予測できるようになった。<sup>211</sup>既述のとおり、ドイツでの侵害の審理はかなり迅速に行われる（第1.1節参照）。ただし、侵害訴訟の審理が、訴訟中の特許の有効性について裁判所が合理的な疑いのために停止される場合（一般には例外的である）、審理は長期化する場合があるが、無効取消し審理の改革により、この問題も将来的に軽減されるものと思われる。

商標及び意匠についても、裁判官の高度の専門性が、同様の肯定的な効果に表れている。

#### イタリア

第一審の決定を得るまでには、2.5～3年かかると推定される。

第一審の決定に対する抗告は、控訴院に提起をして、一般的に2年続く。

破棄院に対する上告・再抗告の審理は、一般的に2～3年かかる。

暫定的差止め命令、その他特許の事項に中間的措置を得るまでには、裁判官が特許の有効性及び侵害の確知のため裁判所の技術段階を利用するかどうかにより、1～6ヶ月かかると推定される。

商標及び意匠の争点では、中間的措置は、2週間～1.5ヶ月で得られる可能性がある。

中間的措置の決定に対する抗告の手続は、一般的に1～1.5ヶ月間続く。

#### オランダ

オランダの裁判所、特にハーグ地方裁判所では、知的財産関連の事案に極めて優れた専門知識を持つ。ハーグ地方裁判所の知的財産部の全裁判官が、少なくとも数年、通常は更に長期に渡り知

<sup>211</sup> 近年の重要な判例法で、等価の範囲を限定するもの：連邦通常裁判所、GRUR 2011, 701 – Okklusionsvorrichtung 事件、連邦通常裁判所、GRUR 2012, 45 – Diglycidverbindung 事件。

的財産の事案を専門的に扱った経験を有する。このため、暫定的差止めの審理でさえ、複雑な特許の事案等の場合でも完全に理由付けされた決定を得ることができる。原告の入念な準備により、侵害の発見後数週間内に理由を付した決定を得ることも可能で、これは他の法域でも利用可能である。第 1.1 節で説明したとおり、一部の特許の事案の本案では、召喚状の送達から 8 か月以内に判決を得ることができる。

## スペイン

バルセロナ県裁判所第 15 部、マドリッド県裁判所第 28 部、並びにスペインの CTM 及び CRD 以外の裁判所は、知的財産権についての専門知識が乏しい。

スペインの裁判所は審理が極めて遅い（第 1.1 節参照）。国際的金融恐慌が招いた破産手続の殺到で状況は悪化している。バルセロナの裁判所はマドリッドの裁判所よりも審理が早い。

### 3. 第6章：仮想事例

大阪に本社のある日本の会社 Gadget Company は、新しい刺激的な個人向け電子携帯機器による欧州市場への新規参入者である。日本での販売開始からあらゆる期待を越え、今や欧州でも、2009年12月以降、商品棚から溢れる勢いである。本機器は現在、2010年度のアルペンスキーコースの「必需」製品とみなされ、流行に敏感なスキーヤーは皆この商品を持っている。

Gadget Company が NOPEACE の商標の下で販売する本製品には、独特の新しい意匠がある。Gadget は NOPEACE のマークを共同体商標として登録出願し、手続きの完了を待っている。本機器の写真及び広告の一部を下記に転載する。



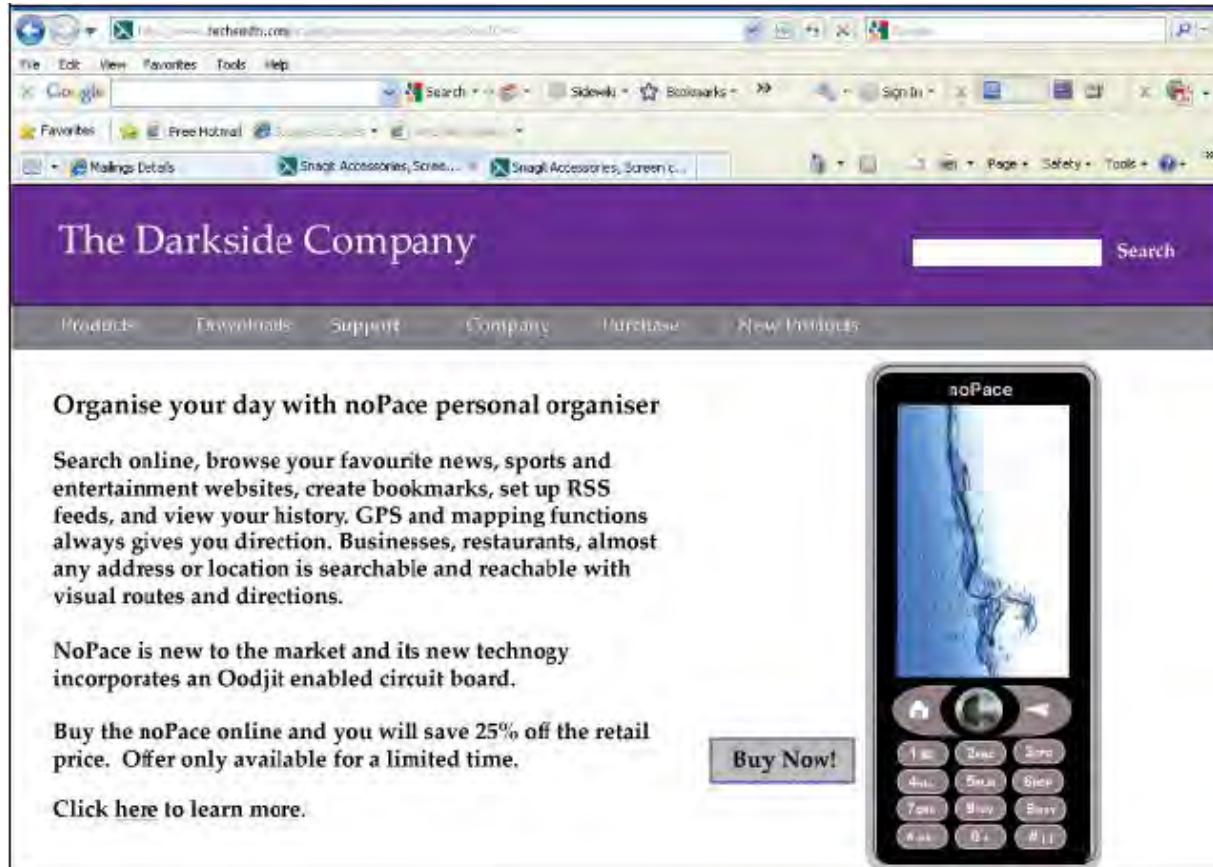
Gadget Company は近年、欧州特許庁から特許を取得した。これは欧州の全国家で有効である。当該特許の請求項 1 には、以下が指示されている。

「*oodjit* を組み込んでいる回路基板からなることを特徴とする携帯電子機器」

*oodjit* とは、電子技術者には既知の電子部品であるが、携帯機器にはかつて使用されたことがない。Gadget Company の特許 EP 123.456 B1 は欧州特許庁で異議申立ての手続下にある。別の特許出願である EP 789.1011 A1 は *oodjit* を組み込む機器を使用する方法の請求であり、これが欧州

特許庁でいまだ審査段階であるが、官報には公告された。EP 123.456 B1 に対する異議が、韓国の会社である Metoo Company により、ちょうど 1か月前に申し立てられた。

Darkside Company にはウェブサイトで提供する個人用スケジュール管理ツールがあり、約 2か月前に NOPACE のマークの下で、新製品の広告がウェブサイト上に開始された（下記参照）。



約 7 週間前、Gadget Company は NOPACE の新製品に対する注意を喚起された。Gadget のヘルプラインにかかってきた電話が、インターネットへのアクセスを本機器に設定するためのサポートを求めたためである。この電話に答えた Gadget Company の技術者は、電話の顧客が、NOPEACE 機器のものとは完全に違うメニュー系統を備えた機器を手にしていることに即座に気付いた。極めて優秀で意欲的なその技術者は、電話で顧客の機器の見栄えを詳細に聞き取り、そこに NOPACE のマークが使用されていることが分かったので、こうした情報をすぐさま Gadget Company の法務部に伝えた。

Gadget Company の法務部は次に、インターネットを検索して、Darkside Company のウェブサイトを見つけた。Gadget Company の法律顧問は次に、自宅の彼の妻のコンピューターを使って Darkside Company のウェブサイトから NOPACE のスケジュール管理ツールを注文し、これが約 6 週間前に到着すると直ぐに技術部門に手渡した。技術部門は NOPACE 機器を分析して報告書を作成し、これが先週、Gadget Company の役員会で精査された。

技術部門の報告書によれば、当該スケジュール管理ツールには完全な携帯電話機能はないが、驚

くべきことに、回路基板を含み、そこに oodjit が組み込まれている。したがって、NOPACE 製品は明らかに、Gadget Company の特許を侵害している。ただし、この特許の有効性に対しては、特にその対象主題の特許性に関連して、いくつか現実的な疑問がある。

Gadget Company にはフランスに子会社があり、これが欧州の主要製造及びマーケティング拠点である。子会社が Darkside Company を調査した結果によれば、Darkside は香港に本拠を置く会社で、中国本土に製造拠点、ベルギーに欧州の流通拠点がある。Gadget Company でも情報を集め、商品が運送状態でロッテルダム港（オランダ）に到着し、この状態でベルギーに出荷され、そこから欧州連合域外も含む様々な国に再出荷されることを知った。Darkside Company にも子会社があるようで、欧州に多くの市場を抱え、欧州全域からの注文を取り扱っている。この子会社は、エッセンに本拠を置くドイツの会社である。

Gadget Company の役員会は、NOPACE 製品に激怒した。同製品の欧州での主要市場はもちろん、ドイツ、フランス、イタリア、イングランド及びウェールズである。ただし、Gadget はまた、スペイン、オランダ、ポーランド、チェコ共和国でも非常に優れた市場占有率を持っており、少なくともこれらの国々で、NOPACE 製品の販売を中止させる差止め命令を得たいと願っている。NOPEACE 製品の市場参入は比較的新しく、NOPACE 機器の販売が NOPEACE 機器の販売にどう影響するか、正確に言い表すのは難しい。ただし、Gadget Company の役員会は、重大な影響があるに違いなく、それは悪い方向にしか動かないと確信している。

Gadget Company の役員会に関する限り、現在のところ金銭面は問題ではなく、NOPACE 製品の販売をいかなる代償を払ってでも中止させたいと願っている。ただし、Gadget Company の法律顧問は、これが一時的な感情によるもので、この問題には慎重を期して、できるだけ迅速かつ経済的に取り組まなければならないことに気付いている。同法律顧問は、法務部には欧州での大きな訴訟を提起できる予算が絶対に無いことを知っている。同法律顧問は NOPEACE 製品の発売に先立って、役員会に対し、誰かが当該製品の侵害を企てるかもしれません、したがって、これに対応する予算をつけるべきである旨警告していたが、役員会はこの予算を承認しなかった。役員会は支出を製品の宣伝広告費に集中させて、特に大掛かりな全欧規模のテレビコマーシャルキャンペーンに予算を充てるよう望んでいた。

## 6.1 EU 法律顧問が取り組むべき問題

### 一般的問題

- 1 差止め命令の交付に裁判所はいかなる種類の証拠を要求するか。かかる証拠をどこでどのようにして取得するか。
- 2 商品の運送状態は、かかる差止めを得るのに障壁となるか。

### 特許侵害

- 1 裁判所は中間的差止めを認めるか。かかる申立ての提起には過度の遅延があったか。本案の訴訟は、中間的差止めの訴訟と同時に提起しなければならないか。

2 裁判所が中間的差止め命令を交付する場合、自国以外の国々にも認めるか。

#### NOPEACE/NOPACE の商標の争点

- 1 裁判所は中間的救済措置を認めるか。かかる申立ての提起には過度の遅延があったか。本案の訴訟は、中間的差止めの訴訟と同時に提起しなければならないか。
- 2 裁判所が中間的差止め命令を交付する場合、自国以外の国々にも認めるか。

#### 意匠の争点

- 1 裁判所には共同体意匠裁判所としての管轄権があるか。
- 2 裁判所は共同体意匠権に基づき中間的救済措置を認めるか。本案の訴訟は、中間的救済措置の訴訟と同時に提起しなければならないか。

#### 費用

- 1 暫定的救済措置を得るための平均費用はいくらか。
- 2 費用と弁護士費用の償還は最大でいくらか。

## 6.2 前提及び推奨事項

### 1. 特許訴訟

#### オランダ

オランダは Gadget Company が欧州の NOPACE 製品の市場に対して訴訟を提起する上で、枢要な国である。他の多くの事例と同じく、この事案でもロッテルダム港がこの製品の欧州への入り口である。Gadget Company が得た情報によれば、商品は運送状態でロッテルダム港に到着し、その後、商品はベルギーに向けて輸送され、またいくつかの欧州の国でのさらなる流通のために、恐らくオランダにも宛てて、出荷されたのである。

オランダの税関が自発的に NOPACE 製品を留置する可能性は除外できない。ただし、NOPEACE と NOPACE 製品は比較的新しい製品なので、Gadget Company がまず、オランダに輸送される全 NOPACE 製品の留置を、運送商品も含めて、留置するよう申し立てるべきかどうかは判断が難しい。NOPACE 製品が偽造品とは見なし難いとする根拠が存在する場合でも、Gadget Company が知的財産権を所有し、侵害の虞があることを確信している旨をオランダ税関に通知すれば十分である<sup>212</sup>。通知を受けた税関は、積極的に NOPACE 製品を留置する。

NOPACE 製品の積荷が留置される場合、Gadget Company は警告状を送付し、かかる商品を規則第 11 条に従って破棄させるか、直ちに裁判所に対して、民事判決前命令を請求するか、又はそれと同時に、侵害訴訟の開始手続を行う必要がある。

特許法及び共同体商標又は意匠は危険にさらされているため、留置後に発生する訴訟は全てハーグ地方裁判所が管轄すると思われる。オランダ法下では、商品を破棄させる命令に対して提起できる正式な異議はない、と同裁判所が判示する可能性が十分にある。これは、商品が単に「運送」状態であること、また少なくとも、商品が欧州連合内での流通向けであるという十分な証拠のある事案に該当する、という事実に鑑みたものである。いずれにせよ欧州特許 EP 123.456 B1 は全欧州国家で有効であるから、NOPACE 製品は市場参入を阻止される。

オランダでは、欧州市場向けであることを証明できない商品も国境での留置の対象となるのか、という議論に注目が集まっている。この問題については数年前、オランダ最高裁判所の 2004 年 3 月 19 日の判例 (Philips 対 Princo 事件) として肯定的な解答が出ている。このときの最高裁判所の判決は、反海賊行為規則に従えば、運送商品は法的擬制によりオランダ国内で製造されたものと見なすべきであり、したがって、オランダ国内での侵害となり得る、というものであった。この前提に基づき、オランダ税関は、欧州での実際の侵害の証拠がなくても、侵害商品を留置する傾向が見られる。

欧州司法裁判所 (ECJ) による Class International and Montex 対 Diesel 事件の判決後、商品が何ら権利の存在しない国への輸出に指定されただけとの場合でも同じ原則が適用され得るかという点で疑問が呈されていた。これに関する様々な決定において、ECJ は商標の所有者の権利を、

<sup>212</sup> 反海賊行為規則 1983/2003 第 1 条及び第 9 条。

欧州商標指令（European Trademark Directive）に基づき解釈している。ECJ の判示では、商標を侵害する（又はし得る）製品には、商標の保護はあるが、外部への運送の税関手続下では（又は税関の保税倉庫内では）、商標の所有者は、かかる製品が保護致傷領域内の自由な流通に至る（「市場に出回る」）ことを証明できる場合に限り、かかる運送を禁じることができる。このことは、製造の法的擬制がなお反海賊行為規則に基づき適用されるのか、という疑問を提起した。

様々な判決を通じて、ハーグ地方裁判所では、ECJ の判例法は具体的に審理中の問題に即して解釈する必要があり、欧州商標指令に限定する立場を取っている。このことから、同地方裁判所では、反海賊行為規則が定める製造の法的擬制はこの審理の争点ではないと判断した。特許の事案についてのこの地方裁判所の決定では、製造の法的擬制はなお適用される（Sosecal 対 Sisvel 事件、2008 年 7 月 1 日付決定）。ただし、この決定後、反海賊行為規則の解釈にはベルギー及びイングランドの裁判所で疑義が提起されている。2011 年 12 月 11 日の ECJ 判決によれば、非加盟国からの商品が、欧州連合で商標権によって保護されている商品の偽造品であるか、欧州連合で著作権やその周辺権利または意匠のいずれかで保護されている商品の複製品である場合、解放停止の手続により欧州連合の税関領域内に持ち込まれたという事実のみでは、そうした商品をかかる規則の意味での「偽造商品」又は「海賊商品」には分類できない。この判決により、オランダ税関は運送中の商品の留置に対して消極的になることが予想される。なお、運送中の商品が欧州市場向けの意図があると税関が疑う場合、その実際の証拠を得るために、商品の発売を延期させることができる。

第一步として NOPACE 製品の積荷が留置されたという事情と、Gadget Company は本件をハーグ地方裁判所に提訴したという事実から、次に、裁判所に（さらなる）侵害に対する暫定的差止めを求めることができるのかどうか、という疑問が生じる。侵害及び商品の破棄についての本案の審理の結果の係属中の場合等が問題となる。

引き続き侵害（の虞）がある限り、緊急性の要件の欠如は問題にならない。Gadget Company はその登録された欧州特許の行使を要求できる。この特許に係属中の異議があるとしても、ハーグ地方裁判所が差止めを命令すること、そして国外の EU 域外被告のみならず、オランダの被告がいる場合には、国境を超えた差止めが認められる可能性は排除できない。ハーグ地方裁判所はいかなる無効の主張も慎重に扱うが、特許が異議に打ち勝つことができない可能性が無視できないほど深刻な場合、差止めが認められる。

## 費用

特許侵害に基づき地方裁判所に提起されたいかなる訴訟の費用も、事案の難易度に応じて凡そ 40,000 ユーロから 300,000 ユーロの間とされる。他の知的財産の事案は通常、更に低額であり、50,000 ユーロ以上となるのは稀である。こうした費用の償還の可能性については、第 4.1 節を参照のこと。

## ベルギー

### A. 当事者間の暫定的差止めの審理

この事案では、欧州全体の流通センターがベルギーに所在し、かつ中国の供給業者が欧州連合内に所在しないことから、ベルギーの裁判所を通じて真の「国境を超えた」効果を伴う暫定的差止めを求めるることは良い選択肢だと考えられる。Darkside Company のベルギーの子会社に対しベルギー拠点からの製品出荷停止を命令するだけでも、全ての商業活動を停止させ、事実上の国境を超えた効果がある。ただし、これでは、司法上の救済措置が容易には得られない場合に、中国の供給業者及び親会社がその流通センターを移動し、欧州の他の場所で供給を続けることを阻止できない。このため、この中国の親会社とドイツの関連会社をも審理の共同被告に加え、これら全社に対する国境を超えた暫定的差止めを申し立てて、欧州特許 EP' 456 で指定される全国家での侵害を中止するよう命じるさせることが得策である。ベルギーの裁判所はまた、これら全 3 社に対して暫定的差止め命令を交付し、各自のウェブサイトを通じてさらなる広報宣伝の中止を命じる可能性もある。こうした措置の全ては一般的に罰金（「astreinte」）を伴い、差止め違反に対しては、その（国外の）資産からかかる罰金を直接償還する。

異議申立ての手続が EP0において EP' 456 に対して係属中であるという事実では、ベルギーの裁判所による暫定的差止めの交付を阻止できない。特許は有効なため、一見して有効だという推定の利益を得るからである。他方、ベルギー特許法は、単に EP 789.1011 A1 に対する特許出願に基づく暫定的差止めの請求申し立てを認めない。Darkside Company のウェブサイトから収集した証拠や Gadget Company の技術者によって行われた記述分析に基づき、ベルギーの裁判所は、緊急性の要件が満たされていることを条件として、一見したところの侵害の確認宣言を認め、差止めを命じる<sup>213</sup>。訴訟は当然、侵害に気付いた直後に開始されなければならない。一部の裁判所では、知的財産権の侵害はその性質から「緊急」であると見なされているが、慎重を期し、数週間以内に訴訟を開始することを推奨する（審理の早期開始に有効な理由がない場合でも、7 週間は長すぎる）。さもなければ、Gadget Company は「迅速手続」訴訟を開始しなければならないが、その場合 EP' 456 の有効性が攻撃される可能性があり、また、裁判所は国境を超えた管轄権の発揮を妨げられる。

## B. 一方的な「押収」の手続

最も迅速かつ多くの場合に最も経済的な方法は、一方的押収の手続を開始することである。記述の措置はベルギーに本拠のある子会社でしか実施できないが、被疑侵害携帯電話、偽造品の量、その発生地及び仕向地の文書による記述が証拠として残る。この証拠には高い価値が認められ、他の国内裁判所での Darkside Company に対する並行した侵害の審理でも使用できる。この場合、本案の審理が被疑侵害の記述報告書の受領の後短期間で開始されることを条件とする<sup>214</sup>。Gadget Company は、「記述的押収措置」の請求と一方的な差止めの請求を同時に提起し、これによって当

<sup>213</sup> オランダの「製造の法的擬制」はベルギーでは適用されず、したがって、製品の「運送」状態は差止め命令の交付を妨げる。ただし、近年のアントワープの裁判所の決定（2009 年 1 月 15 日、Phillips 対 Dongguan 事件）では、運送なくして侵害商品は欧州市場に参入できることから、運送状態の除外は適用されないと見なした（輸入業者が、アントワープ港を超えた輸送が本当に事前に予定されていたことの証拠を何ら提出できなかつた事案）。これと同様に、Gadget Company は、商品の商業化の一見したところのリスクを実証することができるならば、差止めの申立てが認められる可能性がある。

<sup>214</sup> 裁判官の裁量で期限を決めない場合、本案の審理は 20 就業日又は 31 曆日以内に開始されなければならない。

事者間の決定が下されるまで、被疑侵害製品の在庫の「凍結」と欧州顧客への出荷の中止を求めることができる。ここでは緊急性は要求されないが、Gadget Company は、全当事者の利益に鑑み、措置の合理的な性質を実証する必要がある。利益の要素を重視すること、すなわち甚大かつ回収不能の損害、公共の安全に対する危険等を主張することで、この措置は正当化され得る。

## 費用の問題

暫定的救済措置を得るための平均費用は、事項の緊急性、侵害の明白な証拠の提出に対する Gadget Company の協力（英語による報告書は、訴訟がブラッセル又はアントワープで開始される限り、問題ではない）によって、40,000 ユーロから 100,000 ユーロの幅がある。[一方的な]訴訟が成功裏に終わり、命令に対する不服が申し立てられない場合には、費用は時には、15,000 ユーロ程度の少額で終わることもある。当事者間の審理が開始されて、命令が無効とされるときには、費用は 100,000 ユーロまで上昇し得る。「記述的押収措置」の間に複雑な試験及び分析が行われると費用は増大するが、こうした費用は本案の審理を通じて完全に償還される。弁護士費用の上限について、こうした暫定的手続の事案では償還可能額は、最大 10,000 ユーロに限られるが、これもベルギーの裁判所ではなかなか認められない。通常認められる弁護士費用単独の補償は、1,200 ユーロになる。

## イングランド及びウェールズ

全ての知的財産権に関連して、権利の所有者は審理を開始し、予防的差止め命令 (*quia timet*) の方式で中間的な差止めを含む差止め命令を求めて、いまだ開始されていないが生じる虞のある行為を防ぐことができる。Gadget Company は、NOPACE 機器のイングランド及びウェールズでの輸入、販売の申込み及び販売を防ぐために、中間的差止めを含む差止め命令の申立てを希望する。申立ての根拠は、Gadget Company の法的権利が侵害されようとしている証拠である。

Metoo Company がちょうど 1 か月前に申し立てた異議は、Gadget Company のイングランド及びウェールズでの暫定的差止めの申立てに影響したり、これを阻止することはない。これは、イングランドの裁判所が本訴訟の停止を認めるのに消極的なためであり、こうした態度は、EPO が終局審決に達するのに要する期間と（第 2.6 節参照）、イングランド及びウェールズの裁判所が終局決定に達する期間との相違が原因である。それでも尚、他の条件が全てが等しい場合、Gadget Company が審理に値する深刻な争点の存在を立証できれば、裁判所は Gadget Company に中間的差止めを認める。

A1 特許は公表されているが、付与されていない。Gadget Company は、この特許の付与に先立って、いかなる審理も開始できない。ただし、付与の後、Gadget Company は、公報の日の後に起こった、特許付与前の侵害行為について、審理を開始できる（かかる行為が付与された特許だけでなく、公表された特許も侵害することを条件とする）。

Darkside Company のウェブサイトの画面コピーは、イングランド及びウェールズの合理的な消費者が同サイトは自分達向けのものだと考えるかどうかを決するのに十分な情報ではない。裁判所が考慮する情報とは、商品をイングランド及びウェールズの消費者が物理的に入手可能かどうか、

配送サービスの範囲、サイト上の局所的特徴、ウェブサイトアドレス（例えば、.de、.uk等）、ウェブサイトの言語、支払いの貨幣等に関するものである。

Gadget Company はまた、製造業者との共同訴訟とすることも可能である。この場合の製造業者は親会社にあたることが多く、共同原告として、製造業者及び英国の輸入業者又は関連会社が共通の意図に従って行動していたことを立証する機会が得られる。

権利の所有者は、公判の全体が係属中となる中間的差止めを申し立て得る。一般的に、申立ての通知が相手方当事者に対して審尋に先立って送達され、両当事者には証拠の提出と防御のために出廷する機会が与えられる。ただし、例えば緊急の救済措置が必要など、一定の事情下では、かかる申立てが相手方当事者に対する通知なく行われる場合もある。

裁判所が中間的差止めを命ずる際、その裁量権行使するまでの指針は、大法官部によって American Cyanamid 対 Ethicon 事件のときに確立された<sup>215</sup>。裁判所が思料すべき点は、まず審理中の争点の重大性であり<sup>216</sup>、次に、Gadget Company が差止めが認められない場合に被る回収不能な損害の額と、Darkside Company が差止めが認められる場合に被る回収不能な損害の額である。両当事者が回収不能な損害を被る場合、3つ目に裁判所は便宜の均衡 (balance of convenience) を思料する。ここでは、全体的な状況と被告の側の不都合について評価した上で、なお原告の便宜が重要であると認められれば、裁判所は差止めを認める<sup>217</sup>。

一般論として、Gadget Company が審理されるべき重大な争点の存在を立証しなければならず、その証拠として (i) 権利の所有権、(ii) 当該法域で起こっている侵害行為の存在、(iii) 侵害を構成する行為、が要求される。Gadget Company にはまた、回収不能な損害の証拠も必要である<sup>218</sup>。

差止めによる救済措置は、裁判所の権限を行使して中間的差止めを交付する点から、結果を伴う

---

<sup>215</sup> [1975] AC 396.

<sup>216</sup> *Series 5 Software* 対 *Clarke* 事件 [1996] 1 All ER 853.

<sup>217</sup> 便宜の均衡を判断する際には、申立ての日に存在する現状の保全が特に重視され、続いて事案の本案が考慮される。事案の本案はしたがって、中間的差止め是非を検討する際に考慮される要因のリストの最後に格下げされる。実際には、裁判所の事案の本案についての見識が、中間的差止めの交付の適否の決定に影響を与える。

多くの知的財産訴訟で、公判前に原告が被る損害の判定は、ある程度、事案の本案の評価に依存している。例えば、詐称通用の事案では、発生する可能性が高いとされる混同の評価なくしては、公判以前の原告の損害のに対する適切な補償の評価はほぼ不可能である。事実、商標の侵害及び詐称通用の事案では、中間的差止め命令の交付の適否を決定するにあたり、Cyanamid 事件の原則に対する例外として、中間的差止めの申立て結果が決定的な影響となりそうな場合には、裁判所は事案の本案を明示的に思料するのが一般的である。

<sup>218</sup> これを示すために必要とされる証拠は権利によって異なり、裁判所が、損害が回復不能と判断し得る事情には、以下が含まれる。(i) 原告の受けた損害を計算できない。例えば、製造業者が商標や特別な商品の体裁にのれんを築いているが、被告がその商標又は体裁を劣等な商品に適用する場合に、公判の係属中に原告ののれんに生じ得る損害は計算不能である。(ii) 直ちに差止めが認められなければ、訴訟物が害され得る。例えば、被告を制限しなければ原告に属する情報を開示する虞があり、かかる開示が情報の機密性を損なう場合。(iii) 被告が「無資力者」で、損害賠償の責を果たし得ない。被告はかかる主張に対して、販売の実施使用料を共同銀行口座に確保して損害倍増の裁定に備えることで応じることができる。原告は当然に実施使用料をできる限り高くして、最大限の保証とともに、被告に最大限の圧力を加えようとする。(iv) 侵害製品が小規模な市場で地位を築いたため、公判後に侵害製品を市場から除去することで、かえって原告ののれんに商業上の損害が生じかねない。これは（医療や農業等）比較的小規模な専門的市場に該当する。(v) 知的財産権の有効期間がほぼ満了に近く、差止め請求の棄却は、差止めに係る所有者の権利を否定しかねない。中間的差止めを認めないことが、知的財産権がえた独占期間の短縮を招来する。

衡平な救済の手段である。第一に、原告が「清廉潔白で」裁判所に臨まない場合には、救済は認められない。第二に、原告が被告の活動に気付いてから申立てを行うまでの期間が長い場合には、救済は認められない可能性が高い。裁判所はいかなる遅延も、原告が損害賠償を真剣に考慮していないことと、損害賠償が補償の適正な手段であることの表れと解釈する。Gadget Company が4~8週間以上遅延する場合には、状況に応じて、この事由のみをもって救済措置が認められなくなるリスクを負う。

一般的に、原告は被告に対して、申立てを事前に通知する。中間的差止め申立ての通常の手続は、訴状の交付及び送達による審理の開始と、訴状に付した申立ての通知書（Application Notice）の送達である。これによって、求められるべき中間的差止めの性質が特定される。

申立ての通知及びこれを裏付ける証拠は、実務上可能となり次第、送達されなければならず、いかなる場合においても、裁判所が申立ての審尋を行う3日前でなければならない。証拠の提出は、証人の陳述書、あるいは事実の陳述書（Statement of Truth）によって確認された申立ての通知書又は事案の陳述書（Statement of Case）のいずれかの中で行われる。

例外的に、裁判所は、事項に緊急を要するか、そうすることが司法の利益の点で別途望ましい場合には、訴状の交付の前に中間的差止めを認める。申立人がかかる申立てを行う場合、その申立てを裏付ける証拠において、通知がなされなかった理由を明記しなければならない。

Gadget Company が、Darkside Company に通知せずに中間的差止めの申立てをする場合、原告は裁判所に対して、完全かつ率直な開示を行う最優先の義務を負う<sup>219</sup>。

裁判所は通常、Gadget Company に対して、中間的差止めを認める条件として裁判所に「損害賠償の相互保証（cross-undertaking in damages）」を提供するよう求める。これは Darkside Company の保護を目的とする。この要求は、争点の権利が無効又は侵害がなかった場合に、申立人が相手方当事者を市場から遠ざけていたことの補償が必要となるためである。

Gadget Company の財政事情がこうした保証に耐えうるのか疑われる場合、裁判所はまた、保証金の提供、裁判所に対する現金の支払い、又は（親会社等）第三者による保証も要求できる。

既に説明したとおり、Gadget Company の EP 123.456 B1 における権利の点でのみ差止めを請求できる。この権利の全てについて、一見して有利な事案の証拠を提供することが可能と思われる。Darkside Company がイギリス及びウェールズでの販売のために NOPACE 製品を提供する意図があったという証拠の有無が重要な争点となる。ウェブサイトがイギリス及びウェールズでの販売受付に等しいことを実証できない場合、次に商品の運送状態が、イギリス及びウェールズでの切迫した侵害行為があったことを Gadget Company が実証する手腕に影響を及ぼす。

Gadget Company が申立ての通知がない場合に要求される緊急性の程度を実証できない場合、通知

---

<sup>219</sup> 即ち、原告は証拠として、自らに有利な事項のみならず、不利な事項や被告が抗弁可能な事項も提供しければならない。かかる義務の不履行は単独で、中間的差止め命令の撤回理由となり得る。裁判所はまた、申立人に不利な費用裁定を下す裁量も有する。

を前提とした審理に進まなければならない。発売が切迫していること、次に NOPEACE 製品がイングランド及びウェールズの市場では新製品であり、被疑侵害製品は品質の点で劣っていることを示すことができれば、Gadget Company にとって、NOPACE 製品は Gadget Company の評判を回収不能なほど損なうという有効な主張になる。さらに、製品はいまだイングランド及びウェールズで発売されていないという事実は、Gadget Company に有利なように、便益の釣り合いを変移させる。これは、差止め命令によって現状が保全されることを理由とする。侵害の十分な証拠及びイングランド及びウェールズでの発売の意図が証明されるならば、イングランドの裁判所が中間的差止めを認める可能性は高い。

国境を超えた特許侵害の中間的差止めは、理論上は常に可能である。ただし、特許に関連して中間的差止めを得ることは事実上極めて困難なため、国境を超えた方式で認められることはほぼあり得ない。かかる差止めが認められた例は現在まで 1 件も存在しない。

中間的差止めを得る費用は、訴訟中の知的財産権、被告の数、事実の複雑さ、そして被告が積極的に申立てに対する抗弁を行った範囲等、多くの要因に左右される。実務上、防御の申立てによる中間的差止めの獲得費用は 50,000 ユーロ以上の場合が多い。費用の償還の原理は、第 4 章に定めたものと同様である。差止めが認められても、裁判所は必ずしも費用を直ちに支払うよう命令せず、全公判終了まで費用を保全させる等の別の命令を下す可能性が高い。

## ドイツ

### 一般的な問題

本案の審理に比して、証明の基準はあまり厳密ではない。審理の簡易的特徴のため、裁判所は鑑定人を任命せず、口頭審理では証人の審査も殆ど行わない（ただし、口頭審理が予定されていて、申立人が自発的に証人を口頭審理に出席させ、そのために遅滞なく質問が行われるような場合はこの限りでない。それでもなお、特許及び商標の事案では、鑑定人の見解を含む文書等に限らず、証拠は文書の形で提示されることが多い）。一般原則として、主要審理に導入され得るいかなる証拠も、それが口頭審理に続く決定に遅滞することなく提示されるならば、認められる。本案の審理との最も重要な相違として、裁判所は、宣誓供述書や当事者及び各自の鑑定人が作成した報告書及び見解書といった、一見したところの証拠に依拠する可能性がある。

一般論では、商品の運送状態は差止めを得る妨げとはならない。運送自体は、ドイツ特許法で言うところの特許が付された発明の禁じられた使用を構成しないからであり、これは製品の輸入及び占有によって、ドイツの市場における製品の場所を提供したり、これをドイツ国内で使用したりする目的を果たさない限りにおいて、認められる<sup>220</sup>。ただし、ハンブルグ地方裁判所の近年の判決では、特許の所有者は、その特許が仕向地の国でも有効であり、したがって同様に侵害となる場合には、運送を禁じ得るとされている<sup>221</sup>。こうした事情から、事案ごとの状況に応じて差止めは認められる余地がある。Gadget Company の特許が、出荷先の国々において Darkside Company

<sup>220</sup> 高等裁判所、GUR 2009, 1142-MP3-Player-Import 事件。

<sup>221</sup> ハンブルグ地方裁判所、InstGE 11, 65-Datenträger 事件。

のから侵害を受けている状況があれば、これに該当する。

## 特許の侵害

侵害機器がインターネットを通じてドイツで販売され、注文受付と一緒に Darkside のエッセンにあるドイツ子会社が統括した、という背景を元に、裁判所は、この侵害の可能性及び差止めの緊急性に十分納得するならば、中間的差止めをドイツの子会社に対して命令する。緊急性の要件は、特に特許の所有者が、差止めの申立てを不当な遅滞なく行うことを示すのに必要となる。不当な遅滞を構成する期間は（侵害を確証する困難さ、鑑定人の分析にかかる時間等）事案ごとの事情により異なるが、裁判所の地域慣習による差異も存在する。最も厳密な「締切り期限」は現在、ミュンヘンの裁判所が適用している（侵害を認識後わずか 1 か月以内）。これに反して、ハンブルグの裁判所では、既に数件の事案で緊急性を仮定しているが、申立てが 6 か月後であったものさえある。緊急性の要件の問題については、従って 12 か所の管轄地方裁判所のいずれを選ぶかにより解答が異なる。ただし、最も決定的な要因が事案固有の事情である点は変わりがなく、これが、固定期限が定められていない理由である。担当責任者（ここでは法務部）が 7 週間前に認識していたのであるから、デュッセルドルフの裁判所では、試験用の商品購入と続く分析が必要であったこと（Darkside Company の広告宣伝が既に特許を付された技術の使用について言及しているとしても、技術の複雑さの観点から、なおこの可能性は高いように見える）、及び全ての関連する決定が不当な遅滞なく実行されたことを示すことができる場合に限り、差止めを認めるであろう。ただし、少なくとも口頭審理を伴わない場合には、技術の複雑さが暫定的差止め命令の妨げになる可能性がある。暫定的差止めの審理において無効取消しの主張を行うために、Darkside Company は通常、異議申立てをもって特許の攻撃をしなければならないが、かかる審理は既に係属中であるから、裁判所はこの段階で、無効取消しについて考慮に入れている可能性がある。いかなる場合でも、差止めの可能性は EP 123.456B1 にのみ認められる。係属中の申立ては差止めによる救済措置の権利をいまだ認められていないからである。本訴訟の申立ては、差止めを得るために必要ではない。ただし、被告の請求による申し立てが必要で、これが無い場合、暫定的差止めは裁判所により解除される。

裁判所は中間的差止めを他の特許の国々についても認め得る。ブラッセル条約第 2 条 1 項に従って、管轄権があると見なされ（第 3.1 節参照）、Darkside Company がドイツのエッセンに事務所を有するためである。ただし、決定には、侵害の管轄裁判所での事前の口頭審理が要求され、又は少なくとも、訴答書面の交換によって被告の意見聴取が承認されて、他の欧州各国で執行可能とされるべきである。かかる口頭審理の過程で、Darkside Company が無効取消しの主張を提起する可能性が高く、その場合、裁判所は ECJ の GAT 対 LuK 事件の決定の判示を適用する傾向にあるため、暫定的差止めは棄却される。ただし、暫定的差止めは、ブラッセル条約第 31 条によって、GAT 対 LuK 事件の判示とはむしろ区別して扱うべきではないのか、という疑問に対する明快な解答はない（第 3.1 節参照）。いずれにせよ、関連の国内法に従って、（必要に応じて鑑定人見解を提示する等の手段で）侵害が明白であることを裁判所に納得させなければならず、これは事案によっては裁判所の決定での妨げとなる。

## 費用

本案の審理と同様、裁判所費用は訴訟物の価値による。暫定的措置の審理では、一般原則として、訴訟物の価値は、差止めの一時的な性格により、本案の審理を基に算出される訴訟物の価値に比して、4分の1から3分の1低く評価される。ただし、この規則は実際の特許の事項で常に適用されるわけではなく、個別の事情により、訴訟物の価値は本案の訴訟に近い方法で算出される。訴訟物の価値は暫定的措置の審理で（仮定事案での例として）1ユーロ Mio ならば、約 13,000 ユーロに相当する。さらに、弁護士費用についても、訴訟物の価値に基づくが、実際には通常、時給の率で計算され、必ず追加される。

主要審理と同様、連邦弁護士報酬法の規定以内で、法定の弁護士費用は償還される。訴訟物の価値 1 ユーロ Mio から再び始めると、26,000 ユーロになる（付加価値税を除く）。したがって、償還を受け得る最大額は、弁護士及び特許弁理士の双方が Gadget Company の代理人を務めたとして（表 4.1 も参照）、13,000 ユーロに裁判所費用を加算した金額となる

## 他の法域

Gadget Company の目的上、暫定的差止めは、NOPACE 製品の商業化の中止に対して、他の国々でも同様に、最も効果的な方法である。暫定的差止めを得るために、Gadget Company は、以下を実証しなければならない。

### 1. 一見して有利な事案 (*Fumus boni iuris*)：特許の有効性及び侵害の可能性

特許が EPO により付与された以上、一見したところの特許の有効性はそのまま認められ得る。慕って、EPO のオンラインデータベースから得た特許情報、EPO が付与した特許、国内特許庁の翻訳文、年間税額の支払いを証明する受領証をそれぞれ提出すれば十分である。ただし、フランスの裁判所は、(1か月前に申し立てられた) EP' 456 に対する異議の存在を考慮に入れ、EPO の異議が十分に確証されていると認められ、(特に主題の特許性の争点に関連して) 特許の制限又は取消しを示すならば、暫定的差止めの申立てを却下することを熟考する。スペインでも同様に、裁判所は、被告が相当の証拠をもって、暫定的審尋において特許が（又はそう信じる強力な理由があるならば）実際に無効であることを証明するならば、申立てを却下できる。

フランスの国内特許法では、理論上、暫定的差止めを単に出願を基に申し立てることができる。ただし、現在フランスの裁判所は、付与された特許に対して暫定的差止めを認めるに消極的であり、暫定的差止めを単なる出願を基に得る見込みは薄く、例外的であろう。

この特許に一見した侵害を確証するため、独立した外部鑑定人による鑑定人報告書を提出することも考えられる。Gadget Company の内部鑑定人が作成した報告書は主観的と見なされる可能性があるため、証拠価値は限定される<sup>222</sup>。裁判所が自ら裁判所技術鑑定人を任命する場合もある。これを避けるためには、「偽造品の押収」報告書を提出するか、可能ならば国外での並行審理における決定を提出することは特に有効な場合がある。執行される特許の有効性及び侵害を確知するものである。

<sup>222</sup> フランスでは、原告はウェブサイトの画面コピーやインターネット上で購入した機器について、執行官の介入もしくは他国で認められる同等の方法によらなければ、これを証拠として申請するできなかった。

## 2. 緊急性の要件 (*Periculum in mora*) : 切迫かつ回復不能な損害の虞

これには機器の入手可能性や 1 か国での発売予定の証拠が含まれる。Gadget Company には、かかるマーケティングから生じた回収不能な損害、そしてこれと相まって、本案の決定を得る時期が、好ましい決定を害するかその効果を妨げるという事実の立証が求められる。機器はいまだ利用可能ではないと推定し、申立人は即時に有用な証拠を提出すべきである。かかる証拠は事実の問題である。フランスでは Darkside Company のウェブサイト上の機器の提示では不十分と見なされる。このウェブサイトは英語であり、フランスの消費者が注文できる（そしてフランスに輸送される）製品の証拠ではないからである。いずれにせよ、Gadget Company は「NOPEACE」機器の存在を 7 週間前から認識していたという事案の事実がある。かかる遅延はほとんどの裁判所によって、イタリアの裁判所を除き、緊急性の欠如と見なされる。

多くの国々で、商品の運送状態は、暫定的差止めを得るために追加障壁となる。スペインの裁判所では、全類型の知的財産権について「国際クラス (Class International)」の原理を適用すると考えられる。一方イタリアでは、製品がイタリアの市場で入手可能か、広告宣伝がなされているならば、運送状態は障害ではない。

3. 暫定的差止めは *ante causam* (すなわち、本案の審理の前) に申し立てることができる。さらに、イタリアでは、暫定的差止めが認められ後に本案の審理を申し立てる義務もない。ただしスペイン及びフランスでは、Gadget Company は、裁判所が差止めによる救済を認める命令を下した後、短期間に内に本訴訟を提起すべきである。

## 費用

暫定的救済を得る費用は、フランスでは 7,000 ユーロから 15,000 ユーロの間とされる。イタリアでは 15,000 ユーロから 20,000 ユーロになる（うち 50% が補償である可能性が高い）。スペインでは 40,000 ユーロから 85,000 ユーロであり、同国では費用裁定は訴訟物の経済価値の 3 分の 1 を上限とする。知的財産権は数値化が困難なため、通常はその価値を 18,000 ユーロと見なす (SCPA が確立した、価値が未決の審理に対する額)。ただし、勝訴当事者が、弁護士の業務に比して高額な費用が合理的であることを立証できるならば、裁定費用は 6,000 ユーロに制限されない。さらに、勝訴当事者は（鑑定人費用、調査費用、警告状の費用等）準備費用の裁定も得る。

## 2. 商標の訴訟

NOPEACE の共同体商標は出願されているが、許諾はされていない。

理論上、共同体商標規則 (CTMR) 207/2009 第 103 条を引用して、CTM 商標出願に関する中間的措置を得る可能性は認められるが、商標の国内法でも同じ可能性を予測していることを条件とする。ただし、ほとんどの法域で、国内法ではこれを認めず、このため、CTM 規則第 9 条(3)を根拠に、登録の公表まで裁判所は本案を扱うことができないとされている。フランスでは、出願を基にした暫定的差止めは理論上は請求可能であるが、「一方的」な申し立てた拒絶される可能性が高い。OHIM での登録手続の状態に応じて、フランスの裁判所は CTM 出願を基に「当事者間」の中間的差止めの申立てを認めている。

したがって、Gadget Company は、Darkside Company に対して、NOPEACE の共同体商標登録前に暫定的差止めの審理を開始することを勧める。続いて、これ以外の方法について概説する。

ベネルクス各國では、ベネルクス知的財産条約第 2.8 条の定めで、登録後の審査を条件として、申立人には即時の登録を求める機会が与えられる。この場合、暫定的差止めを求める目的で別のベネルクス登録を得ておくことが望ましい。裁判所は NOPACE の記号が NOPEACE の商標を混同する可能性が高いことから、侵害を認める合理的な可能性があるからである。これは、両社の商標の発音上視覚上の類似性、商品の独自性、主要な欧州全域のテレビコマーシャルキャンペーンによる大規模な製品宣伝広告がもたらす NOPEACE 商標の評判の結果である。この「迅速手続」登録はまた、ベネルクスの商標法に基づく、特許の暫定的差止め審理（上記推奨のもの）での予備的請求の追加も可能とする。

ドイツでは、商標法が非登録の商標の保護も定めており、「NOPEACE」の記号はなお商標の保護を享受し得るが、それは「十分なブランド認知度」(*Verkehrsgeltung*) を獲得していることが理由である。すなわち、その商標の使用自体が、影響を受けた（ドイツの）取引関係者グループ（主に顧客）内で、記号は製品又はサービスの出自（商品の製造業者又は代理店又はサービスの提供者）に言及する表示として見なされているためである。<sup>223</sup>

通常、ブランド認知度の程度は 20%以上が要求され、これは市場への新規参入者である会社としては比較的高いものである。ブランド認知度を証明する最善策は、大規模な世論調査に基づく鑑定人による調査であり、例えば、人々が「NOPEACE」を特定企業を示すと見なすかどうか（記号が携帯電話や、Gadget Company に使用されていることを知っている必要はない）である。本件では、かかる鑑定人調査が存在しないことは確実である。大変な時間が掛かるのに対し、非登録の商標の保護の正当化に十分な結果が得られない確率が高いからである。その他の十分なブランド認知度の証拠には、所有者、すなわち Gadget Company が既に NOPEACE の記号を使用させていた範囲によるものがある。この場合、重要な争点は宣伝広告に費やした金額及び既にドイツで販売された NOPEACE の携帯電話の数にある。Gadget Company は、宣伝に莫大な金額を費やしていない上に携帯電話もさほど多数は販売していないとの想定の下で、恐らく非登録商標に基づく暫定的差止めを得ることはないと想定される。

暫定的差止めは、（差止めが認められないと、申立人の権利の執行が危険にさらされるか、より一層困難となる<sup>224</sup>）緊急性がある場合に認められ得る。ただし、申立人がその被疑権利侵害を認識しながら対応しないような場合、裁判所は目前の緊急性はないものと結論付ける<sup>225</sup>。Gadget Company の法務部は、NOPACE の機器について約 7 週間前に知らされているため、法的事情の確実な司法評価を得るのにもう 1 週間かかったと仮定した上で、暫定的差止めの申立てに寛大なこと

---

<sup>223</sup> 商標法第 4 条(2)

<sup>224</sup> 民事訴訟法第 935 条

<sup>225</sup> 暫定的差止め申立ての際に認められる遅延（多様な高等裁判所の地域及び特定の慰安の事情による）は、申立人側の権限を有する従業員又は部署が確実かつ十分具体的な侵害情報を得た日から 1~2 か月である（デュッセルドルフ高等裁判所 NJWE-WettbR 事件 1999 年 15, 16：通常は 2 か月、ミュンヘン高等裁判所 WRP2008 年 972, 976：1 年未満）。

で知られる（デュッセルドルフ地方裁判所等の）裁判所に申し立てることが望ましい。

イングランド及びウェールズでは、非登録の商標の侵害に対する訴訟は何ら用意されていないが、詐称通用として知られる訴訟の原因がある。詐称通用の審理を開始するためには、Gadget Company は、NOPEACE 製品の販売及びマーケティングの結果としてのれんを確立したこと、及び NOPACE の販売が不当表示を構成し、混同を招いた結果、のれんが損なわれる可能性が高いことについて、提示する必要がある。製品が市場に出て長くはないとしても、欧洲全域のテレビコマーシャルキャンペーンが、イングランド及びウェールズでの販売と合わせて、十分なのれんを生み、Gadget に詐称通用訴訟の提起資格を与えたのである。

イングランド及びウェールズで訴訟を開始し差止めを求めるために、Gadget Company は、イングランド及びウェールズで供給又は供給の申込みあるいは申し込みの可能性があることを確証する必要がある（ここで申込みとは、イングランド及びウェールズの供給に関係していなければならず、申込み単独では不十分である）。争点は、Darkside Company のウェブサイトが「販売の申込み」を構成するかどうかである。裁判所は、ウェブサイトがイングランド及びウェールズの消費者に向けられたものと考えられるかどうかを判断する<sup>226</sup>。単にイングランド及びウェールズの消費者がアクセス可能であつただけでは不十分である。さらに、Gadget Company が詐称通用の差止めを申立てるならば、混同の虞（理想的には実際の事例の）の証拠が必要となる。

差止めが認められた場合に主要審理を同時に開始する必要性は、いずれの国でも存在しない。多くの場合、国内法又は裁判所の決定のいずれかで申立人に本案の審理を所定の期限内に申し立てるなどを義務付ける。フランスでは、例えば、Gadget Company は裁判所の暫定的差止めを認める命令に続いて 20 就業日又は 31 曆日のいずれか長い期間内に、本訴訟を提起する必要がある。ドイツでは、裁判所は申立人に対して、本案の訴訟を相手方当事者の請求に従って、提起するよう命じる<sup>227</sup>。さもなければ、裁判所は暫定的差止め命令を取り消す。

終局的な暫定的差止めの命令は、CTMR 第 94.1 条によって、侵害が起こっているか、起きていた地である他の EU 加盟国に及ぶ。ただし、Gadget Company が損害賠償の法廷地 (*locus damni forum*) を選択していた場合はこの限りでない。

ただし、共同体商標が登録されていないために、（ドイツ等）非登録商標としての保護しか享受できない可能性が高い場合、審理開催地以外の国で暫定的差止めを得るわずかな可能性がある。同地の裁判所はしたがって、Darkside Company がその加盟国で行った侵害行為について判断するだけの管轄権しか持たない<sup>228</sup>。

### 3. 意匠の訴訟

Gadget Company は登録共同体意匠 (RCD) には出願していない。ただし、NOPEACE 機器について非

<sup>226</sup> *1-800 Flowers Inc 対 Phonenames Ltd* 事件[2001]。

<sup>227</sup> ドイツ民事訴訟法第 926 条(1) (2), 第 936 条。

<sup>228</sup> イタリアでは、こうした事案は稀である（第 2.7 節参照）。

登録共同体意匠（UCD）の権利を既に得ている可能性があり<sup>229</sup>、これは NOPEACE 意匠が欧州連合域内で特定集団に対して最初に開示された日から当然に存在する。

共同体意匠規則（CDR）第 90 条に従って、共同体意匠裁判所は実に、かかる UCD に基づく暫定的差止めを認める管轄権を有している。

有効性の基準を満たしていることを条件として（NOPEACE の意匠が新規性と<sup>230</sup>独自の特徴を有する場合）、この UCD によって、完全な模倣 (*slavish copying*) に対する 3 年間の意匠の保護がもたらされる。差止めを得るため、Gadget Company は、Darkside が故意に本物の NOPEACE 意匠を複写したことを実証する必要がある。この立証責任の敷居は高い。Darkside が NOPEACE 意匠に気付いていたことを示す（製品名が高度に類似、同一の希少な oodjit 技術を使用、一部の特徴が類似等の）重要な兆候が存在することは全関係国が認めるものの、大部分の国では、Gadget Company による完全な模倣を実証することは難しい。これは、携帯画面の外形やサイズが異なること、機器のキー色が異なること（NOPEACE 機器には「ハウス」がない）、多岐に渡る他の外形上の特徴の技術的定義、等が原因である。

ただし、最初の開示に続く 1 年間（いわゆる「猶予期間」）で UCD はなお登録可能であり、これによって全体的に異なった印象を与えない意匠に対する保護の範囲が広がる。このため、その登録が確保された時点で、RCD についての暫定的差止めの訴訟を基準とすることが望ましい。Gadget Company が、損害賠償の法廷地として専門の共同体意匠裁判所で侵害に対する訴訟を行うを選択するならば、関係国内領域内で生じている侵害行為についてしか差止め命令を得ることができない（CDR 第 83.2 条）。したがって、Darkside Company 又は Gadget Company（あるいは、両社の子会社のうち 1 社）のいずれかが所在する地の裁判所で訴訟を行うことを強く勧める。そうすれば、欧州の全関係国を対象に国境を超えた効果を及ぼす差止め命令が得られる（CDR 第 83.1 条）。

一見して有利な事情の実証に続き、多くの国内裁判所では、本案の有利な判決に対し主要審理の時期が障害となることの実証を求められる（緊急性の要件）。ただし、主要審理は必ずしも同時に申し立てなくともよいが、多くの場合に国内法又は裁判所の決定のいずれかによって、申立人は所定の期間以内に本案の訴訟を申し立てなければならない義務を負う。例えばスペインでは、Gadget Company は、裁判所の暫定的差止め命令の後 20 日以内に本案の訴訟を申し立てる必要がある。ドイツでは、裁判所は申立人に対して、本案の訴訟を相手方当事者の請求に従って提起するよう命じ<sup>231</sup>、申立人が従わない場合、暫定的差止め命令を取り消す。

---

<sup>229</sup> 共同体意匠規則第 1 条 (2) (a)

<sup>230</sup> 事実関係から、機器が初めて公表されたのは日本、すなわち EU 域外であったと推察される。このため、日本の NOPEACE 製品が、通常の営業行為を通じ、共同体域内で活動する関係部門に特化した集団内で一定程度認知されていない限り、Gadget Company は意匠の新規性を実証する上で深刻な問題に直面するかも知れない（いわゆる「相対的な新規性の要件」）。

<sup>231</sup> ドイツ民事訴訟法第 926 条(1) (2), 936 条

[特許庁委託]

## 欧洲主要国における知的財産権利行使マニュアル

[著者]

Bird & Bird

Bruno Vandermeulen (ベルギー)

Yves Bizollon (フランス)

Felix Rödiger (ドイツ)

Armand Killan (オランダ)

Giovanni Galimberti (イタリア)

Manuel Lobato (スペイン)

Katharine Stephens (イギリス)

**Bird & Bird**

[発行]

日本貿易振興機構 デュッセルドルフ事務所

2012年9月発行 禁無断転載

本マニュアルは、特許庁委託事業により、Bird & Bird が英語にて原文を作成し、JETRO デュッセルドルフ事務所が日本語訳を作成したものです。また、2012 年 9 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本マニュアルの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。